

令和7年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に
向けた地方自治体の取組に関する調査研究事業
報告書

令和8年（2026年）3月

株式会社 NTT データ経営研究所

目次

I.	事業概要	2
1	背景・目的	2
2	事業実施方法	2
3	実施体制	3
4	事業スケジュール	4
II.	地方ブロック会議	5
1.	実施の目的	5
2.	実施概要	5
	<参加対象及び参加自治体数>	6
	<各回のアジェンダ>	7
	<意見交換の概要>	7
III.	アンケート調査	9
1.	調査の目的	9
2.	調査概要	9
	<調査対象及び調査客体数>	9
	<調査方法・調査時期>	9
	<回収状況>	9
3.	アンケート調査結果	10
	<都道府県票>	10
	<市区町村票>	41
4.	アンケート調査まとめ	122
IV.	ヒアリング調査	125
1	調査の目的	125
2	調査概要	125
3	調査結果	127
5.	ヒアリング調査まとめ	133
V.	調査検討委員会	136
1	調査検討委員会における検討について	136
VI.	まとめ	141
1	本調査研究のまとめ	141
2	養護老人ホーム及び軽費老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けて	143
3	養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組について	143
	参考資料	147

1. 事業概要

1 背景・目的

養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、地域の実情に即した自治体独自の改定等も行うよう要請するなど、国として活用を促しているが、地域によっては行政職員も含めて認知度が低く、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの安定的な運営等の障壁になっている場合がある。そのため、アンケート調査による市町村や都道府県の取組や課題の把握、自治体の担当者等による地方ブロック単位の会議の開催等により、自治体職員の認知度向上・理解促進を図ることを目的とする。

2 事業実施方法

(1) 地方ブロック会議

自治体の担当者等による地方ブロック単位の会議（アンケート調査を踏まえた意見交換、関係団体や先駆的な自治体の発表等）の開催等を行い、自治体職員の認知度向上・理解促進を図った。

(2) アンケート調査

市町村や都道府県に対してアンケート調査（支弁額等の改定、老人福祉法に基づく措置事務及び都道府県による管内市町村に対する助言等について、具体的な取組方法や実施する際の課題の把握）を実施する。

なお、特に優れた取組を行っている自治体においては抽出の上、インタビュー調査を行う。

(3) ヒアリング調査

アンケート調査の結果を踏まえ、独自の取組を行っている自治体に対して、詳細な情報収集を行う。

3 実施体制

(1) 調査検討委員会

本事業では、下記の委員から構成される検討会を設置し、事業設計、調査設計、調査の実施、調査結果の分析、報告書の作成等に関する検討を行った。

調査検討委員会の委員

団体名等	所属	委員名
一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会	理事長	荒川 透
昭和女子大学	人間社会学部 福祉社会学科 生活機構研究科 福祉社会研究専攻 教授	○北本 佳子
那珂市	介護長寿課 課長	鈴木 伸一
特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会	事務局長	常盤 勝範
公益社団法人全国老人福祉施設協議会	養護老人ホーム委員会 委員長	利光 弘文
公益社団法人全国老人福祉施設協議会	軽費老人ホーム・ケアハウス委員会 委員長	中川 勝喜
長崎県	長寿社会課 課長	中村 直輝
神奈川県立保健福祉大学	保健福祉学部 社会福祉学科 講師	福馬 健一

○ 委員長 (計 8 名 氏名五十音順 敬称略)

(2) オブザーバー

厚生労働省 老健局高齢者支援課 課長補佐 秋山 仁

厚生労働省 老健局高齢者支援課 係長 田中 匡

厚生労働省 老健局高齢者支援課 宮下 稜平

事務局

NTT データ経営研究所 ライフ・バリュー・クリエイションユニット

マネージングディレクター 米澤 麻子

マネージャー 大塚 恒治

シニアコンサルタント 金尾 翔悟

シニアインフォメーションリサーチャー 大岡 裕子

(3) 検討会の開催実績

第 1 回検討会

- ・開催日程 令和 7 年 11 月 4 日（火） 9：30－11：30
- ・検討内容 事業概要の説明、地域ブロック会議の報告

第 2 回検討会

- ・開催日程 令和 7 年 12 月 8 日（月） 15：00－17：00
- ・検討内容 アンケート調査の検討、ヒアリング調査の検討

第 3 回検討会

- ・開催日程 令和 8 年 1 月 26 日（月） 14：00－16：00
- ・検討内容 アンケート調査速報値の報告、ヒアリング調査速報値の報告

第 4 回検討会

- ・開催日程 令和 8 年 3 月 9 日（月） 16：00－18：00
- ・検討内容 報告書とりまとめ

4 事業スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン				★第1回委員会 <アジェンダ> ・ 事業概要の説明 ・ ブロック会議の概要報告 ・ 調査設計について	★第2回 <アジェンダ> ・ アンケート調査結果 中間報告 ・ ヒアリング調査設計について	★第3回 <アジェンダ> ・ アンケート調査結果 最終報告 ・ ヒアリング調査中間報告 ・ 報告書の骨子について		★第4回
ブロック会議		実施	実施	意見交換内容 とりまとめ				
アンケート・ ヒアリング 調査			調査設計	アンケート調査 実施	ヒアリング調査 実施		とりまとめ	
報告書 作成					報告書骨子案の 企画・作成		報告書の作成	報告書提出★

II. 地方ブロック会議

1. 実施の目的

都道府県・市区町村の担当者による地方ブロック単位の会議を開催し、職員の認知度向上と理解の促進を図ることで、養護老人ホームおよび軽費老人ホームの適切な運営に向けた自治体の取組を充実させ、施設のさらなる活用を促進することを目的とする。

2. 実施概要

全国を8ブロックにわけて、各ブロックにて各1回開催することとした。

開催回数：9回（全国/北海道・東北/関東/北陸甲信越/東海/関西/中国/四国/九州）

開催方法：集合とWEBでのハイブリッド形式

開催時期・開催場所：

No.	日程	ブロック名	会場
1	10月29日 (水) 14:00～	北海道・東北	TKP 仙台青葉通カンファレンスセンター 宮城県仙台市青葉区一番町 2-4-1 青葉通パーク ビルディング 7階・8階
2	10月27日 (月) 14:00～	関東甲信越	TKP ガーデンシティ PREMIUM 京橋 ANNEX 東京都中央区京橋 2-7-19 京橋イーストビル 5 階
3	10月30日 (木) 14:00～	北陸	TKP 金沢カンファレンスセンター 石川県金沢市上堤町 1-33 アパ金沢ビル 3階・6 階
4	9月4日(木) 14:00～	東海	TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター 愛知県名古屋市中村区名駅 2-41-5 CK20 名駅前 ビル 5階・6階・8階
5	9月5日(金) 14:00～	関西	TKP ガーデンシティ大阪梅田 大阪府 大阪市福島区福島 5-4-21 TKP ゲートタ ワービル
6	9月3日(水) 14:00～	中国	TKP ガーデンシティ岡山 岡山県岡山市北区中山下 1-8-45NTT クレド岡山 ビル 4階
7	9月2日(火) 14:00～	四国	TKP 松山市駅前カンファレンスセンター 愛媛県松山市千舟町 4-3-7 青野ビル 4～5階
8	10月31日 (金) 14:00～	九州	TKP ガーデンシティ博多新幹線口 福岡県福岡市博多区博多駅中央街 5-14 福さ屋 本社ビル 3～5階

<参加対象及び参加自治体数>

想定参加者： 都道府県の養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課、財政担当課、市町村課
市区町村の養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課、財政担当課

No.	日程	ブロック名	会場
1	10月29日 (水) 14:00～	北海道・東北	都道府県：7道県（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県） 市区町村：59市町村
2	10月27日 (月) 14:00～	関東甲信越	都道府県：10都県（東京都、千葉県、神奈川県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県、新潟県、宮城県） 市区町村：75市区町村
3	10月30日 (木) 14:00～	北陸	都道府県：4県（石川県、富山県、福井県、佐賀県） 市区町村：24市町村
4	9月4日（木） 14:00～	東海	都道府県：4県（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県） 市区町村：41市町村
5	9月5日（金） 14:00～	関西	都道府県：4府県（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県） 市区町村：44市町村
6	9月3日（水） 14:00～	中国	都道府県：5県（広島県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県） 市区町村：30市町村
7	9月2日（火） 14:00～	四国	都道府県：4県（香川県、徳島県、高知県、愛媛県） 市区町村：13市町村
8	10月31日 (金) 14:00～	九州	都道府県：7県（福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県） 市区町村：65市町村

<各回のアジェンダ>

【第1部】

1. 厚生労働省ご挨拶
2. 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに関する政策動向の共有
3. 施設が抱える課題について

北海道・東北ブロック：養護老人ホームかるな和順、ひいらぎ荘、養護老人ホーム宝寿荘、ケアハウス樹海の里

北陸ブロック：ケアハウスまっとう、(聖ヨゼフホーム)

関東甲信越ブロック：四街道老人ホーム、(コーポまとは)

東海ブロック：盲養護老人ホーム梨ノ木園、ケアハウス黒野あそか苑

関西ブロック：聖ヨゼフ・ホーム、軽費老人ホーム長命荘

中国ブロック：養護老人ホーム塩手荘、コーポまとは

四国ブロック：視覚障害者養護老人ホーム 土佐くすのき荘、ケアハウス屋島

九州ブロック：養護老人ホーム明光園、軽費老人ホームなかがわ苑

4. 先進自治体取組報告
福岡県、熊本県（九州ブロックのみ）
5. 質疑応答

【第2部】

1. 参加都道府県による意見交換

<意見交換の概要>

1. 都道府県内の改定状況の把握と改定状況
 - 多くの都道府県で軽費老人ホームに関する改定は進んでいる
 - 一方で独自の改定にまでは至っていない都道府県が多い
 - 養護老人ホームに関して、市町村の改定状況の把握や助言を行っている都道府県は少ない
2. 関連団体との連携状況
 - 関係団体との勉強会の実施や意見交換会等、連携している都道府県は多い
 - 関係団体との情報交換会から発展させ、養護老人ホームのあり方検討会を発足し、措置制度の適切な運用と、養護老人ホームと措置機関との連携等を協議する場を設けた県もある
 - 一方で協働して運営マニュアルの作成等の市町村支援の取組を行っている都道府県は少ない
3. 都道府県独自の取組
 - 一部の都道府県で市町村向け養護老人ホーム運営マニュアルの作成や業務に関する

る説明会を実施。

- 施設を交えた地区別の市町村意見交換会を行っている例もある

III. アンケート調査

1. 調査の目的

全国の都道府県・市町村における支弁額等の改定状況、老人福祉法に基づく措置事務及び都道府県による管内市町村に対する助言等について、具体的な取組方法や実施する際の課題について把握することを目的に実施する。

2. 調査概要

<調査対象及び調査客体数>

全国の市区町村及び都道府県を対象に調査を実施した。

調査対象	調査客体数
全国の市区町村（悉皆）	1,741
全国の都道府県（悉皆）	47

<調査方法・調査時期>

調査対象とした全ての都道府県及び市区町村に対し、厚生労働省より電子的手法で依頼状兼調査要項を送信しエクセル調査票にて回答いただいた。調査回答の後、エクセル調査票をアップロードして提出する方法とした。調査期間は令和7年12月17日～令和8年1月9日までとした。

<回収状況>

回収結果は下表に示す通りである。

調査対象	調査客体数	回収数	回収率
全国の市区町村（悉皆）	1,741	1053	60.5%
全国の都道府県（悉皆）	47	42	89.4%

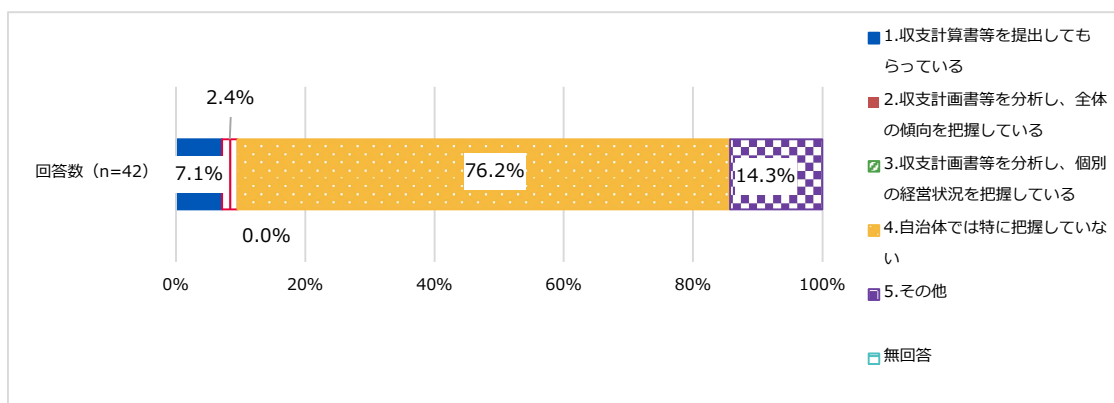
3. アンケート調査結果

<都道府県票>

(1) 問 7-1 養護老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。

養護老人ホームの経営状況の把握状況について、「自治体では把握していない」が最も多く 76.2%、次いで「収支計算所等を提出してもらっている」が 7.1%であった。

図表 III-1 養護老人ホームの経営状況の把握状況（単数回答）



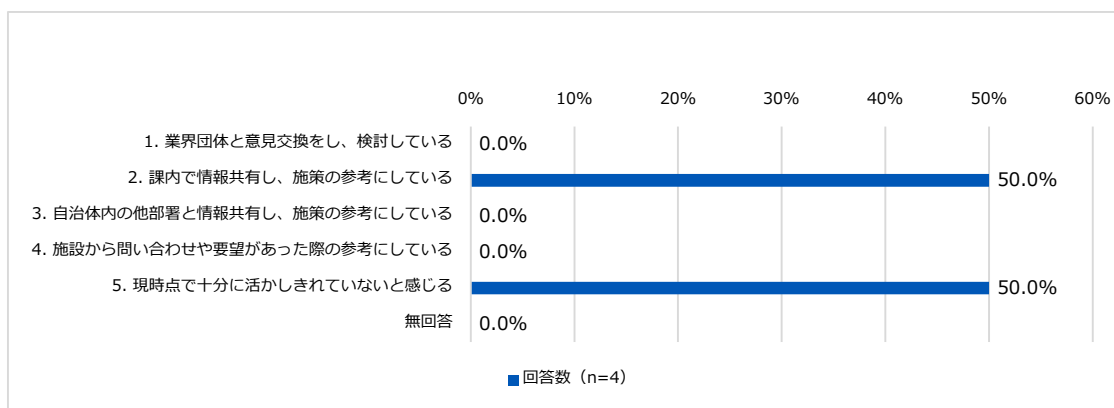
(2) その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）（問 7-1 にて「その他」と回答した方が回答）

図表 III-2 その他の詳細

- ・ 県老人福祉施設協議会等との情報交換の場における把握
- ・ 例年の実態調査に基づき把握している
- ・ 市町村担当者からの情報提供にて経営状況を把握している。
- ・ 定期的実施する法人監査等の際に収支計算書等の内容を確認している。

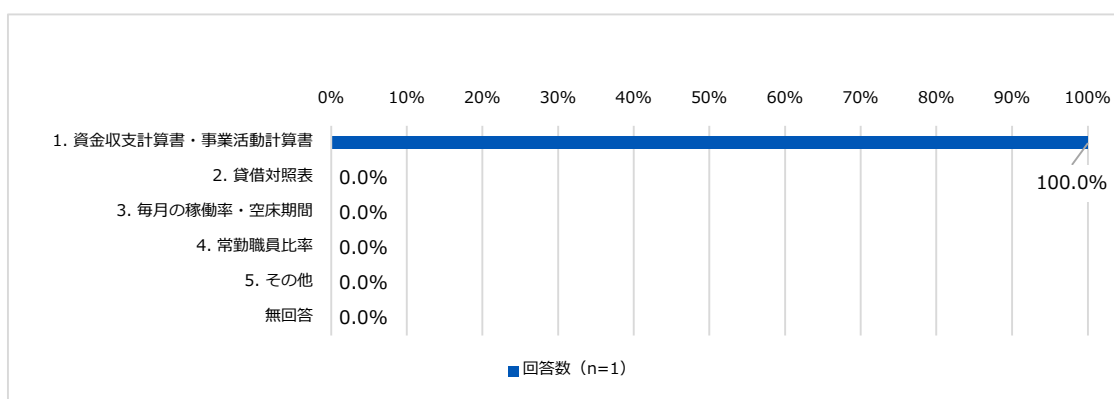
(3) 問 7-2 把握した情報の活かし方についてお答えください。(問 7-1 で「1.収支計算書等を提出してもらっている」、「2.収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」、「3.収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した方が回答)
把握した情報の活かし方について、「課内で情報共有し、施策の参考にしている」と「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」がそれぞれ 50.0%であった。

図表 III-3 把握した情報の活かし方 (複数回答)



(4) 問 7-3 問 7-1 で「2.収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」または「3.収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した方で、収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。
把握した情報の活かし方について、「資金収支計算書・事業活動計算書」が 100%であった。

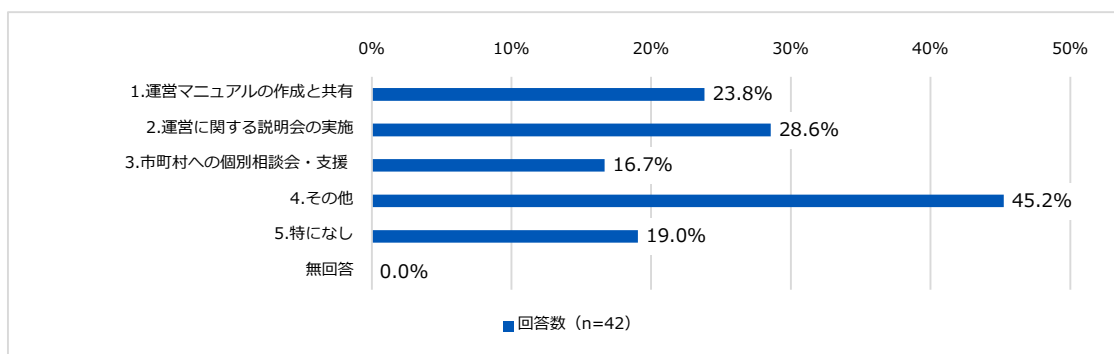
図表 III-4 確認ポイント (複数回答)



(5) 問 8 養護老人ホームに関して管轄市町村への支援があれば教えてください。

把握した情報の活かし方について、「運営に関する説明会の実施」が 28.6%、次いで「運営マニュアルの作成と共有」が 23.8%であった。

図表 III-5 養護老人ホームに関して管轄市町村への支援（複数回答）



(6) 養護老人ホームに関して管轄市町村への支援の詳細について、共有方法、マニュアルの内容、説明会の内容、個別相談会の内容、その他の内容について具体的に教えてください。（具体的に入力）

図表 III-6 養護老人ホームに関して管轄市町村への支援の詳細

1. マニュアル・指針の作成と共有（11 件）

事務費支弁基準、措置事務の手引き、参考書類の策定・配布。

2. 説明会・研修会・勉強会の開催（14 件）

措置費改定、地方財政措置、初任者向けセミナー等の実施。実務説明や制度改正の周知。

3. 個別相談・疑義照会への対応（17 件）

市町村からの照会に対する技術的助言、国への確認代行、過去の事例に基づいた回答。

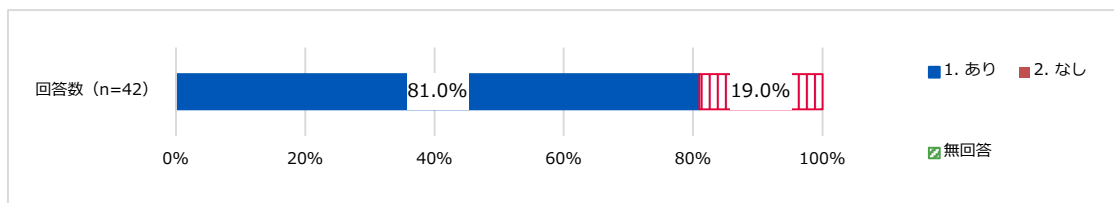
4. 情報共有・実態調査・連絡調整（7 件）

空き情報の一覧提供、市町村間の意見交換会の主催、独自の実態調査の実施と結果共有。

(7) 問 10-1 貴自治体内の軽費老人ホーム A 型の施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

軽費老人ホーム A 型の施設有無について、「あり」が 81.0%、「なし」が 19.0%であった。

図表 III-7 軽費老人ホーム A 型の施設有無（単数回答）



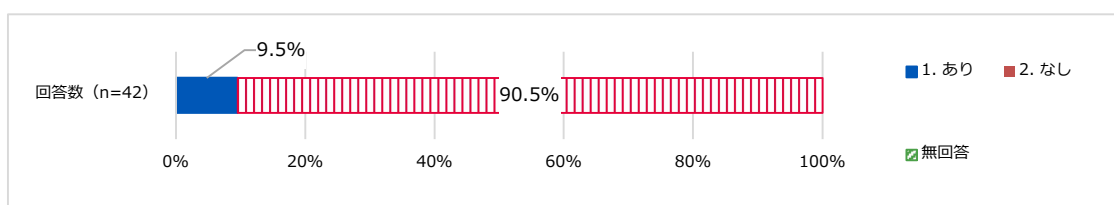
図表 III-8 軽費老人ホーム A 型の施設数・定員数

	回答数	全体 (合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
施設数	34	112	3.3	2	3.2	15	1
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	34	2	0.1	0	0.2	1	0
定員数	34	6204	182.5	100	194.8	830	0

(8) 問 10-2 貴自治体内の軽費老人ホーム B 型の施設有無についてお答えください。

軽費老人ホーム B 型の施設有無について、「なし」が 90.5%、「あり」が 9.5%であった。

図表 III-9 軽費老人ホーム B 型の施設有無（単数回答）



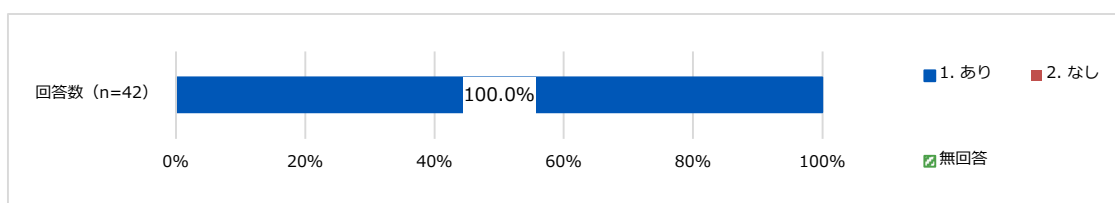
図表 III-10 軽費老人ホーム B 型の施設数・定員数

	回答数	全体 (合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
施設数	4	5	1.3	1	0.4	2	1
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	4	0	0.0	0	0.0	0	0
定員数	4	198	49.5	50	0.9	50	48

(9) 問 10-3 貴自治体内のケアハウスの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

軽費老人ホーム B 型の施設有無について、「あり」が 100%であった。

図表 III-11 ケアハウスの施設有無（単数回答）



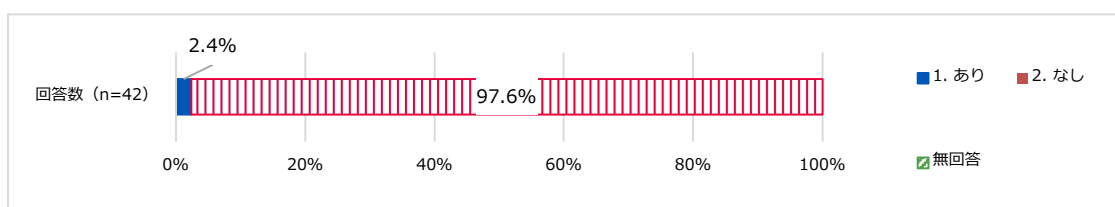
図表 III-12 ケアハウスの施設数・定員数

	回答数	全体 (合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
施設数	42	1312	31.2	29	20.8	111	7
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	42	395	9.4	7	9.2	46	0
定員数	42	48229	1148.3	999	778.5	3560	50

(10) 問 10-4 貴自治体内の都市型老人ホームの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

都市型老人ホームの施設有無について、「なし」が 97.6%、「あり」が 2.4%であった。

図表 III-13 都市型老人ホームの施設有無（単数回答）



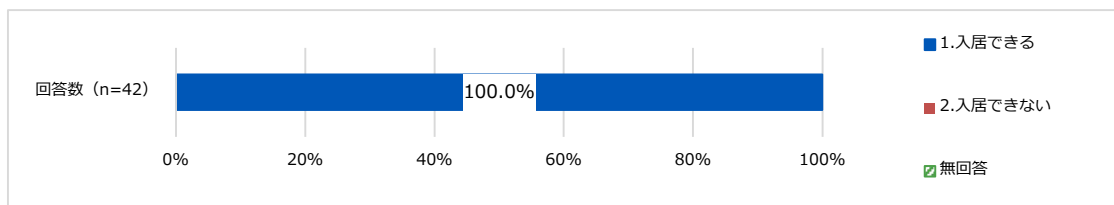
図表 III-14 問 10-4 都市型老人ホームの施設数・定員数

	回答数	全体 (合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
施設数	1	97	97.0	97	0.0	97	97
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	1	0	0.0	0	0.0	0	0
定員数	1	1674	1674.0	0	0.0	1674	1674

(11) 問 11 生活保護受給者の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居についてお答えください。

生活保護受給者の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居について、「入居できる」が100%であった。

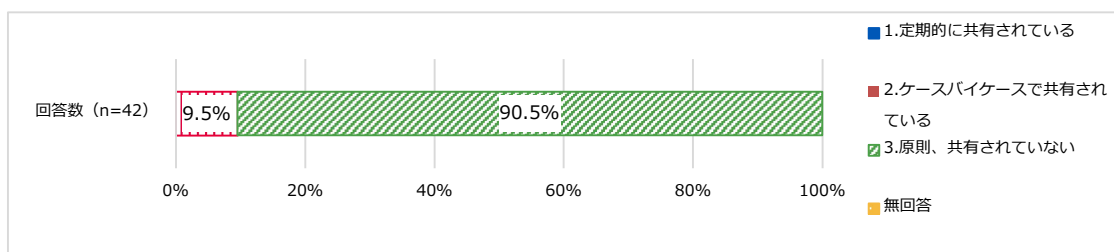
図表 III-15 生活保護受給者の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居（単数回答）



(12) 問 13 貴自治体において、軽費老人ホーム・ケアハウスの入居に際し、生活保護受給者（または受給予定者）に関する情報が、介護保険担当部局（または高齢者福祉担当部局）と生活保護担当部局間で適切に共有されていますか。

生活保護受給者に関する情報の共有について、「原則共有されていない」が90.5%で最も多く、次いで「ケースバイケースで共有されている」が9.5%であった。

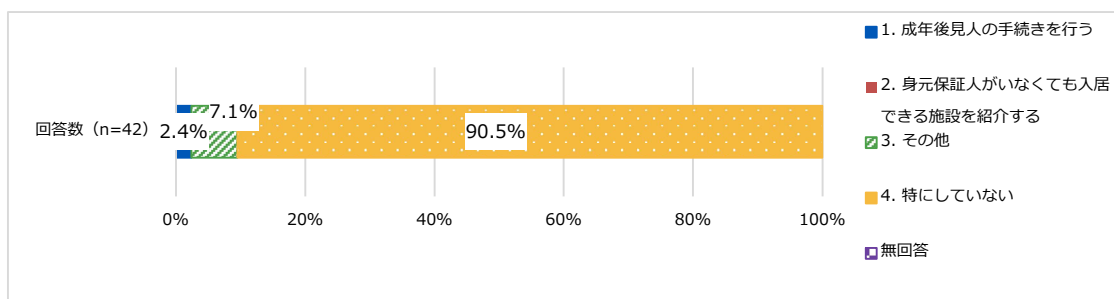
図表 III-16 生活保護受給者に関する情報の共有（単数回答）



(13) 問 14 身元保証等がない方に対して、貴自治体ではどのような支援を行っているかお答えください。

軽費老人ホーム B 型の施設有無について、「特にしていない」が最も多く 90.5%、次いで「その他」が 7.1%であった。

図表 III-17 身元保証等がない方への支援（単数回答）



(14) 問 14 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

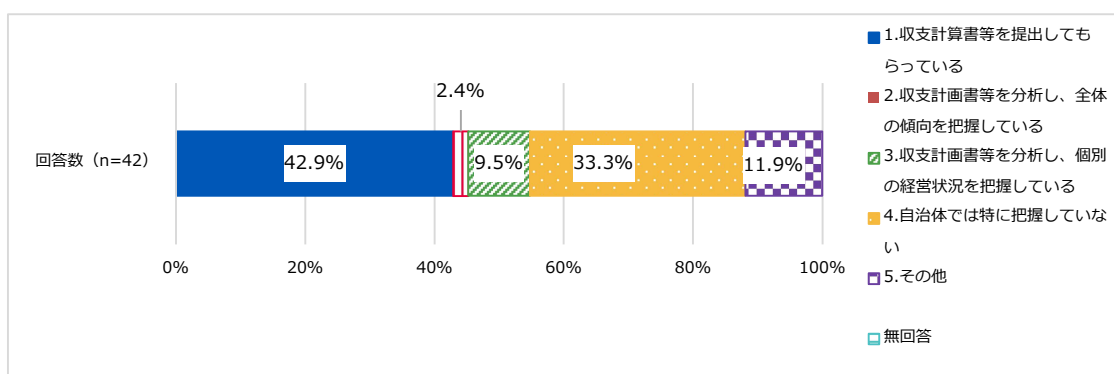
図表 III-18 その他の詳細

- ・ 都道府県老人福祉施設協議会へ適宜確認、関係部局や市町村への情報共有の実施
- ・ 施設に入居者等への成年後見人制度の案内を依頼
- ・ 身元保証等が無い場合でも施設の判断で入所可としている。

(15) 問 15 貴自治体内の軽費老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。

軽費老人ホームの経営状況について、「収支計算書等を提出してもらっている」が最も多く 42.9%、次いで「自治体では特に把握していない」が 33.3%であった。

図表 III-19 軽費老人ホームの経営状況の把握（単数回答）



(16) 問 15 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

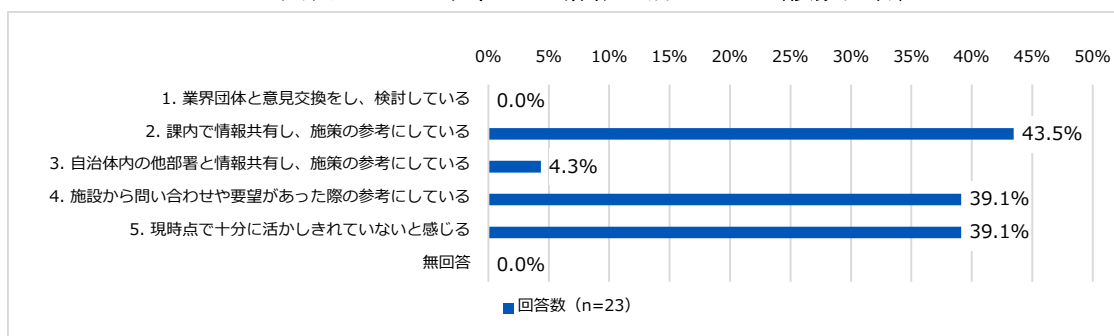
図表 III-20 その他の詳細

- ・ 補助金関連書類として提出されている（中核市を除く）。
- ・ 実績報告の提出等の際して、決算書の提出を求めている。
- ・ 都道府県老人福祉施設協議会や施設等と情報共有を実施している。
- ・ 3年に一度実施している経営実態調査
- ・ 独自改定の検討の際に、WAMNET から財務諸表を入手し分析した。

(17) 問 16 把握した情報の活かし方についてお答えください。

把握した情報の活かし方について、「課内で情報共有し、施策の参考になっている」が最も多く 43.5%、次いで「施設から問い合わせや要望があった際の参考になっている」と「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」がそれぞれ 39.1%であった。

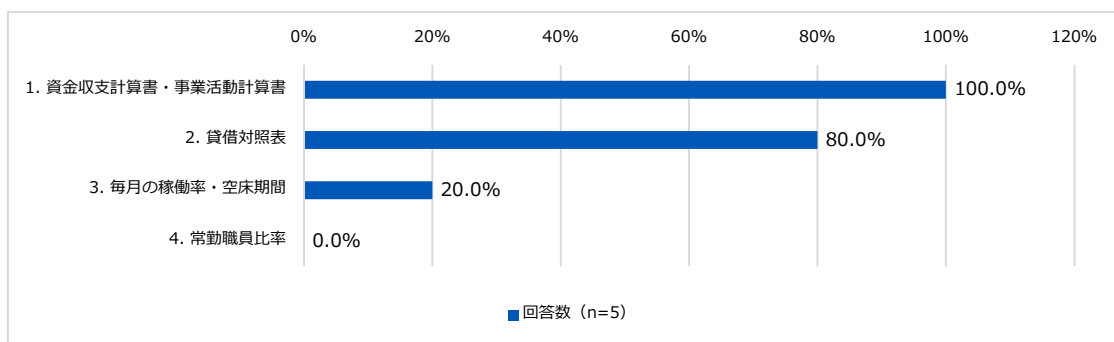
図表 III-21 把握した情報の活かし方（複数回答）



(18) 問 17 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。

経営状況の把握の確認について、「資金収支計算書・事業活動計算書」が最も多く 100%、次いで「貸借対照表」が 80%であった。

図表 III-22 経営状況の把握の確認点（複数回答）



(19) 問 18 決算額についてお答えください。

図表 III-23 問 18 令和 6 年度決算額

	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
事務費計	38	1164630735.3	817481250	1103148887.9	5467600109	452101
事務費補助金（自治体負担分）	38	654520217.7	548125150	500584742.8	2285205000	278558
事務費本人負担分	38	208749956.2	177302861.5	171081319.8	757219100	0
把握していない	4	-	-	-	-	-

図表 III-24 問 18 令和 5 年度決算額

	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
事務費計	39	1142067738.9	848568000	1062012815.1	5228565613	405157
事務費補助金（自治体負担分）	39	649285972.9	536768000	495313651.3	2285495000	257326
事務費本人負担分	39	208410460.6	187343196	165860591.8	755347200	0
把握していない	3	-	-	-	-	-

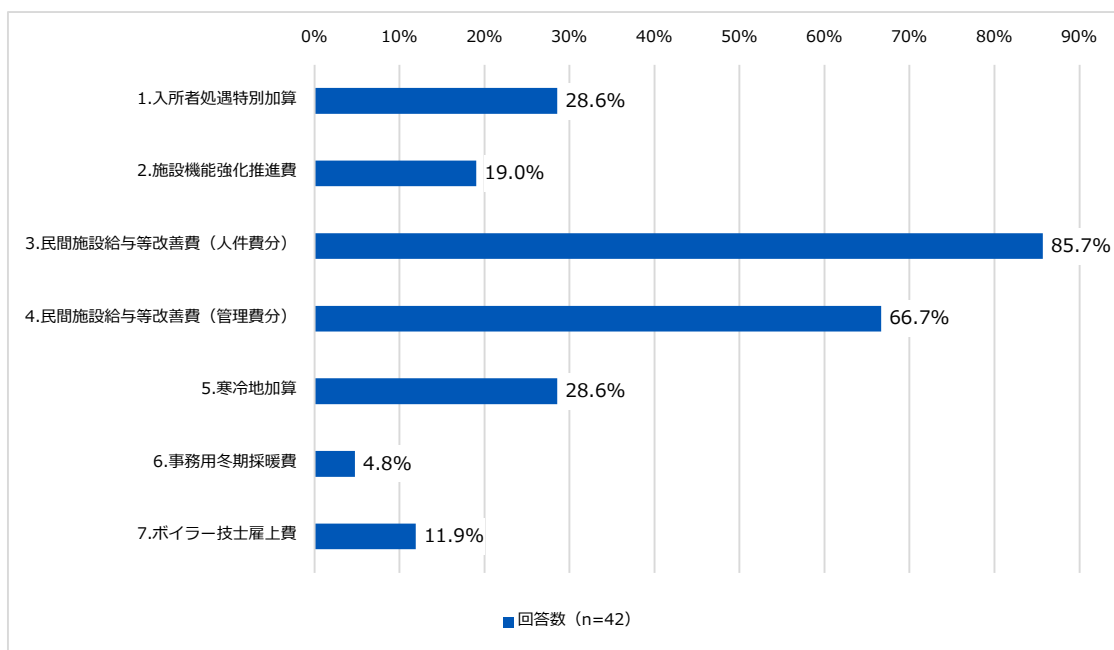
図表 III-25 問 18 令和 4 年度決算額

	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
事務費計	39	1133481305.3	851117000	1056538763.3	5092064256	404739
事務費補助金（自治体負担分）	39	646980057.2	539053000	493210483.4	2293440000	254983
事務費本人負担分	39	203382809.4	181601600	171308414.8	764596100	0
把握していない	3	-	-	-	-	-

(20) 問 19-1 貴自治体で軽費老人ホーム・ケアハウスに対して設定のある加算をお答えください。

軽費老人ホーム・ケアハウスに対して設定のある加算について、「民間施設給与等改善費（人件費分）」が最も多く 85.7%、次いで「民間施設給与等改善費（管理費分）」が 66.7%であった。

図表 III-26 軽費老人ホーム・ケアハウスの設定加算（複数回答）



(21) 問 19-1 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。

図表 III-27 その他の詳細

1. 処遇改善・人材確保に関する加算（5件）

処遇改善加算、介護人材確保・職場環境改善等加算、介護職員処遇改善加算など。

2. 物価・給与水準の変動に伴う調整（3件）

消費者物価指数や人事委員会勧告の反映、地域手当（級地）の変更、民間施設給与等改善費。

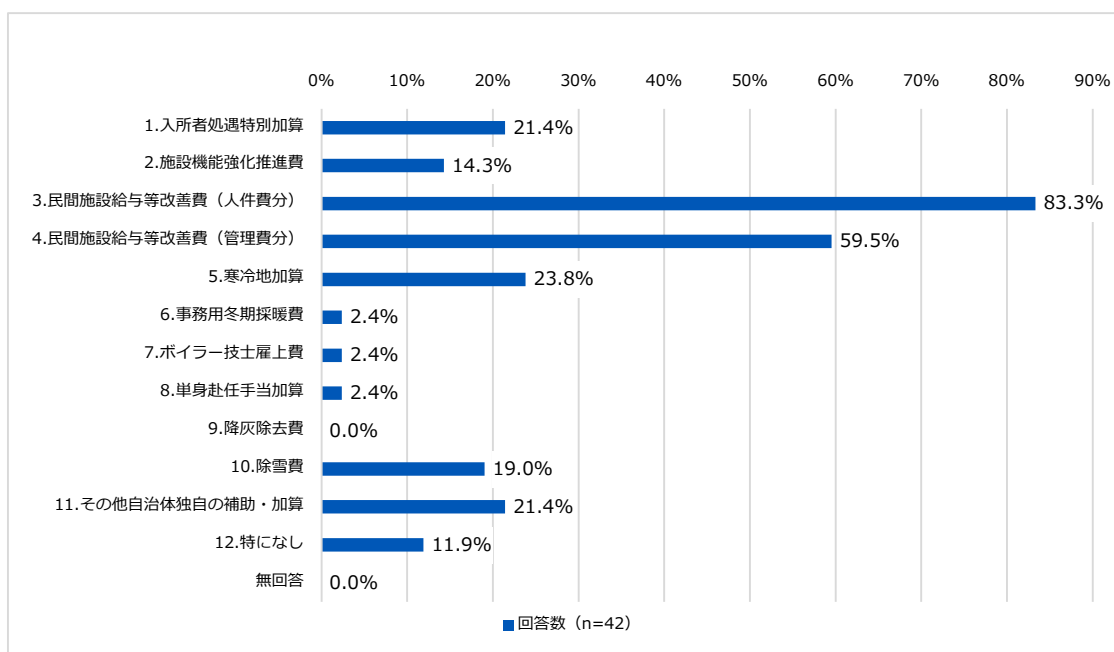
3. 施設機能・専門職配置に関する加算（2件）

機能維持向上加算（要介護化の予防）、宿直専門員雇上加算。

(22) 問 20-1 貴自治体で軽費老人ホーム・ケアハウスに対して昨年度補助実績のある加算をお答えください。

軽費老人ホーム・ケアハウスに対して昨年度補助実績のある加算について、「民間施設給与等改善費（人件費分）」が最も多く 83.3%、次いで「民間施設給与等改善費（管理費分）」が 59.5%であった。

図表 III-28 軽費老人ホーム・ケアハウスに対して昨年度補助実績のある加算（複数回答）



(23) 問 20-1 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
（具体的に入力）

図表 III-29 その他の詳細

1.処遇改善・人材確保に関する加算（4件）

処遇改善加算、介護人材確保・職場環境改善等加算、介護職員処遇改善加算など。

2.物価・給与水準の変動に伴う調整（3件）

消費者物価指数や人事委員会勧告の反映、地域手当（級地）の変更、民間施設給与等改善費。

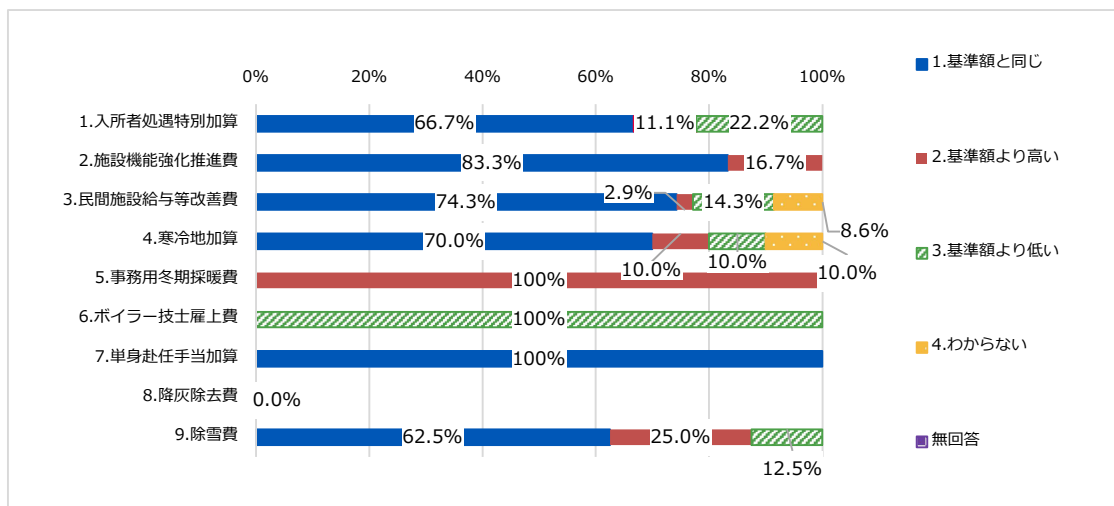
3. 施設機能・専門職配置に関する加算（2件）

機能維持向上加算（要介護化の予防）、宿直専門員雇上加算。

(24) 問 20-2 問 20-1 で「11.その他自治体独自の補助・加算」、「12.特になし」以外を選択した方で、支給された加算が国の基準額と比較してどうかについてお答えください。

「基準額と同じ」については「単身赴任手当加算」が最も多く 100%、次いで「施設機能強化推進費」が 83.3%であった。「基準額より高い」については「事務用冬期採暖費」が最も多く 100%、次いで「除雪費」が 25.0%であった。

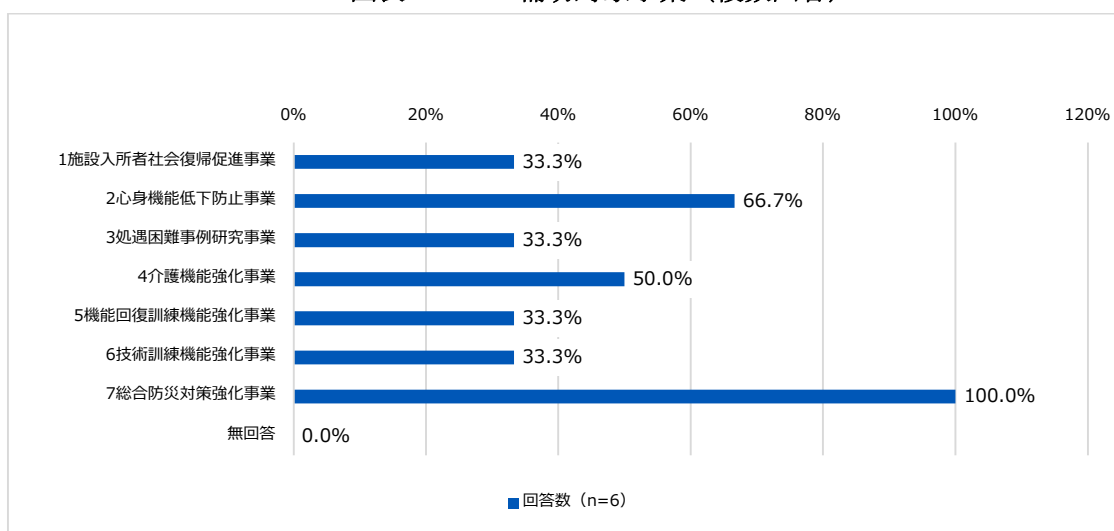
図表 III-30 支給された加算と国の基準額との比較



(25) 問 20-3 問 20-1 で「2.施設機能強化推進費」を選択した方で、どのような事業に対して補助を行っていますか。

どのような事業に対して補助を行っているかについて、「総合防災対策強化事業」が最も多く 100%、次いで「心身機能低下防止事業」が 66.7%であった。

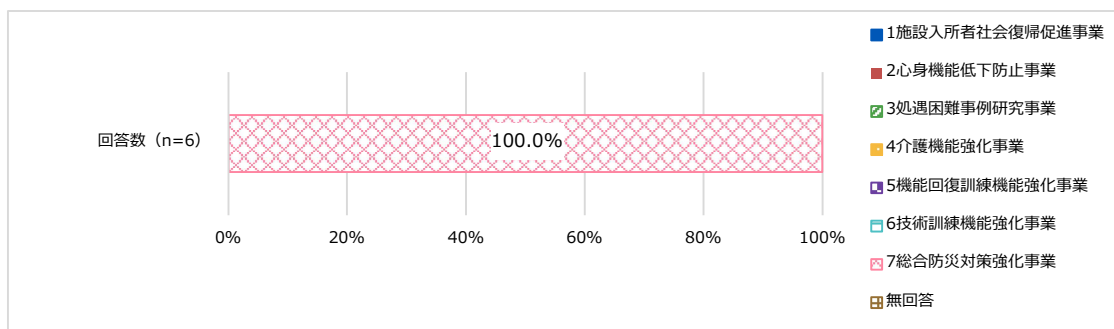
図表 III-31 補助対象事業（複数回答）



(26) 問 20-4 問 20-1 で「2.施設機能強化推進費」を選択した方で、補助実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。

特に重点としている事業について、「総合防災対策強化事業」が 100%であった。

図表 III-32 補助実績のある重点事業



(27) 問 20-4 問 20-1 で「11.その他自治体独自の補助・加算」を選択した方で、貴自治体独自で軽費老人ホームに対して行っている（前項目以外の）補助・加算等がありましたら、名称、概要をお答えください。

図表 III-33 その他の補助・加算等

1. 職員の処遇改善・賃金底上げ（5件）

処遇改善加算（月額 19,500 円）、民間施設等給与改善費（49,000 円×配置基準数）、処遇改善費（賃金改善経費）。

2. 職場環境整備・人材確保（3件）

介護人材確保・職場環境改善等費、職場定着推進事業、職場環境改善経費（一時金等を含む）。

3. 公務員給与・物価等に連動する調整（1件）

知事の定める割合（消費者物価指数・人事委員会勧告の反映）。

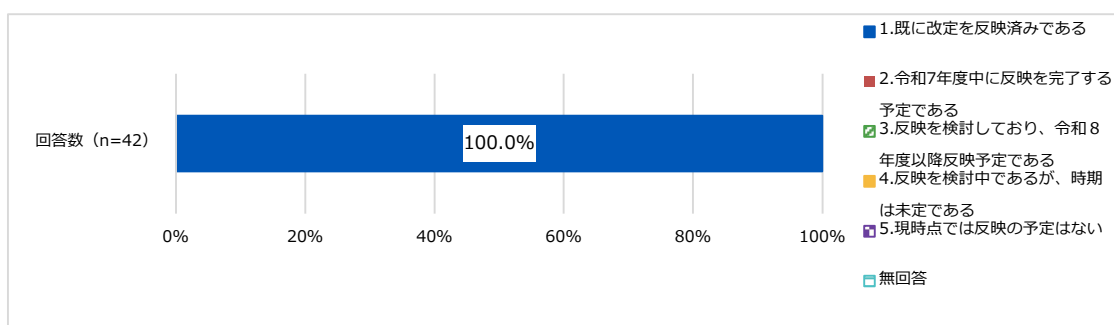
4. 夜間安全体制（宿直）の強化（1件）

宿直専門員雇上加算（A型施設対象）、夜間巡視体制強化。

(28) 問 21-1 令和 4 年度介護報酬改定（収入月額 9,000 円相当引上げ）を踏まえ、養護老人ホームおよび軽費老人ホームの職員処遇改善について、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和 6 年度末までに反映しましたか。

改定を令和 6 年度末までに反映したかについて「既に改定を反映済みである」が 100%であった。

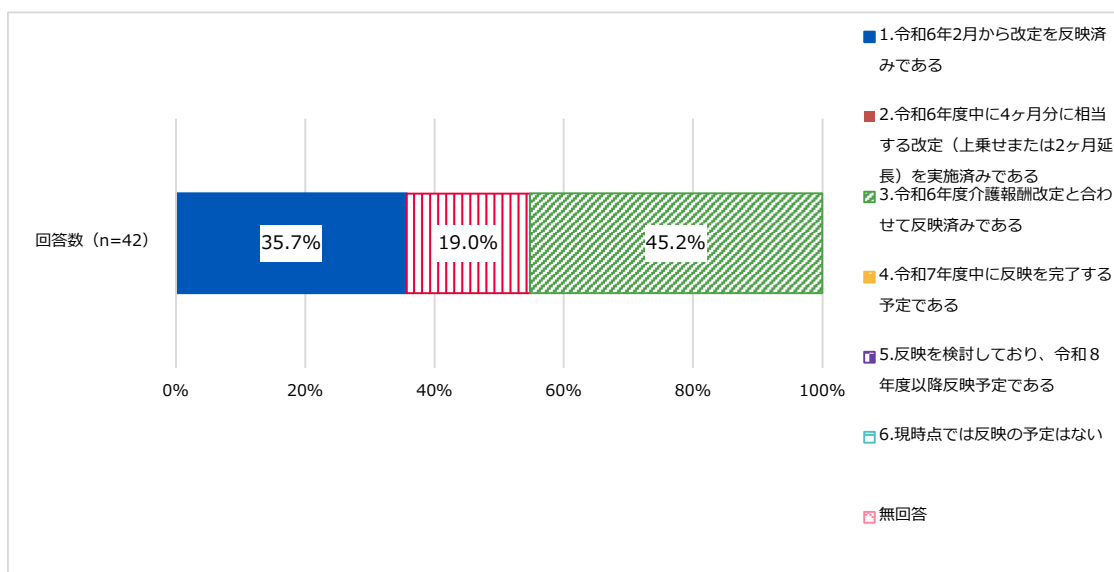
図表 III-34 職員処遇改善について、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和 6 年度末までに反映したか（単数回答）



(29) 問 22-1 令和 5 年度補正予算による月額平均 6,000 円相当（2%程度）の賃上げ措置を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和 6 年度末までに反映しましたか。

改定を令和 6 年度末までに反映したかについて「令和 6 年度介護報酬改定と合わせて反映済みである」が最も多く 45.2%、次いで「令和 6 年 2 月から改定を反映済みである」が 35.7%であった。

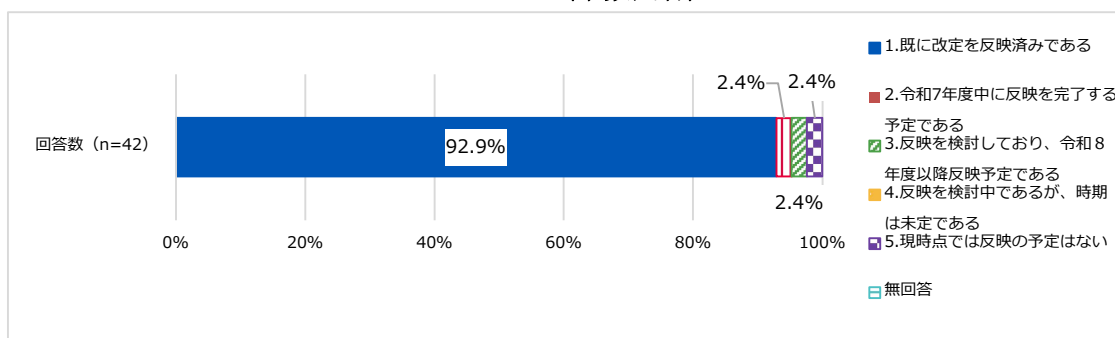
図表 III-35 老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和 6 年度末までに反映したか（単数回答）



(30) 問 23-1 令和 6 年度介護報酬改定の処遇改善分（養護老人ホームの事務費等の合計 1.16%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みですか。（令和 7 年 12 月時点）

老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映したかについて「既に改定を反映済みである」が最も多く 92.9%であった。

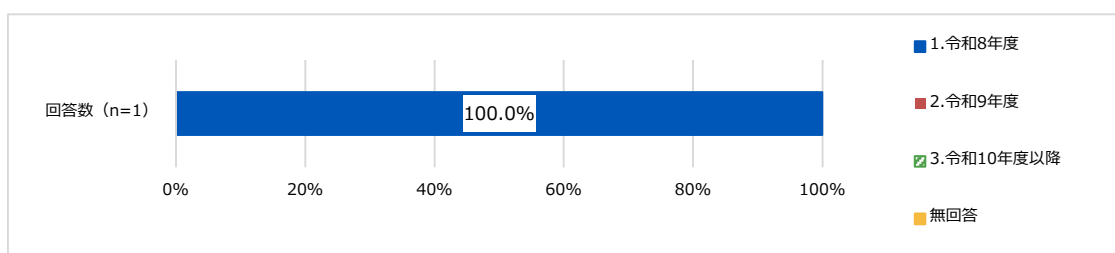
図表 III-36 老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和 6 年度末までに反映したか（単数回答）



(31) 問 23-2 問 23-1 で「反映を検討しており、令和 8 年度以降反映予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。（令和 7 年 12 月時点）

対応の反映予定時期について「令和 8 年度」が 100%であった。

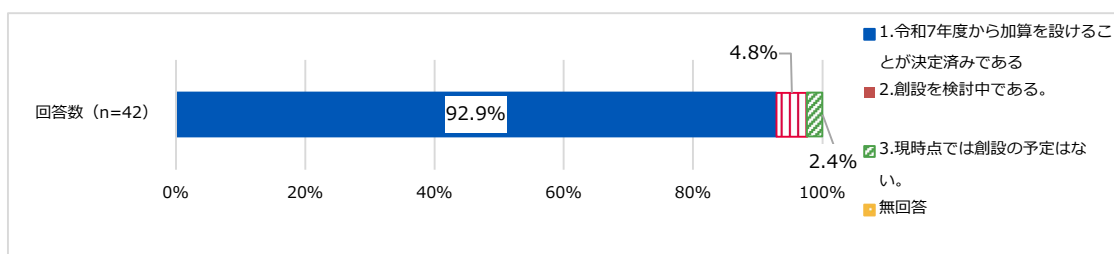
図表 III-37 対応の反映予定時期



(32) 問 24 令和 6 年度補正予算による「介護人材確保・職場環境改善等加算」の創設（職員 1 人当たり年間 54,000 円相当）を踏まえ、令和 7 年度の老人保護措置費に係る支弁額等に同様の加算を設ける（または設けることが決定している）予定ですか。（令和 7 年 12 月時点）

老人保護措置費に係る支弁額等に同様の加算を設ける予定について「令和 7 年度から加算を設けることが決定済みである」が最も多く 92.9%、次いで「創設を検討中である」が 4.8%であった。

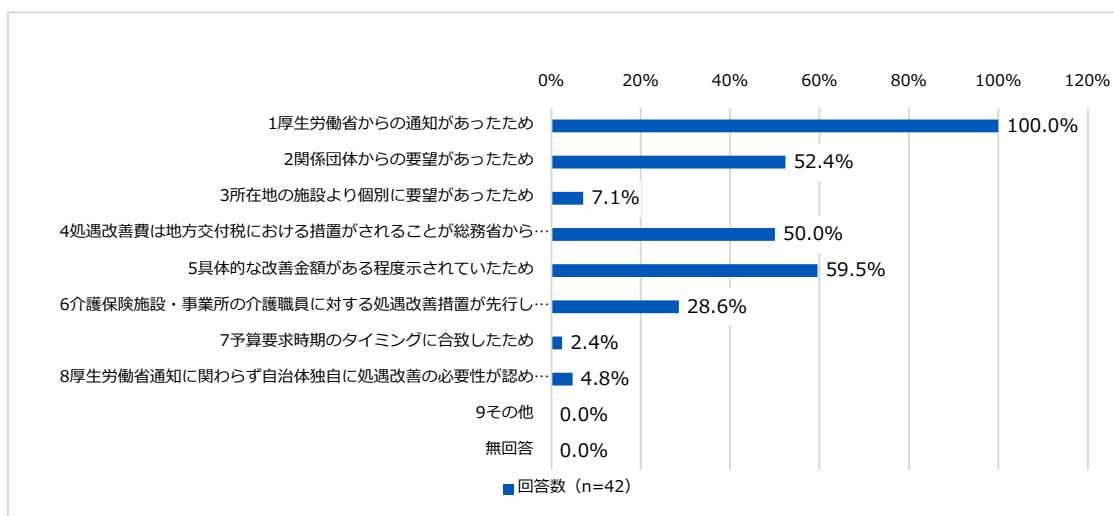
図表 III-38 老人保護措置費に係る支弁額等に同様の加算を設ける予定時期（単数回答）



(33) 問 25 問 21-1、問 22-1、問 23-1、問 24 について、改定を反映済みを選択した場合、処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因についてお答えください。

処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因について「厚生労働省からの通知があったため」が最も多く 100%、次いで「具体的な改善金額がある程度示されていたため」が 59.5%であった。

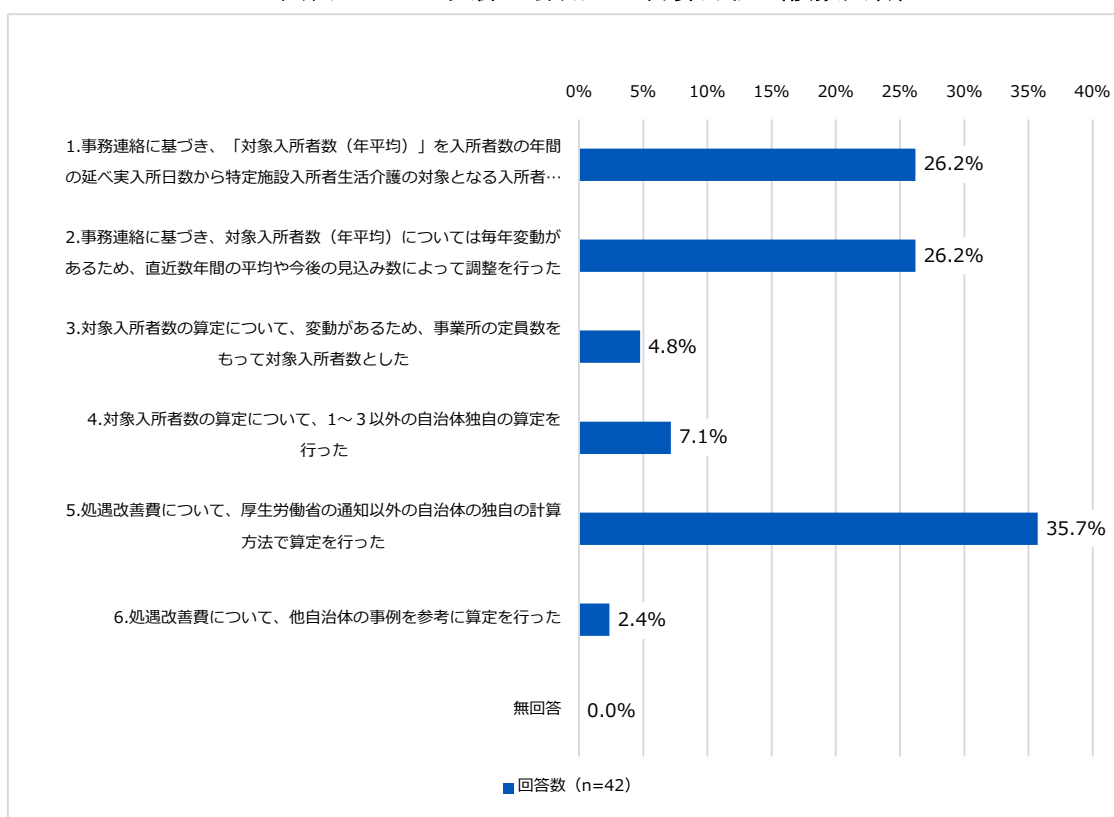
図表 III-39 処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因（複数回答）



(34) 問 26 問 21-1、問 22-1、問 23-1、問 24 について、改定を反映済みを選択した場合、貴自治体で実際に採用した計算方法についてお答えください。

実際に採用した計算方法について「処遇改善費について、厚生労働省の通知以外の自治体の独自の計算方法で算定を行った」が最も多く 35.7%、次いで「事務連絡に基づき、「対象入所者数（年平均）」を入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを 365 で除して求めた」と「事務連絡に基づき、対象入所者数（年平均）については毎年変動があるため、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整を行った」がそれぞれ 26.2%であった。

図表 III-40 実際に採用した計算方法（複数回答）



(35) 問 26 にて「4.対象入所者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

図表 III-41 具体的内容

- ・ 毎月初日時点での入所者の実績数により、算定した。
- ・ 当該年度の各月初日の入所者数を基準に算定
- ・ 各年度 4 月 1 日現在の一般入所者数をもって対象入所者数とした。

(36) 問 26 にて「6.処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った」とお答えの場合は、参考にした自治体名をお答えください。

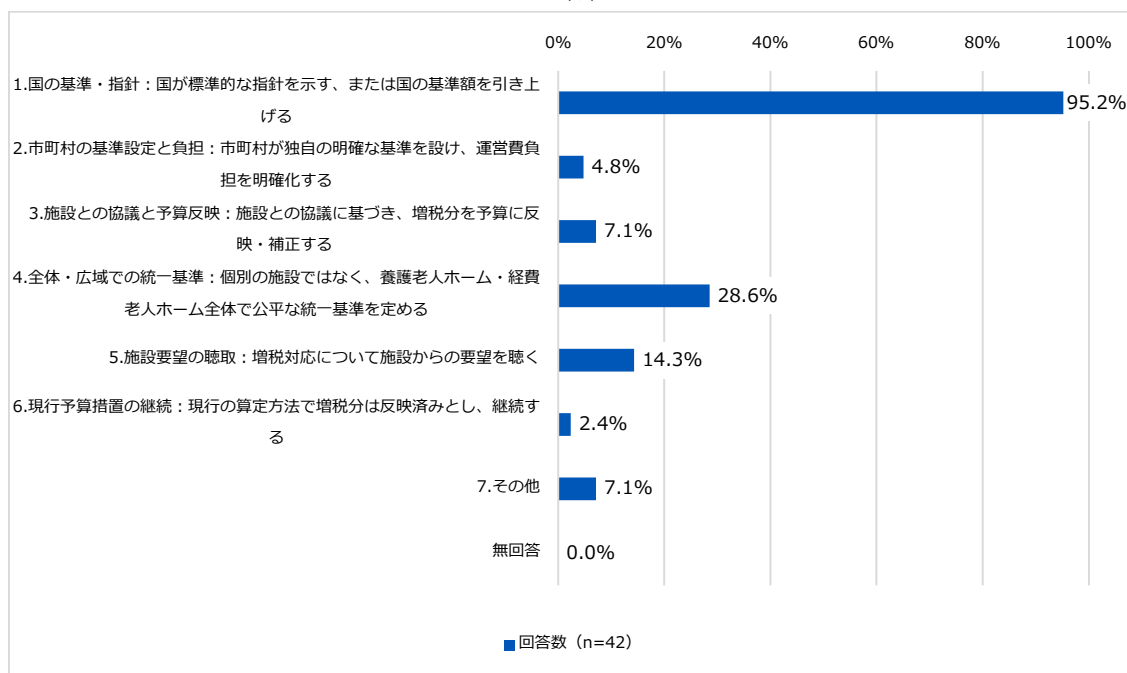
図表 III-42 参考にした自治体名

・ 厚生労働省事務連絡に基づき対象職員数（月平均）を算出した。

(37) 問 27 問 21-1、問 22-1、問 23-1、問 24 について、改定を反映済みを選択した場合、どうすれば 職員の処遇改善等に向けた対応ができるとお考えかお答えください。

処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因について「国の基準・指針：国が標準的な指針を示す、または国の基準額を引き上げる」が最も多く 95.2%、次いで「全体・広域での統一基準：個別の施設ではなく、養護老人ホーム・経費老人ホーム全体で公平な統一基準を定める」が 28.6%であった。

図表 III-43 問 27 どうすれば 職員の処遇改善等に向けた対応ができるか（複数回答）



(38) 問 27 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

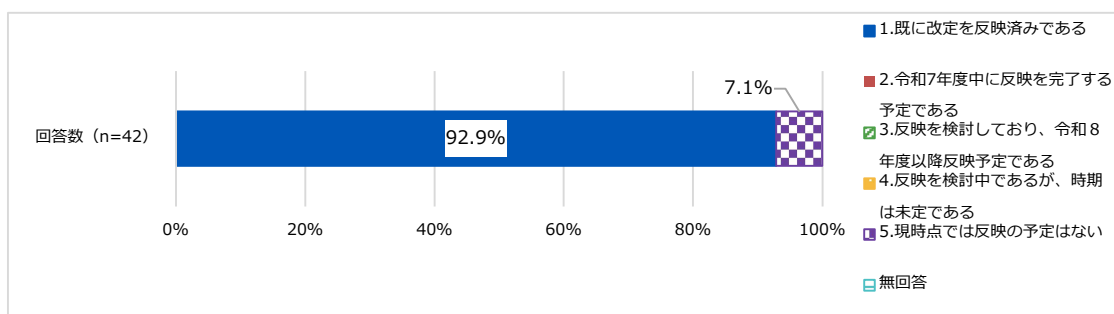
図表 III-44 その他の詳細

- ・ 地方交付税の措置額の増額と措置額の明示（軽費分）
- ・ 国において基準額をお示しいただくとともに、交付税措置をお願いしたい
- ・ 県で改定するに当たり、引き上げの根拠が明確化されないため予算化に毎回苦慮している。国で毎年、消費者物価指数等に対応した基準額を示すとともに、財源を普通交付税措置でなく国庫 10/10 負担に戻すことにより、確実に処遇改善が図られると考える。

(39) 問 28-1 令和 6 年度介護報酬改定のその他分（物価高騰等対応の 0.61%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みですか。（令和 7 年 12 月時点）

老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みかについて「既に改定を反映済みである」が最も多く 92.9%、次いで「現時点では反映の予定はない」が 7.1%であった。

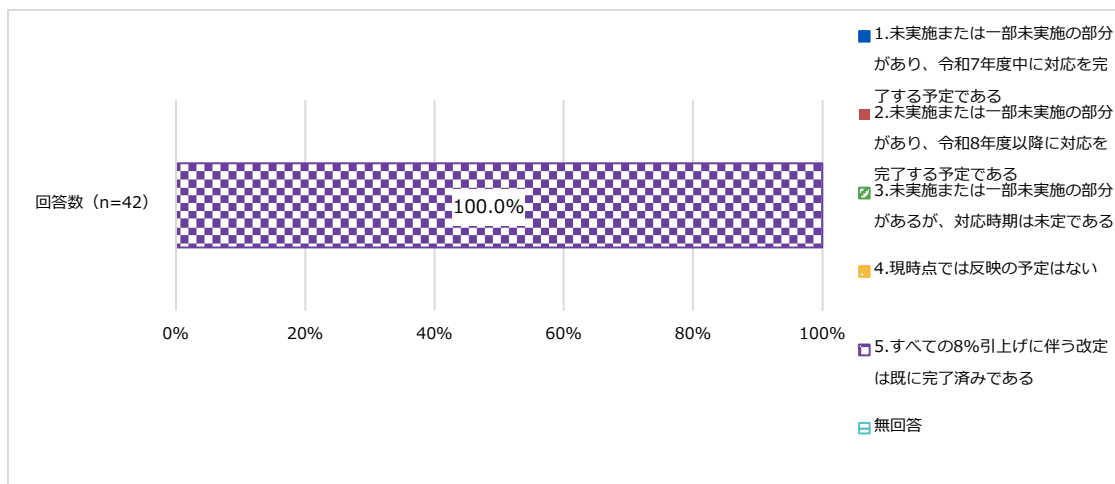
図表 III-45 老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みか（単数回答）



(40) 問 29-1 平成 26 年の消費税率 5%から 8%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。(令和 7 年 12 月時点)

現時点で未実施または一部未実施の部分があるかについて、「すべての 8%引上げに伴う改定は既に完了済みである」が 100%であった。

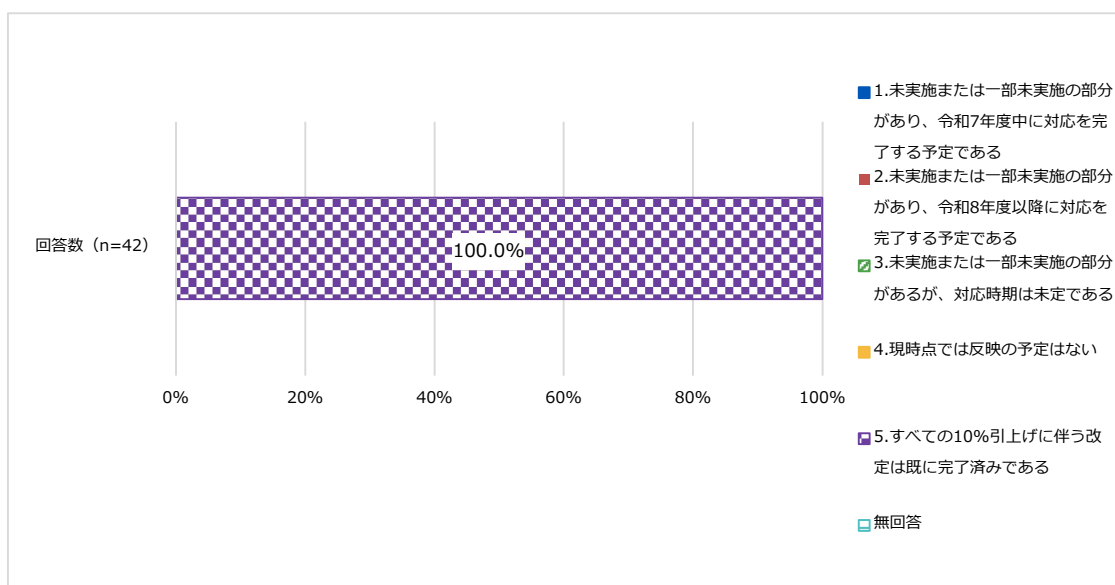
図表 III-46 現時点で未実施または一部未実施の部分があるか (単数回答)



(41) 問 30-1 令和元年の消費税率 8%から 10%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。(令和 7 年 12 月時点)

現時点で未実施または一部未実施の部分があるかについて「すべての 10%引上げに伴う改定は既に完了済みである」が 100%であった。

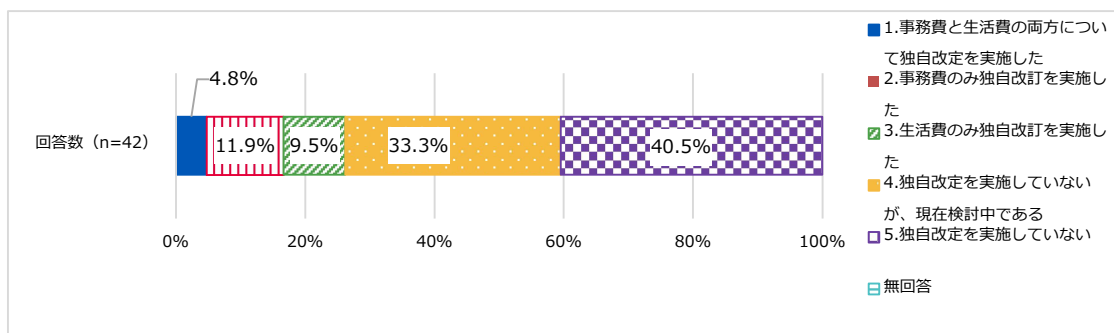
図表 III-47 現時点で未実施または一部未実施の部分があるか (単数回答)



(42) 問 32-1 国からの通知に連動しない独自の判断に基づき、老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定を実施しましたか。(令和7年12月時点)

老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定の実施について「独自改定を実施していない」が最も多く40.5%、次いで「独自改定を実施していないが、現在検討中である」が33.3%であった。

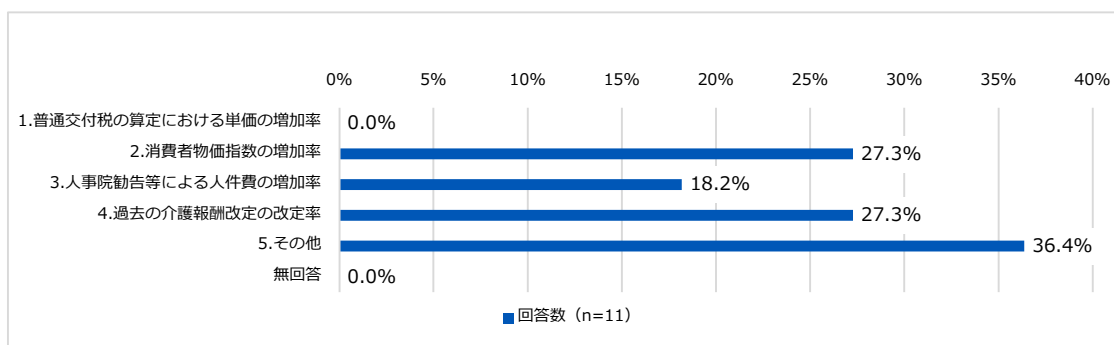
図表 III-48 老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定の実施（単数回答）



(43) 問 32-2 問 32-1 で「1.事務費と生活費の両方について独自改定を実施した」、「2.事務費のみ独自改定を実施した」、「3.生活費のみ独自改定を実施した」を選択した場合、国からの通知に連動しない独自の判断に基づき、老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定を実施した場合、その主な根拠として参照したものを教えてください。

老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定の実施について「その他」が最も多く36.4%、次いで「消費者物価指数の増加率」と「過去の介護報酬改定の改定率」がそれぞれ27.3%であった。

図表 III-49 主な根拠として参照したもの（複数回答）



(44) 問 32-2 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

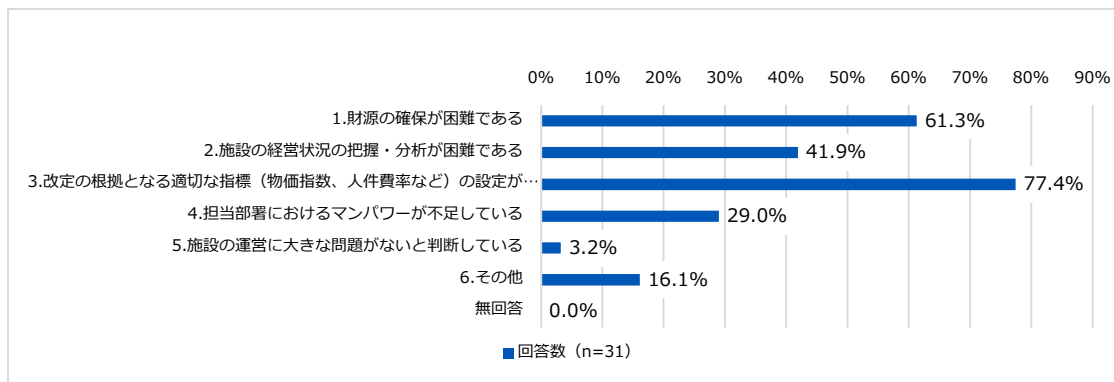
図表 III-50 その他の詳細

- ・ 県内の軽費老人ホームに照会、光熱費や食材費等の上昇率を算出し、生活費に反映
- ・ 介護保険報酬単価に準拠
- ・ 交付税の交付額と事務費補助金の実所要額の差額分
- ・ 特別養護老人ホームにおける食費の増加率(平成 27 年度比)

(45) 問 32-3 問 32-1 で「4.独自改定を実施していないが、現在検討中である」、「5.独自改定を実施していない」を選択した場合、独自改定を実施しない、または検討中である場合の主な課題は何ですか。

独自改定を実施しない、または検討中である場合、主な課題について「改定の根拠となる適切な指標（物価指数、人件費率など）の設定が困難である」が最も多く 77.4%、次いで「財源の確保が困難である」が 61.3%であった。

図表 III-51 独自改定を実施しない、または検討中である場合の主な課題（複数回答）



(46) 問 32-3 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

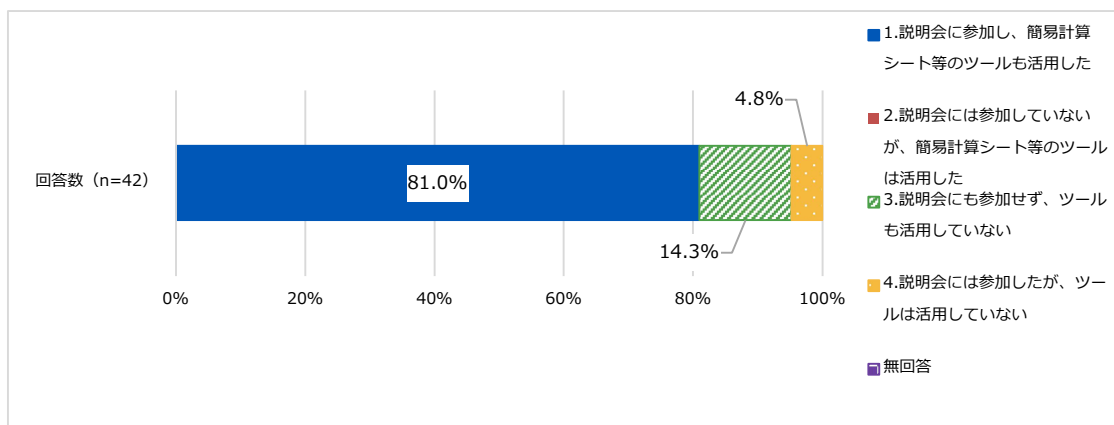
図表 III-52 その他の詳細

- ・ 具体的な改定内容について協議中
- ・ 令和 8 年度に改定予定
- ・ 平成 20 年時点での基準額算定根拠が不明確であること。
- ・ そもそも交付税措置額が足りていないなどが課題としてあげられている。
- ・ おおむね方針が固まったが、詳細部分を作業中

(47) 問 33 厚生労働省が実施した説明会や配布した簡易計算シート等のツールについて、貴自治体での活用状況を教えてください。

簡易計算シート等の活用状況について、「説明会に参加し、簡易計算シート等のツールも活用した」が最も多く 81.0%、次いで「説明会にも参加せず、ツールも活用していない」が 14.3%であった。

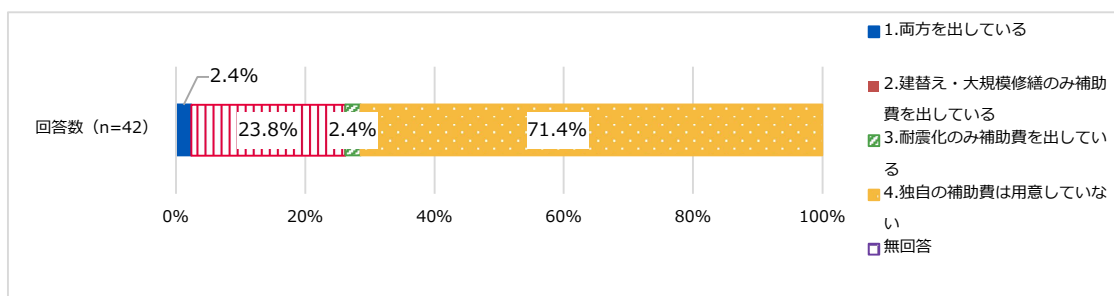
図表 III-53 簡易計算シート等の活用状況



(48) 問 34 軽費老人ホームの老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた貴自治体独自の補助費についてお答えください。

老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた貴自治体独自の補助費について、「独自の補助費は用意していない」が最も多く 71.4%、次いで「建替え・大規模修繕のみ補助費を出している」が 23.8%であった。

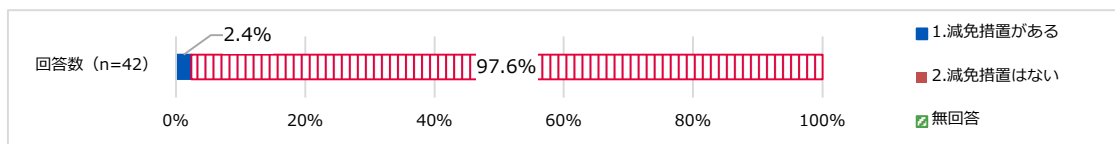
図表 III-54 老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた独自の補助費



(49) 問 35 軽費老人ホーム建替えの際に、費用負担増となる利用者への減免措置についてお答えください。

費用負担増となる利用者への減免措置について、「減免措置はない」が 97.6%、「減免措置がある」が 2.4%であった。

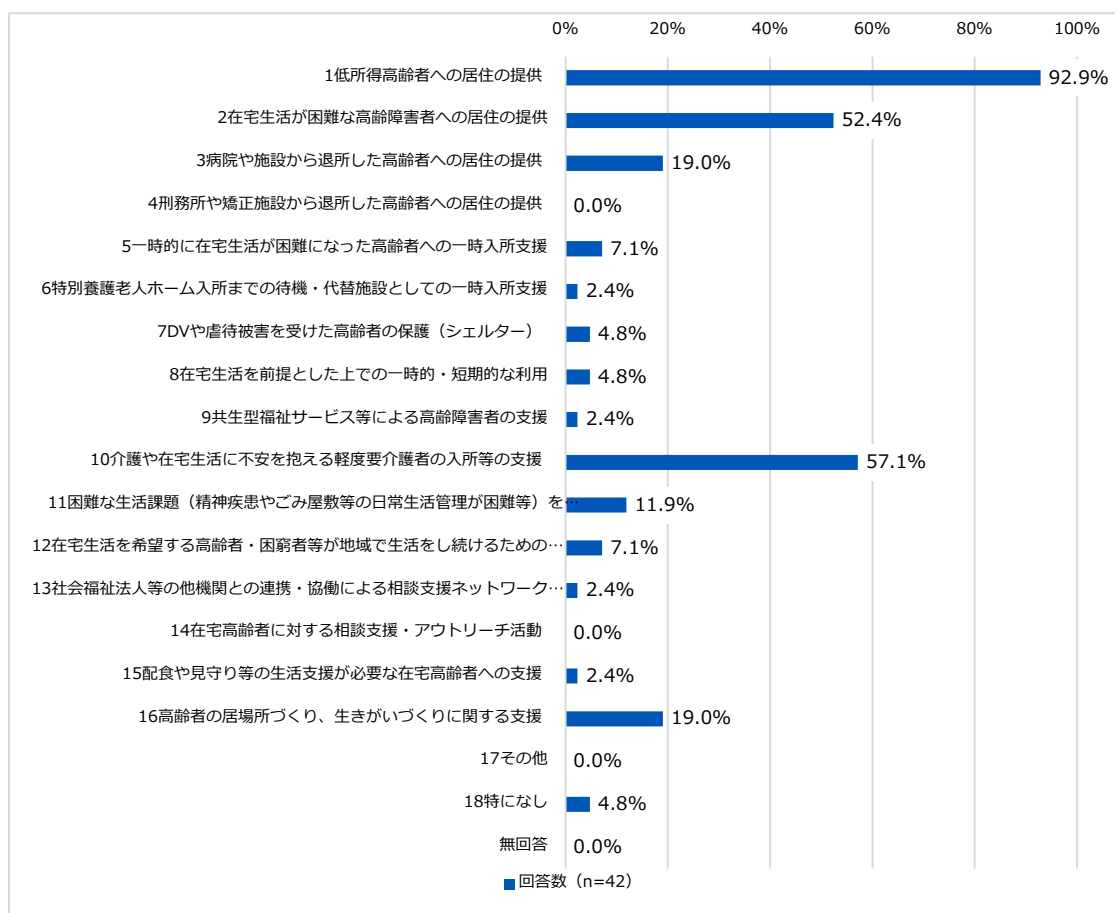
図表 III-55 費用負担増となる利用者への減免措置



(50) 問 36 貴自治体では、軽費老人ホーム・ケアハウスに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。また、どの事業が実施されていますか。

軽費老人ホーム・ケアハウスへ期待する役割について、「低所得高齢者への居住の提供」が最も多く 92.9%、次いで「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等の支援」が 57.1%であった。

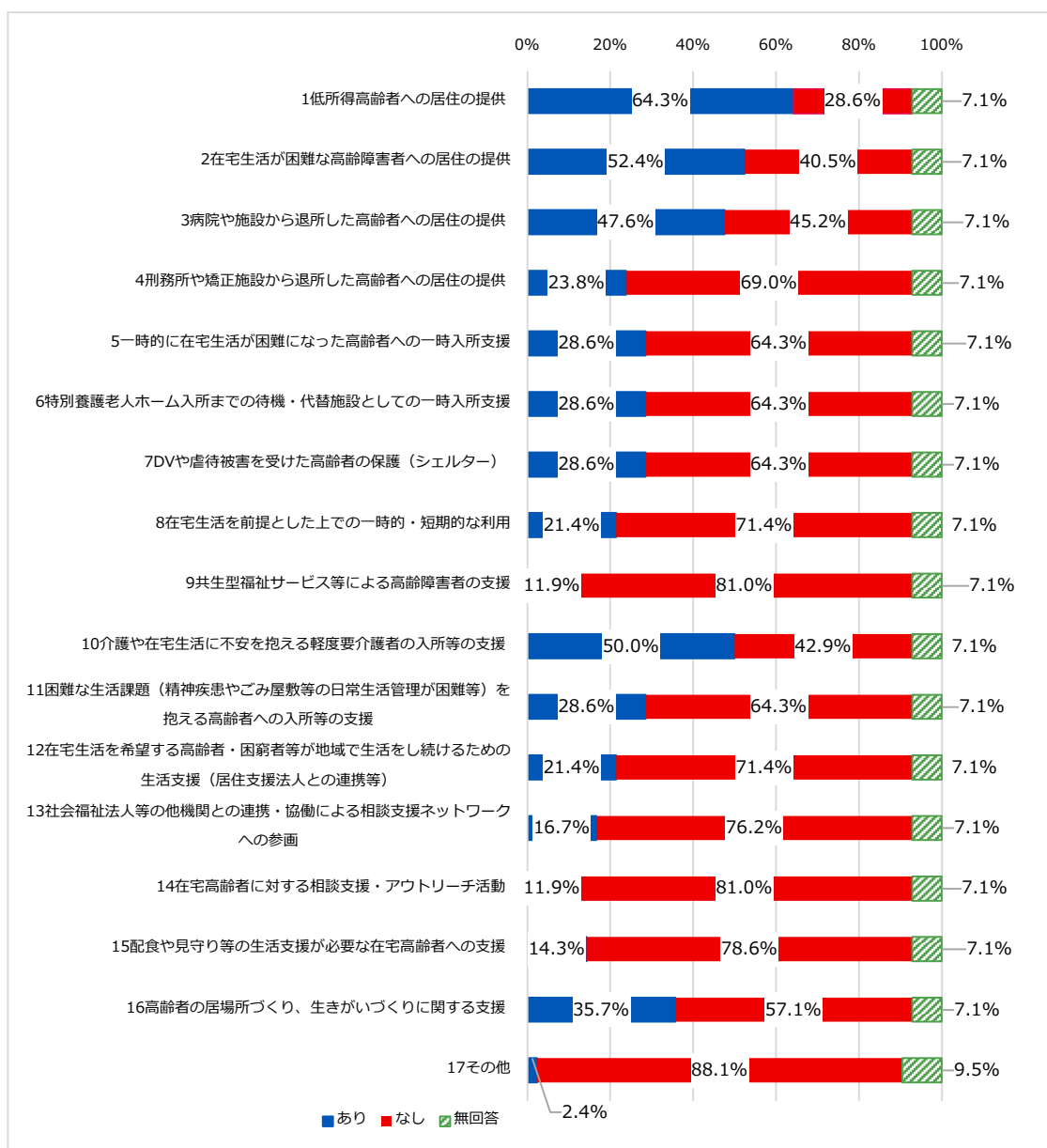
図表 III-56 軽費老人ホーム・ケアハウスに対してどのような役割を期待するか（期待する役割の上位3つ）



軽費老人ホーム・ケアハウスにおける各事業の実施の有無では、「低所得高齢者への居住の提供」(64.3%)、「在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供」(52.4%)といった事業について、多くの自治体で実施が把握されていた。

一方、「共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援」、「在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動」(ともに81.0%)、「配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援」(78.6%)については、把握している自治体は少数であった。

図表 III-57 軽費老人ホーム・ケアハウスにおける実施事業の有無 (単数回答)



(51) 問 36 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

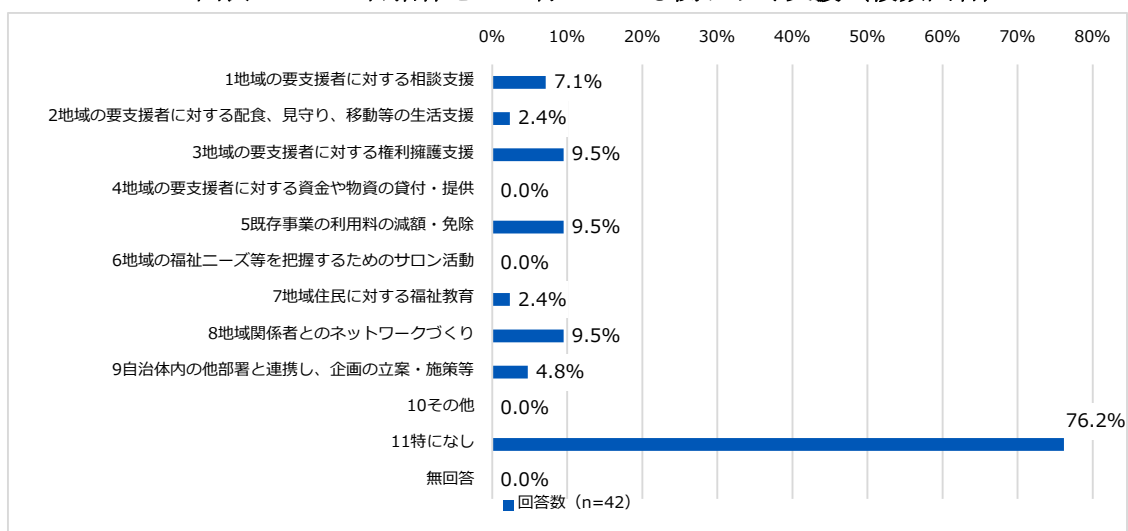
図表 III-58 その他の詳細・実施の有無

・ 各項目の実施有無「なし」については、本県において把握していない項目で選択しています。

(52) 問 37 軽費老人ホーム・ケアハウスが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。

自治体として行っている関わりや支援について、「特になし」が最も多く 76.2%、次いで「地域の要支援者に対する権利擁護支援」、「既存事業の利用料の減額・免除」、「地域関係者とのネットワークづくり」がそれぞれ 9.5%であった。

図表 III-59 自治体として行っている関わりや支援（複数回答）

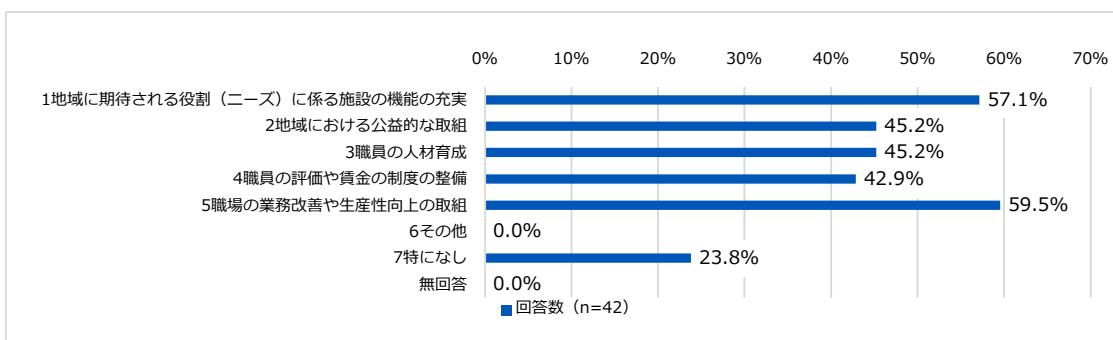


(53) 問 38 自治体として把握している、管内施設で現在行われている取組があればお答えください。

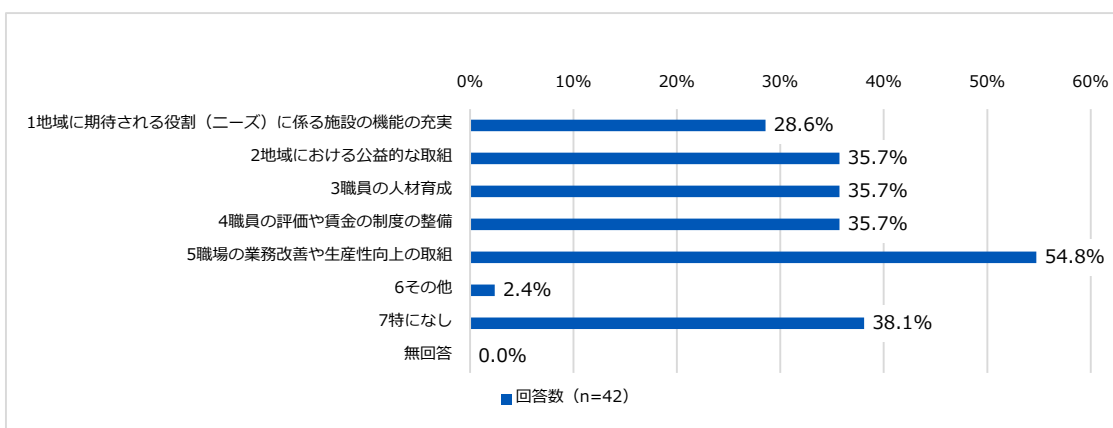
管内施設で現在行われている期待する取組について、「職場の業務改善や生産性向上の取組」が最も多く 59.5%、次いで「地域に期待される役割（ニーズ）に係る施設の機能の充実」が 57.1%であった。

実施の有無について、「職場の業務改善や生産性向上の取組」が最も多く 54.8%、次いで「特になし」が 38.1%であった。

図表 III-60 期待する取組（複数回答）



図表 III-61 実施の有無（複数回答）



(54) 問 38 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-62 その他の詳細・実施の有無

- ・ 中学・高校生による職場体験の受入れ

(55) 問 39 貴自治体がこれまで軽費老人ホーム・ケアハウスとの関わりや支援の中で上記について今後支援を考えている具体的な内容を教えてください。(具体的に入力)

図表 III-63 今後支援を考えている具体的な内容

1. 事務費・補助金の維持と拡充 (5件)

安定的な運営のための事務費補助の継続、加算項目の追加、食糧費支援、補助金単価の見直し。

2. 業務改善・生産性向上の推進 (4件)

介護テクノロジー (ICT) 導入支援の対象拡大、職場環境の基盤構築、生産性向上に取り組む施設への補助。

3. 人材確保・処遇改善の継続 (2件)

職員の賃金改善・職場環境改善等費の補助、専門人材の確保・育成支援。

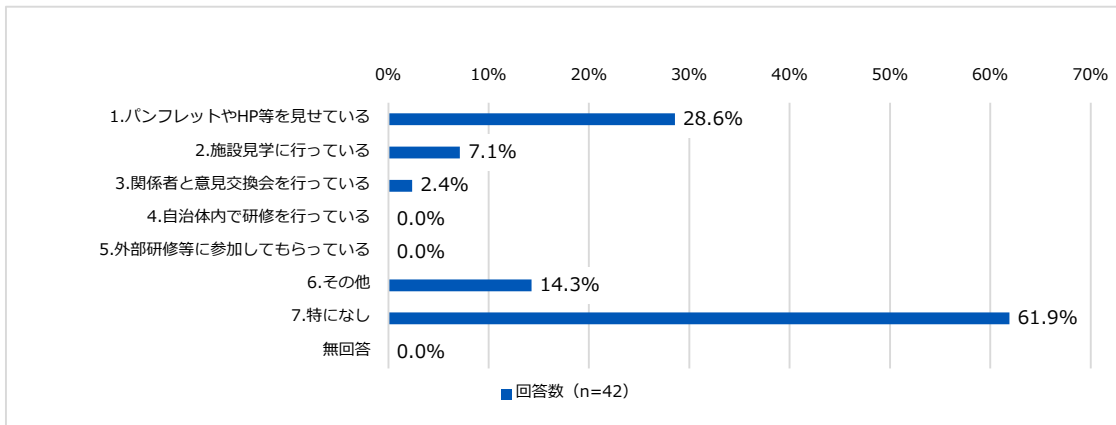
4. 施設維持・その他役割への支援（2件）

大規模修繕に対する補助、低額で利用できる高齢者の住まいとしての役割維持に向けた支援。必要に応じ支援

(56) 問 40 担当者の交代時に、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるため、行っていることについてお答えください。

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるため、行っていることについて、「特になし」が最も多く 61.9%、次いで「パンフレットや HP 等を見せている」が 28.6%であった。

図表 III-64 理解を深めるため行っていること（複数回答）



(57) 問 40 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

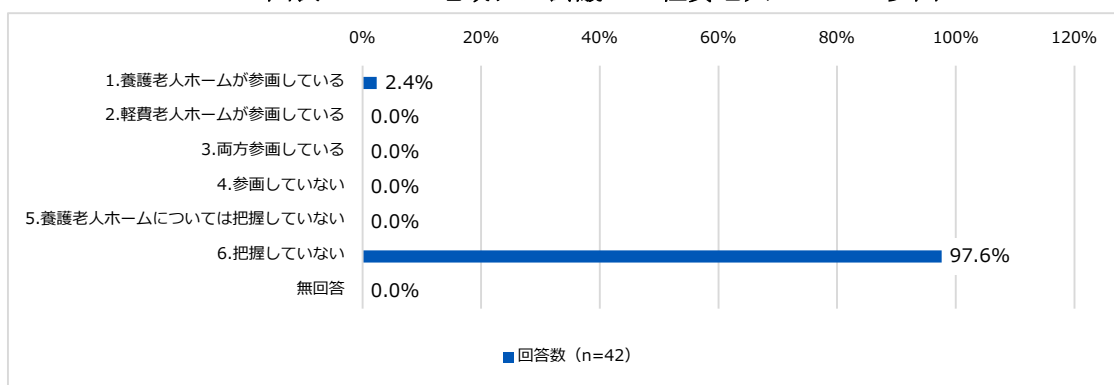
図表 III-65 その他の詳細

- ・ 中軽費老人ホーム運営費補助金の完了検査（実地）への同行
- ・ 独自資料にて概要を引き継いでいる
- ・ 関係通知等の資料において、どのような施設か理解を深めている。
- ・ 理解促進のためのセミナーを開催
- ・ 何か確認事項等があれば、その都度前任者聞く。
- ・ 引継書を作成し、事務引継の説明を行っている。

(58) 問 41 貴自治体において、ケアマネジャー等が参加する地域ケア会議に、軽費老人ホームは参画していますか。

地域ケア会議への軽費老人ホームの参画について、「把握していない」が最も多く 97.6%、次いで「養護老人ホームが参画している」が 2.4%であった。

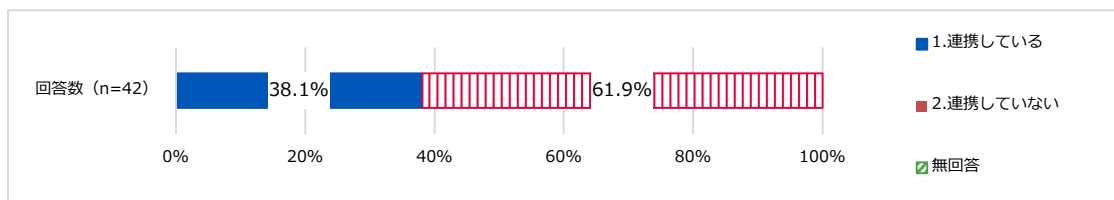
図表 III-66 地域ケア会議への軽費老人ホームの参画



(59) 問 42 地域の施設の適切な運営に関して、地域の関係団体等と連携していますか。

地域の関係団体等との連携について、「連携していない」が 61.9%、「連携している」が 38.1%であった。

図表 III-67 地域の関係団体等との連携



(60) 問 43 問 42 で「1.連携している」と回答した場合、どこと連携していますか。

図表 III-68 連携先

- ・ 県老施協 (15 件)
- ・ 社会福祉協議会 (1 件)
- ・ 社会福祉法人経営者協議会 (1 件)
- ・ 福祉サービス協議会 (1 件)

(61) 問 44 問 42 で「1.連携している」と回答した場合、具体的にどのような連携を実施していますか。

図表 III-69 具体的な連携内容

1. 定期的・継続的な意見交換 (8 件)

年に 1 回の定期開催、定期的な情報共有、行政説明を交えた意見交換。

2. 随時・必要に応じた相談対応 (5 件)

施設側からの要望に応じた設定、必要に応じた随時の意見交換。

3. 説明会・研修を通じた連携 (3 件)

行政・施設間での情報交換会、補助制度説明会への講師派遣、担当者説明会への参加。

4. 要望に基づく制度構築・その他 (1 件)

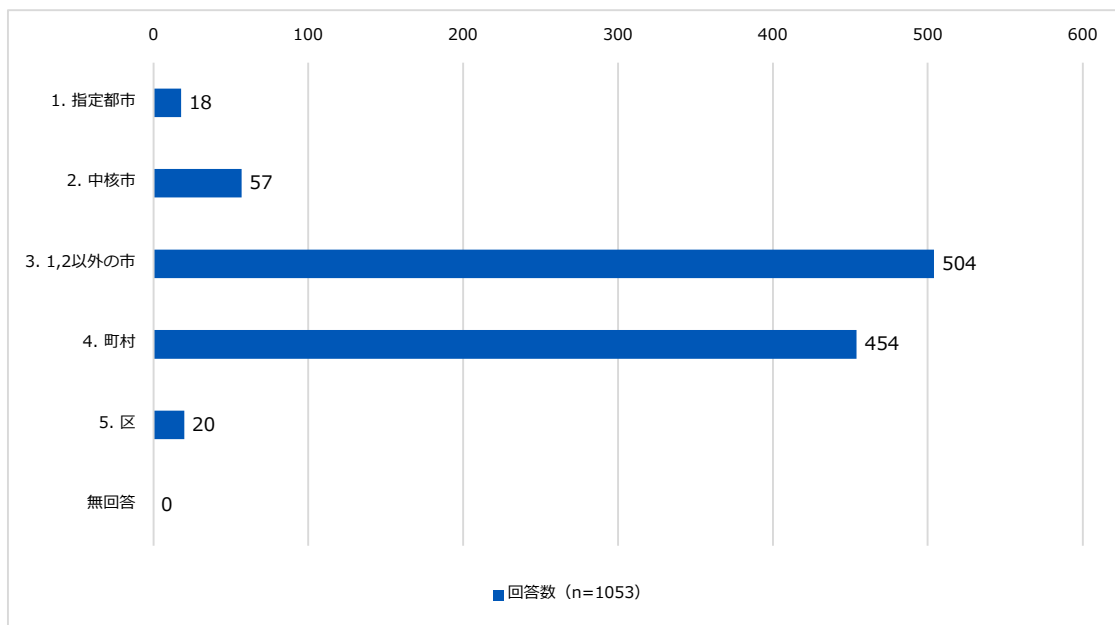
団体からの要望活動を踏まえた補助制度の拡充、タウンミーティングでの交換。

<市区町村票>

(62) 問 1 自治体の区分

自治体の区分について、「指定都市、中核都市以外の市」が最も多く 504、次いで「町村」が 454 であった。

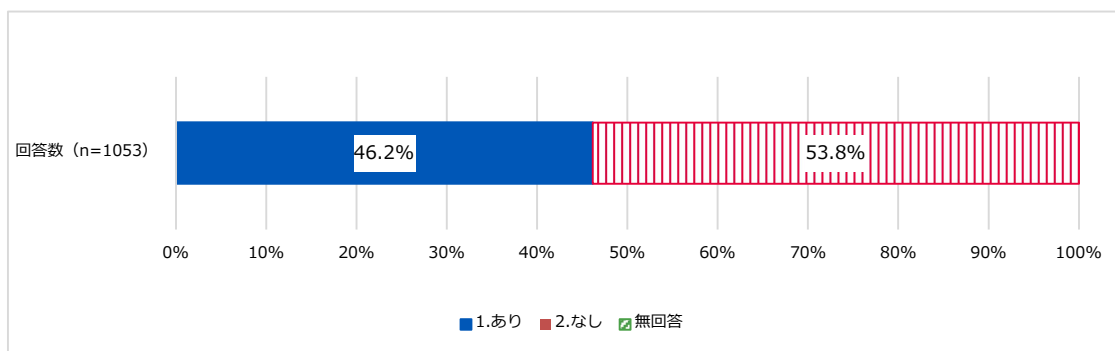
図表 III-70 自治体の区分



(63) 問 9-1 貴自治体内の養護老人ホームの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

養護老人ホームの施設有無について、「あり」が 46.2%、「なし」が 53.8%であった。

図表 III-71 養護老人ホームの施設有無



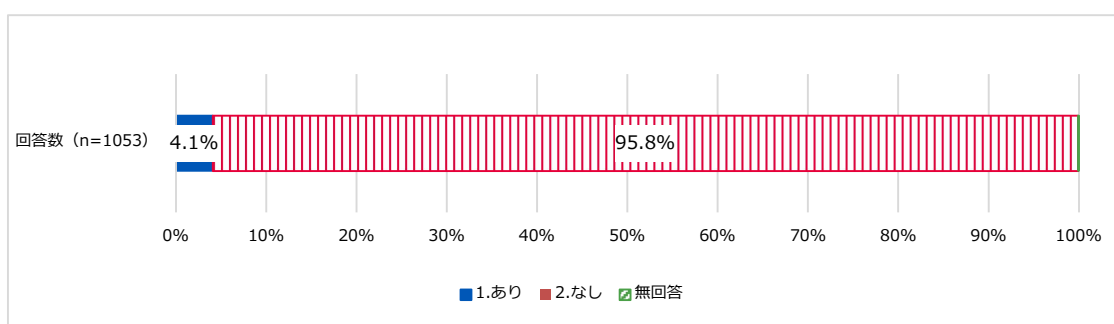
図表 III-72 養護老人ホームの施設数・定員数

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
施設数	485	652	1.3	1	1.0	12	1
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	485	322	0.7	0	1.4	25	0
定員数	485	42513	87.7	60	80.2	737	0

(64) 問 9-2 貴自治体内の盲養護老人ホームの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

盲養護老人ホームの施設有無について、「あり」が 4.1%、「なし」が 95.8%であった。

図表 III-73 盲養護老人ホームの施設有無



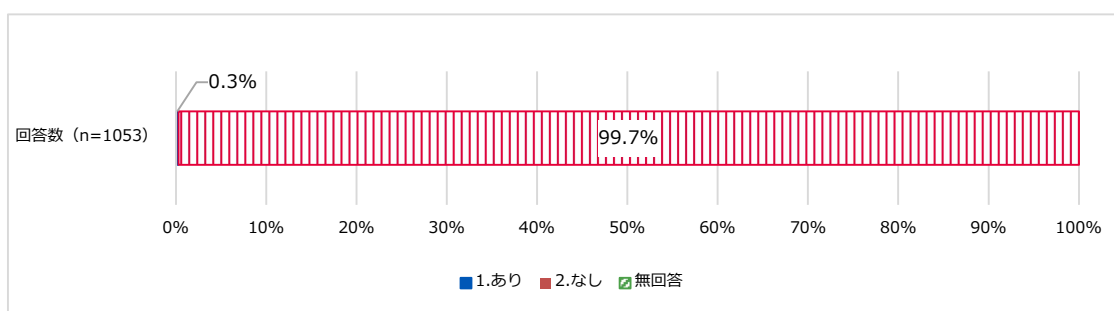
図表 III-74 盲養護老人ホームの施設数・定員数

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
施設数	43	43	1.0	1	0.0	1	1
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	43	25	0.6	1	0.5	1	0
定員数	43	2414	56.1	50	18.7	120	10

(65) 問 9-3 貴自治体内の聴覚障害者養護老人ホームの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

聴覚障害者養護老人ホームの施設有無について、「あり」が 0.3%、「なし」が 99.7%であった。

図表 III-75 聴覚障害者養護老人ホームの施設有無



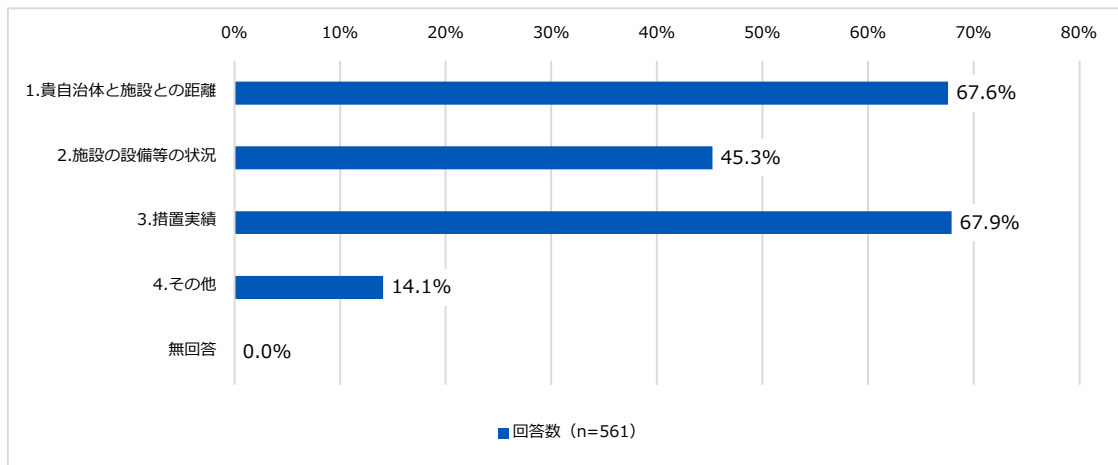
図表 III-76 聴覚障害者養護老人ホームの施設数・定員数

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
施設数	3	3	1.0	1	0.0	1	1
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	3	0	0.0	0	0.0	0	0
定員数	3	130	43.3	50	9.4	50	30

(66) 問 9-4 貴自治体内に養護老人ホームがない自治体にお伺いします。養護老人ホームへの措置について、貴自治体が措置する際の選定理由として挙げられるものを全てお答えください。

措置する際の選定理由について、「措置実績」が最も多く 67.9%、次いで「貴自治体と施設との距離」が 67.6%であった。

図表 III-77 措置する際の選定理由（複数回答）



(67) 問 9-4 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

図表 III-78 その他の詳細

1. 広域連合・事務組合等の設置施設 (21 件)

広域連合や一部事務組合で運営している施設への措置、構成市町としての利用。

2. 本人・家族・身元引受人の意向 (17 件)

本人や家族の希望、地域的な希望、身元引受人や後見人との距離、親族との調整。

3. 施設の空き状況・受入までの速さ (15 件)

空室状況、入所枠の空き、即日入所の可否、待機者の状況。

4. 対象者の状況と施設の受入体制 (11件)

身体・生活状況、症状（認知症・介護度）への対応力、医療的ケア、専門員の対応能力。

5. 地域性・圏域内での選定 (5件)

圏域内の施設であること、町内企業が運営等。

(68) 問 10 貴自治体の被措置者数(各年度 4 月 1 日現在)について、可能な範囲でお答えください。

被措置者数については、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて減少傾向であった。

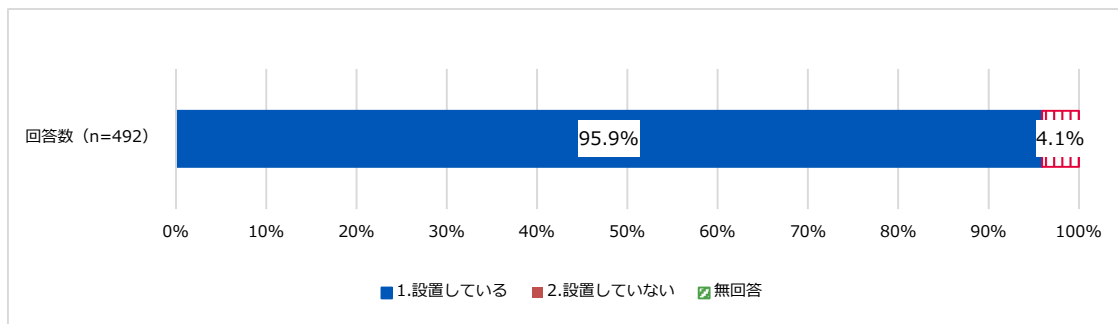
図表 III-79 被措置者数

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
令和5年度被措置者数	487	33846	69.5	48	98.0	1154	0
令和6年度被措置者数	488	33472	68.6	47	97.8	1149	0
令和7年度被措置者数	489	32866	67.2	46	96.0	1144	0

(69) 問 11-1 入所判定委員会の設置状況についてお答えください。

入所判定委員会の設置状況について、「接置している」が 95.9%、「設置していない」が 4.1%であった。

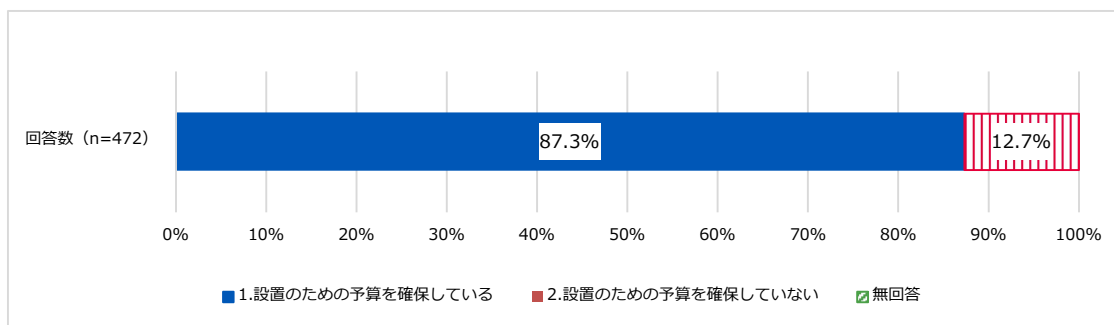
図表 III-80 入所判定委員会の設置状況



(70) 問 11-2 問 11-1 で「1.設置している」と回答した方へ、入所判定委員会設置の予算の確保状況についてお答えください。

入所判定委員会設置の予算の確保状況について、「設置のための予算を確保している」が 87.3%、「設置のための予算を確保していない」が 12.7%であった。

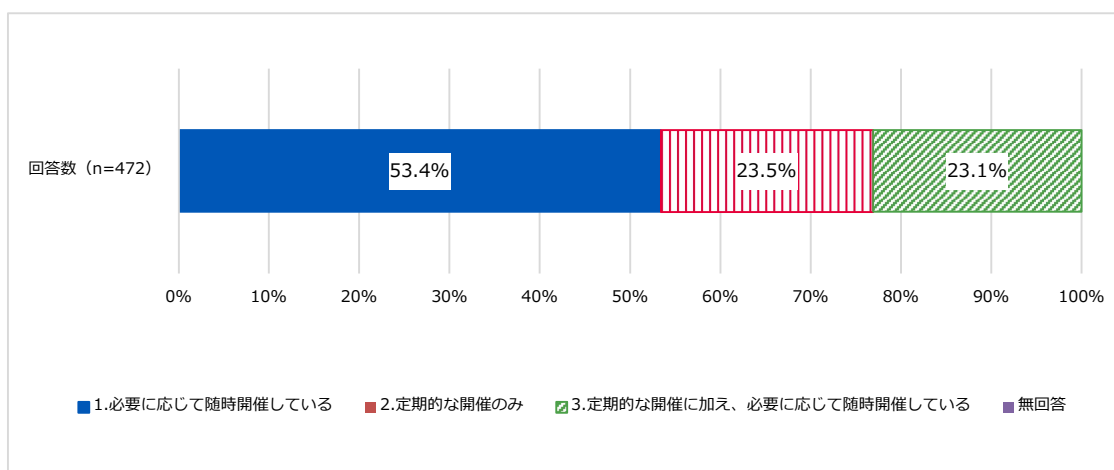
図表 III-81 入所判定委員会設置の予算の確保状況



(71) 問 11-3 問 11-1 で「1.設置している」と回答した方へ、入所判定委員会の開催(決裁)の頻度についてお答えください。

入所判定委員会の開催(決裁)の頻度について、「必要に応じて随時開催している」が最も多く 53.4%、次いで「定期的な開催に加え、必要に応じて随時開催している」が 23.5%であった。

図表 III-82 入所判定委員会の開催(決裁)の頻度



(72) 問 11-4 問 11-1 で「1.設置している」と回答した方へ、令和 6 年度の入所判定委員会の開催(決裁)回数をお答えください。

入所判定委員会の開催(決裁)回数については、平均 4.2 回で中央値は 4 であった。

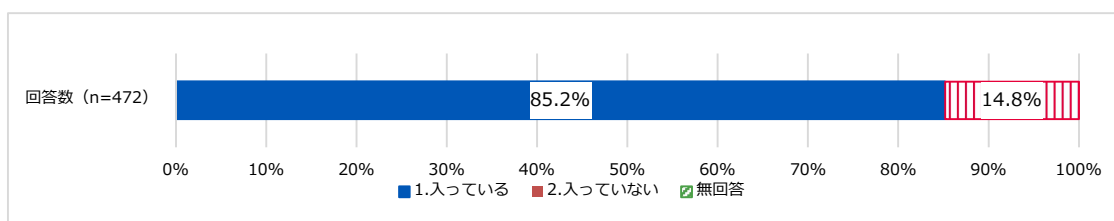
図表 III-83 入所判定委員会の開催(決裁)回数

	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
令和6年度の入所判定委員会の開催(決裁)回数	472 100.0%	4.2	4	3.4	29	0

(73) 問 11-5 問 11-1 で「1.設置している」と回答した方へ、入所判定委員会メンバーに、養護老人ホームの関係者が入っているかお答えください。

入所判定委員会メンバーに、養護老人ホームの関係者が入っているかについて、「入っている」が 85.2%、「入っていない」が 14.8%であった。

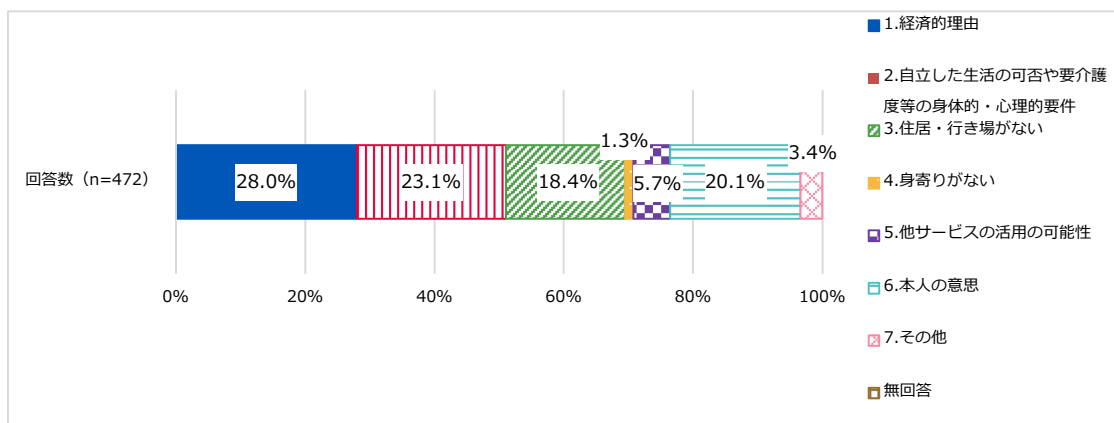
図表 III-84 入所判定委員会メンバーに、養護老人ホームの関係者が入っているか



(74) 問 11-6 問 11-1 で「1.設置している」と回答した方へ、入所措置要件で重視している事項について最大 3 つ、順番にお答えください。

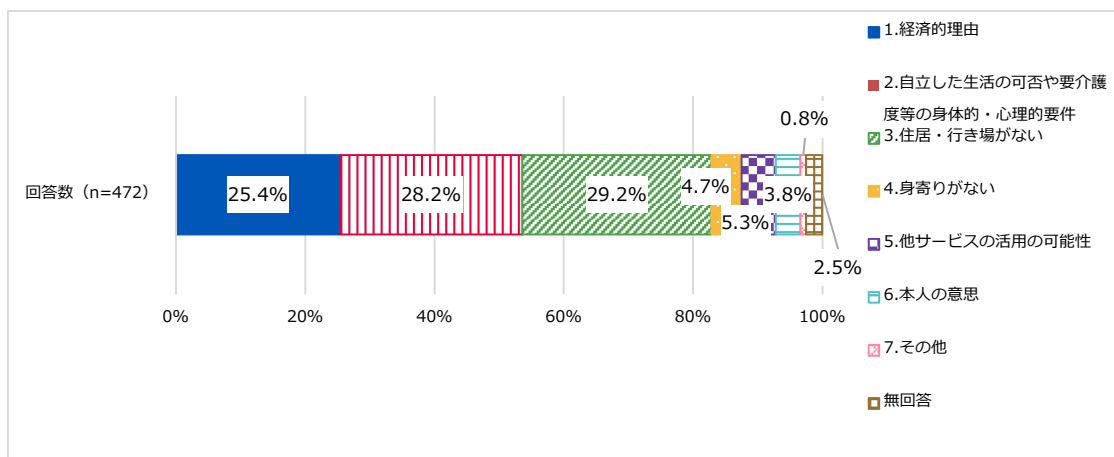
入所措置要件で最も重視している事項について、「経済的理由」が最も多く 28.0%、次いで「自立した生活の可否や要介護度等の身体的・心理的要件」が 23.1%であった。

図表 III-85 入所措置要件で重視している事項
最も重視



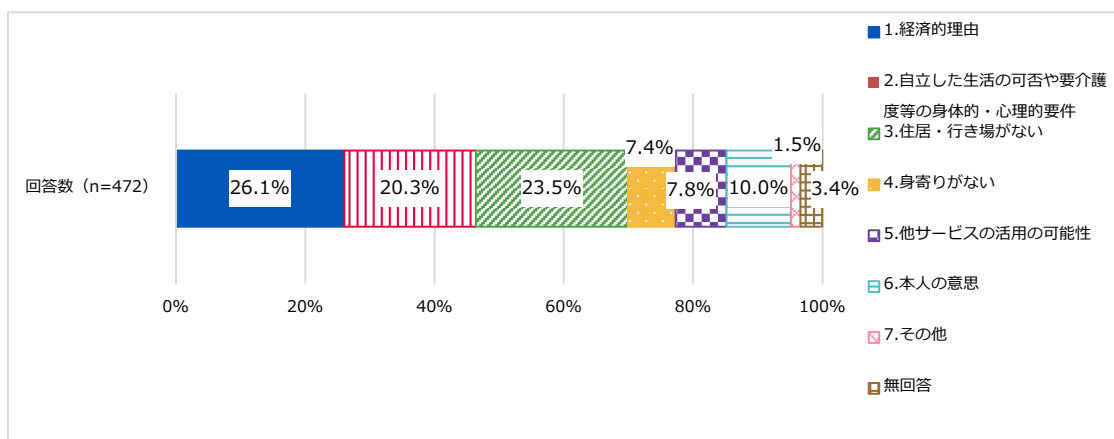
入所措置要件で2番目に重視している事項について、「住居、行き場がない」が最も多く29.2%、次いで「自立した生活の可否や要介護度等の身体的・心理的要件」が28.2%であった。

図表 III-86 入所措置要件で重視している事項
2番目に重視



入所措置要件で3番目に重視している事項について、「経済的理由」が最も多く26.1%、次いで「住居・行き場がない」が23.5%であった。

図表 III-87 入所措置要件で重視している事項
3番目に重視



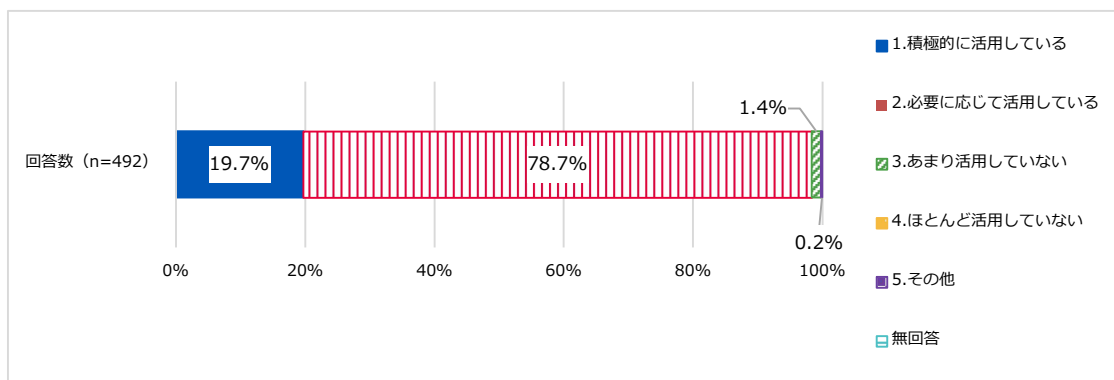
(75) 問 11-6 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-88 その他の詳細

<p>1. 総合的な判断（優先順位なし）（11 件） 全項目を総合的に勘案、順位付けは不可能、入所判定委員会での審議、法令・通知に照らした判断。</p> <p>2. 緊急性・虐待対応の有無（5 件） 高齢者虐待による緊急分離・保護、生活の安全確保、即時対応の必要性、代替手段の欠如。</p> <p>3. 環境的・経済的要因の勘案（2 件） 環境上の理由、経済的・環境的要因の総合的な考慮。</p> <p>4. 本人・家族の意向（1 件） 家族（養護者）の意向。</p>
--

(76) 問 12 養護老人ホームへの措置について、貴自治体の活用状況をお答えください。
養護老人ホームへの措置の活用状況について、「必要に応じて活用している」が最も多く 78.7%、次いで「積極的に活用している」が 19.7%であった。

図表 III-89 養護老人ホームへの措置の活用状況



(77) 問 13 問 12 の回答した理由をお答えください。

図表 III-90 回答した理由

<p>1. セーフティネット・「最後の砦」としての役割（148 件） 経済的困窮、身寄りがない、住居喪失、虐待からの緊急分離など、他に頼れる手段がない場合の最終的な受け皿。</p> <p>2. 他法・他施策優先と個別判断（122 件） 介護保険サービスや生活保護、民間施設が利用可能かまず検討し、困難な場合に「必要に応じて」活用する慎重な姿勢。</p>
--

3. ニーズへの適切な対応と権利擁護 (64 件)

相談や申請があった際、法令や判定委員会の基準に照らして適切に対応。措置控えをせず、必要な人に支援を届ける。

4. 地域事情・施設状況による判断 (31 件)

待機者の存在、施設側の空き状況（欠員補充）、地域内の代替施設（有料老人ホーム等）の不足による活用。

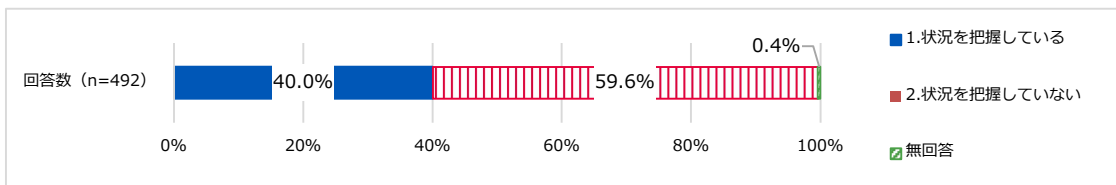
5. 公費負担の適正確保 (25 件)

全額公費負担（市費投入）であるため、真に必要なケースを厳選。安易な利用を避け、財源の適正な運用を図る。

(78) 問 14 被措置者数による地方交付税額の増減把握状況についてお答えください。

被措置者数による地方交付税額の増減把握状況について、「状況を把握している」が 40.0%、「状況を把握していない」が 59.6%であった。

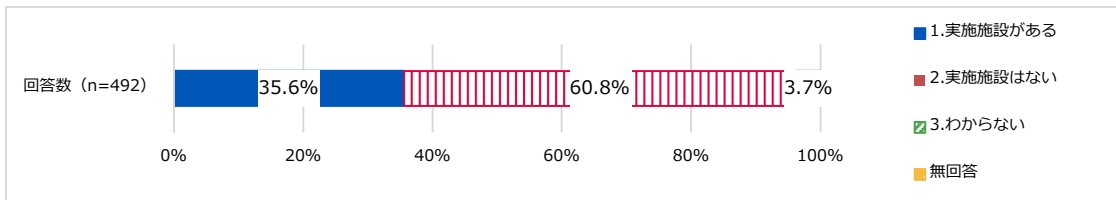
図表 III-91 被措置者数による地方交付税額の増減把握状況



(79) 問 15 貴自治体における、養護老人ホームの契約入所の実施状況についてお答えください。

養護老人ホームの契約入所の実施状況について、「実施施設はない」が最も多く 60.8%、次いで「実施施設がある」が 35.6%であった。

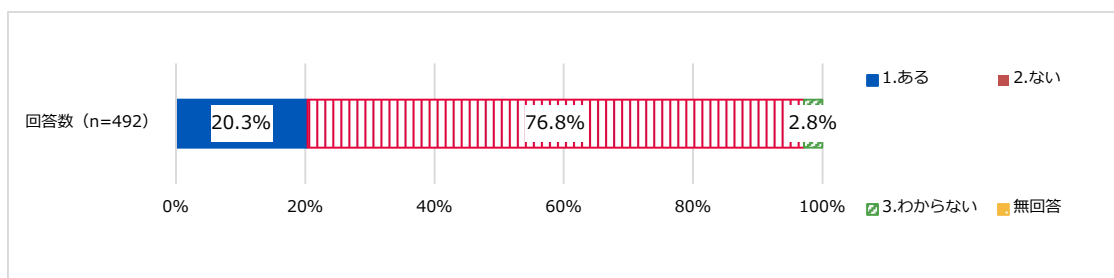
図表 III-92 養護老人ホームの契約入所の実施状況



(80) 問 16 養護老人ホームの契約入所に関して、施設からの相談・問い合わせの有無についてお答えください。

養護老人ホームの契約入所の施設からの相談・問い合わせの有無について、「ない」が最も多く 76.8%、次いで「ある」が 20.3%であった。

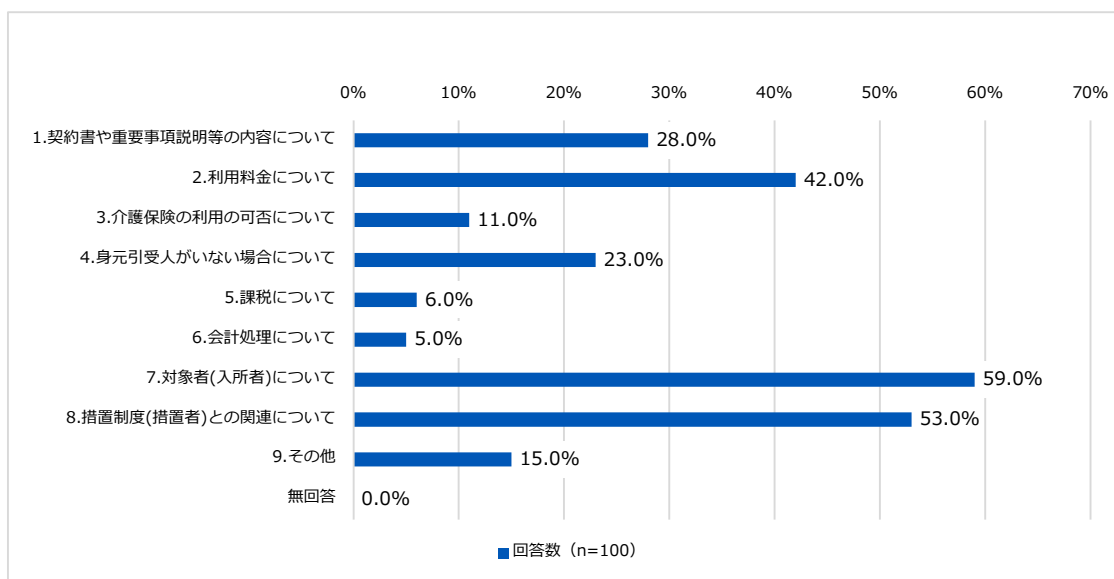
図表 III-93 施設からの相談・問い合わせの有無



(81) 問 17 問 16 で「1.ある」と回答した方で、施設からの相談・問い合わせの内容についてお答えください。

養護老人ホームの契約入所の施設からの相談・問い合わせの内容について、「対象者(入所者)について」が最も多く 59.0%、次いで「措置制度(措置者)との関連について」が 53.0%であった。

図表 III-94 施設からの相談・問い合わせの内容（複数回答）



(82) 問 17 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

図表 III-95 その他の詳細

<p>1. 制度導入・開設に向けた調整 (7 件) 契約入所の開始・導入に関する相談、枠の新設、令和 7 年度の開設報告、未実施施設からの導入方法の確認。</p> <p>2. 処遇・運営ルールの策定 (5 件) 措置入所者との支援の差別化、外出制限等のルールの違い、遺留金品の取扱い、施設の経営状況や事務費。</p> <p>3. 事後対応・責任所在の確認 (3 件) 契約入所後の措置切り替え(費用捻出困難時)の対応、実施責任の所在、空き人数増加時の導入要請。</p>
--

(83) 問 18 自治体の措置費についてお答えください。(令和 6 年度実績)

自治体の措置費は以下のとおりであった。

図表 III-96 自治体の措置費

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
措置費市町村負担額	490	70693717601	144272893.1	98444395	195657195.1	2612299800	0
本人徴収額	490	15153487143	30925484.0	18779338	43462498.6	534144700	0
扶養義務者徴収額	490	190760751	389307.7	93000	1682752.6	35463735	0
措置費計(※1)	488	85313442332	174822627.7	119489329	236494509.4	3146444500	0
措置人数	491	140935	287.0	51	1024.2	15936	0
1人あたり単価(※2)	488	1422194866	2914333.7	2487453.171	4931544.8	75225567.5	0

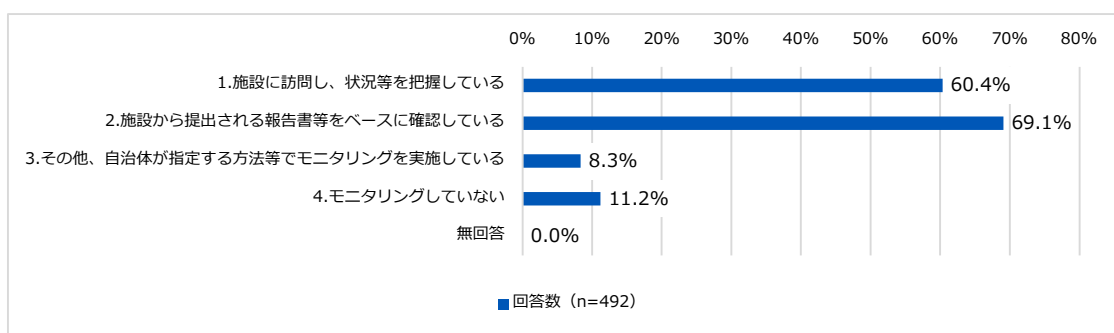
※1 措置費市町村負担額、本人徴収額、扶養義務者徴収額をすべて回答している場合

※2 措置費市町村負担額、本人徴収額、扶養義務者徴収額、措置人数をすべて回答している場合

(84) 問 19 養護老人ホームへの措置の状況に関するモニタリングの実施状況を教えてください。

養護老人ホームへの措置の状況に関するモニタリングの実施状況について、「施設から提出される報告書等をベースに確認している」が最も多く 69.1%、次いで「施設に訪問し、状況等を確認している」が 60.4%であった。

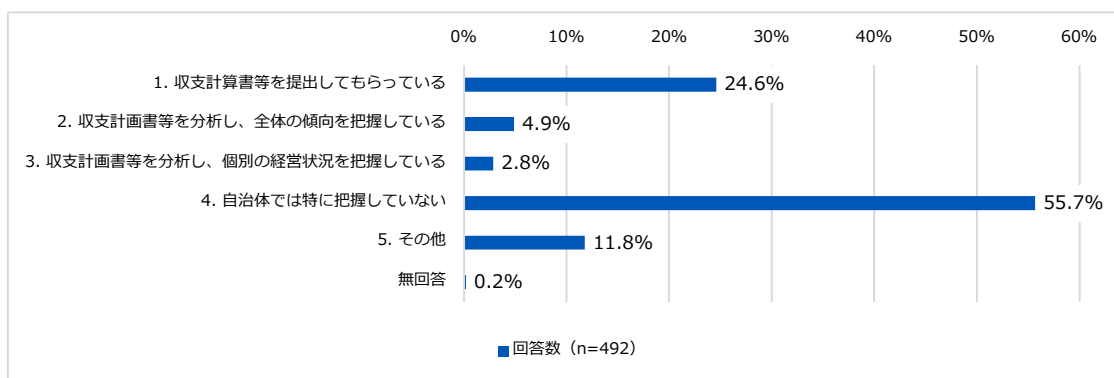
図表 III-97 養護老人ホームへの措置の状況に関するモニタリングの実施状況（複数回答）



(85) 問 20-1 貴自治体内の養護老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。

養護老人ホームの経営状況の把握について、「自治体では特に把握していない」が最も多く 55.7%、次いで「収支計算書等を提出してもらっている」が 24.6%であった。

図表 III-98 養護老人ホームの経営状況の把握（複数回答）



(86) 問 20-1 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-99 その他の詳細

1. 公設・直営・組合運営による直接把握 (18 件)

自治体直営、一部事務組合・広域連合による設置、町営施設としての予算・決算管理。

2. ヒアリング・意見交換・口頭報告（10件）

定期的な話し合い、要望書提出時の説明、打合せや口頭での経営状況の聞き取り。

3. 指導監査・公的データの参照（8件）

社会福祉法人の指導監査（定期・3年に一度）、WAM（WAMNET）上の財務諸表参照。

4. 指定管理・委託に伴う報告（7件）

指定管理料の積算、事業報告書・収支決算書の提出、指定管理委託の実績報告。

5. 特定の手続き・資料提出時（4件）

加算設定時の給与明細添付、措置費算出のための貸借対照表提出、要望書への資料添付。

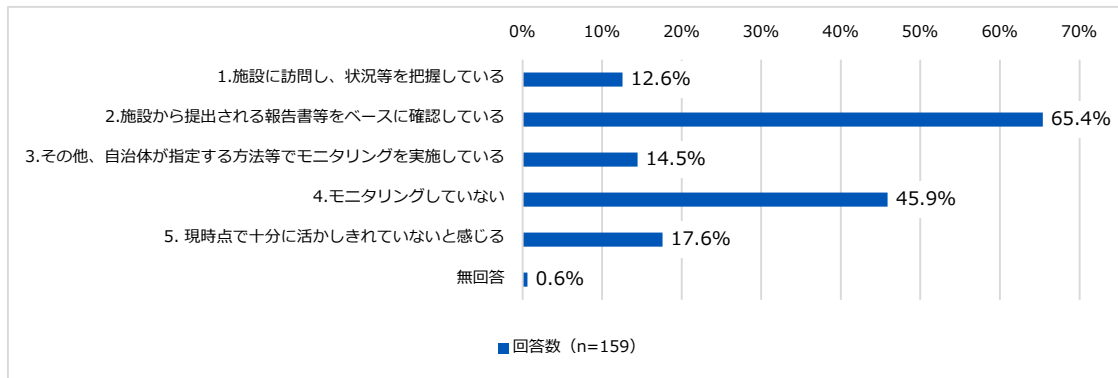
6. その他（把握していない・他部署管理等）（5件）

監査部署や他部署が担当しているため未把握、私立施設については把握していない等。

(87) 問 20-2 問 20-1 で「1. 収支計算書等を提出してもらっている」、「2. 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」、「3. 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した方へ、把握した情報の活かし方についてお答えください。

把握した情報の活かし方について、「施設から提出される報告書等をベースに確認している」が最も多く 65.4%、次いで「モニタリングしていない」が 45.9%であった。

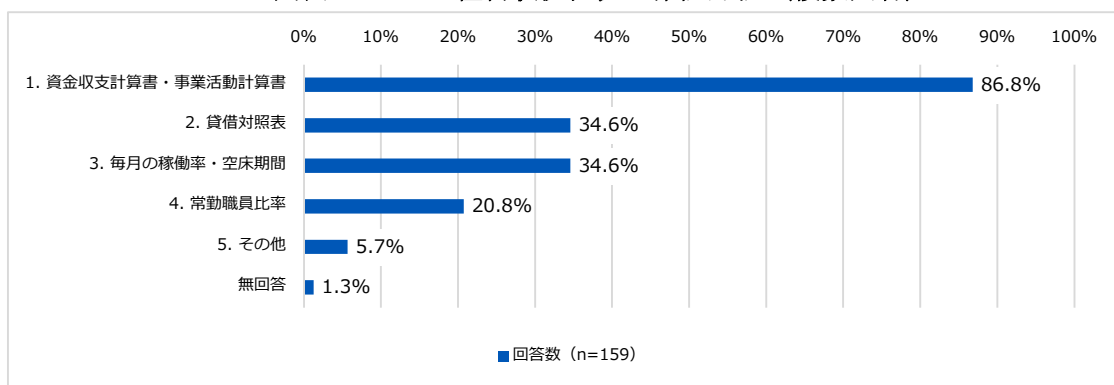
図表 III-100 把握した情報の活かし方（複数回答）



(88) 問 20-3 問 20-1 で「1. 収支計算書等を提出してもらっている」、「2. 収支計画書等
を分析し、全体の傾向を把握している」、「3. 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を
把握している」を選択した方へ、収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場
合、どのような点を確認していますか。

経営状況把握の確認方法について、「資金収支計算書・事業活動計算書」が最も多く
86.8%、次いで「貸借対照表」と「毎月の稼働率・空床期間」がそれぞれ 34.6%であった。

図表 III-101 経営状況把握の確認方法（複数回答）



(89) 問 20-1 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-102 その他の詳細

1. 財務諸表・決算書類の精査 (3 件)

予算書・決算書の確認、決算状況の把握、内部留保状況の確認。

2. 把握・活用を行っていない (3 件)

経営状況の把握を行っていない、特に活用・確認していない。

3. 収支バランス・運営実態の分析 (2 件)

損益と支弁額のバランス、人員配置状況の確認。

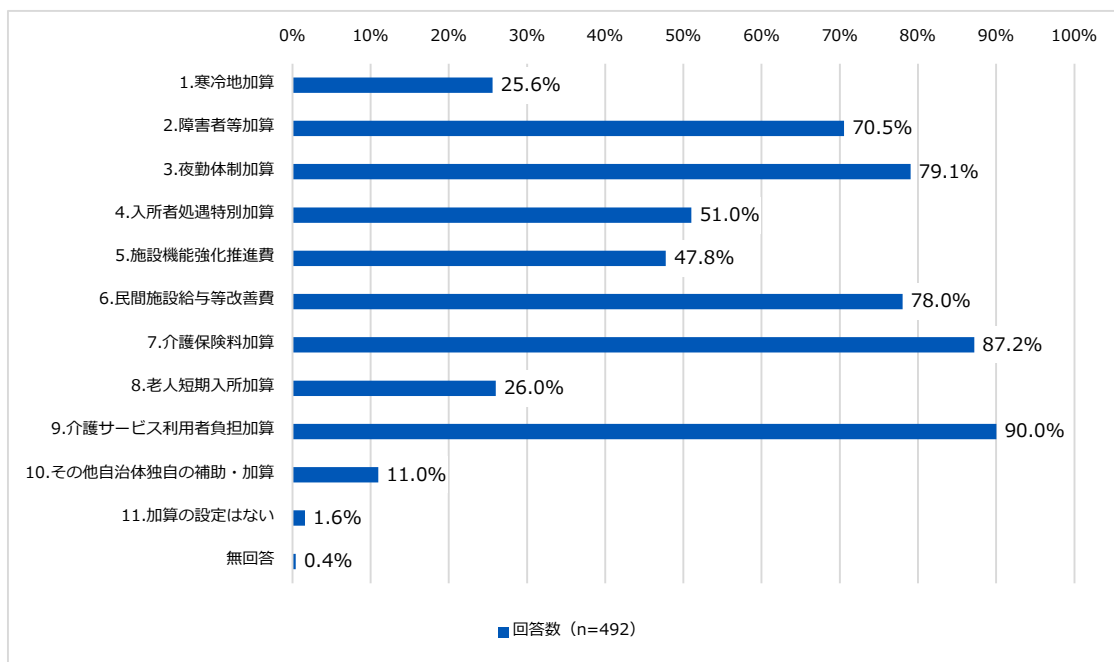
4. 特定の施設形態のみ把握 (1 件)

指定管理施設についてのみ把握している。

(90) 問 21-1 貴自治体で養護老人ホームに対して設定のある加算をお答えください。

養護老人ホームの設定加算について、「介護サービス利用者負担加算」が最も多く 90.0 %、次いで「介護保険料加算」が 87.2%であった。

図表 III-103 養護老人ホームの設定加算（複数回答）



(91) 問 21-1 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-104 その他の詳細

1. 職員の処遇改善・人材確保 (23 件)

処遇改善加算 (月額 9,000 円等)、介護人材確保・職場環境改善等加算、支援員処遇改善加算。

2. 入所者の生活支援・季節的加算 (11 件)

期末加算、冬期加算 (採暖費)、被服費加算、病弱者加算、おむつ使用加算、葬祭費。

3. 運営体制維持・物価高騰対策 (10 件)

基本運営体制維持加算 (空床補填・補償)、物価高騰加算、交付税上昇率の反映、日常生活支援費。

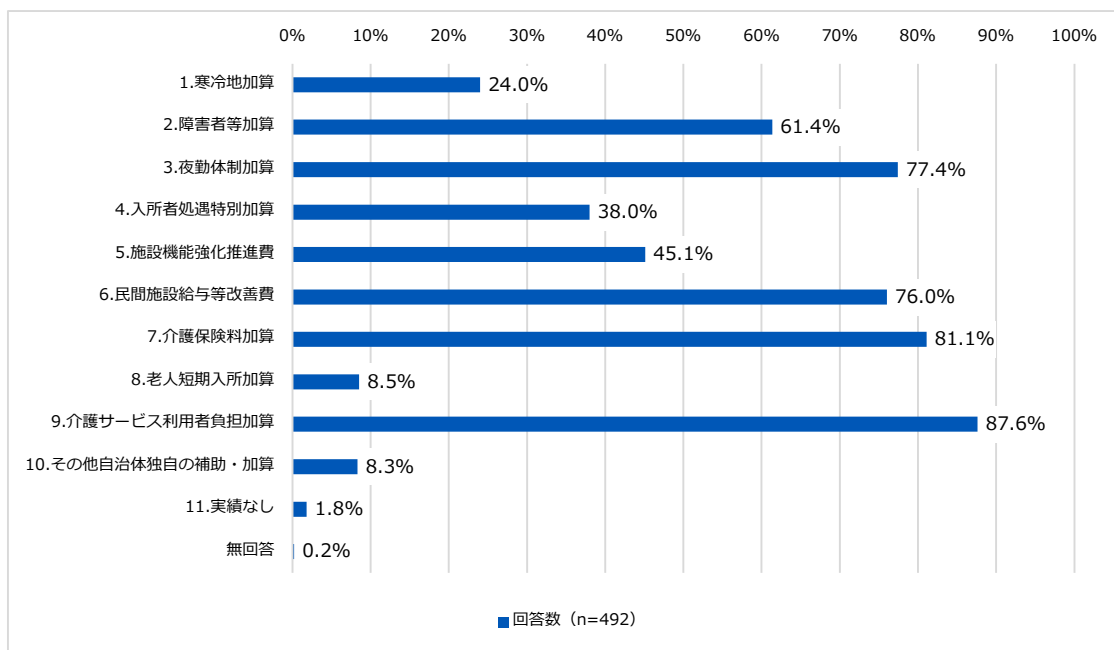
4. 専門職配置・施設機能強化 (5 件)

ボイラー技士雇上費、単身赴任手当、医療配置単価加算、歯科検診受診費、施設機能強化推進費。

(92) 問 21-2 貴自治体で養護老人ホームに対して昨年度支給実績のある加算をお答えください。

昨年度支給実績のある加算について、「介護サービス利用者負担加算」が最も多く 87.6%、次いで「介護保険料加算」が 81.1%であった。

図表 III-105 昨年度支給実績加算（複数回答）



(93) 問 21-2 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-106 その他の詳細

1. 職員の処遇改善・人材確保 (19 件)

処遇改善加算、支援員処遇改善加算（月額 9,000 円等）、職員処遇改善費I・II、職場環境改善加算。

2. 入所者の生活支援・季節的加算 (10 件)

期末加算、冬期加算（採暖費）、被服費加算（扶助）、病弱者加算、おむつ使用加算、葬祭費。

3. 運営安定化・物価高騰対策 (7 件)

物価高騰加算（緊急対応補助金）、基本運営体制維持加算（空床補填・補償）、光熱水費調整金、利子補給。

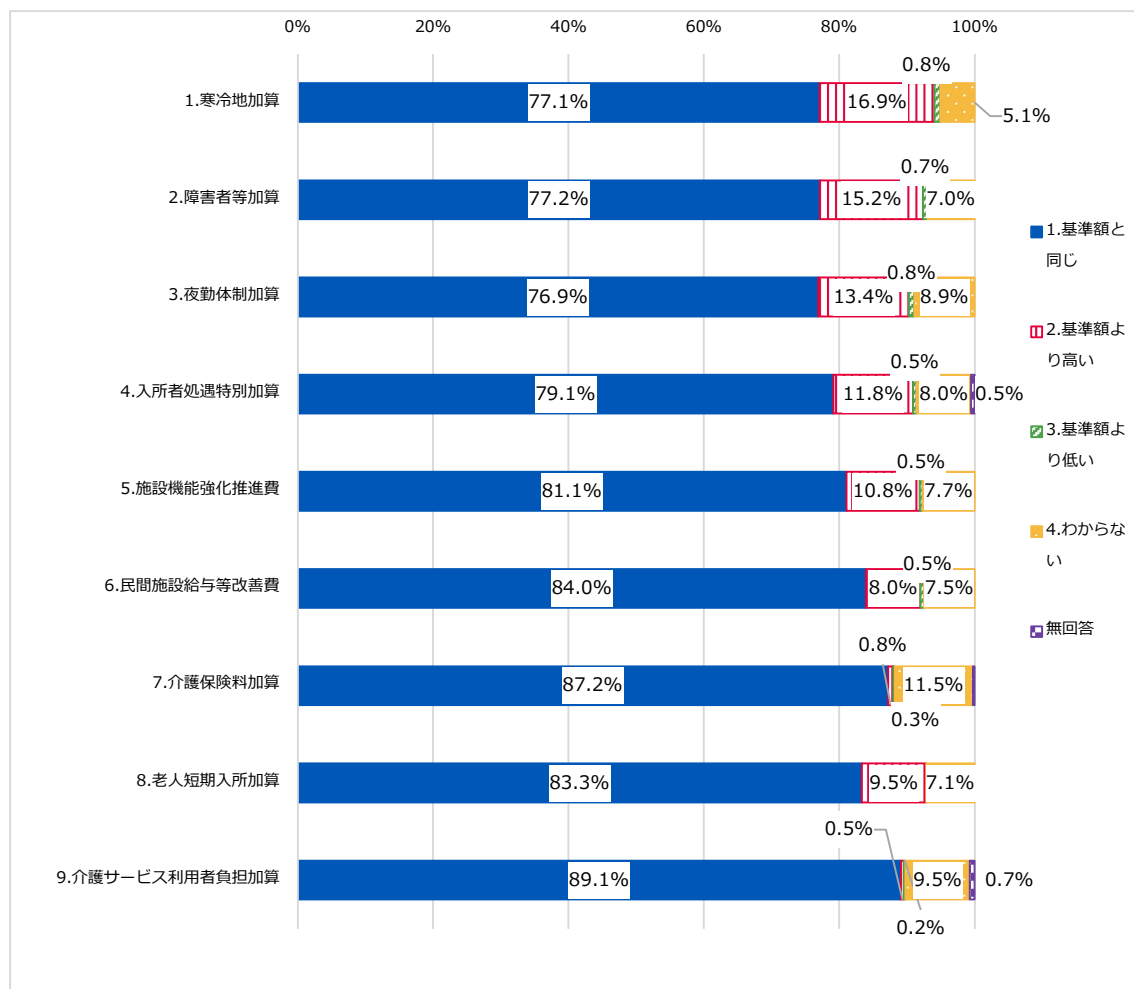
4. 施設維持・その他 (1 件)

除雪費。

(94) 問 21-3 問 21-2 で「10.その他自治体独自の補助・加算」、「11.実績なし」以外を選択した方へ、支給された加算が国の基準額と比較してどうかについてお答えください。

支給された加算が国の基準額と比較してどうかについて、「基準額と同じ」が約 75%～90%であった。一方で「基準額より高い」という回答も約 1%～17%見られた。

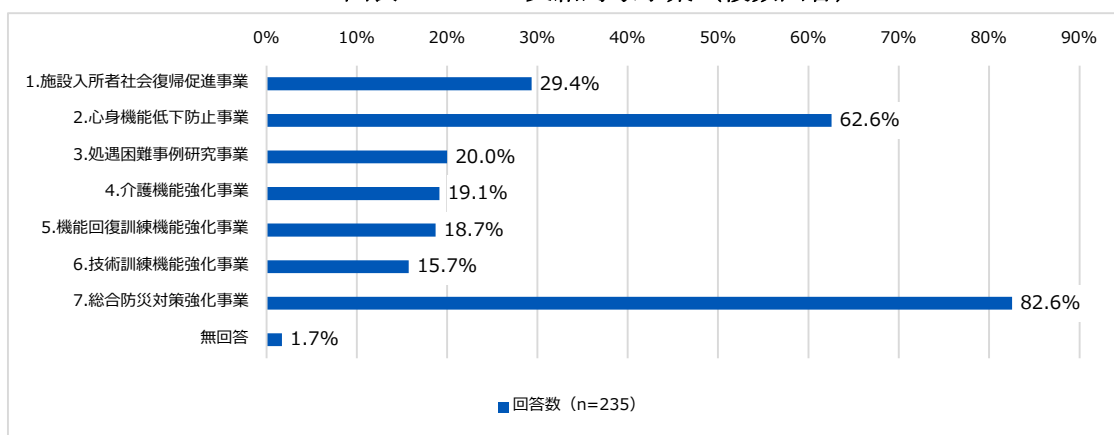
図表 III-107 支給された加算が国の基準額と比較してどうか



(95) 問 21-4 問 21-1 で「5.施設機能強化推進費」を選択した方へ、「5 施設機能強化推進費」の支給を行っている場合、どのような事業に対して支給を行っていますか。

支給対象事業について、「総合防災対策強化事業」が最も多く 82.6%、次いで「心身機能低下防止事業」が 62.6%であった。

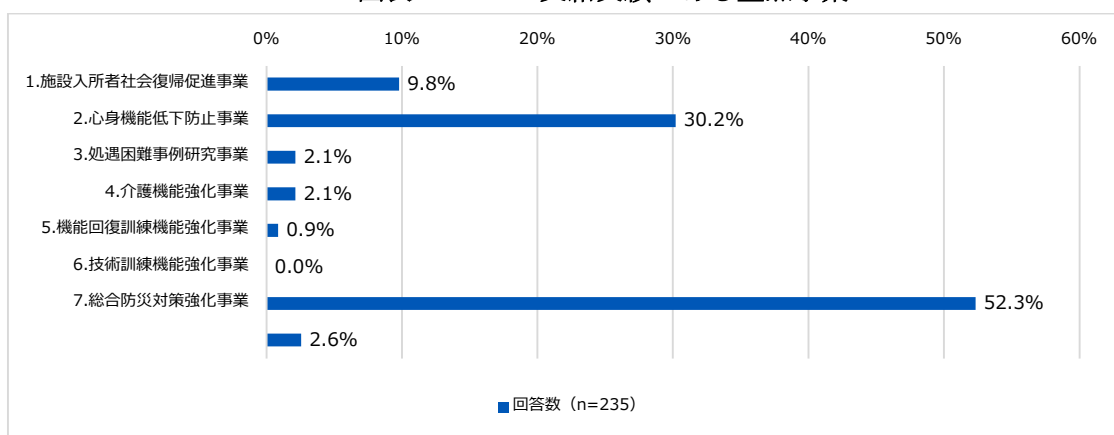
図表 III-108 支給対象事業（複数回答）



(96) 問 21-5 問 21-1 で「5.施設機能強化推進費」を選択した方へ、問 20-1 で支給実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。

支給実績のある重点事業について、「総合防災対策強化事業」が最も多く 52.3%、次いで「心身機能低下防止事業」が 30.2%であった。

図表 III-109 支給実績のある重点事業



(97) 問 21-6 問 21-1 で「10. その他自治体独自の補助・加算」を選択した方へ、貴自治体独自で養護老人ホーム（他の社会福祉施設を含む）に対して行っている（前項目以外の）補助・加算等ありましたら、名称、概要をお答えください。

図表 III-110 補助・加算等の名称、概要

1. 職員の処遇改善・人材確保（6件）

支援員処遇改善加算（常勤換算×9,000円）、国の通知に基づく処遇改善、人材確保・職場環境改善加算。

2. 物価高騰・エネルギー対策（5件）

消費者物価指数に基づく加算、物価高騰対応支援金の交付、光熱費・食糧費の物価高騰補助。

3. 事務費の独自増額・基準改定（4件）

地方交付税増額分の反映（1.41倍）、市独自調査による人件費・物価指数の増分反映、事務費の地域区分引上げ。

4. 運営体制維持・施設機能強化（3件）

基本運営体制維持加算（空床補填）、定員未充足分の事務費、ボイラー技士雇上加算。

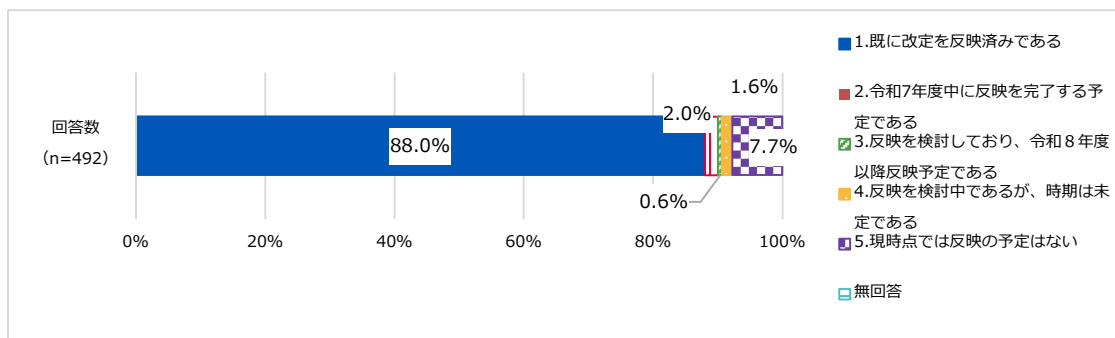
5. 法令・制度に基づく独自の取扱い（3件）

社会福祉法人助成条例（社福法58条）、入所者処遇特別加算の対象拡大（年齢要件）、期末・被服費加算。

(98) 問 22-1 令和4年度介護報酬改定（収入月額9,000円相当引上げ）を踏まえ、養護老人ホームおよび軽費老人ホームの職員処遇改善について、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和6年度末までに反映しましたか。

職員処遇改善の改定の反映について、「既に改定を反映済みである」が最も多く88.0%、次いで「現時点では反映の予定はない」が7.7%であった。

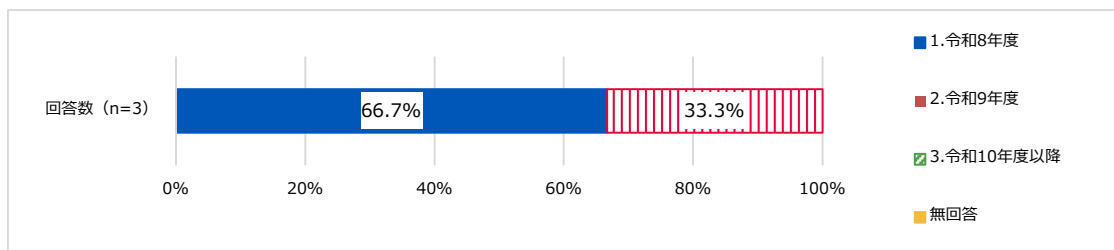
図表 III-111 職員処遇改善の改定の反映



(99) 問 22-2 問 22-1 で「3.反映を検討しており、令和 8 年度以降反映予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について、「令和 8 年度」が最も多く 66.7%、次いで「令和 9 年度」が 33.3%であった。

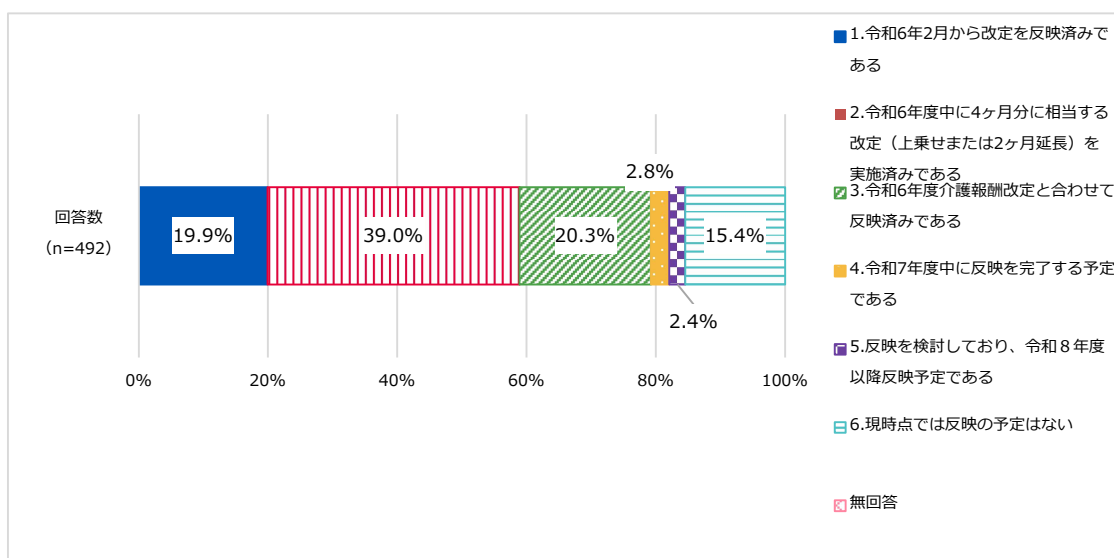
図表 III-112 対応の反映予定時期



(100) 問 23-1 令和 5 年度補正予算による月額平均 6,000 円相当 (2%程度) の賃上げ措置を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和 6 年度末までに反映しましたか。

支弁額等への改定の反映について、「令和 6 年度中に 4 ヶ月分に相当する改定 (上乗せまたは 2 ヶ月延長) を実施済みである」が最も多く 39.0%、次いで「令和 6 年度介護報酬改定と合わせて反映済みである」が 19.9%であった。

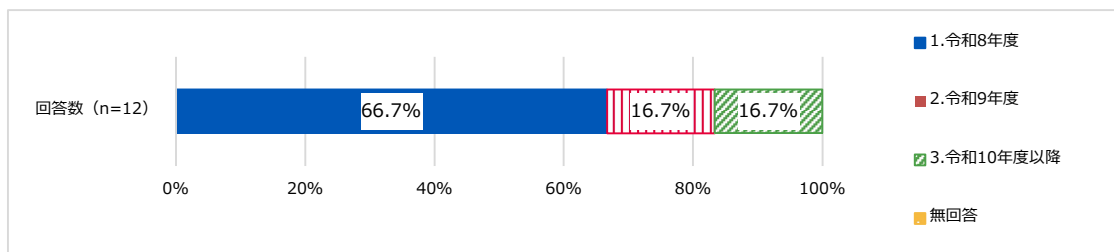
図表 III-113 支弁額等への改定の反映



(101) 問 23-2 問 23-1 で「5.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について、「令和8年度」が最も多く 66.7%、次いで「令和9年度」と「令和10年度以降」がそれぞれ 16.7%であった。

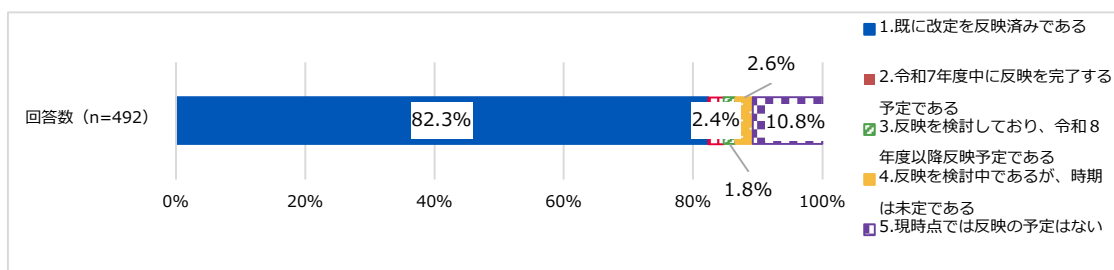
図表 III-114 対応の反映予定時期



(102) 問 24-1 令和6年度介護報酬改定の処遇改善分（養護老人ホームの事務費等の合計 1.16%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みですか。

支弁額等への改定の反映について、「既に改定を反映済みである」が最も多く 82.3%、次いで「現時点では反映の予定はない」が 10.8%であった。

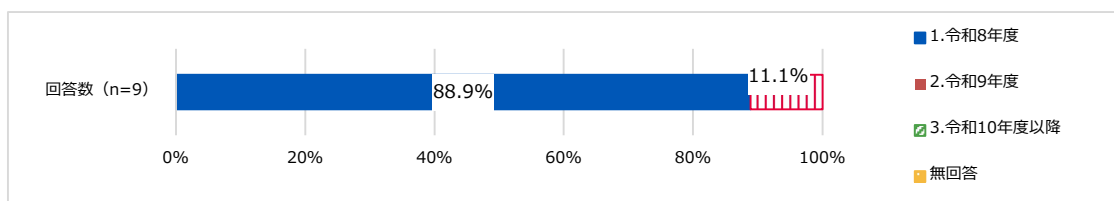
図表 III-115 支弁額等への改定の反映



(103) 問 24-2 問 24-1 で「3.反映を検討しており、令和 8 年度以降反映予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について、「令和 8 年度」が最も多く 88.9%、次いで「令和 9 年度」が 11.1%であった。

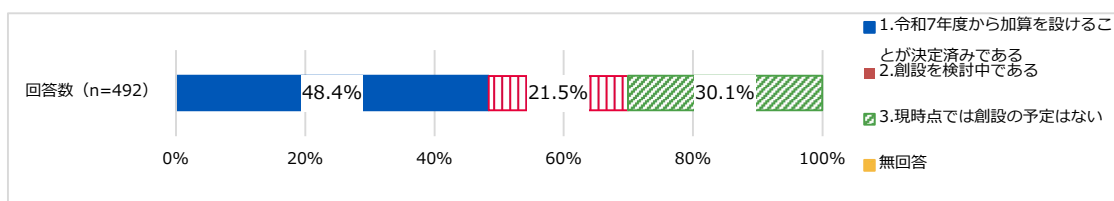
図表 III-116 対応の反映予定時期



(104) 問 25-1 令和 6 年度補正予算による「介護人材確保・職場環境改善等加算」の創設（職員 1 人当たり年間 54,000 円相当）を踏まえ、令和 7 年度の老人保護措置費に係る支弁額等に同様の加算を設ける（または設けることが決定している）予定ですか。（令和 7 年 12 月時点）

支弁額等への加算予定について、「令和 7 年度から加算を設けることが決定済みである」が最も多く 48.4%、次いで「現時点では創設の予定はない」が 30.1%であった。

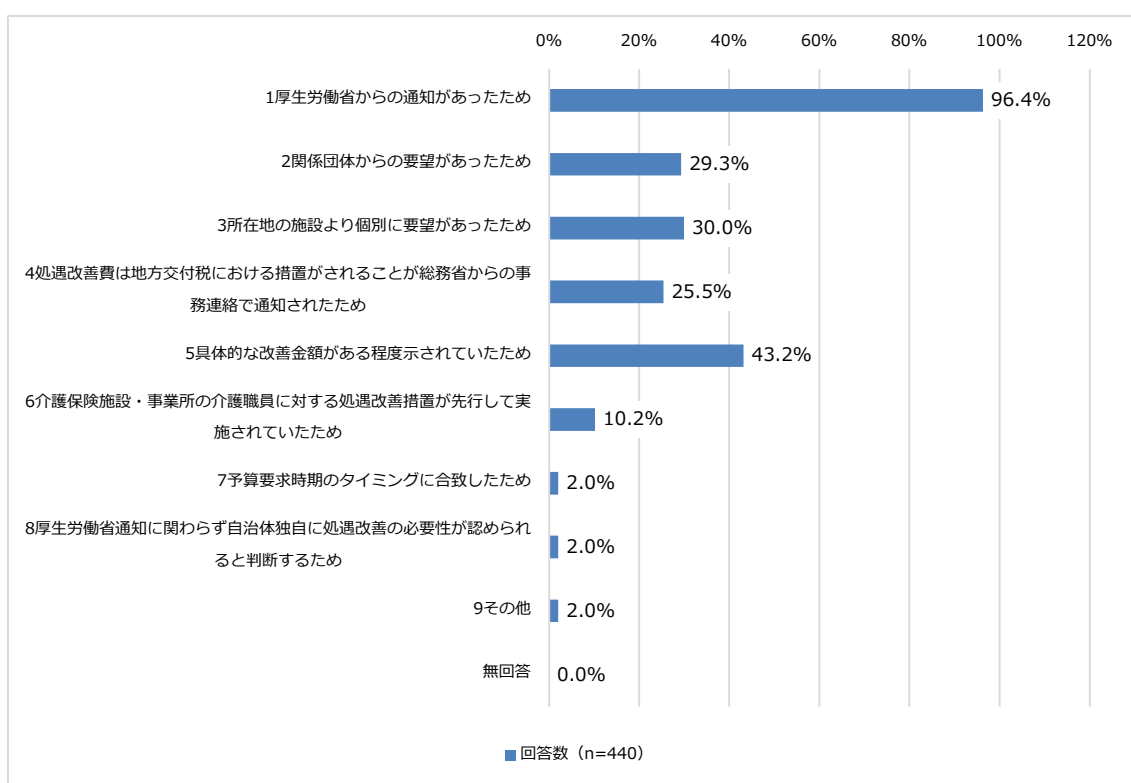
図表 III-117 支弁額等への加算予定



(105) 問 25-2 問 22-1、問 23-1、問 24-1、問 25-1 について、改定を反映済みを選択した場合、処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因についてお答えください。

処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因について、「厚生労働省からの通知があったため」が最も多く 96.4%、次いで「具体的な改善金額がある程度示されていたため」が 43.2%であった。

図表 III-118 改善を実施した要因（複数回答）



(106) 問 25-2 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-119 その他の詳細

1. 県の指針・改定への準拠（6件）

都道府県神奈川県指針に基づく実施、県指針の改定に伴う対応、県指針を基準とした適切な運用。

2. 国の通知や制度変更への対応（1件）

厚生労働省からの通知による指針の改正。

3. 近隣自治体との協議・足並みの調整（2件）

近隣市町と協議・相談し足並みをそろえた実施。

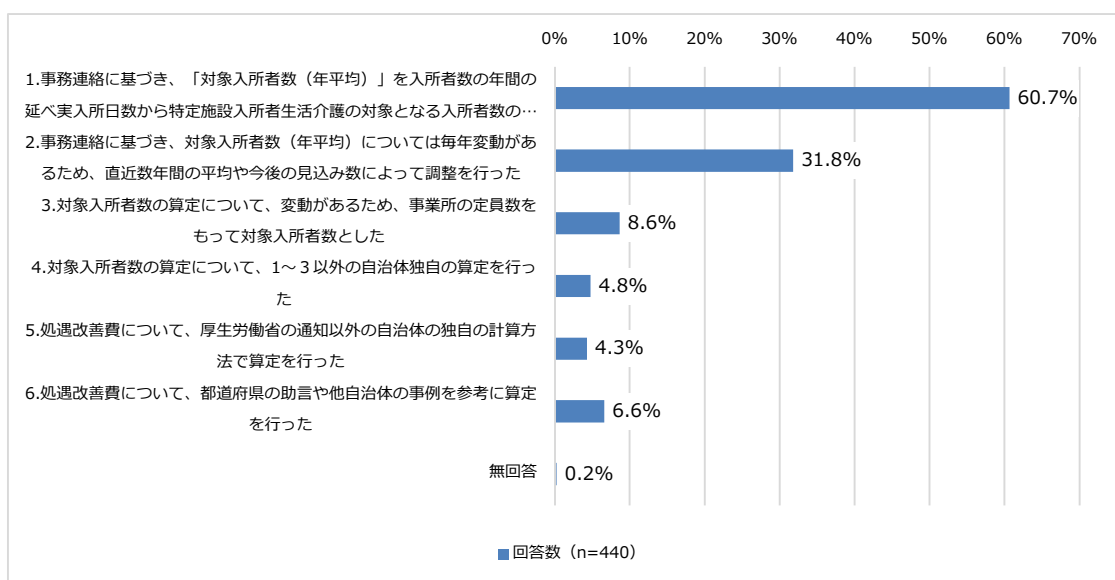
4.（個別事情：特定施設の指定廃止に伴う改定）（1件）

特定施設の廃止タイミングに合わせた改定（類型2に関連）。

(107) 問 25-3 問 22-1、問 23-1、問 24-1、問 25-1 について、改定を反映済みを選択した場合、貴自治体で実際に採用した計算方法についてお答えください。

処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因について、「事務連絡に基づき、「対象入所者数（年平均）」を入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを 365 で除して求めた」が最も多く 60.7%、次いで「事務連絡に基づき、対象入所者数（年平均）については毎年変動があるため、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整を行った」が 31.8%であった。

図表 III-120 採用した計算方法（複数回答）



(108) 問 25-3 にて「4.対象入所者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。

図表 III-121 その他の詳細

1. 特定の時点（基準日）による固定算定（8件）

4月1日時点（年度当初）、年度末時点、または令和8年3月1日時点などの人数を基準とする。

2. 計算ロジック・積算根拠の定義（5件）

支援員数（常勤換算）×単価を入所者数で除す、介護報酬改定分を15年分累積、月額1.5万円の固定単価など。

3. 平均値や延べ人数による算定（4件）

直近3ヶ年の平均、前年度の月平均人数、月間の延べ実入所者数の平均など。

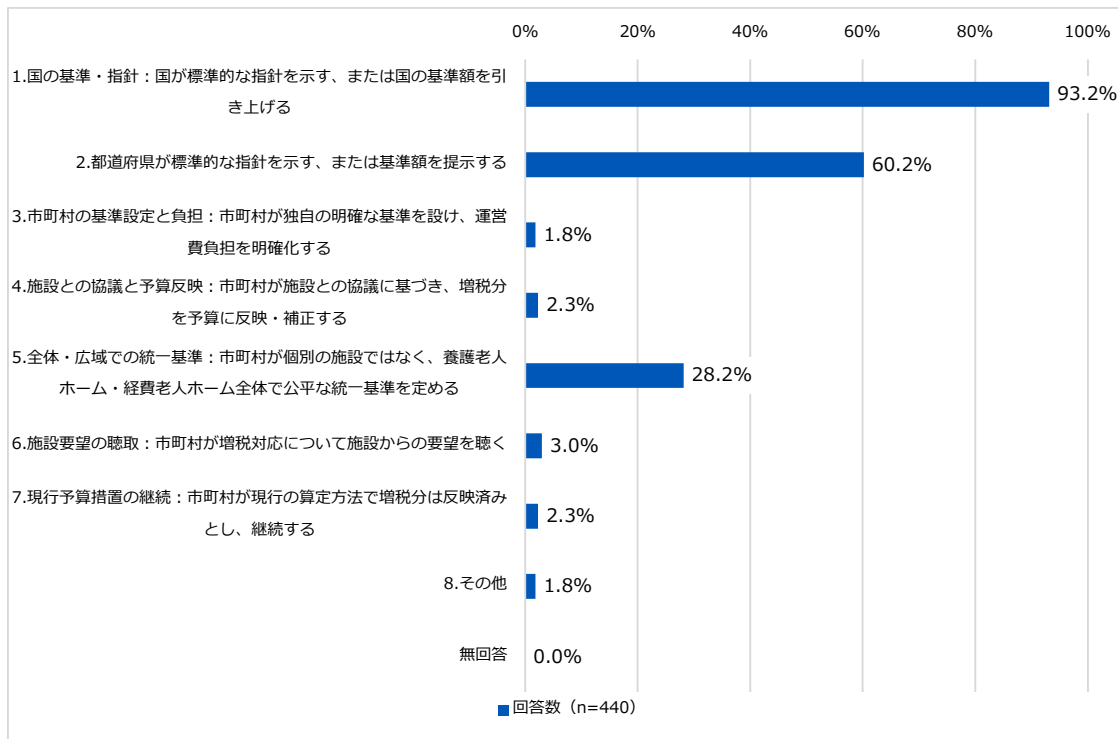
4. 毎月の実数に応じた変動算定（3件）

毎月の対象入所者数、毎月1日時点の人数、または月間延べ人数を月ごとに反映。

(109) 問 26 問 22-1、問 23-1、問 24-1、問 25-1 について、改定を反映済みを選択した場合、どうすれば職員の処遇改善等に向けた対応ができるとお考えかお答えください。

どうすれば職員の処遇改善等に向けた対応ができるかについて、「国の基準・指針：国が標準的な指針を示す、または国の基準額を引き上げる」が最も多く 93.2%、次いで「都道府県が標準的な指針を示す、または基準額を提示する」が 60.2%であった。

図表 III-122 どうすれば職員の処遇改善等に向けた対応ができるか（複数回答）



(110) 問 26 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-123 その他の詳細

1. 国による新基準の策定と明確化（2件）

過去の不明瞭な指針の廃止、現在の給与水準に合わせた「最低限満たすべき基準」の提示、計算の簡素化。

2. 制度の統一化・法改正の必要性（2件）

自治体ごとの個別判断（バラバラな対応）の解消、老人福祉法の改正、義務的な通知（一律改定）の実施。

3. 財政的課題と組織内の合意形成（2件）

財源の確保、および自治体内部（財政部局）の理解獲得の難しさ。

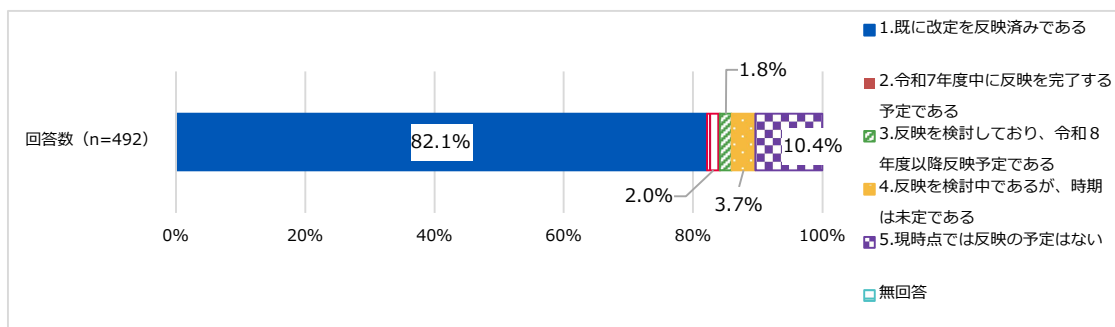
4. 自治体間の不均衡と支援のあり方（1件）

広域利用施設に対する経営支援義務への疑問、施設間での措置費の格差による選定の不合理さ。

(111) 問 27-1 令和 6 年度介護報酬改定のその他分（物価高騰等対応の 0.61%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みですか。（令和 7 年 12 月時点）

支弁額等への改定の反映について、「既に改定を反映済みである」が最も多く 82.1%、次いで「現時点では反映の予定はない」が 10.4%であった。

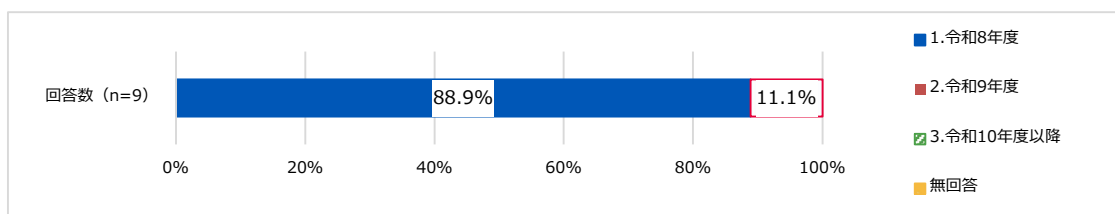
図表 III-124 支弁額等への改定の反映



(112) 問 27-2 問 27-1 で「3.反映を検討しており、令和 8 年度以降反映予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について、「令和 8 年度」が最も多く 88.9%、次いで「令和 9 年度」が 11.1%であった。

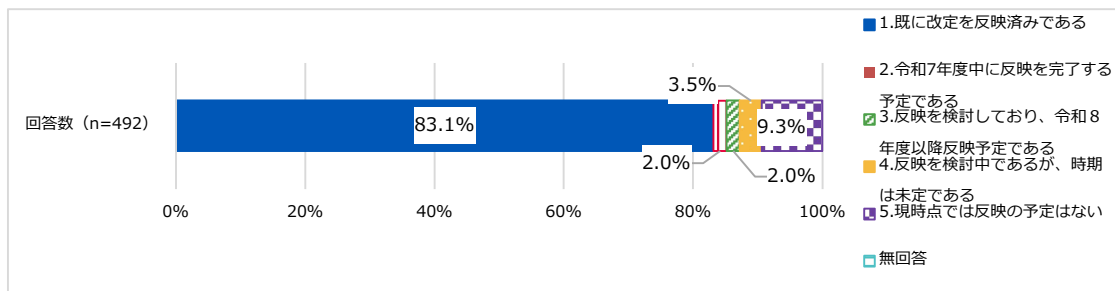
図表 III-125 対応の反映予定時期



(113) 問 28-1 介護保険サービスの基準費用額（居住費）の見直し（光熱・水費の増加、日額 60 円相当の引上げ）を踏まえ、老人保護措置費に係る生活費の改定を反映済みですか。（令和 7 年 12 月時点）

生活費の改定の反映について、「既に改定を反映済みである」が最も多く 83.1%、次いで「現時点では反映の予定はない」が 9.3%であった。

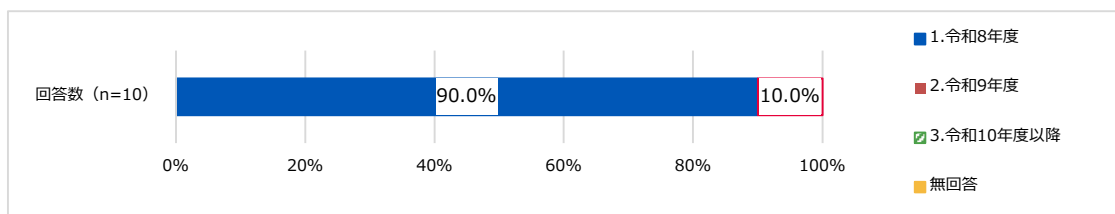
図表 III-126 生活費の改定の反映



(114) 問 28-2 問 28-1 で「3.反映を検討しており、令和 8 年度以降反映予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について、「令和 8 年度」が最も多く 90%、次いで「令和 9 年度」が 10%であった。

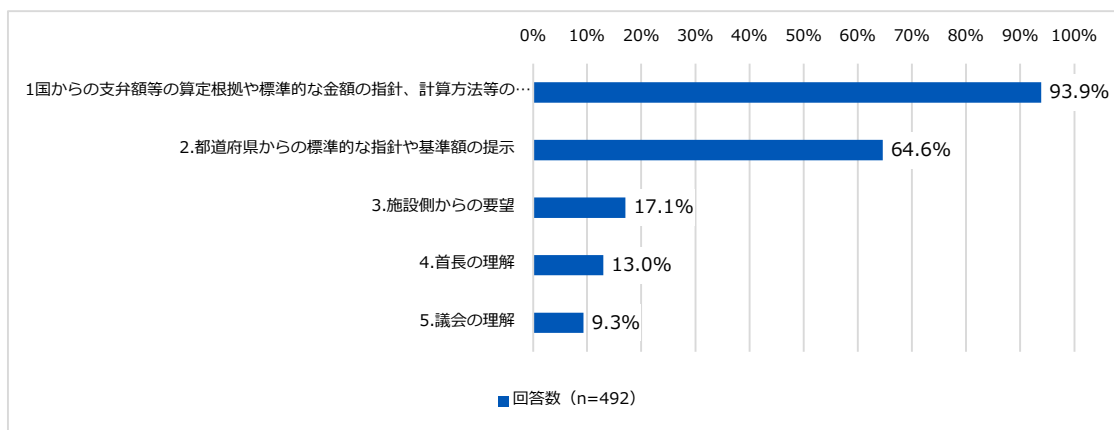
図表 III-127 対応の反映予定時期



(115) 問 29 昨今の消費者物価指数や最低賃金の上昇や、地域における施設の経営状況、地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立などを総合的に勘案したうえで、介護保険サービスの基準費用額（居住費）の見直し（光熱・水費の増加、日額 60 円相当の引上げ）をするために必要と考えている要素をお答えください。

基準費用額見直しのための必要な要素について、「国からの支弁額等の算定根拠や標準的な金額の指針、計算方法等の提示、技術的助言」が最も多く 93.9%、次いで「都道府県からの標準的な指針や基準額の提示」が 64.6%であった。

図表 III-128 基準費用額見直しのための必要な要素（複数回答）



(116) 問 29 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
（具体的に入力）

図表 III-129 その他の詳細

1. 国による基準の一律設定と義務化（3件）

全国一律での金額決定、国の責任による実施、技術的助言ではなく「義務的通知」による改定。

2. 財政支援の充実と予算確保の課題（4件）

国・県からの財源補助、交付税の増額、自治体内部（財政部局）の理解獲得。

3. 自治体独自の取り組みと制度的限界（2件）

独自要綱の策定、広域施設への支援義務に関する疑問、施設間格差による選定の不合理性。

(117) 問 29 にて「改定する必要性を感じていない」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

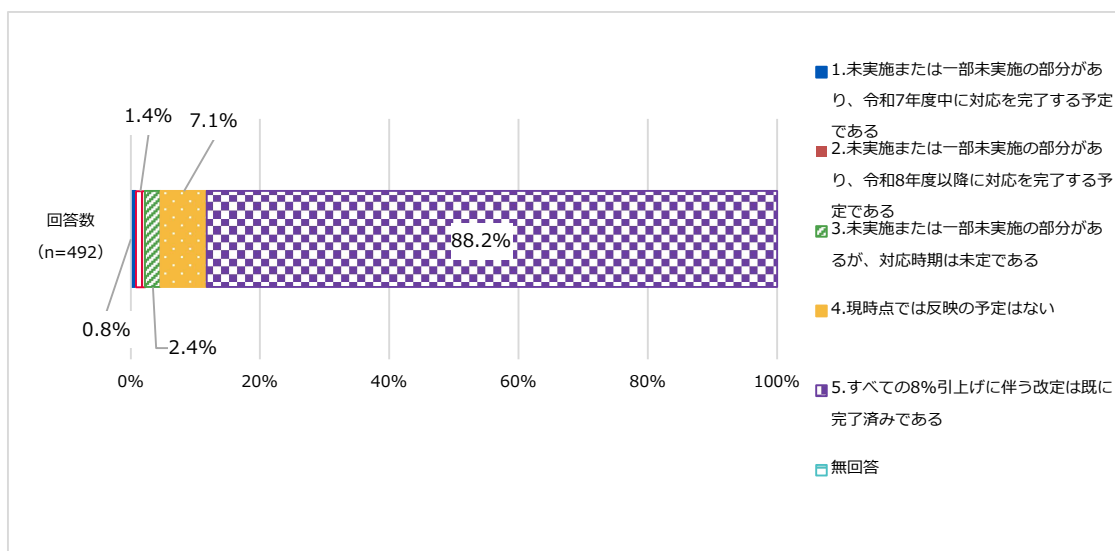
図表 III-130 その他の詳細

- ・ 公営施設であり、全職員の給与が号給表に基づいている。
- ・ 指定管理委託しており、委託料に反映させているため。

(118) 問 30-1 平成 26 年の消費税率 5%から 8%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。(令和 7 年 12 月時点)

支弁額等改定の未実施または一部未実施について、「すべての 8%引上げに伴う改定は既に完了済みである」が最も多く 88.2%、次いで「現時点では反映の予定はない」が 7.1%であった。

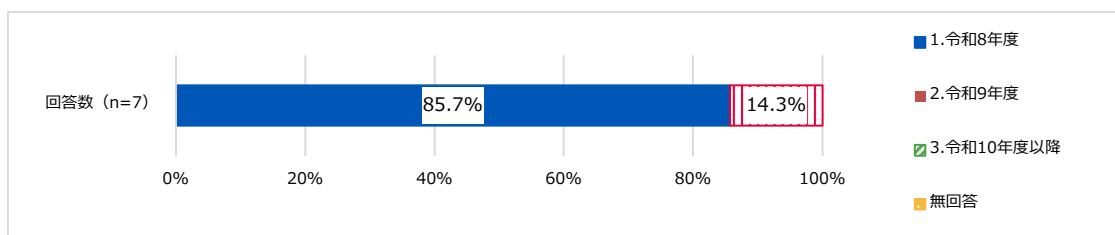
図表 III-131 支弁額等改定の未実施または一部未実施



(119) 問 30-2 問 30-1 で「2.未実施または一部未実施の部分があり、令和 8 年度以降に対応を完了する予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について、「令和 8 年度」が最も多く 85.7%、次いで「令和 9 年度」が 14.3%であった。

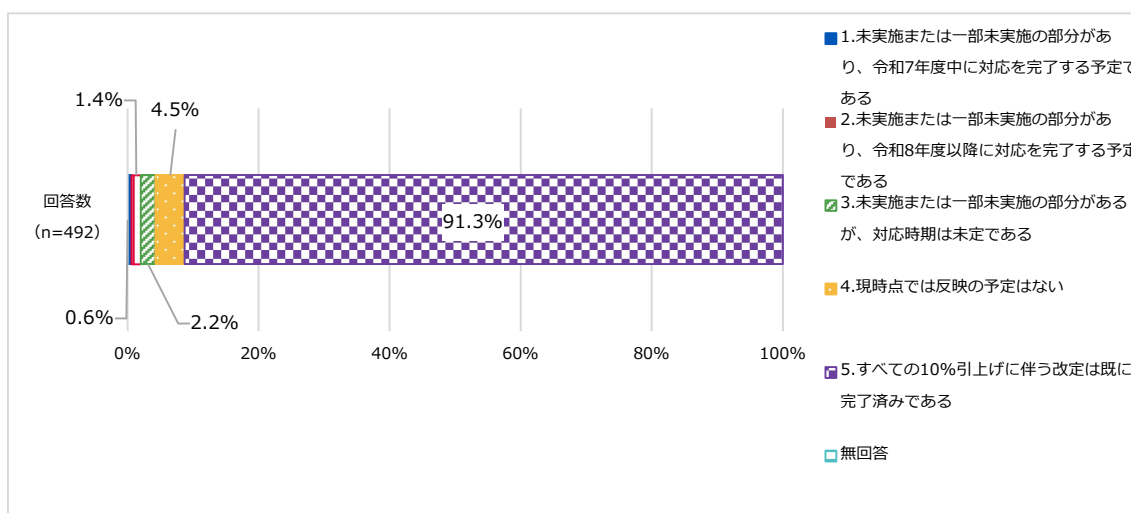
図表 III-132 対応の反映予定時期



(120) 問 31-1 令和元年の消費税率 8%から 10%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。(令和 7 年 12 月時点)

支弁額等改定の未実施または一部未実施について、「すべての 10%引上げに伴う改定は既に完了済みである」が最も多く 91.3%、次いで「現時点では反映の予定はない」が 4.5%であった。

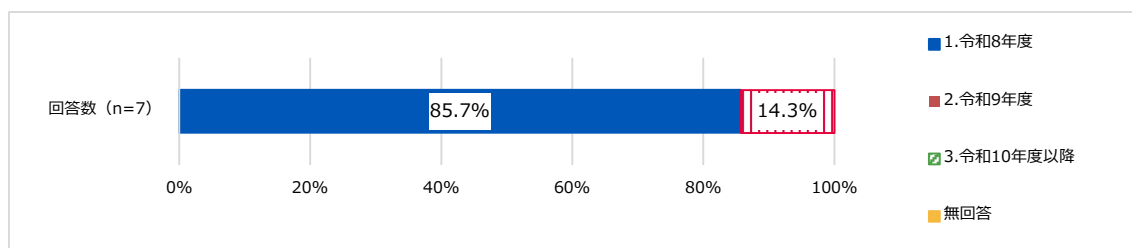
図表 III-133 支弁額等改定の未実施または一部未実施



(121) 問 31-2 問 30-1 で「2.未実施または一部未実施の部分があり、令和 8 年度以降に
対応を完了する予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について、「令和 8 年度」が最も多く 85.7%、次いで「令和 9 年度」
が 14.3%であった。

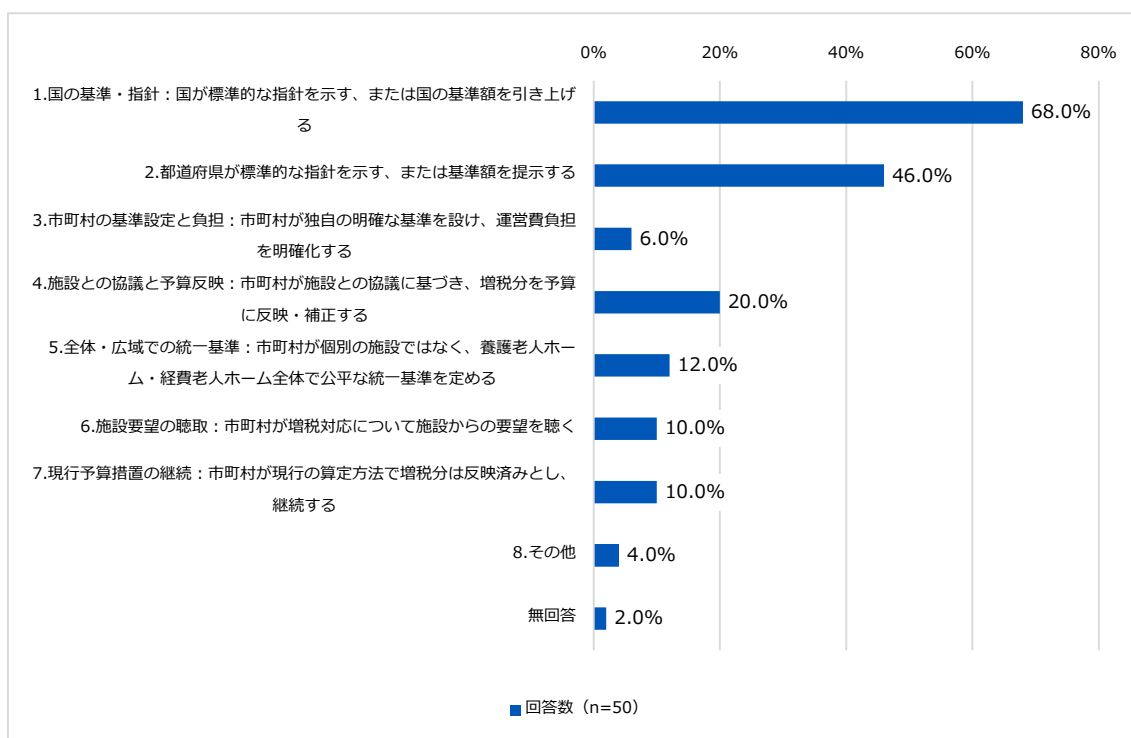
図表 III-134 対応の反映予定時期



(122) 問 32 問 30-1、問 31-1 について、「3.未実施または一部未実施の部分があるが、対応時期は未定である」、「4.現時点では反映の予定はない」を選択した場合、どうすれば消費税増税の対応ができるとお考えかお答えください。

どうすれば消費税増税の対応ができるかについて、「国の基準・指針：国が標準的な指針を示す、または国の基準額を引き上げる」が最も多く 68.0%、次いで「都道府県が標準的な指針を示す、または基準額を提示する」が 46.0%であった。

図表 III-135 どうすれば消費税増税の対応ができるか（複数回答）



(123) 問 32 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

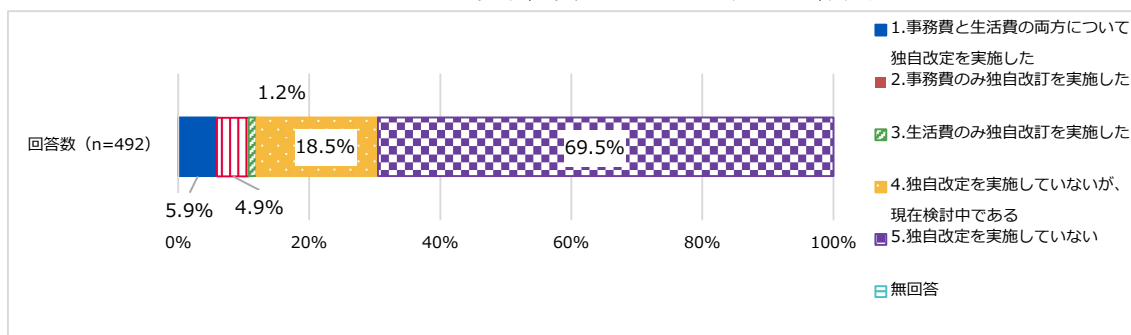
図表 III-136 その他の詳細

- ・ 8%の時は未実施だったため、10%になった時に実施した。
- ・ 8%引き上げはしていないが、5%から10%に引き上げ実施している。

(124) 問 33-1 国からの通知に連動しない独自の判断に基づき、老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定を実施しましたか。(令和7年12月時点)

老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定の実施について、「独自改定を実施していない」が最も多く69.5%、次いで「独自改定を実施していないが、現在検討中である」が18.5%であった。

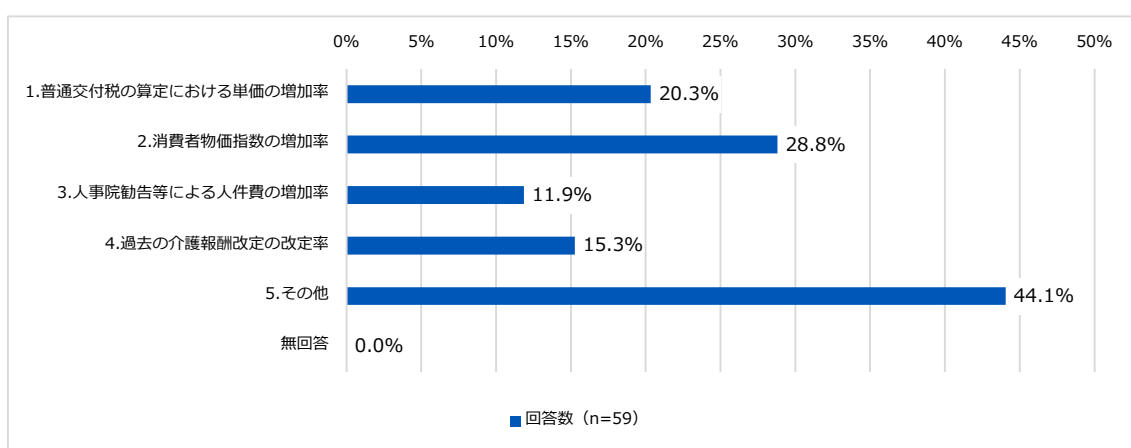
図表 III-137 老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定の実施



(125) 問 33-2 問 33-1 で「1.事務費と生活費の両方について独自改定を実施した」「2.事務費のみ独自改定を実施した」「3.生活費のみ独自改定を実施した」を選択した場合、国からの通知に連動しない独自の判断に基づき、老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定を実施した場合、その主な根拠として参照したものを教えてください。

増額改定実施の主な参照先について、「消費者物価指数の増加率」が28.8%、「普通交付税の算定における単価の増加率」が20.3%であった。

図表 III-138 増額改定実施の主な参照先（複数回答）



(126) 問 33-2 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

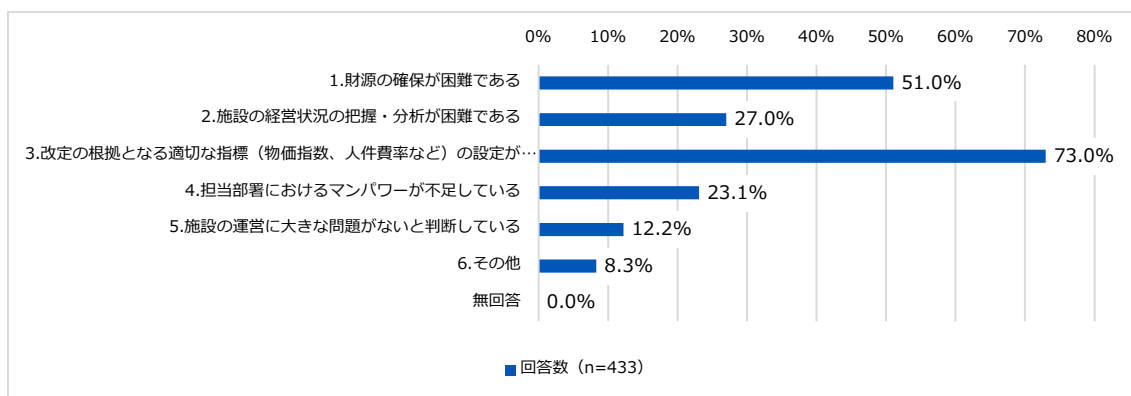
図表 III-139 その他の詳細

<p>1. 公的統計・賃金指標の活用 (5 件) 賃金構造基本統計の伸び率、新採用職員の初任給増加率、介護職員の平均給与増加率。</p> <p>2. 生活保護基準・改定率との連動 (5 件) 生活保護法の生活扶助基準 (累計 4.8%の改定率など)、介護施設入所者分の基準額。</p> <p>3. 交付税・予算額との比較・試算 (4 件) 普通交付税の措置額 (歳入) と支出額の比較、地方交付税を鑑みた市の独自試算。</p> <p>4. 施設の実態・定員に基づく調整 (4 件) 措置者数ではなく「定員数」での算定、入所定員の減少、施設の収支計画書。</p> <p>5. 支援対象の独自拡大・他制度参照 (4 件) 処遇改善の対象を全職員 (相談員含む) へ拡大、救護施設の指標参照、近隣自治体との均衡。</p> <p>6. 地域手当・人事院規則の反映 (3 件) 人事院規則に基づく地域区分の改定、市町村職員の地域手当相当分の加算。</p>
--

(127) 問 33-3 問 33-1 で「4.独自改定を実施していないが、現在検討中である。」「5.独自改定を実施していない。」を選択した場合、独自改定を実施しない、または検討中である場合、主な課題は何ですか。

独自改定実施しないまたは検討中の主な課題について、「改定の根拠となる適切な指標 (物価指数、人件費率など) の設定が困難である」が最も多く 73.0%、次いで「財源の確保が困難である」が 51.0%であった。

図表 III-140 独自改定実施しないまたは検討中の主な課題 (複数回答)



(128) 問 33-3 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

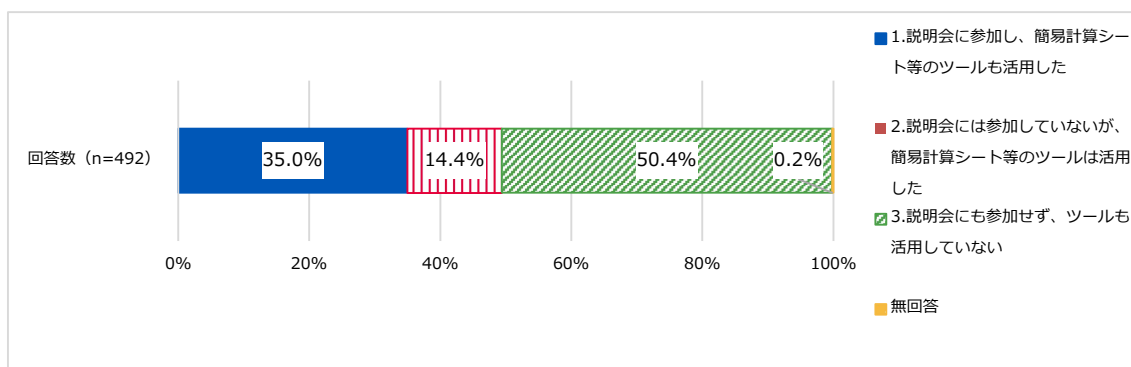
図表 III-141 その他の詳細

1. 指定管理・直営・資産貸与による対応 (9 件)
指定管理料の増額や上乗せでの対応、直営（公営）施設のため職員給与基準で対応、土地建物の無償貸与。
2. 制度・計算の複雑さと根拠の欠如 (8 件)
改定の重複による計算の複雑化、算定根拠や改定例の不明示、国・県の明確な数字・基準待ち。
3. 自治体間調整・公平性の確保 (5 件)
近隣他自治体への影響、他市町村との足並みの調整、広域運営による調整の困難さ。
4. 実施済み・実施予定（前向きな対応）(5 件)
独自加算実施済み、令和 8 年度から実施予定（予算要求済を含む）、対応済み。
5. 国の指針遵守・日本一律の判断重視 (4 件)
国・県の指針に従うことが合理的、全国一律の判断が必要、県指針に基づく運用。
6. 財政・実務上の課題と独自の論理 (2 件)
首長の理解が得られない、事務労力（他自治体への意見聴取等）の過多、施設間単価差による選定の不合理性。

(129) 問 34 厚生労働省が実施した説明会や配布した簡易計算シート等のツールについて、貴自治体での活用状況を教えてください。

簡易計算シート等のツール活用状況について、「説明会にも参加せず、ツールも活用していない」が最も多く 50.4%、次いで「説明会に参加し、簡易計算シート等のツールも活用した」が 35.0%であった。

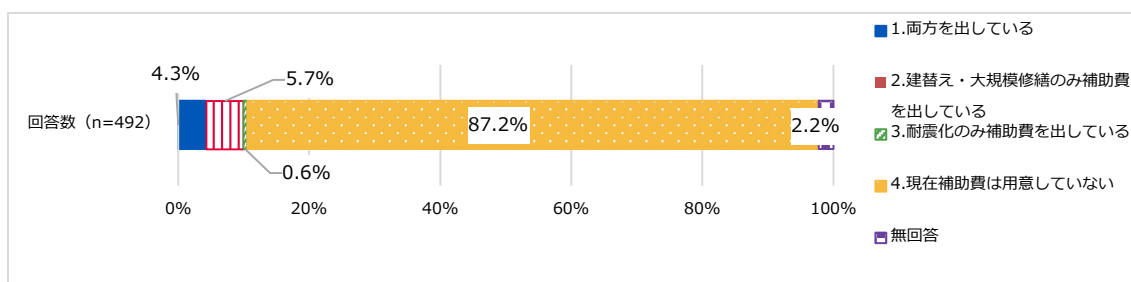
図表 III-142 簡易計算シート等のツール活用状況



(130) 問 35 養護老人ホームの老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた貴自治体独自の補助費についてお答えください。(地域医療介護総合確保基金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用分を含まない)

養護老人ホームの老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた独自の補助費について、「現在補助費は用意していない」が最も多く 87.2%、次いで「建替え・大規模修繕のみ補助費を出している」が 5.7%であった。

図表 III-143 養護老人ホームの老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた独自の補助費



(131) 問 36 決算額についてお答えください。(百円未満は四捨五入して記入)

図表 III-144 令和 6 年度決算額

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
支弁額計(※3)	484	75924031278	156867833.2	104197606.5	244202886.3	3146444500	0
本人費用徴収額	487	15110901546	31028545.3	18350821	46924607.2	534144700	0
扶養義務者費用徴収額	485	265992244	548437.6	54000	2369121.2	26575800	0
自治体負担額(費用徴収額を除く)	486	60960636150	125433407.7	83537559.5	199623566.2	2612299800	0

図表 III-145 令和 5 年度決算額

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
支弁額計(※2)	483	76558956614	158507156.6	103060491	246142751.0	3122113700	0
本人費用徴収額	487	14968993323	30737152.6	18687500	46486519.9	536155700	0
扶養義務者費用徴収額	484	284452462	587711.7	54000	3397627.6	63777708	0
自治体負担額(費用徴収額を除く)	486	61840469253	127243763.9	82960607.5	202795203.7	2585958000	0

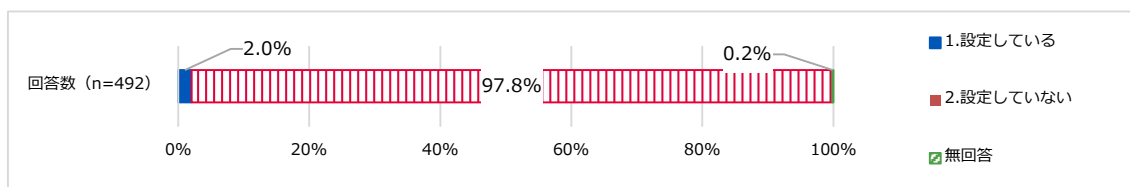
図表 III-146 令和 4 年度決算額

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
支弁額計(※1)	482	75939663945	157551170.0	103959827.5	243377914.3	3090247700	0
本人費用徴収額	486	15063558374	30994976.1	18746900	45941677.5	512857200	0
扶養義務者費用徴収額	484	283714961	586187.9	67500	3389440.3	62518051	0
自治体負担額(費用徴収額を除く)	486	61225152670	125977680.4	82279012.5	200239086.9	2577390500	0

(132) 問 37-1 費用徴収額の状況(本人分)について、国の基準と異なる独自の費用徴収基準を設定していますか。

独自の費用徴収基準の設定について、「設定していない」が 97.8%、「設定している」が 2.0%であった。

図表 III-147 独自の費用徴収基準の設定



(133) 問 37-2 問 37-1 で「1.設定している」を選択した方へ、独自の費用徴収基準を設けている場合、内容をお答えください。

図表 III-148 独自の費用徴収基準の内容

1.徴収月額の上限設定 (5 件)

徴収月額の上限を 140,000 円とする規定、費用徴収額の一律の上限設定。

2.資産保有状況による階層調整 (1 件)

350 万円を超える換金可能資産を保有する場合、階層区分を支弁額相当（最高階層）とする判定。

3.階層区分の簡素化・軽減 (1 件)

国基準の 1～9 段階を、市基準では一律 1 段階（低層）として運用。

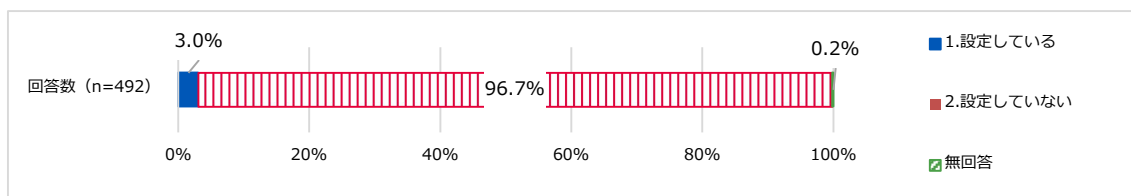
4.税率対応・根拠規定 (2 件)

消費税 10%分の上乗せ対応、自治体独自の施行細則・例規集に基づく運用。

(134) 問 38-1 費用徴収額の状況（扶養義務者分）について、国の基準と異なる独自の費用徴収基準を設定していますか。（1つ選択）

独自の費用徴収基準の設定について、「設定していない」が 96.7%、「設定している」が 3.0%であった。

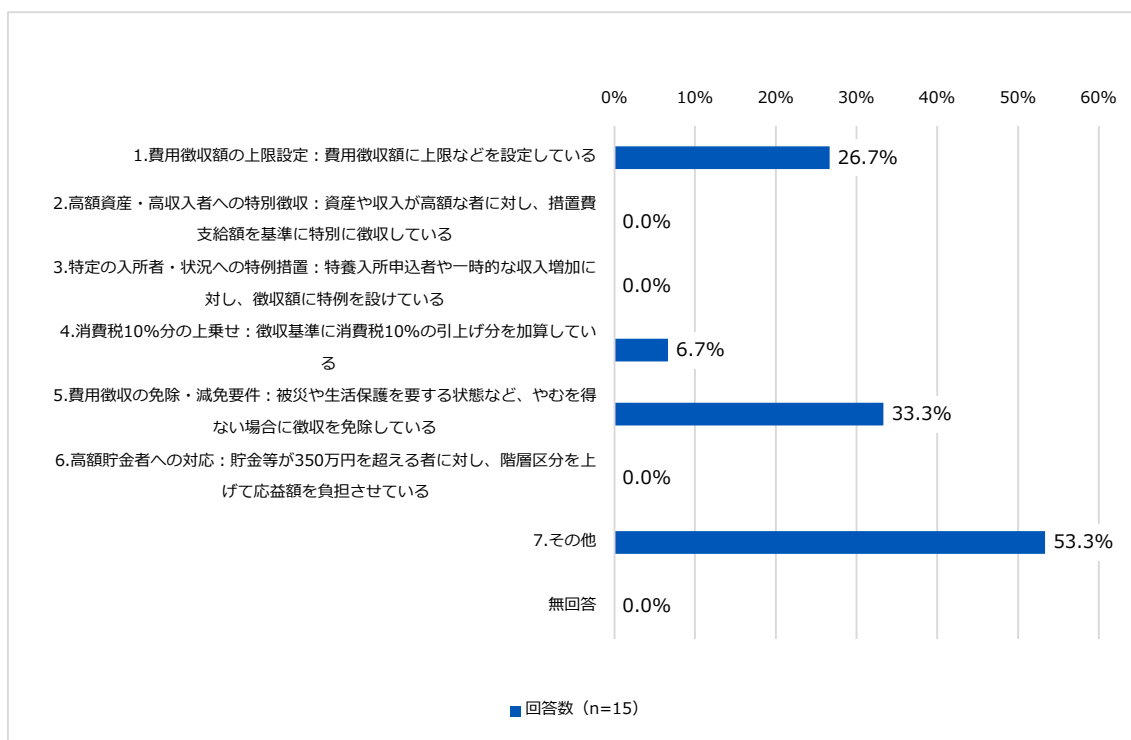
図表 III-149 独自の費用徴収基準の設定



(135) 問 38-2 問 38-1 で「1.設定している」を選択した方へ、独自の費用徴収基準を設けている場合、内容をお答えください。

独自の費用徴収基準の内容について、「費用徴収の免除・減免要件：被災や生活保護を要する状態など、やむを得ない場合に徴収を免除している」が 33.3%、「費用徴収額の上限設定：費用徴収額に上限などを設定している」が 26.7%であった。

図表 III-150 独自の費用徴収基準の内容（複数回答）



(136) 問 38-2 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

図表 III-151 その他の詳細

1. 階層区分の精緻化と軽減（3件）

国基準よりも細かい階層区分（税額区分）の設定、C1・C2階層の徴収額軽減、一部階層の基準月額の減額。

2. 判定基準（算出根拠）の独自設定（2件）

扶養義務者の徴収額を所得税ではなく市町村民税で認定、税源移譲に伴う階層区分の改正。

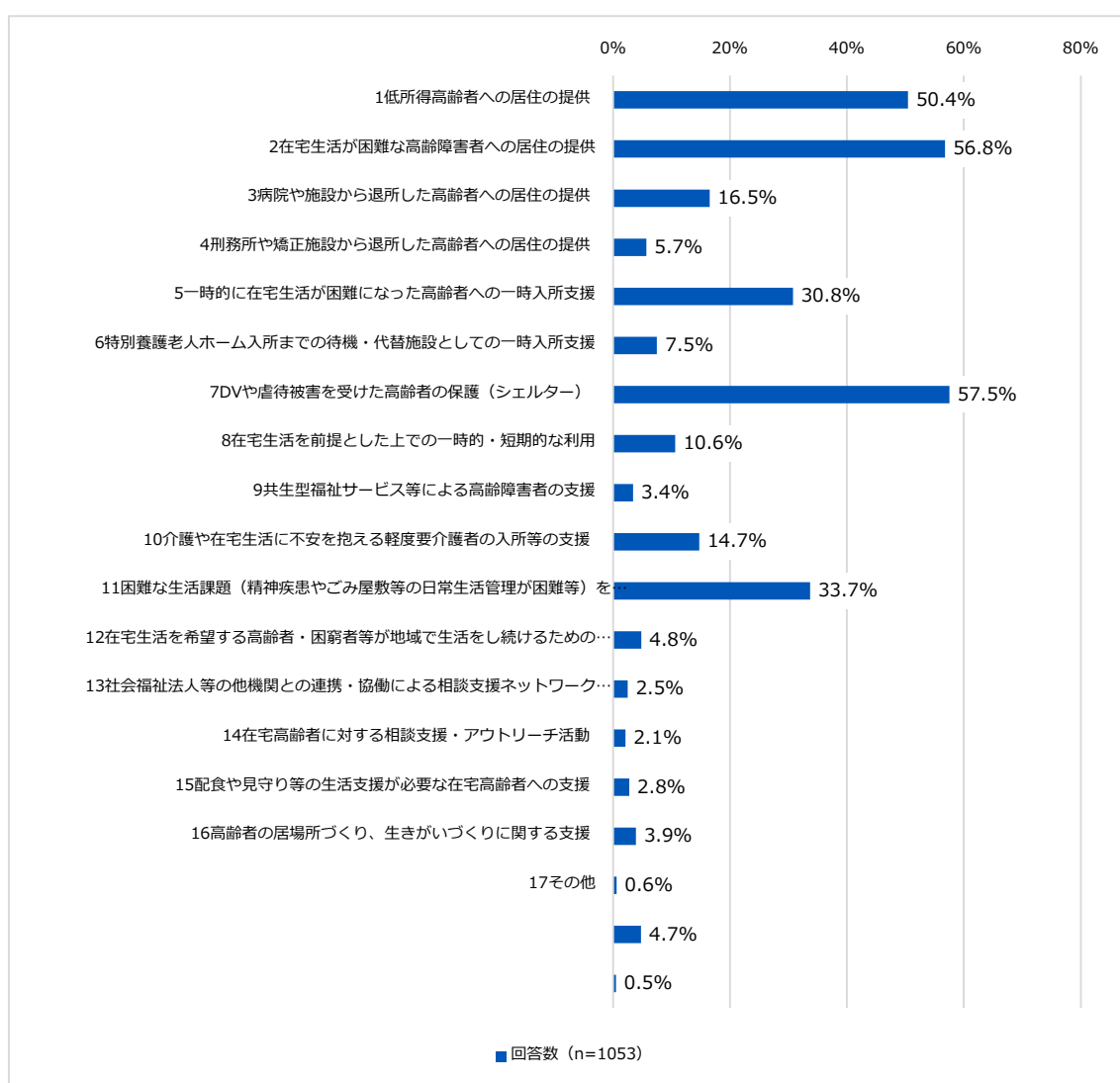
3. 法的根拠の明示（1件）

自治体独自の施行細則（例規集）に基づく運用。

(137) 問 39 貴自治体では、養護老人ホームに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。また、どの事業が実施されていますか。(期待する役割の上位3つに○をつけてください。実施の有無については期待の有無にかかわらず、全項目について回答してください。)

自治体が養護老人ホームに対してどのような役割を期待するかについて、「DV や虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）」が最も多く 57.5%、次いで「在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供」が 56.8%であった。

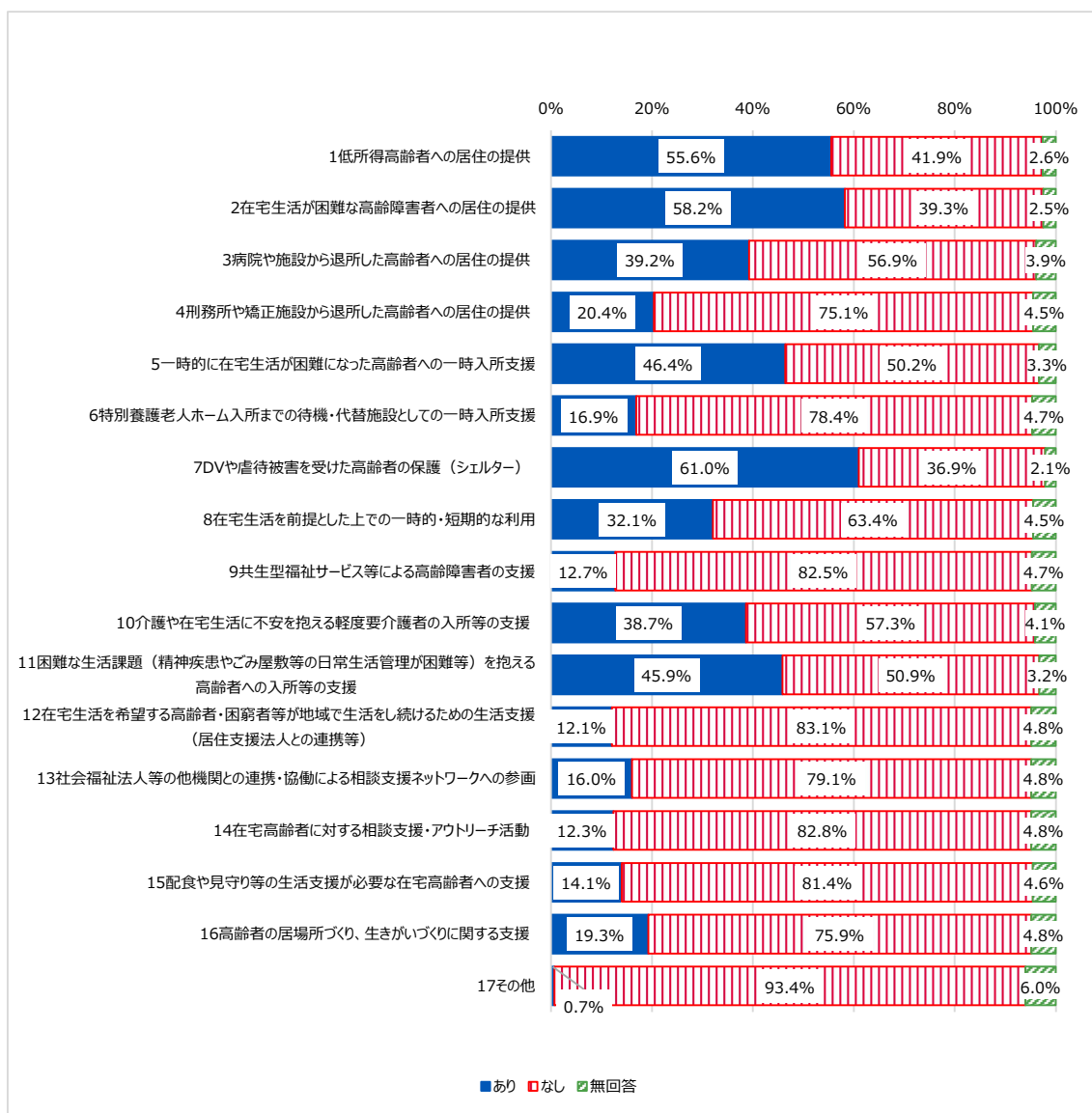
図表 III-152 養護老人ホームに対してどのような役割を期待するか（期待する役割の上位3つ）



養護老人ホームにおける各事業の実施の有無では、「DV や虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）」（61.0%）、「在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供」（58.2%）といった事業について、多くの自治体が把握していた。

一方、「在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活をし続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）」（83.1%）、「在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動」（82.8%）といった事業については、把握している自治体は少数であった。

図表 III-153 養護老人ホームにおける実施事業の有無（単数回答）



(138) 問 39 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-154 期待する役割 その他の詳細

1. 自立支援・社会復帰の促進 (3 件)

社会復帰を目指す積極的な支援、自立のために必要な指導・訓練の徹底、自立した生活を送るための支援。

2. 特定のニーズ・受入枠の拡大 (2 件)

認知症高齢者の受け入れ強化、措置制度以外（契約入所）による希望者の受け入れ。

3. 該当なし (対象施設なし) (1 件)

町内に該当する施設が存在しない

図表 III-155 実施の有無 その他の詳細

1. 自立・社会復帰に向けた支援 (2 件)

社会復帰の促進、自立のために必要な指導・訓練の徹底、自立した生活を送るための支援。

2. セーフティネット機能の維持 (2 件)

措置入所要件該当者への住まいの提供、被虐待者の保護（避難先としての活用）。

3. 防災・緊急時の役割 (1 件)

災害時の避難施設としての活用。

4. 高コスト (1 件)

養護老人ホーム未設置、または施設はあるが数が少なく料金が高いといった現状の課題。

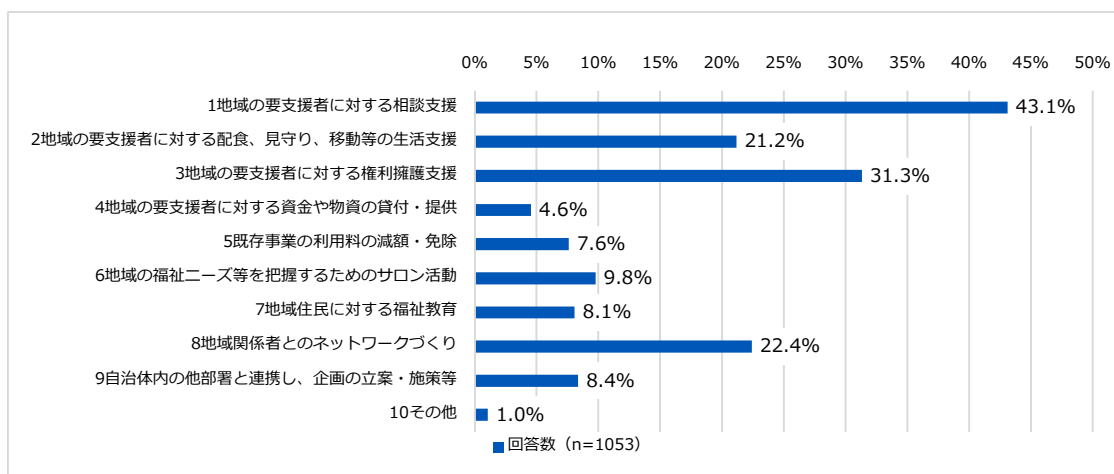
5. 該当なし (対象施設なし) (1 件)

町内に該当する施設が存在しない

(139) 問 40 養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。

自治体として行っている関わりや支援について、「地域の要支援者に対する相談支援」が最も多く 43.1%、次いで「地域の要支援者に対する権利擁護支援」が 31.3%であった。

図表 III-156 自治体として行っている関わりや支援（複数回答）



(140) 問 40 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-157 期待する役割 その他の詳細

1. 災害時支援（福祉避難所等）（3件）

福祉避難所としての活用、避難所施設利用に関する協定の締結。

2. 運営形態・事業委託の仕組み（2件）

指定管理の公設施設として運営、短期保護事業として一括委託（委託料の支払い）。

3. 地域連携・実態調査（2件）

包括支援センターによる該当者調査と措置への接続、自治体の責務として社協等と連携。

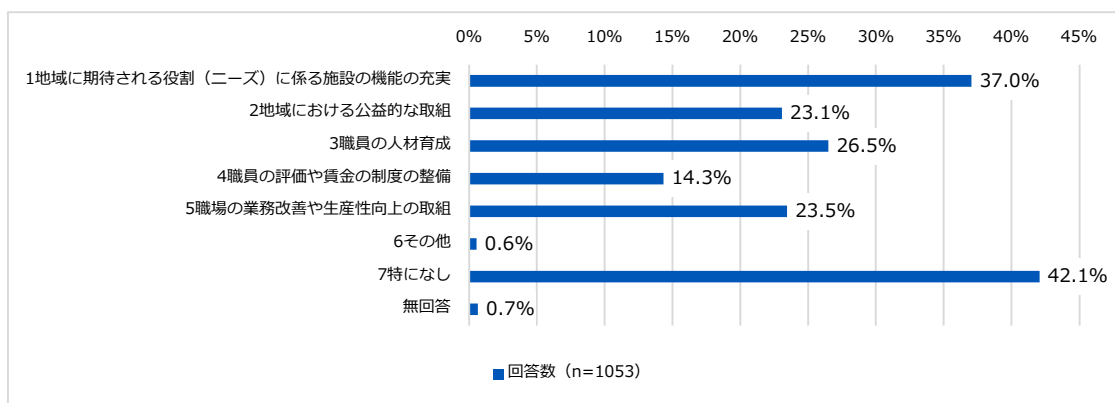
4. 物理的制約（1件）

施設と地域が離れているため支援依頼が困難。

(141) 問 41 自治体として今後管内施設で実施を期待している取組があればお答えください。また、現在行われている取組があればお答えください。(あてはまるものすべてに○)

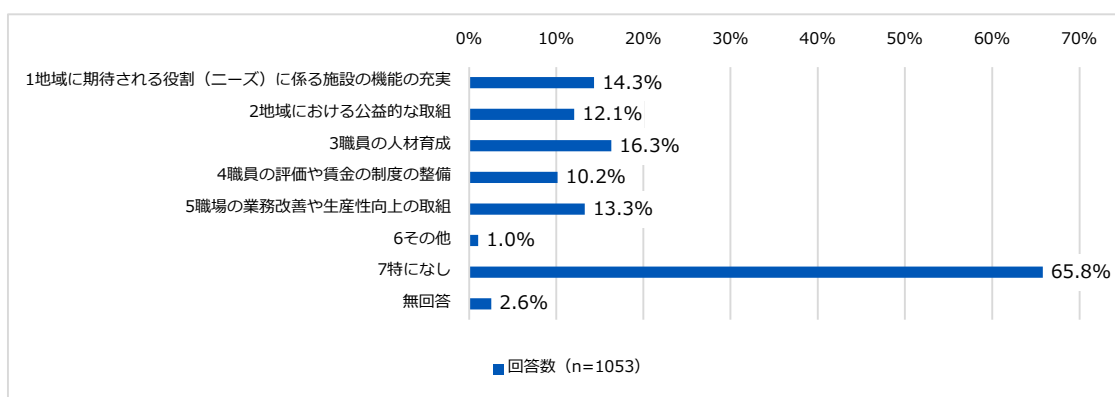
実施を期待する取組について、「地域に期待される役割（ニーズ）に係る施設の機能の充実」が37.0%、「職員の人材育成」が26.5%であった。

図表 III-158 実施を期待する取組（複数回答）



現在行われている取組について、「職員の人材育成」が16.3%、「地域に期待される役割（ニーズ）に係る施設の機能の充実」が14.3%であった。

図表 III-159 現在行われている取組（複数回答）



(142) 問 41 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-160 期待する取組 その他の詳細

- ・ 虐待や環境上の理由で一人で自宅で暮らせない方の生活の場
- ・ 施設から地域へ移行を目指す取組
- ・ 被虐待高齢者の安全を最優先した受入れ。
- ・ 入所者減の中における施設の維持
- ・ 措置者の一時的な入居場所
- ・ 緊急一時保護先としての役割

図表 III-161 現在行われている取組 その他の詳細

1. 取り組み状況の未把握・不明 (7件)

実施について全て把握できていないため、管内施設での取り組みが未把握。

2. 施設訪問・利用者支援の実態 (2件)

年1回以上施設に訪問し利用者面談を実施。措置が必要な際の一時的な入居場所としての活用。

3. 法人単位での活動・経営課題 (2件)

養護老人ホーム単体ではなく法人全体での地域支援活動や、入所者減少に伴う施設維持の困難さ。

(143) 問 42 貴自治体がこれまで養護老人ホームとの関わりや支援の中で「地域共生社会の実現における施設への期待・取組」について、今後支援を考えている具体的な内容があれば教えてください。

図表 III-162 支援を考えている具体的な内容

1. 具体的な検討・予定なし（保留）（23 件）

現時点では具体的な取り組みは定まっていないが、将来的な要請があれば協議したいとする慎重な姿勢。

2. 地域交流・開かれた施設づくり（14 件）

地域住民への交流スペース開放、認知症カフェや健康教室の開催。入所者が地域清掃や福祉学習（小学校等）を通じて社会参加を継続できる仕組みづくり。

3. セーフティネット・居住確保の強化（12 件）

経済的困窮者や虐待被害者の最後の砦としての機能維持。一時的な居所確保、セルフネグレクト（ゴミ屋敷）からの生活再建支援など。

4. 人材確保・育成・環境整備（7 件）

深刻化する人材不足への対策や職員の専門性向上。老朽化した建物への再整備検討など、ハード・ソフト両面での基盤強化。

5. 多機関関連・包括的支援の推進（7 件）

障がい者福祉との連携（ダブルケア対応）や、医療・介護・行政機関とのネットワーク構築。地域包括支援センターとの情報共有。

6. 契約入所・空床活用の検討（4 件）

措置枠以外の空床を活用した契約入所の推進。特養との一体的運用による効率化。

7. 行政アクション・情報周知（3 件）

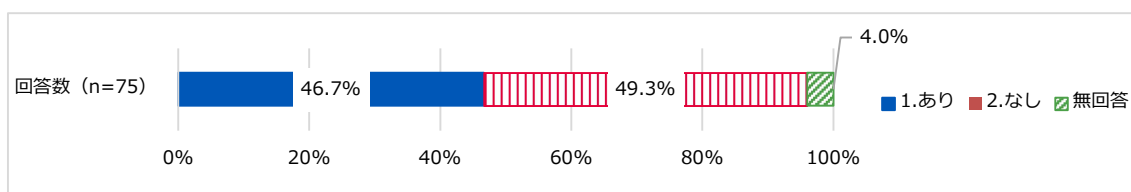
現場の声を国や県へ届けるアクションの実施。地域住民への施設の役割・機能に関する適切な情報提供。

(144) 問 43-1 貴自治体内の軽費老人ホーム A 型の施設有無についてお答えください。

また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

軽費老人ホーム A 型の施設有無について、「あり」が 46.7%、「なし」が 49.3%であった。

図表 III-163 軽費老人ホーム A 型の施設有無



図表 III-164 施設数・定員数

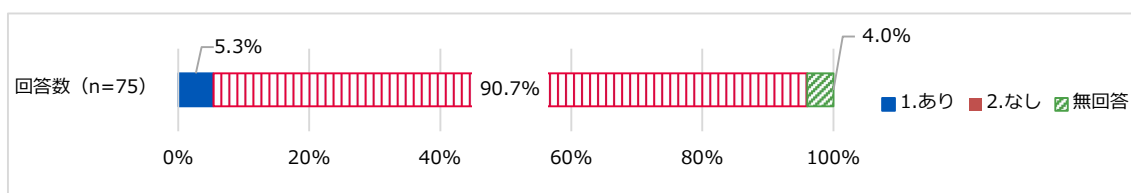
	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
施設数	35	68	1.9	1	1.5	7	1
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	35	2	0.1	0	0.2	1	0
定員数	34	4080	120.0	85	105.6	490	50

(145) 問 43-2 貴自治体内の軽費老人ホーム B 型の施設有無についてお答えください。

また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

軽費老人ホーム B 型の施設有無について、「あり」が 5.3%、「なし」が 90.7%であった。

図表 III-165 軽費老人ホーム B 型の施設有無



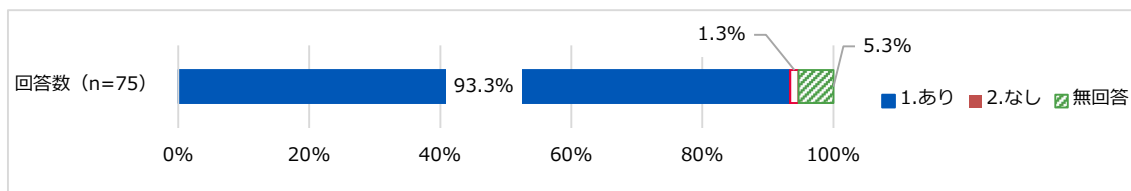
図表 III-166 施設数・定員数

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
施設数	4	5	1.3	1	0.4	2	1
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	4	0	0.0	0	0.0	0	0
定員数	4	238	59.5	50	23.9	100	38

(146) 問 43-3 貴自治体内のケアハウスの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

ケアハウスの施設有無について、「あり」が93.3%、「なし」が1.3%であった。

図表 III-167 ケアハウスの施設有無



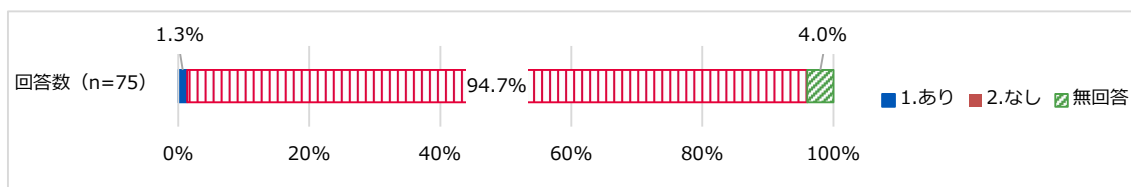
図表 III-168 施設数・定員数

	回答数	全体 (合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
施設数	70 100.0%	594	8.5	7.5	4.7	22	1
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	70 100.0%	143	2.0	1.5	2.3	9	0
定員数	70 100.0%	24988	357.0	335	218.1	1050	50

(147) 問 43-4 貴自治体内の都市型老人ホームの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

都市型老人ホームの施設有無について、「あり」が1.3%、「なし」が94.7%であった。

図表 III-169 都市型老人ホームの施設有無



図表 III-170 施設数・定員数

	回答数	全体 (合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
施設数	1 100.0%	2	2.0	2	0.0	2	2
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	1 100.0%	0	0.0	0	0.0	0	0
定員数	1 100.0%	32	32.0	32	0.0	32	32

(148) 問 44 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する補助等についてお答えください。(令和 6 年度実績)

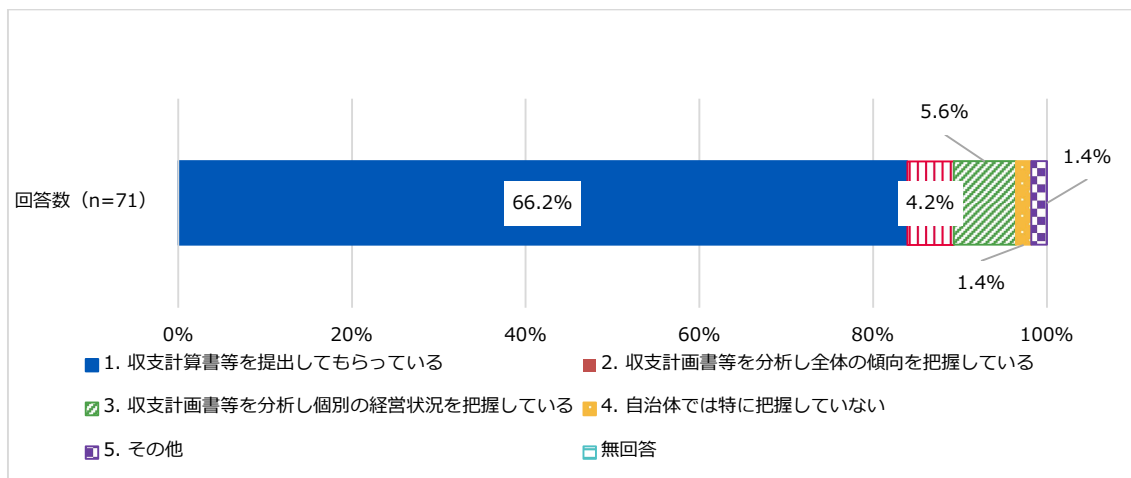
図表 III-171 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する補助等

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
市(指定都市・中核市)補助額(A)	71 100.0%	17299108911	243649421.3	202970200	178223607.9	891963879	348724
本人徴収額(B)	71 100.0%	5547221856	78129885.3	64587000	54517010.7	250568100	0
事務費計(X)=(A)+(B) (※1)	71 100.0%	22846330767	321779306.6	290430802	226946542.5	1099282378	440321
利用者人数(Y)	71 100.0%	229820	3236.9	2536	3357.5	15622	50
1人あたり事務費単価(X)/(Y) (※2)	71 100.0%	24640960.7	347055.8	82444.12551	375213.6	1173720.876	78.01576896

(149) 問 45 貴自治体内の軽費老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。

軽費老人ホームの経営状況について、「収支計算書等を提出してもらっている」が最も多く 66.2%、次いで「収支計画書等を分析し個別の経営状況を把握している」が 5.6%であった。

図表 III-172 経営状況の把握



(150) 問 45 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

図表 III-173 その他の詳細

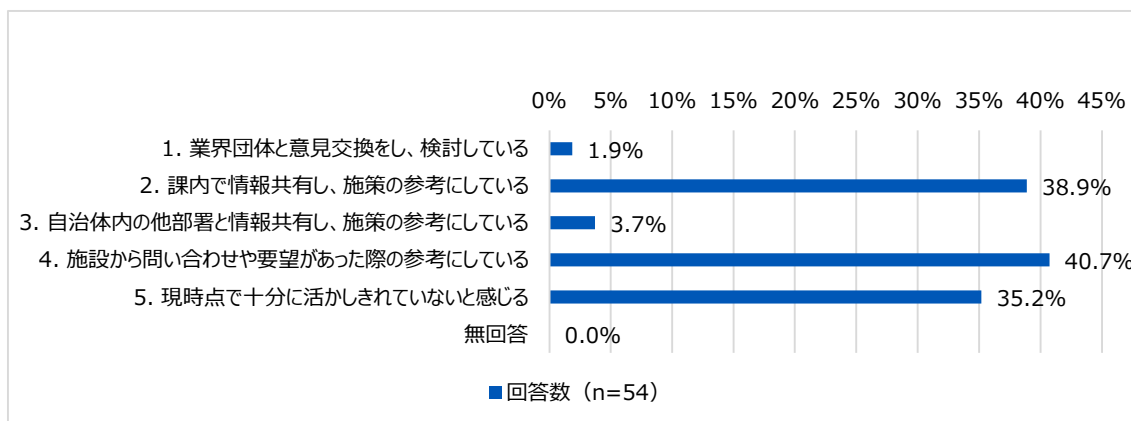
- ・ ケアハウスは 2 に該当。区立施設であり区から委託料を支出の上、委託業者によって運営されている。人件費は委託料に含まれるため、問 49 以降の対応を含め人件費の改定を行う場合には委託業者の意向等も踏まえて検討・調整を行う。都市型軽費老人ホームは 4 に該当。区は運営に関する補助・支弁を行っておらず運営に関わっていない。

- ・ 当区内における軽費老人ホーム・ケアハウスの設置は確認できておりません。

(151) 問 46 問 45 で「1. 収支計算書等を提出してもらっている」、「2. 収支計画書等を分析し全体の傾向を把握している」、「3. 収支計画書等を分析し個別の経営状況を把握している」を選択した方へ、把握した情報の活かし方についてお答えください。

把握した情報の活かし方について、「施設から問い合わせや要望があった際の参考になっている」が最も多く 40.7%、次いで「課内で情報共有し、施策の参考になっている」が 38.9%であった。

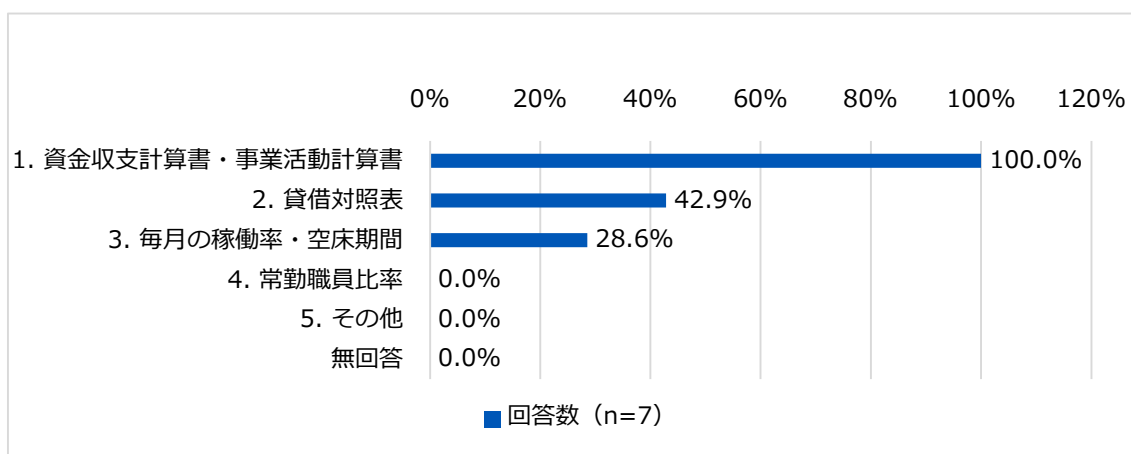
図表 III-174 把握した情報の活かし方（複数回答）



(152) 問 47 問 45 で「2. 収支計画書等を分析し全体の傾向を把握している」または「3. 収支計画書等を分析し個別の経営状況を把握している」を選択した方へ、収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。

経営状況把握の確認点について、「資金収支計算書・事業活動計算書」が最も多く 100%、次いで「貸借対照表」が 42.9%であった。

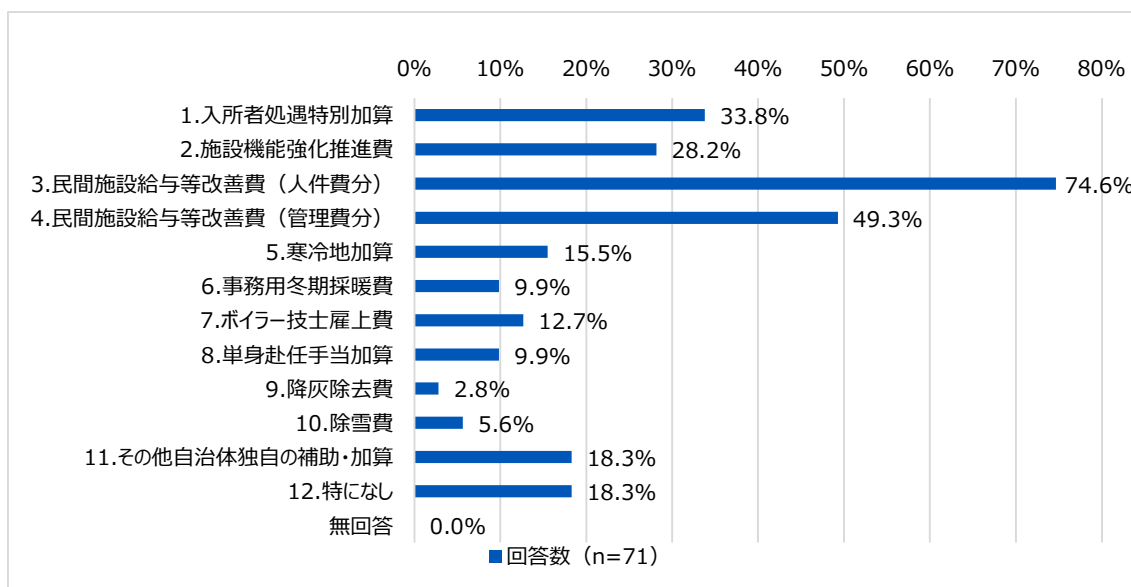
図表 III-175 経営状況把握の確認点（複数回答）



(153) 問 48-1 貴自治体で軽費老人ホーム・ケアハウスに対して設定のある加算をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

軽費老人ホーム・ケアハウスの設定加算について、「民間施設給与等改善費（人件費分）」が最も多く 74.6%、次いで「民間施設給与等改善費（管理費分）」が 49.3%であった。

図表 III-176 軽費老人ホーム・ケアハウスの設定加算（複数回答）



(154) 問 48-1 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

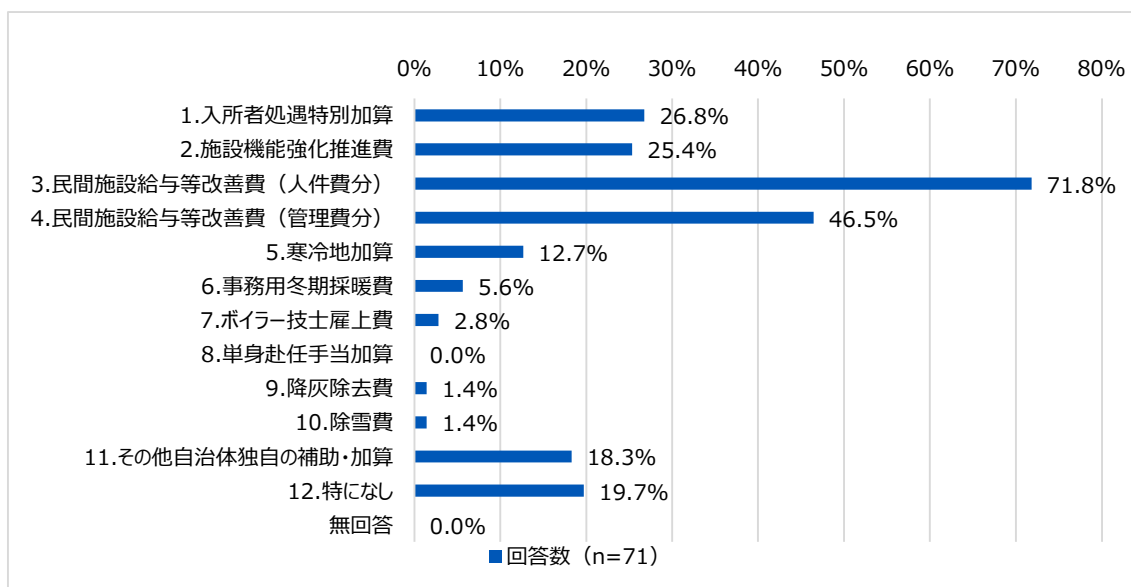
図表 III-177 その他の詳細

- 1. 職員の処遇改善・人材確保（7件）**
国の介護報酬改定（月額 9,000 円相当の引上げ等）に準じた処遇改善加算の実施。介護人材の確保や職場環境改善を目的とした事業費の加算。
- 2. 事務費・運営体制の改定（2件）**
平成 21 年度から令和 3 年度までの介護報酬改定率（累積 3.94%）を基本額に乗じた事務費補助単価の引上げ。施設での介護予防事業を強化するための推進費。
- 3. 季節的要因・生活支援（2件）**
冬季（11 月～3 月）の採暖費等の補填。入所者の生活水準を維持するための生活改定加算。
- 4. 物価高騰・緊急対策（1件）**
急激なエネルギー価格や食料品価格の上昇に直面する社会福祉施設への、物価高騰対応支援金の交付。

(155) 問 48-2 貴自治体で軽費老人ホーム・ケアハウスに対して設定のある加算をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

軽費老人ホーム・ケアハウスの設定加算について、「民間施設給与等改善費（人件費分）」が最も多く 71.8%、次いで「民間施設給与等改善費（管理費分）」が 46.5%であった。

図表 III-178 軽費老人ホーム・ケアハウスの設定加算（複数回答）



(156) 問 48-2 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-179 その他の詳細

1. 職員の処遇改善・人材確保（7件）

介護職員処遇改善加算、月額 9,000 円相当の引上げ、職場環境改善等加算、職員処遇改善費Ⅰ・Ⅱ。

2. 季節的要因・生活支援（2件）

冬期加算（11月～3月）、一般生活改定加算

3. 物価高騰・緊急対策（1件）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける施設への支援金交付。

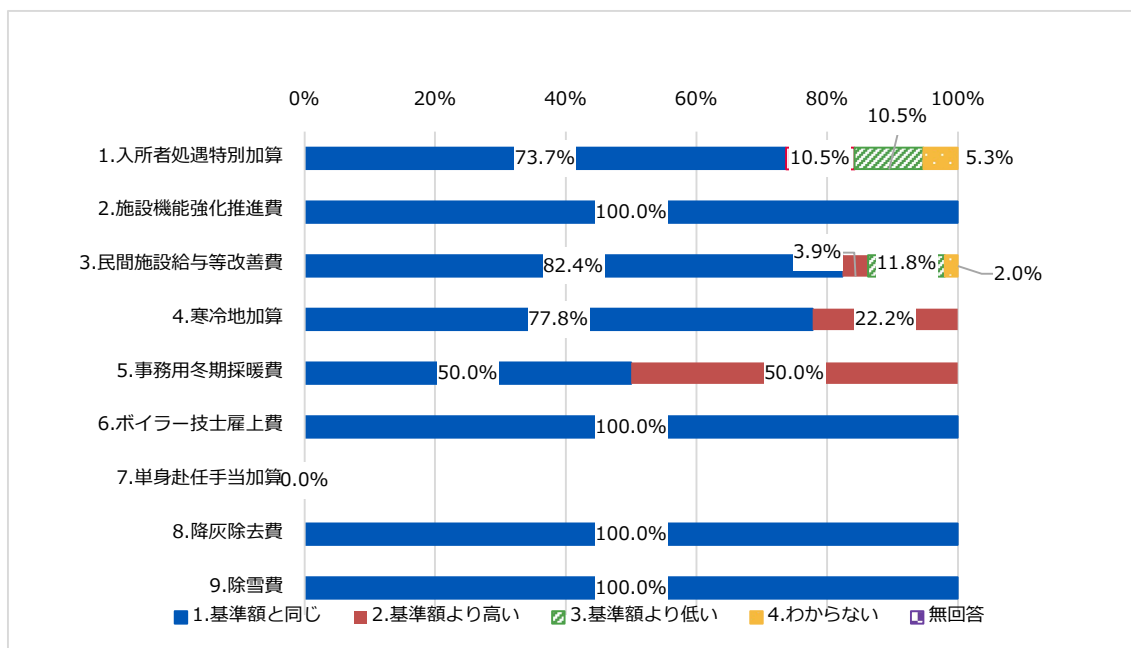
4. 運営体制・機能強化（1件）

介護予防事業の充実強化を推進している施設への推進費。

(157) 問 48-3 問 48-2 で「11.その他自治体独自の補助・加算」、「12.特になし」以外を選択した方へ、支給された加算が国の基準額と比較してどうかについてお答えください。

支給された加算が国の基準額と比較してどうかについて、基準額より高いのは、「事務用陶器採暖費」が 50.0%、「寒冷地加算」で 22.2%であった。

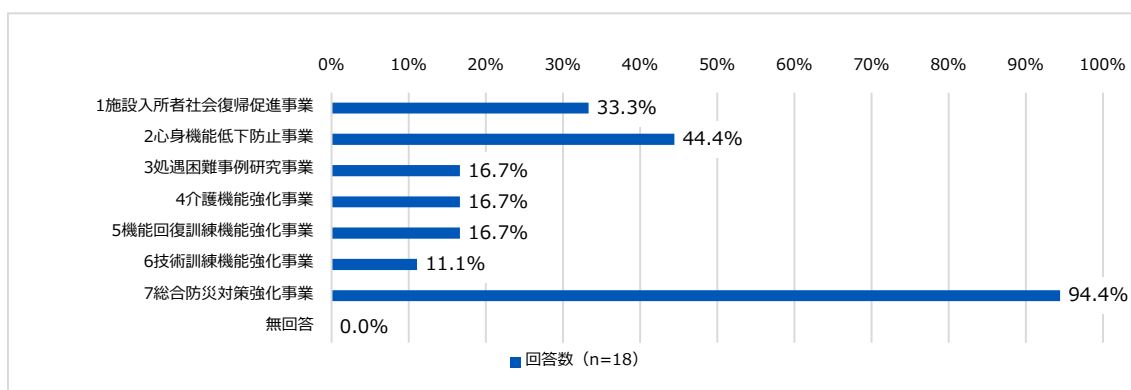
図表 III-180 支給された加算と国の基準額との比較



(158) 問 48-4 問 48-2 で「2.施設機能強化推進費」を選択した方へ、どのような事業に対して補助を行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

補助対象事業について、「総合防災対策強化事業」が最も多く 94.4%、次いで「心身機能低下防止事業」が 44.4%であった。

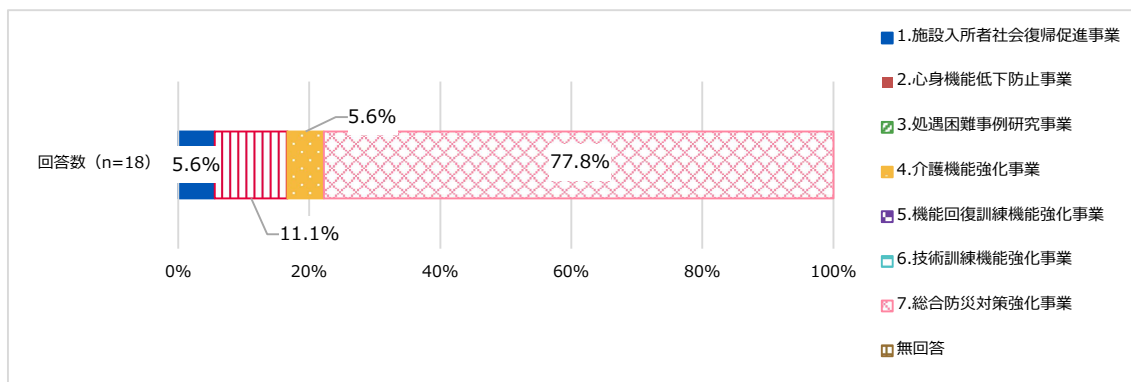
図表 III-181 補助対象事業（複数回答）



(159) 問 48-5 問 48-2 で「2.施設機能強化推進費」を選択した方へ、補助実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

特に重点としている事業について、「総合防災対策強化事業」が最も多く 77.8%、次いで「心身機能低下防止事業」が 11.1%であった。

図表 III-182 補助実績のある重点事業（複数回答）



(160) 問 48-6 問 48-2 で「11.その他自治体独自の補助・加算」を選択した方へ、貴自治体独自で軽費老人ホームに対して行っている（前項目以外の）補助・加算等がありましたら、名称、概要をお答えください。

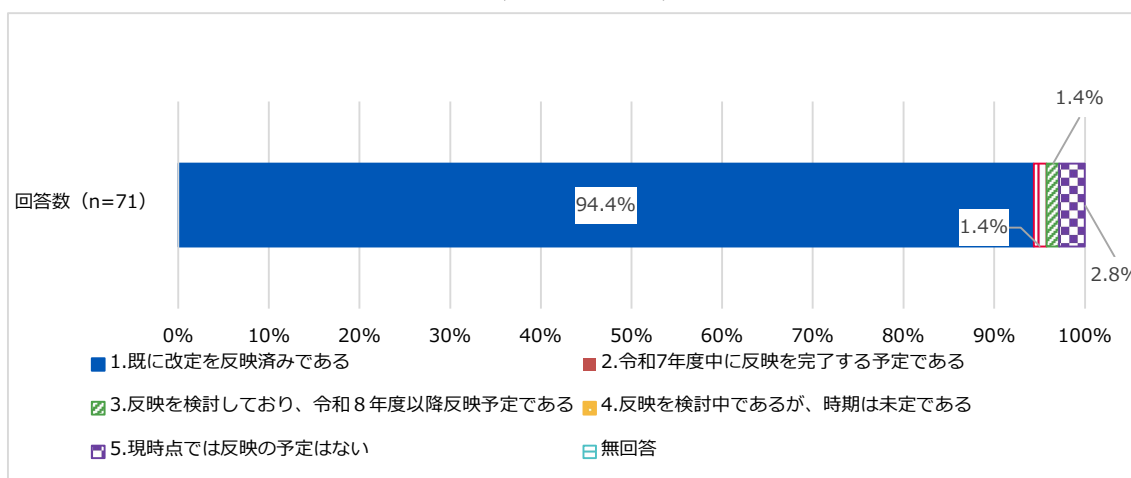
図表 III-183 その他の補助・加算等

- ・ エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金の交付。
- ・ 物価高騰対策支援金
- ・ 在宅復帰支援活動費（入居者のうち介護保険施設から受け入れた入居者の割合が一定を超える施設に補助）
- ・ 令和4年度介護報酬改定（収入月額9,000円相当引上げ）対応分として処遇改善加算を創設
- ・ 介護職員等処遇改善加算

(161) 問 49-1 令和 4 年度介護報酬改定（収入月額 9,000 円相当引上げ）を踏まえ、養護老人ホームおよび軽費老人ホームの職員処遇改善について、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和 6 年度末までに反映しましたか。

職員処遇改善について、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映したかについて、「既に改定を反映済みである」が最も多く 94.4%、次いで「現時点では反映の予定はない」が 2.8%であった。

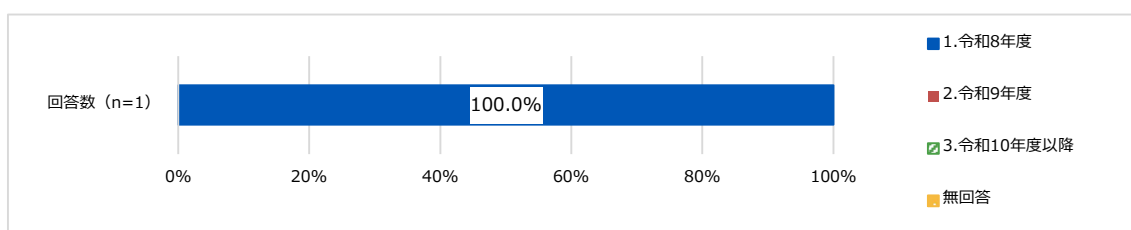
図表 III-184 職員処遇改善について、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和 6 年度末までに反映したか



(162) 問 49-2 問 49-1 で「3.反映を検討しており、令和 8 年度以降反映予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について「令和 8 年度」が 100%であった。

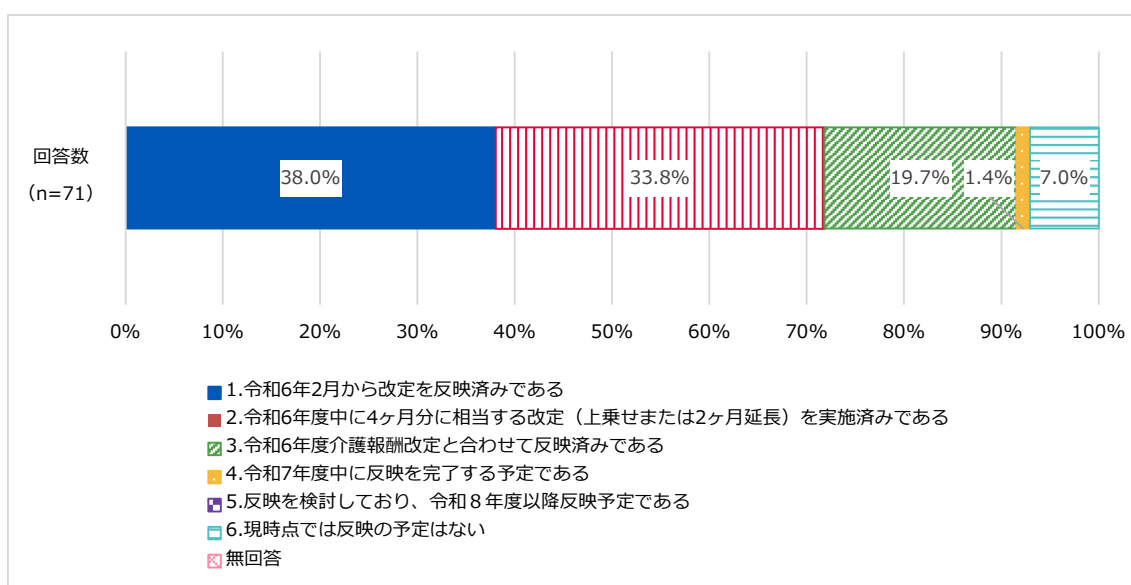
図表 III-185 対応の反映予定時期



(163) 問 50-1 令和 5 年度補正予算による月額平均 6,000 円相当（2%程度）の賃上げ措置を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和 6 年度末までに反映しましたか。

老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映したかについて、「令和 6 年 2 月から改定を反映済みである」が最も多く 38.0%、次いで「令和 6 年度中に 4 ヶ月分に相当する改定（上乗せまたは 2 ヶ月延長）を実施済みである」が 33.8%であった。

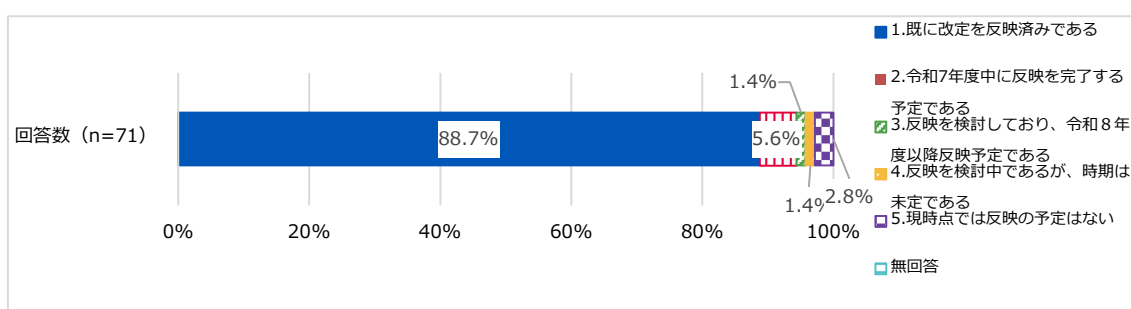
図表 III-186 老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和 6 年度末までに反映したか



(164) 問 51-1 令和 6 年度介護報酬改定の処遇改善分（養護老人ホームの事務費等の合計 1.16%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みですか。（令和 7 年 12 月時点）

老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映したかについて「既に改定を反映済みである」が最も多く 88.7%、次いで「令和 7 年度中に反映を完了する」が 5.6%であった。

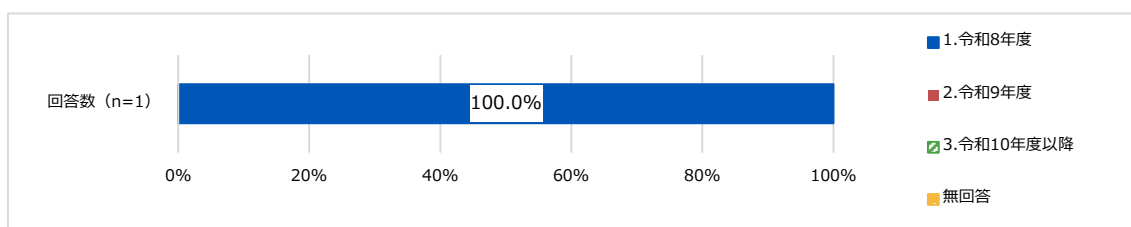
図表 III-187 老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和 6 年度末までに反映したか



(165) 問 51-2 問 51-1 で「3.反映を検討しており、令和 8 年度以降反映予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について「令和 8 年度」が最も多く 100%であった。

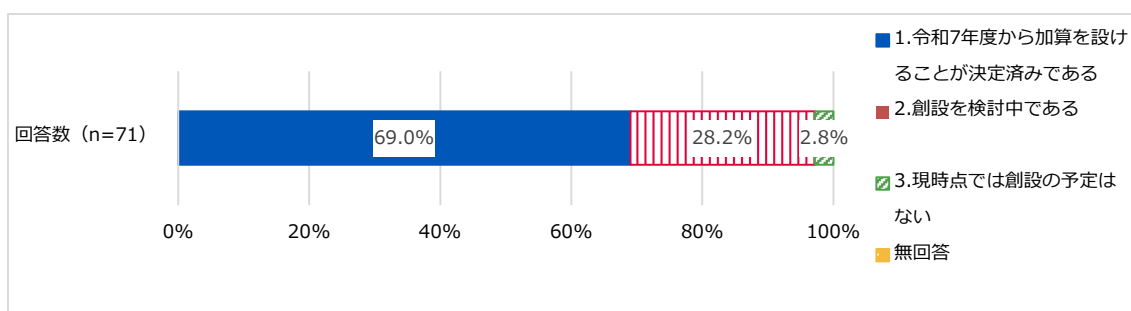
図表 III-188 対応の反映予定時期



(166) 問 52 令和 6 年度補正予算による「介護人材確保・職場環境改善等加算」の創設（職員 1 人当たり年間 54,000 円相当）を踏まえ、令和 7 年度の老人保護措置費に係る支弁額等に同様の加算を設ける（または設けることが決定している）予定ですか。（令和 7 年 12 月時点）

老人保護措置費に係る支弁額等に同様の加算を設ける予定について「令和 7 年度から加算を設けることが決定済みである」が最も多く 69.0%、次いで「創設を検討中である」が 28.2%であった。

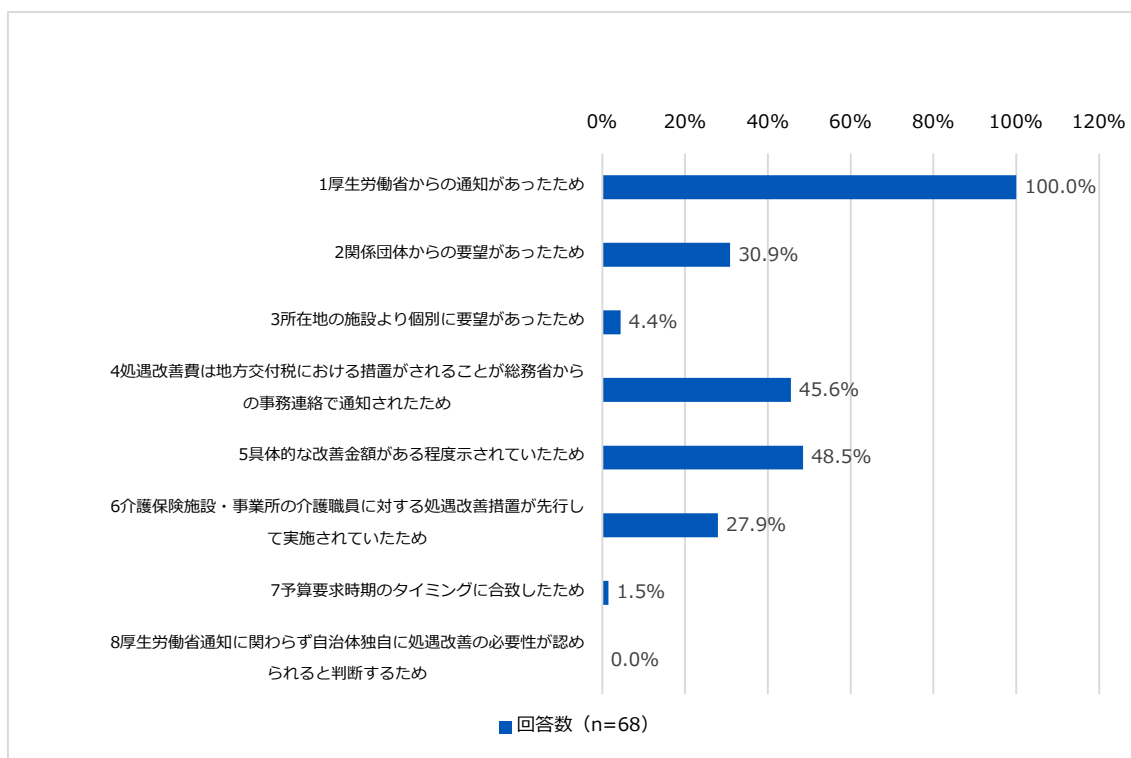
図表 III-189 老人保護措置費に係る支弁額等に同様の加算を設ける予定時期



(167) 問 53 問 49-1、問 50-1、問 51-1、問 52 について、改定を反映済みを選択した場合、処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因について「厚生労働省からの通知があったため」が最も多く 100%、次いで「具体的な改善金額がある程度示されていたため」が 48.5%であった。

図表 III-190 処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因（複数回答）



(168) 問 53 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

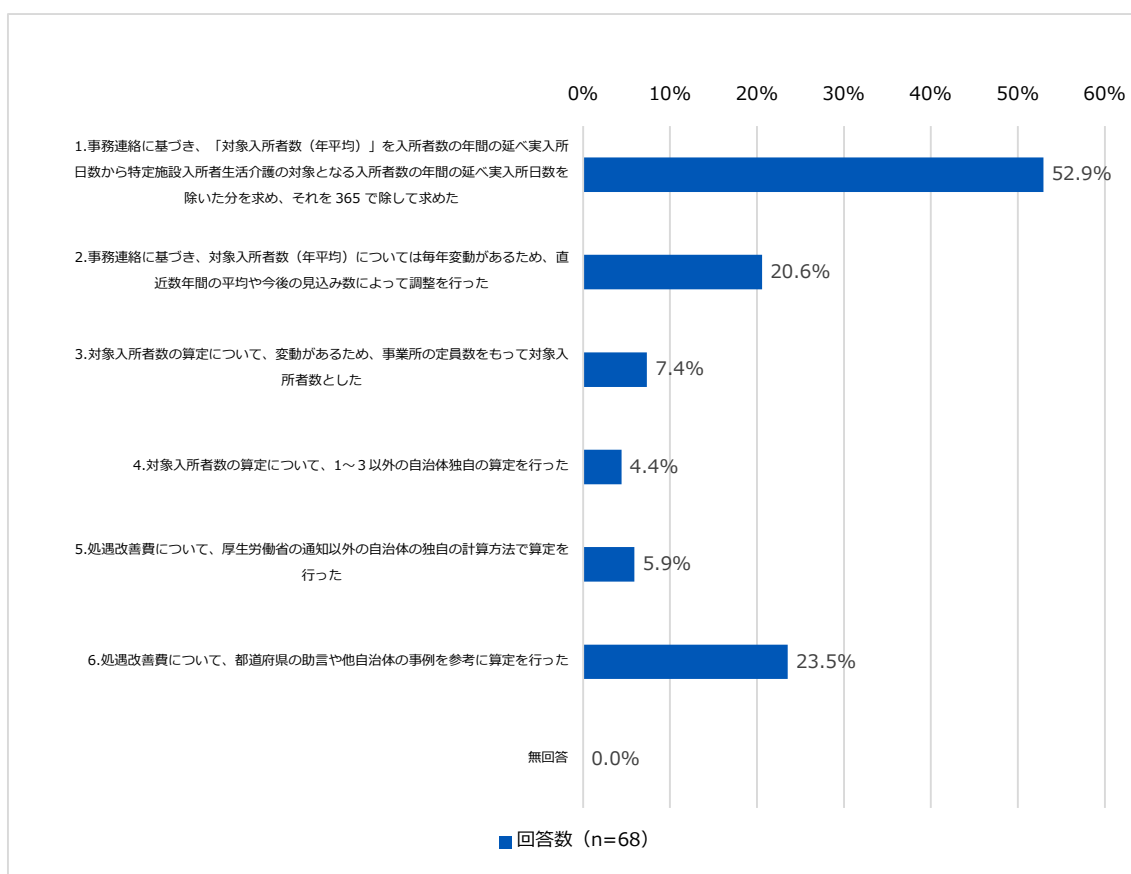
図表 III-191 その他の詳細

- ・ 都道府県指針の改定による
- ・ 都道府県において同様の対応を行うこととなったため
- ・ 都道府県が実施したため

(169) 問 54 問 49-1、問 50-1、問 51-1、問 52 について、改定を反映済みを選択した場合、貴自治体で実際に採用した計算方法についてお答えください。

実際に採用した計算方法について「事務連絡に基づき、「対象入所者数（年平均）」を入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを 365 で除して求めた」が最も多く 52.9%、次いで「処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った」が 20.6%であった。

図表 III-192 実際に採用した計算方法（複数回答）



(170) 問 54 にて「4.対象入所者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。

図表 III-193 具体的内容

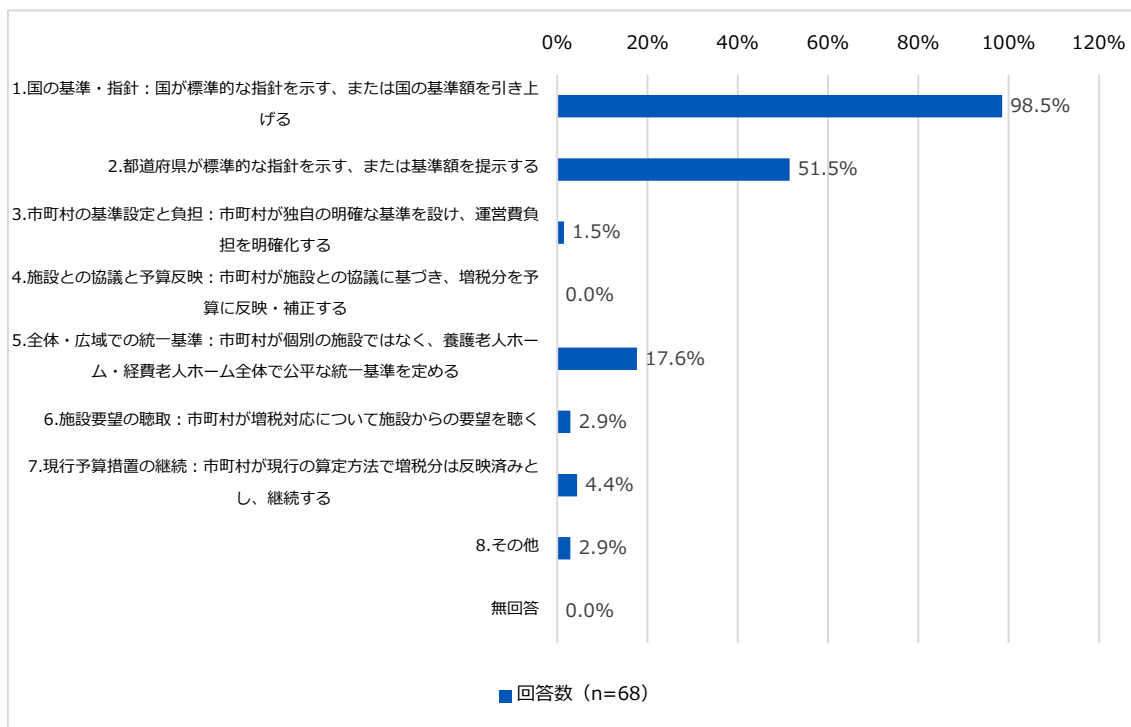
- ・ 対象入所者数を用いるが、年額のみを算出している

(171) 問 55 問 49-1、問 50-1、問 51-1、問 52 について、改定を反映済みを選択した場合、どうすれば 職員の処遇改善等に向けた対応ができるとお考えかお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

どうすれば 職員の処遇改善等に向けた対応ができるかについて、「国の基準・指針：国が標準的な指針を示す、または国の基準額を引き上げる」が最も多く 98.5%、次いで「都道府県が標準的な指針を示す、または基準額を提示する」が 51.5%であった。

図表 III-194 どうすれば 職員の処遇改善等に向けた対応ができるか（複数回答）



(172) 問 55 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-195 その他の詳細

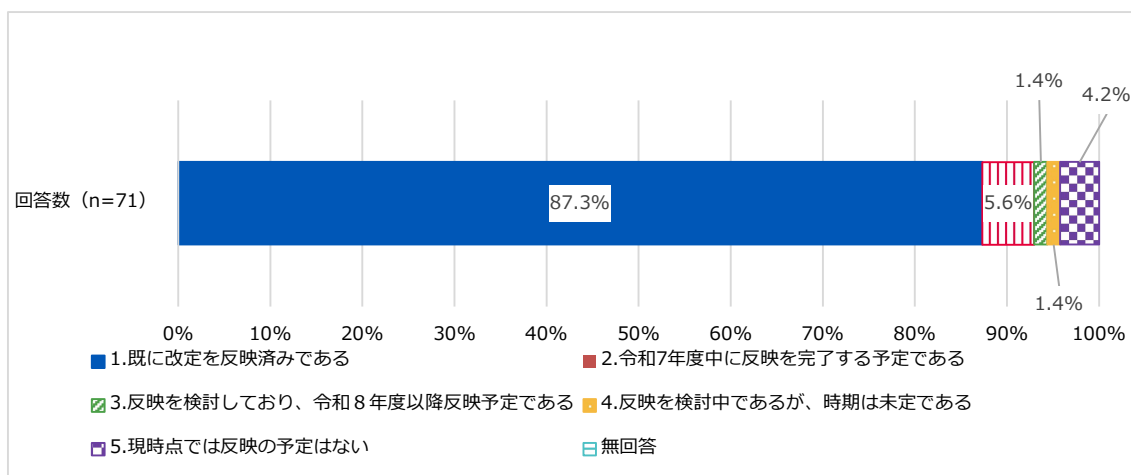
- ・ 一般財源化後、自治体により対応状況が異なるため、国庫補助としたほうがよいので

はないか

(173) 問 56-1 令和 6 年度介護報酬改定のその他分（物価高騰等対応の 0.61%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みですか。（令和 7 年 12 月時点）

老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みかについて「既に改定を反映済みである」が最も多く 87.3%、次いで「令和 7 年度中に反映を完了する予定である」が 5.6%であった。

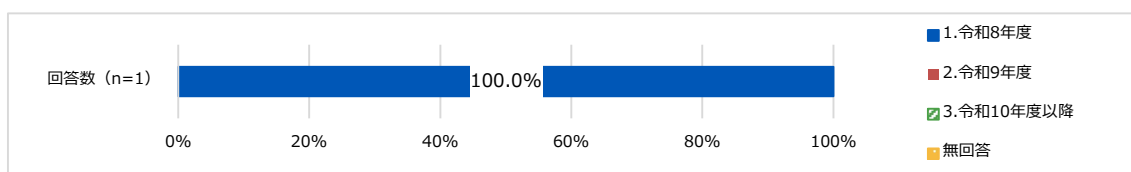
図表 III-196 老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みか



(174) 問 56-2 問 56-1 で「3.反映を検討しており、令和 8 年度以降反映予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について、「令和 8 年度」が 100%であった。

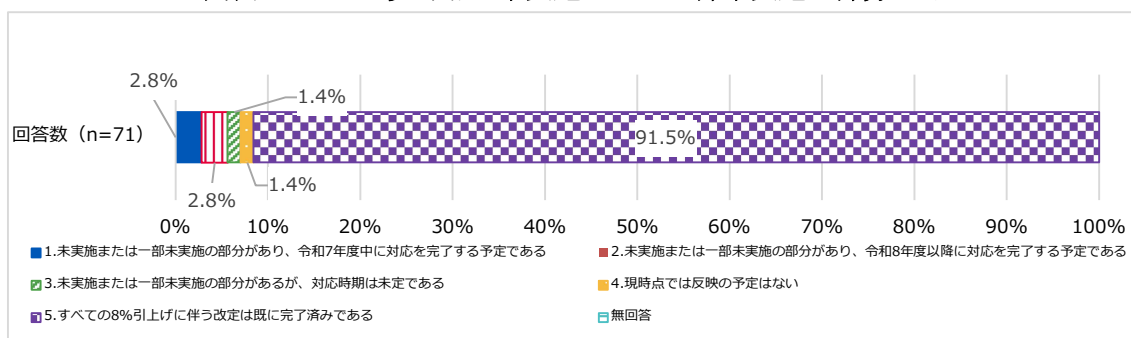
図表 III-197 対応の反映予定時期



(175) 問 57-1 平成 26 年の消費税率 5%から 8%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。(令和 7 年 12 月時点)

現時点で未実施または一部未実施の部分があるかについて、「すべての 8%引上げに伴う改定は既に完了済みである」が最も多く 91.5%、次いで「未実施または一部未実施の部分があり、令和 7 年度中に対応を完了する予定である」、「未実施または一部未実施の部分があり、令和 8 年度以降に対応を完了する予定である」がそれぞれ 2.8%であった。

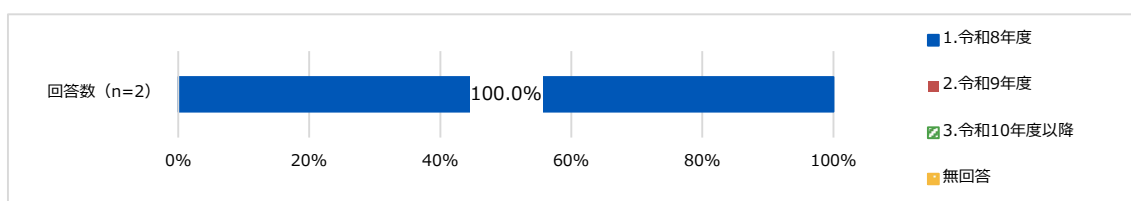
図表 III-198 現時点で未実施または一部未実施の部分があるか



(176) 問 57-2 問 57-1 で「2.未実施または一部未実施の部分があり、令和 8 年度以降に対応を完了する予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について、「令和 8 年度」が 100%であった。

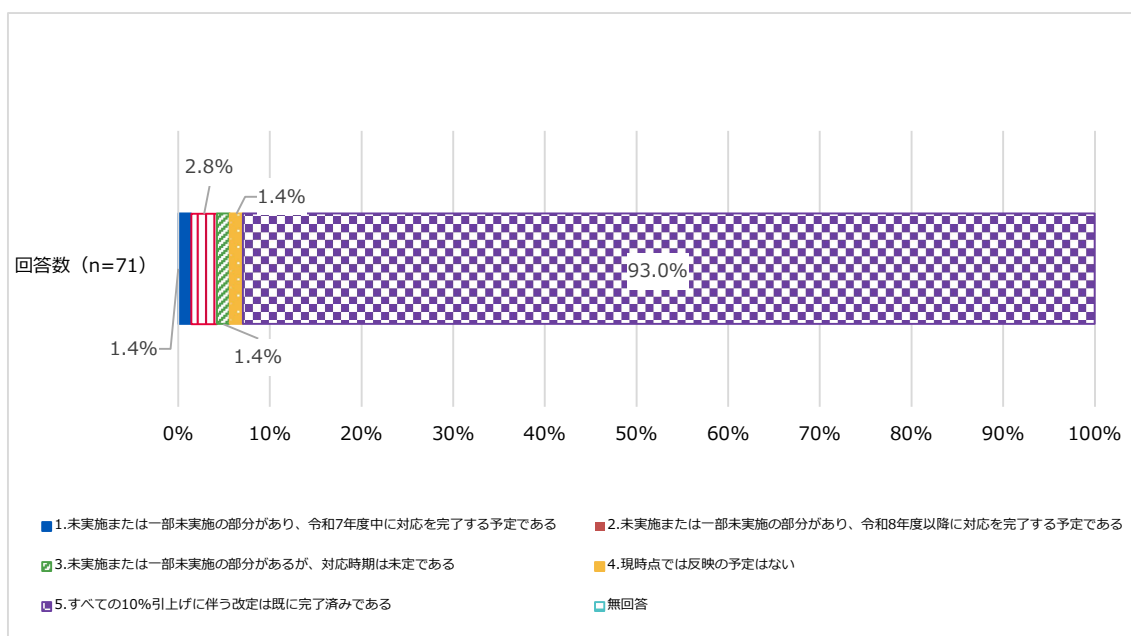
図表 III-199 対応の反映予定時期



(177) 問 58-1 令和元年の消費税率 8%から 10%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。(令和 7 年 12 月時点)

支弁額等改定の未実施または一部未実施について、「すべての 10%引上げに伴う改定は既に完了済みである」が最も多く 93.0%、次いで「未実施または一部未実施の部分があり、令和 8 年度以降に対応を完了する予定である」が 2.8%であった。

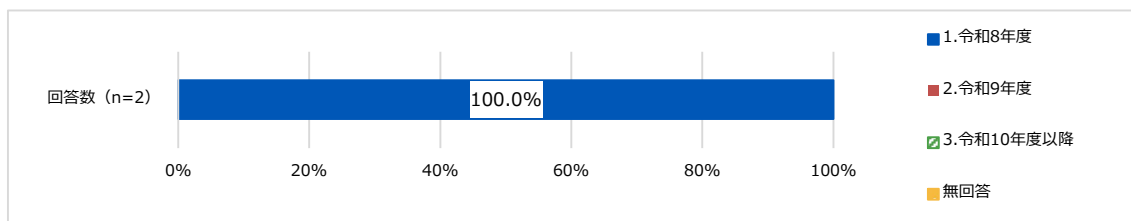
図表 III-200 支弁額等改定の未実施または一部未実施



(178) 問 58-2 問 58-1 で「2.未実施または一部未実施の部分があり、令和 8 年度以降に対応を完了する予定である」を選択した場合、対応の反映予定時期をお答えください。

対応の反映予定時期について、「令和 8 年度」が 100%であった。

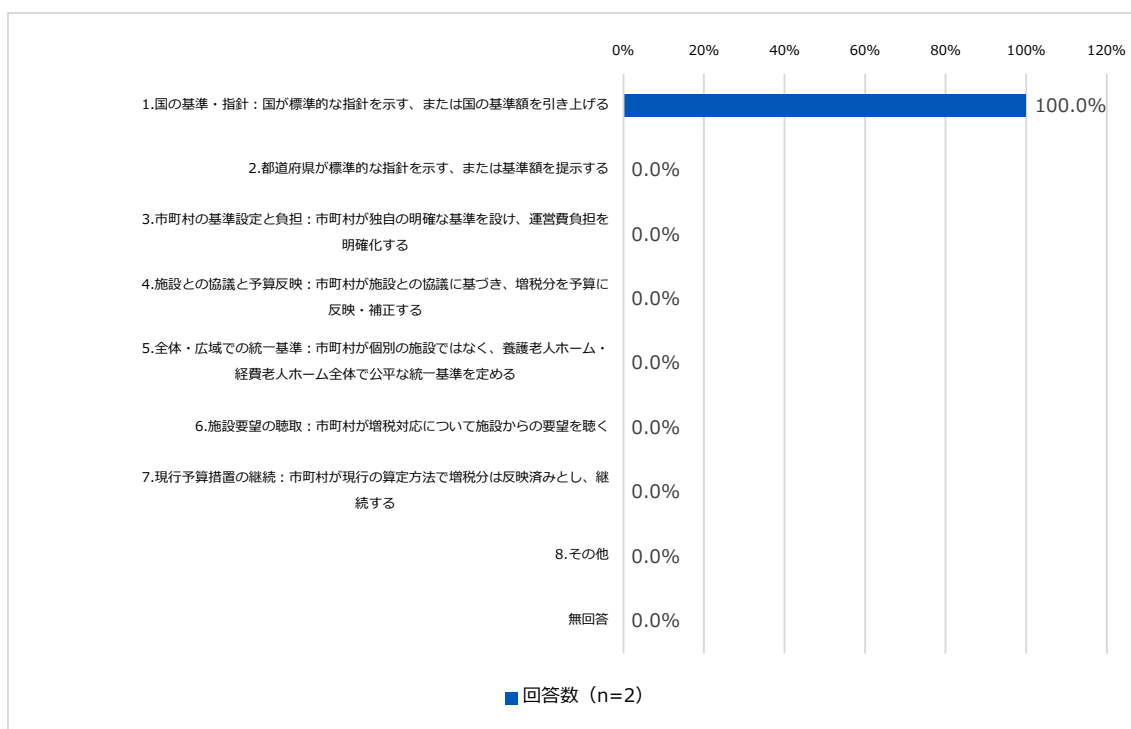
図表 III-201 対応の反映予定時期



(179) 問 59 問 57-1、問 58-1 について、「3.未実施または一部未実施の部分があるが、対応時期は未定である」、「4.現時点では反映の予定はない」を選択した場合、どうすれば消費税増税の対応ができるとお考えかお答えください。(あてはまるものすべてに○)

どうすれば消費税増税の対応ができるかについて、「国の基準・指針：国が標準的な指針を示す、または国の基準額を引き上げる」が最も多く 100%であった。

図表 III-202 どうすれば消費税増税の対応ができるか（複数回答）



(180) 問 59 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

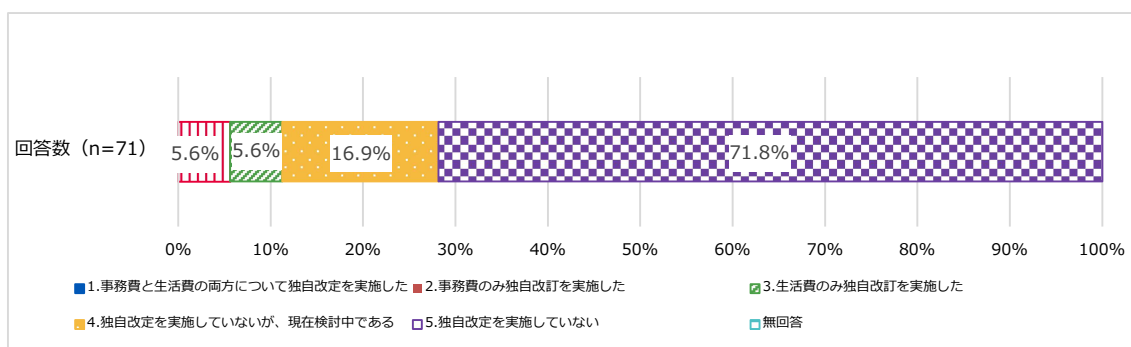
図表 III-203 その他の詳細

- ・ 職員の処遇改善等の対応をしていない
- ・ 当市区町村においては軽費老人ホーム・ケアハウスは設置されておられません。

(181) 問 60-1 国からの通知に連動しない独自の判断に基づき、老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定を実施しましたか。(令和7年12月時点)

老人保護措置費に係る支弁額等の独自増額改定の実施について、「独自改定を実施していない」が最も多く71.8%、次いで「独自改定を実施していないが、現在検討中である」が16.9%であった。

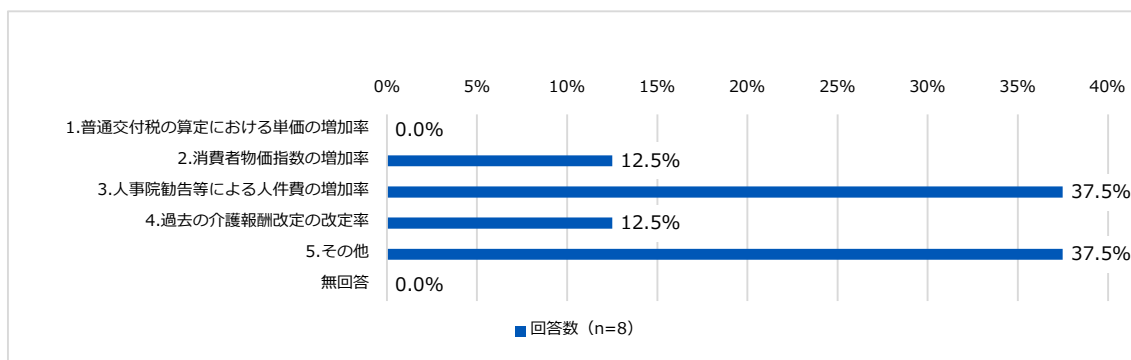
図表 III-204 老人保護措置費に係る支弁額等の独自増額改定の実施



(182) 問 60-2 問 60-1 で「1.事務費と生活費の両方について独自改定を実施した」「2.事務費のみ独自改定を実施した」「3.生活費のみ独自改定を実施した」を選択した場合、国からの通知に連動しない独自の判断に基づき、老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定を実施した場合、その主な根拠として参照したものを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

独自増額改定を実施した際の根拠について、「人事院勧告等による人件費の増加率」と「過去の介護報酬改定の改定率」が37.5%で最も多く、次いで「消費者物価指数の増加率」と「過去の介護報酬改定の改定率」がそれぞれ12.5%であった。

図表 III-205 独自増額改定を実施した際の根拠 (複数回答)



(183) 問 60-2 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

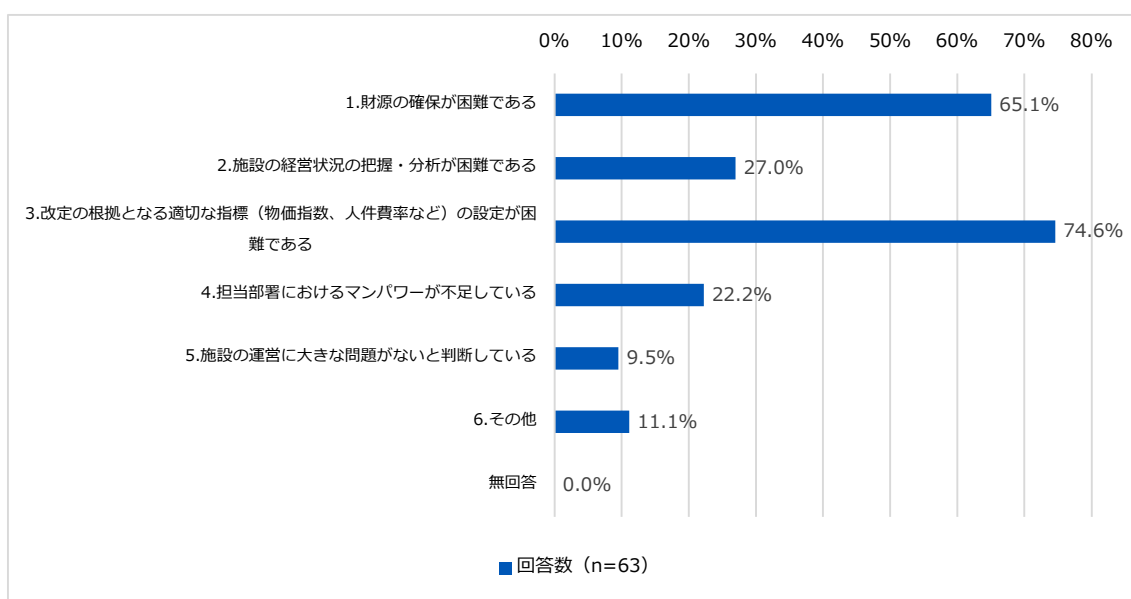
図表 III-206 その他の詳細

- ・ 養護老人ホームと同額程度の改定（1日あたり60円増）
- ・ 県の改定に合わせて改定した

(184) 問 60-3 問 60-1 で「4.独自改定を実施していないが、現在検討中である」「5.独自改定を実施していない」を選択した場合、独自改定を実施しない、または検討中である場合、主な課題は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

独自改定を実施しない、または検討中である場合の主な課題について、「改定の根拠となる適切な指標（物価指数、人件費率など）の設定が困難である」が最も多く74.6%、次いで「財源の確保が困難である」が65.1%であった。

図表 III-207 独自改定を実施しない、または検討中である場合の主な課題



(185) 問 60-3 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-208 その他の詳細

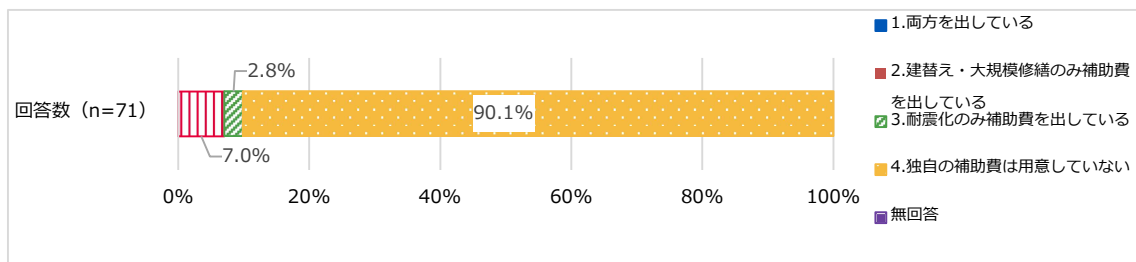
- ・ 国の指針に従っているため
- ・ 県内本市以外の施設に対し同補助金を交付している県の動向にもよるため。
- ・ 都市型軽費老人ホームに措置を行わないため。

- ・ 改定は都道府県指針に基づき行っている
- ・ 県が定めた額に従うことにしているため
- ・ 養護老人ホームや県との公平な設定
- ・ 一般事務費等基準額の設定根拠が不明である。
- ・ 当区においては軽費老人ホーム・ケアハウスは設置されておられません。

(186) 問 61 軽費老人ホームの老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた貴自治体独自の補助費についてお答えください。(地域医療介護総合確保基金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用分を含まない)

軽費老人ホームの老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた貴自治体独自の補助費について、「独自の補助費は用意していない」が最も多く 90.1%、次いで「建替え・大規模修繕のみ補助費を出している」が 7.0%であった。

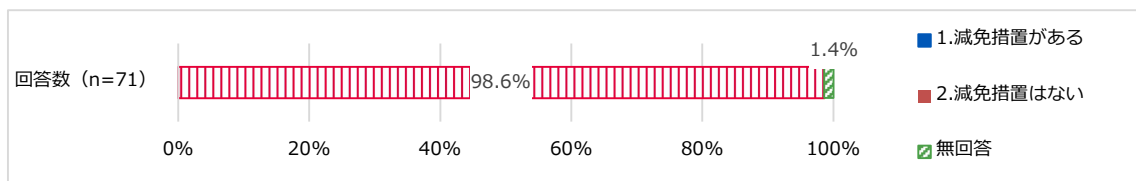
図表 III-209 軽費老人ホームの老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた貴自治体独自の補助費



(187) 問 62 軽費老人ホーム建替えの際の、費用負担増となる利用者への減免措置についてお答えください。

費用負担増となる利用者への減免措置について、「減免措置はない」が 98.6%、「減免措置がある」は 0%であった。

図表 III-210 費用負担増となる利用者への減免措置



(188) 問 63 軽費老人ホーム・ケアハウスの令和6年度決算額についてお答えください。(百円未満は四捨五入して記入)

図表 III-211 軽費老人ホーム・ケアハウスの令和6年度決算額

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
事務費計	65 91.5%	24326902228 -	374260034.3 -	327594000 -	310853682.5 -	1806556900 -	212729 -
事務費補助金(自治体負担分)	66 93.0%	15277696293 -	231480246.9 -	184743550 -	181650595.2 -	891963900 -	168029 -
事務費本人負担分	65 91.5%	5513622566 -	84824962.6 -	61373000 -	81711126.1 -	547495303 -	0 -
把握していない	5 7.0%						

図表 III-212 軽費老人ホーム・ケアハウスの令和5年度決算額

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
事務費計	64 90.1%	23176432863 -	362131763.5 -	305652800 -	328608153.0 -	1792071000 -	208459 -
事務費補助金(自治体負担分)	65 91.5%	14420660198 -	221856310.7 -	171601800 -	174645908.0 -	870798400 -	163425 -
事務費本人負担分	64 90.1%	5177127875 -	80892623.0 -	59224015 -	73175588.3 -	444464253 -	0 -
把握していない	6 8.5%						

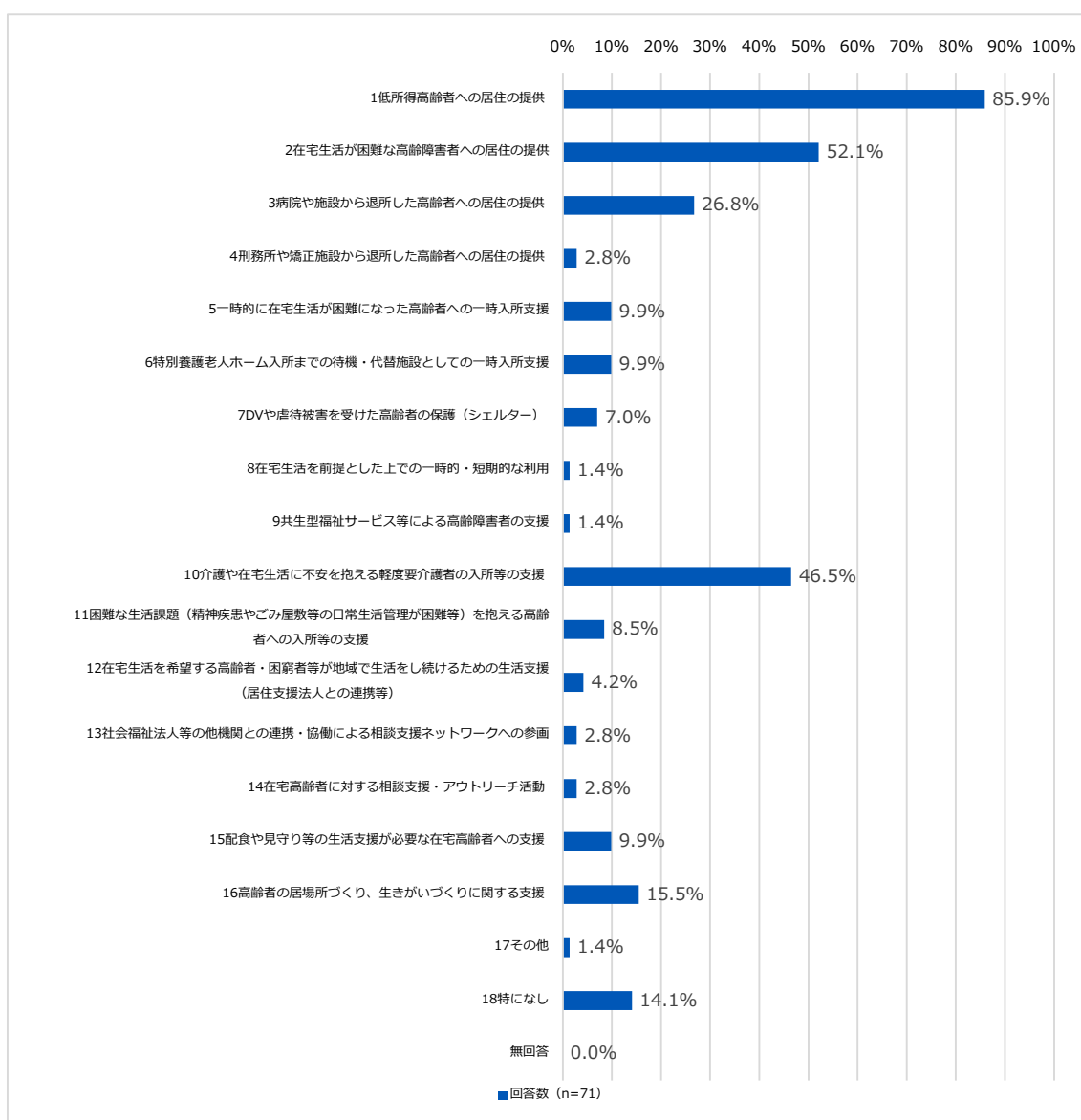
図表 III-213 軽費老人ホーム・ケアハウスの令和4年度決算額

	回答数	全体(合計)	平均値	中央値	標準偏差	最大値	最小値
事務費計	62 87.3%	22829144838 -	368212013.5 -	331490725 -	303861660.5 -	1727118600 -	211382 -
事務費補助金(自治体負担分)	63 88.7%	14046207412 -	222955673.2 -	169762900 -	177032258.4 -	871431300 -	163416 -
事務費本人負担分	62 87.3%	5119653094 -	82575049.9 -	59423861 -	77531624.0 -	473989534 -	0 -
把握していない	8 11.3%						

(189) 問 64 貴自治体では、軽費老人ホーム・ケアハウスに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。また、どの事業が実施されていますか。(期待する役割の上位3つに○をつけてください。実施の有無については期待の有無にかかわらず、全項目について回答してください。)

多くの自治体は、軽費老人ホーム・ケアハウスに対して、「低所得高齢者への居住の提供」(85.9%)、「在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供」(52.1%)、「介護や在宅生活に不安を覚える軽度要介護者の入所等の支援」(46.5%)といった取組に期待している結果となった。

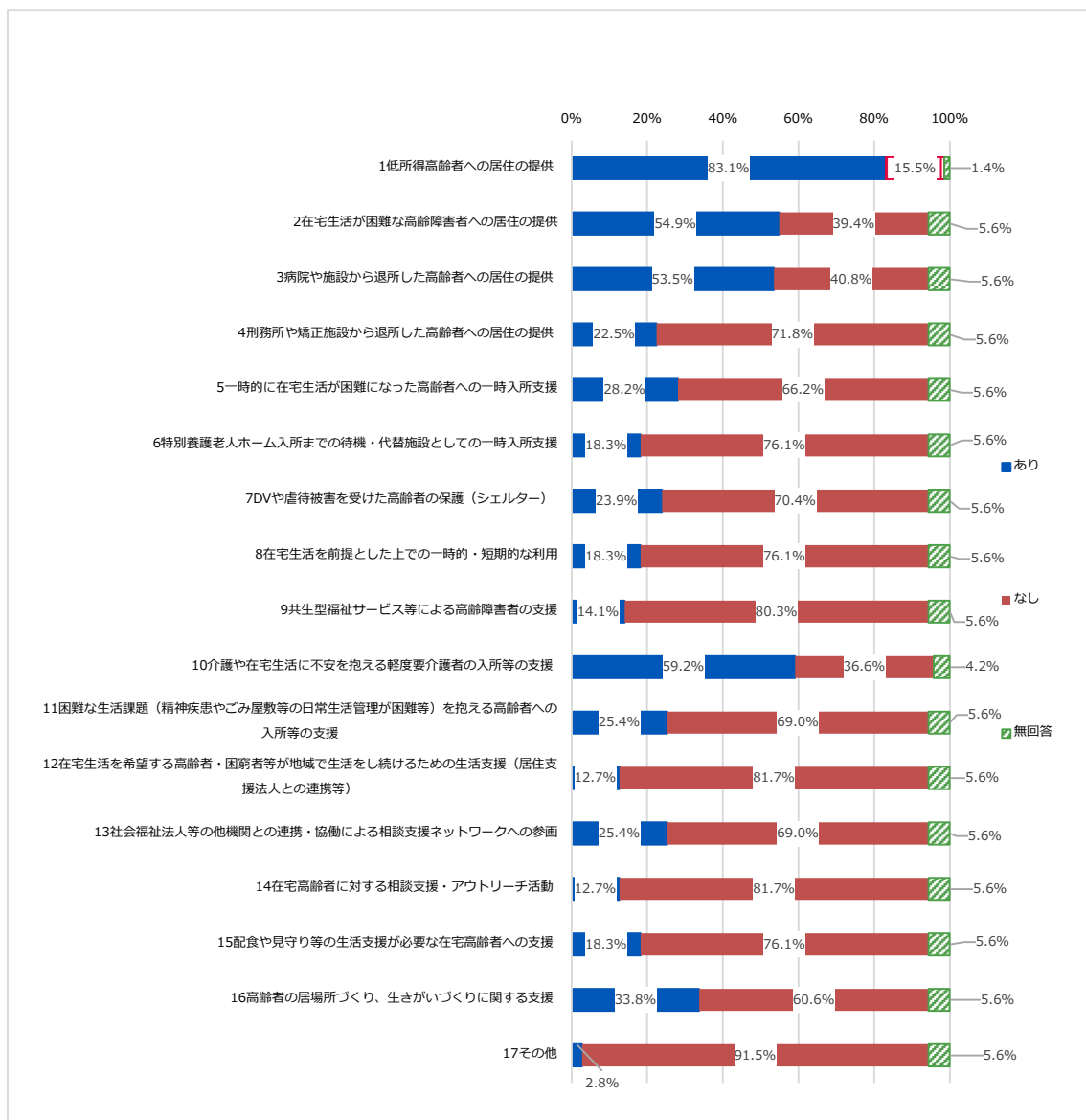
図表 III-214 軽費老人ホーム・ケアハウスに対してどのような役割を期待するか
(期待する役割の上位3つ)



軽費老人ホーム・ケアハウスにおける各事業の実施については、「低所得高齢者への居住の提供」(83.1%)、「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等の支援」(59.2%)、「在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供」(54.9%)といった事業について、比較的多くの自治体の実施を把握していることが確認できた。

一方、「在宅生活を希望する高齢者・困窮者等が地域で生活を続けるための生活支援(居住支援法人との連携等)」、「在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動」(ともに81.7%)、「共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援」(80.3%)といった事業について、実施を把握している自治体は比較的少数であった。

図表 III-215 軽費老人ホーム・ケアハウスにおける実施事業の有無(単数回答)



(190) 問 64 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-216 期待する役割 その他の詳細

- ・ サ高住が増加している中、市から運営補助を受けているケアハウスには、サ高住と差別化が図られるような役割を期待したい。

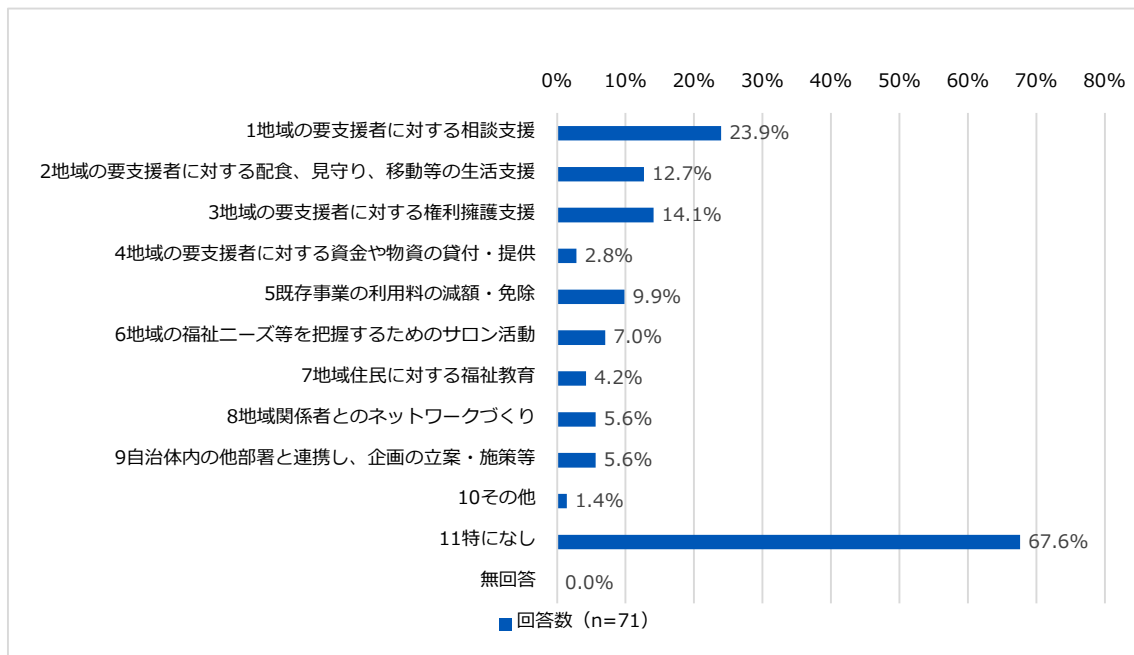
図表 III-217 実施の有無 その他の詳細

- ・ 実施の有無については把握していない
- ・ 各施設の運営に任せており、把握していない
- ・ オレンジカフェ

(191) 問 65 軽費老人ホーム・ケアハウスが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

自治体として行っている関わりや支援について、「特になし」が67.6%、次いで「地域の要支援者に対する相談支援」が23.9%であった。

図表 III-218 自治体として行っている関わりや支援（複数回答）



(192) 問 65 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

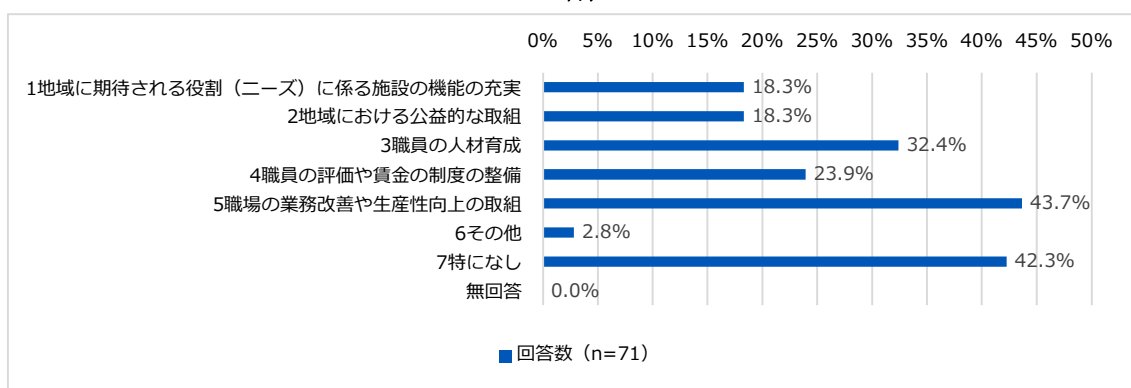
図表 III-219 その他の詳細

- デジタルデバインド対策に係るスマホ操作支援教室の開催

(193) 問 66 自治体として把握している、管内施設で現在行われている取組があればお答えください。また、今後実施を期待している取組があればお答えください。(あてはまるものすべてに○)

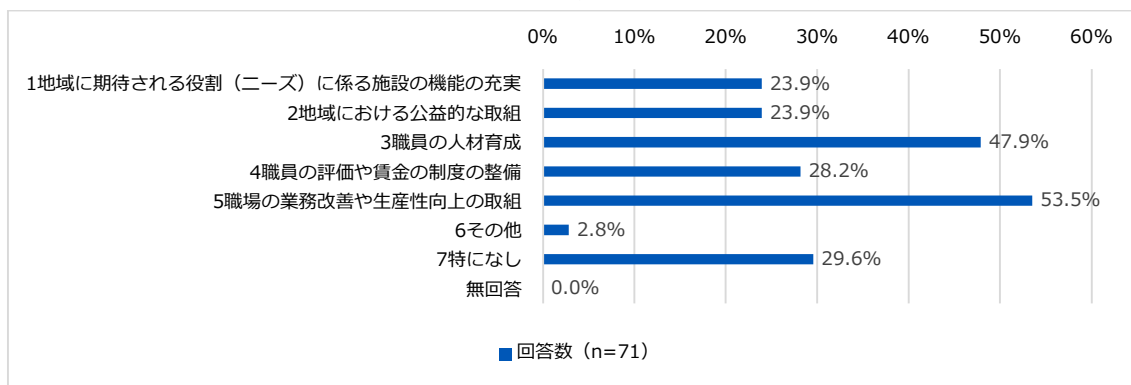
自治体として把握している管内施設で現在行われている取組について、「職場の業務改善や生産性向上の取組」が43.7%、「特になし」が42.3%であった。

図表 III-220 自治体として把握している管内施設で現在行われている取組（複数回答）



今後実施を期待している取組について、「職場の業務改善や生産性向上の取組」が最も多く53.5%、次いで「職員の人材育成」が47.9%であった。

図表 III-221 今後実施を期待している取組（複数回答）



(194) 問 66 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-222 現在行われている取組 その他の詳細

- ・ 地域高齢者（老人会等）交流会 こども園・小中学校
- ・ 各施設の運営に任せており、把握していない

図表 III-223 今後実施を期待している取組 その他の詳細

- ・ 施設内独居高齢者にならないよう地域の高齢者として生活できるように支援する。子供たちに触れ合うことで生活にはりを持たせまた子供たちの福祉への興味を育てる
- ・ 問 64 と同じ

(195) 問 67 貴自治体がこれまで軽費老人ホーム・ケアハウスとの関わりや支援の中で、「地域共生社会の実現における施設への期待・取組」について今後支援を考えている具体的な内容があれば教えてください。

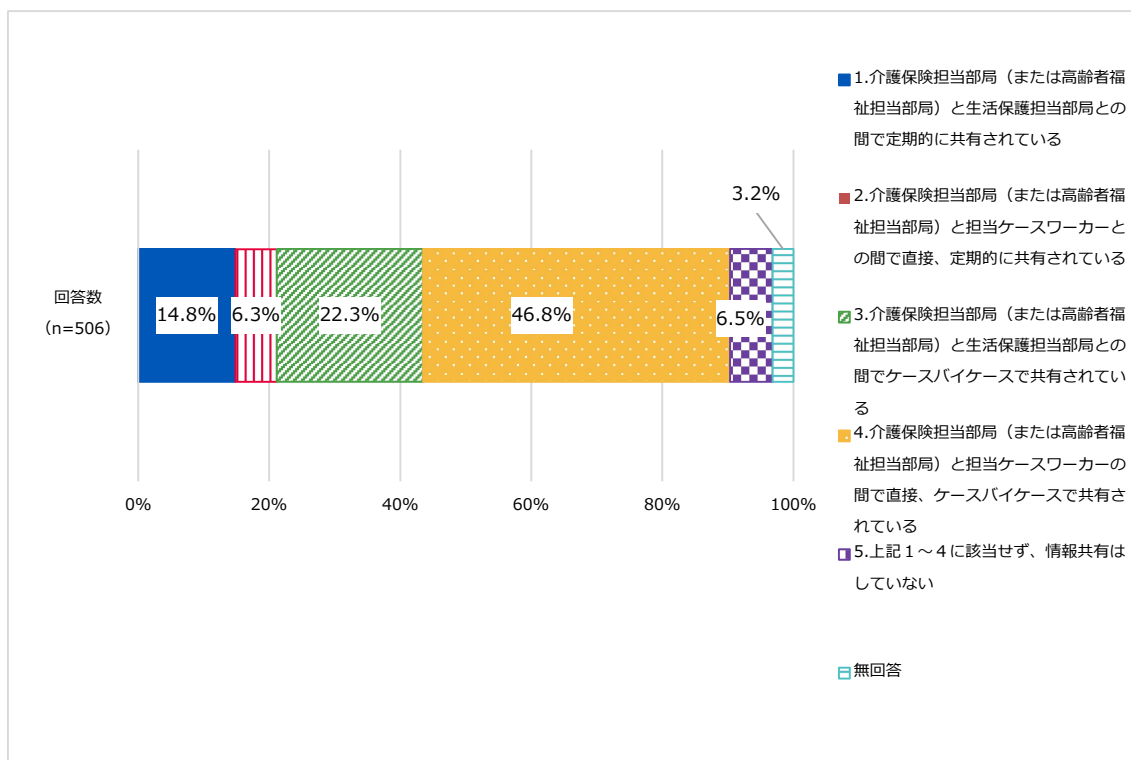
図表 III-224 今後支援を考えている具体的な内容

- ・ 現時点では特になし
- ・ 地域に根差した多世代の交流機会の創出
- ・ 今のところ考えていない
- ・ 他施設における取組事例の展開

(196) 問 68 貴自治体では、養護老人ホームや軽費老人ホームなどへの入居にあたり、生活保護受給者（または受給予定者）に関する情報が、関係部局間で適切に共有されていますか。

生活保護受給者（または受給予定者）に関する情報が、関係部局間で適切に共有されているかについて、「介護保険担当部局（または高齢者福祉担当部局）と担当ケースワーカーの間で直接、ケースバイケースで共有されている」が最も多く 46.8%、次いで「介護保険担当部局（または高齢者福祉担当部局）と生活保護担当部局との間でケースバイケースで共有されている」が 22.3%であった。

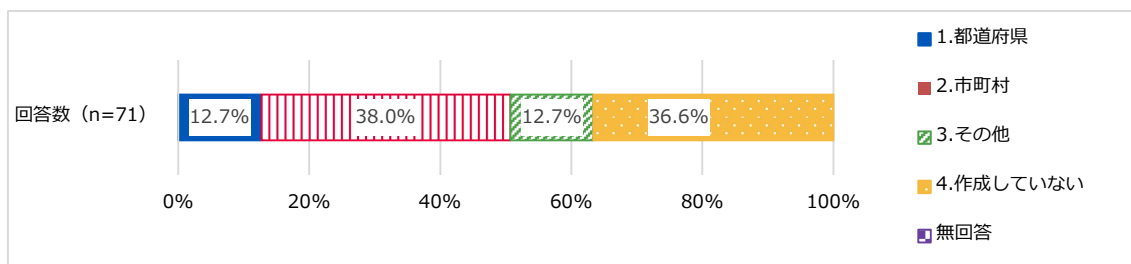
図表 III-225 生活保護受給者（または受給予定者）に関する情報が、関係部局間で適切に共有されているか



(197) 問 69 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの業務マニュアルの作成主体についてお答えください。

業務マニュアルの作成主体について、「市町村」が最も多く 38.0%、次いで「作成していない」が 36.6%であった。

図表 III-226 業務マニュアルの作成主体



(198) 問 69 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。
(具体的に入力)

図表 III-227 現在行われている取組 その他の詳細

1. 都道府県（県）による作成（5 件）

養養護老人ホーム分は県が作成、収入認定マニュアルを県と中核市で共同作成。

2. 運営主体（事業所・指定管理等）による作成（4 件）

各施設（事業所）、指定管理者、委託業者による作成。

3. 市町村による作成（限定的）（2 件）

ケアハウス分のみ市町村が作成、軽費老人ホーム分は市で作成していない。

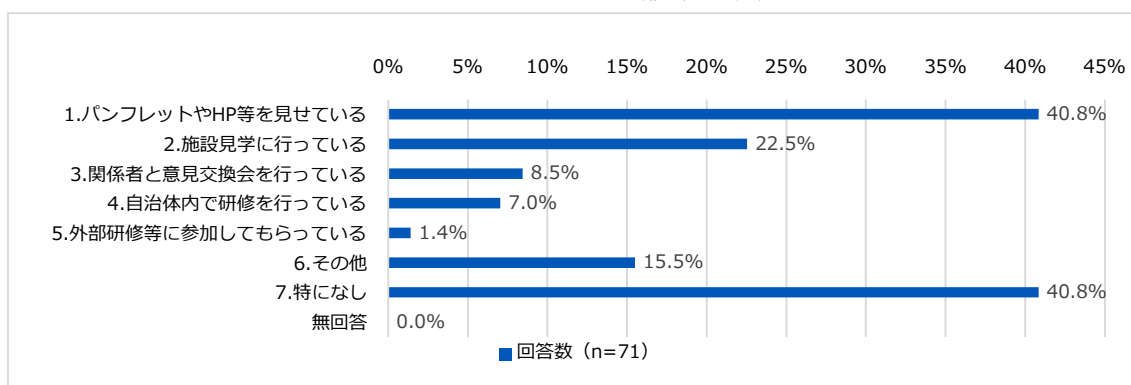
4. マニュアル未作成・不在（3 件）

軽費分は作成していない、収入認定以外のマニュアルはない。

(199) 問 70 担当者の交代時に、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるため、行っていることについてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるために行っていることについて、「パンフレットやHP等を見せている」が40.8%、「特になし」が40.8%であった。

図表 III-228 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるために行っていること (複数回答)



(200) 問 70 にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

図表 III-229 その他の詳細

1. 業務マニュアル・引継書による継承 (6件)

業務マニュアルに基づく説明、引継書の作成、マニュアルを用いた個別レクチャー。

2. 担当者間での直接的な説明・対話 (3件)

前任者から後任者への直接的な口頭引継ぎ、各施設の概要説明。

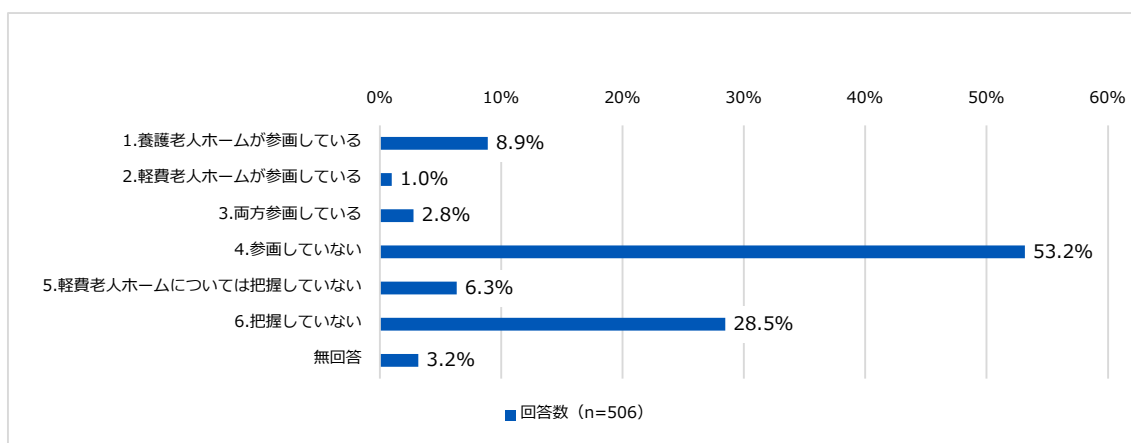
3. 公的通知・参考資料の共有 (2件)

過去の厚生労働省通知 (国通知) の提供、パンフレットや公式HP等の参考資料の共有。

(201) 問 71 貴自治体において、ケアマネジャー等が参加する地域ケア会議に、養護老人ホーム、軽費老人ホームが参画していますか。

地域ケア会議に、養護老人ホーム、軽費老人ホームが参画しているかについて、「養護老人ホームが参画している」が 8.9%、「両方参画している」が 2.8%、「軽費老人ホームが参画している」が 1.0%であった。

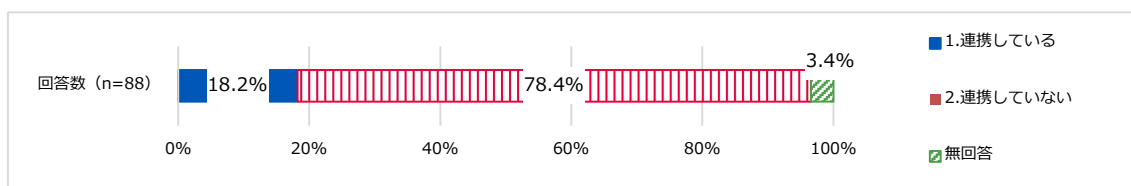
図表 III-230 地域ケア会議に、養護老人ホーム、軽費老人ホームが参画しているか



(202) 問 72 地域の施設の適切な運営に関して、地域の関係団体等と連携していますか。

地域の関係団体等との連携について、「連携している」が 18.2%、「連携していない」が 78.4%あった。

図表 III-231 地域の関係団体等との連携



(203) 問 73 問 72 で「1.連携している」と回答した方へ、連携している場合、どこと連携していますか。

図表 III-232 連携先地域の関係団体等

1. 福祉施設団体・協議会 (4 件)

大阪市老人福祉施設連盟、北九州市高齢者福祉事業協会、相模原市高齢者福祉施設協議会、区内各施設。

2. 地域住民組織・地縁団体（3件）

町会、自治区の役員、民生委員、自主防災組織。

3. 専門支援機関・医療機関（2件）

地域包括支援センター、医療機関。

4. 併設施設（1件）

併設している特別養護老人ホーム（特養）。

(204) 問 74 具体的にどのような連携を実施していますか。

例：定期的に意見交換の会を設定している、説明会を実施し施設同士で情報交換ができる場を設定している 等

図表 III-233 どのような連携を実施しているか

1. 定例会議・意見交換会の開催（5件）

定期的な会議の設定、施設長同士の意見交換、必要に応じた対話の場の確保。

2. 防災・災害時協力の体制構築（2件）

災害時の防災協力に関する協定の締結、合同防災訓練の実施。

3. 運営情報の共有と実務連携（1件）

施設の運営情報の共有、地域包括担当職員との連携（見学・説明対応）。

4. 入所・生活支援の相談（1件）

在宅生活が困難になった高齢者の紹介、地域行事を通じた交流。

4. アンケート調査まとめ

(1) 都道府県における実態と課題

①経営状況の把握と管内支援

養護老人ホームの経営状況について、76.2%の都道府県が「自治体では特に把握していない」と回答しており、詳細な経営実態の把握が進んでいない現状が明らかになった。管轄市町村への支援としては、「運営に関する説明会の実施」(28.6%)や「運営マニュアルの作成と共有」(23.8%)が行われているものの、約2割は「特になし」としている。

また、軽費老人ホームの経営状況について、42.9%の都道府県が「収支計算書等を提出してもらっている」と回答している一方、33.3%の都道府県では「自治体では特に把握していない」と回答しており。都道府県において差異が見られた。更に、把握した情報の活かし方については、「施設から問い合わせや要望があった際の参考にしている」と「現時点で十分に活かしきれていないと感じる」とした回答がそれぞれ39.1%であり、情報の活用状況についても都道府県における差異が確認された。

②事務費等の改定状況

国からの通知に基づく軽費老人ホームに関する処遇改善等の改定については、多くの自治体に対応済みであるが、国からの通知に連動しない「独自改定」については、40.5%が「実施していない」、33.3%が「検討中」と回答している。独自改定を実施しない、または検討中である理由としては、「改定の根拠となる適切な指標(物価指数、人件費率など)の設定が困難である」が77.4%で最多となり、次いで「財源の確保が困難」(61.3%)が挙げられた。職員の処遇改善に向けては、95.2%の都道府県が「国が標準的な指針を示す、または基準額を引き上げる」ことを求めている。国からの通知等ですでに基準額等は示されているものの、広域的な基準額を横並びに見る必要があること、また、改定に向けた環境の整備まで自治体が追い付いていない可能性もあったと考えられる。

③施設への期待と役割

軽費老人ホームに対して期待する役割としては、軽費老人ホーム本来の役割である「低所得高齢者への居住の提供」(92.9%)、「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等の支援」(57.1%)などが上位に挙げられた。

(2) 市区町村における実態と課題

①養護老人ホームの措置の運用実態

養護老人ホームへの措置については、「必要に応じて活用している」が78.7%、「積極的に活用している」が19.7%であった。措置の判断において重視する事項(上位3つ)は、「経済的理由」(28.0%)、「自立した生活の可否や身体的・心理的要件」(23.1%)に加え、「住居・行き場がない」(18.4%)が挙げられている。

②経営状況の把握

所在市町村における養護老人ホームの経営状況の把握については、55.7%が「把握していない」と回答しており、都道府県と同様に実態把握の希薄さが浮き彫りとなった。一方で軽費老人ホームについては、「自治体では特に把握していない」が1.4%で中核市以上の自治体は、経営状況の把握に努めている現状がみられた。

③措置費等の改定と課題

独自の判断に基づく措置費（支弁額）、事務費の増額改定については、養護老人ホームでは、69.5%、軽費老人ホームでは、71.8%の市区町村が「実施していない」と回答した。実施しない理由としては、都道府県同様に「適切な指標の設定困難」（養護老人ホーム73.0%、軽費老人ホーム74.6%）と「財源確保の困難」（養護老人ホーム51.0%、軽費老人ホーム65.1%）が上位を占めている。また、施設設備の老朽化対策に関しても、養護老人ホームで87.2%、軽費老人ホームで90.1%の自治体が「独自の補助費は用意していない」と回答しており、建て替えや大規模修繕に向けた財政支援の目処が立っていない現状が示された。

④施設への期待と役割

養護老人ホームに対して期待する役割としては、「DV や虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）」（57.5%）、「在宅生活が困難な高齢障害者への住居の提供」（56.8%）などが上位に挙げられた。

軽費老人ホーム・ケアハウスに対して期待する役割としては、「低所得高齢者への居住の提供」（85.9%）、「在宅生活が困難な高齢障害者への住居の提供」（52.1%）などが上位に挙げられた。しかし、地域ケア会議への参画状況を見ると、養護老人ホームが参画していると回答した自治体が8.9%、軽費老人ホームが参画していると回答した自治体はわずか1.0%に留まり、28.5%が「把握していない」状況にあるなど、期待される役割と実際の地域連携体制には乖離が見られた。

まとめ

アンケート結果からは、多くの自治体において、国からの通知に基づく改定は実施されているものの、地域の実情に応じた独自改定や経営実態の把握は十分に進んでいない現状が明らかになった。特に、改定の根拠となる「具体的な指標」の不足があると自治体が認識していることがわかった。具体的な指標は、国が通知等で示しているものの、近隣の自治体との調整や、改定までの環境の整備が必要となる等、自治体の改定を阻害する要因は複数あると考えられる。また、養護・軽費老人ホームに対しては、DV 被害者保護や低所得者の居住支援といった「セーフティネット」としての役割が強く期待されている一方

で、施設整備への財政支援や地域連携の基盤整備（地域ケア会議への参画等）は不十分であり、期待と支援実態の間にギャップが存在していると考えられる。

IV. ヒアリング調査

1 調査の目的

机上調査及びアンケート調査の結果を踏まえ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに関する独自の取組を行っている自治体に対して、取組の背景、概要、取組を行うにあたっての課題等、詳細な情報収集を行うことを目的とする。

2 調査概要

調査方法：対面 WEB ヒアリング形式

調査対象：都道府県 4 件、市町村 3 件

選定方法：机上調査及びアンケート調査の結果を踏まえ、以下の独自の取組等を行っている自治体を選定した。

都道府県：管内市区町村への独自の支援を行っている都道府県

施設に対して自治体独自の支援を行っている

都道府県高齢者福祉計画等への反映を行っている都道府県

市区町村：施設に対して自治体独自の支援を行っている

都道府県高齢者福祉計画等への反映を行っている都道府県

回答者：養護老人ホーム及び軽費老人ホーム 担当者

調査時期：2026 年 1 月～2 月

調査項目：養護老人ホーム及び軽費老人ホームに関する自治体独自の取組の詳細について以下を確認した。

- ・ 取組概要 実施している支援策の基本情報
- ・ 財政的支援 経済的な支援策の内容と規模
- ・ 運営面の支援 人的・技術的な支援体制
- ・ 効果・成果 支援策による影響の測定
- ・ 課題・改善提案 現在抱える問題点と改善ニーズ
- ・ 今後の方向性 支援策の中長期的な展望

ヒアリング対象

取組を実施している自治体	取組の概要	ヒアリング実施日
神奈川県 (高齢者福祉計画等への反映)	第 9 期かながわ高齢者保健福祉計画において、軽費老人ホームの整備等、養護老人ホームの整備等の項目を設け、「地域の実情や県内各高齢者保健福祉圏域のバランスを勘案しながら、市町村及び圏域で必要な入所定員数を確保するとと	令和 8 年 2 月 5 日

	もに、老朽化した施設の建て替え等について検討を行います。」との記載。	
熊本県 (管内市区町村への支援)	養護老人ホーム措置費の改定において市町村説明会や情報交換会の実施、改定事例の共有、市町村への個別支援を実施。	令和8年1月 16日
奈良県 (管内市区町村への支援)	養護老人ホーム入所措置共通マニュアルを作成して、市町村に対して入所措置事務に関する情報提供を実施。	令和8年1月 23日
京都府 (自治体独自の財政的支援)	軽費老人ホーム事務費助成について、人件費については京都府人事委員会勧告を、事務費助成分については消費者物価指数の変動率を勘案した割合を乗じることで、物価高騰等社会情勢を反映した支援を実施	令和8年1月 19日
那珂市 (自治体独自の財政的支援)	地方交付税の算定における算入単価に基づく改定を実施。	令和8年1月 20日
柏市 (自治体独自の財政的支援)	地方交付税の算定における算入単価に基づく改定を実施。	令和8年2月 2日
藤沢市 (高齢者福祉計画等への反映)	第9期いきいき長寿プランふじさわにおいて、今後の取組として「多様な居住形態、高齢者施設があり、生活の場の選択肢が増える中、養護老人ホームとしての役割や在り方を再検討し、関係機関との連携をより強化していきます。また、施設の再整備に向け、引き続き施設と協力して調整を進めていきます」との記載。	令和8年2月 5日

3 調査結果

熊本県

対象	ヒアリング調査内容	回答
都道府県 (主に軽 費老人ホ ーム)	取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 独自の取組は行っていない
	自治体独自の財政的支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> 国の通知に基づく改定以外は実施していない 実施するかどうかは、事業所の経営状況、標準的に受けるべき収入の基準の観点で考える必要がある 独自改定に必要な根拠がない、また、基準額の算定が難しい
	自治体独自の運営面の支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> 特に実施はしていない 施設側からも要望はない 県民への周知を課題として捉えている
	効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> 特になし
	課題・改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 県民への周知を課題として捉えている
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 認知が進むように何らか考えたいがマンパワー不足で検討の域を出ない 軽費老人ホームからの運営面の相談は少ない 特別養護老人ホーム等、法人として他の施設・サービスを提供している例が多く、軽費老人ホーム単独での経営状況が分かりにくい構造なのではないか 指導案件の比較的少ない
都道府県のみ	管内市区町村への支援	<ul style="list-style-type: none"> 措置費改定に係る市町村説明会の実施 市町村の独自改定等の事例共有 市町村個別支援の実施 市町村からの問い合わせが多かったこと、関係団体からの要望もあり実施を決定 市町村同士の意見交換、養護担当名簿の作成と共有を行うことで横のつながりができた 各時点の改定状況の共有も行っており、管内市町村の改定は進んでいる状況 個別支援は2自治体に留まるが、別途、個別の質問に対して随時回答を行っている

		<ul style="list-style-type: none"> 措置マニュアルについては、マンパワー不足もありできていない。全国的に標準的なマニュアルがあると手を付けやすい 市町村への支援は続けていきたいが、形骸化しないようその時々ニーズに合わせて実施していきたい
--	--	---

京都府

対象	ヒアリング調査内容	回答
都道府県 (主に軽費老人ホーム)	取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 軽費老人ホーム事務費助成について、人件費については京都府人事委員会勧告を、事務費助成分については消費者物価指数の変動率を勘案した割合を乗じること、物価高騰等社会情勢を反映した支援を実施
	自治体独自の財政的支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> 上記変動率については、補助申請の様式に組み込んでいるため、変動率が上がっても施設には分かり難いとの意見もある
	自治体独自の運営面の支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な意見交換会(年1回)を実施 府老施協からは生活費の上限額を上げてほしいとの要望をいただいているが、難しい状況
	効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> 運営の一助になっていると団体から評価いただいている
	課題・改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 生活費の上限額、入所者の重度化、施設職員他産業との賃金格差 施設の老朽化への支援が課題
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅が増加している中で、軽費老人ホームが埋没しているように感じる 施設の役割や機能について、周知が必要と感じている
都道府県のみ	管内市区町村への支援	<ul style="list-style-type: none"> 権限移譲の際に措置事務マニュアルを策定して市町村に周知している 策定以降、改定ができていないことが課題 府老施協とも相談して改定に向け動いているところ 府内市町村にも措置控えの傾向はあり、まずは職員が正しい知識を得ることが重要だと考えている 養護老人ホーム、軽費老人ホームともに地域において重要な役割を果たしていると考えている。

		<ul style="list-style-type: none"> • 一方で地域における認知度が低いのが課題。国から後押しがあるとありがたい。
--	--	--

神奈川県

対象	ヒアリング調査内容	回答
都道府県 (主に軽費老人ホーム)	取組概要	<ul style="list-style-type: none"> • 第9期かながわ高齢者保健福祉計画において、軽費老人ホームの整備等、養護老人ホームの整備等の項目を設け、「地域の実情や県内各高齢者保健福祉圏域のバランスを勘案しながら、市町村及び圏域で必要な入所定員数を確保するとともに、老朽化した施設の建て替え等について検討を行います。」との記載 • 建替え・大規模修繕に関する県独自の補助金の整備 • 軽費老人ホームに関してサービス提供補助金を整備しており、補助金の中では生活費や居住費、老朽化対応なども活用可能としている
	自治体独自の財政的支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> • 支弁額の改定を国の指針通りに実施
	効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> • 入所率は低くなく、底上げにつながっていると考えている
	課題・改善提案	<ul style="list-style-type: none"> • 特になし
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> • 軽費老人ホームについて、認知度が低いと感じている。市町村担当職員でも知らないケースがあるため、周知が必要 • 養護老人ホーム・軽費老人ホームともに改定に関して全国的に足並みが揃えられるとよいと感じている
都道府県のみ	管内市区町村への支援	<ul style="list-style-type: none"> • 事務の引継ぎができていない市町村とそうでない市町村がある。何らかの支援は必要と考えるが、検討に至っていない

奈良県

対象	ヒアリング調査内容	回答
都道府県 (主に軽費老人ホーム)	取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県では措置に関するマニュアルを策定（令和6年4月に作成）し、市町村・施設と連携して周知・運用支援を進めている。 併せて、市町村向けに説明会・セミナー（グループワーク含む）を複数回実施。
	自治体独自の財政的支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> 軽費老人ホームについて、国からの通知（加算等）への対応を行っているが、県独自支援は実施していない
	課題・改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 施設から「建物が古い」「建て替え」等の要望は時折あるが、県として財政面含め対応は容易ではない
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 県独自の財政支援は現状なし。建て替え等の要望があれば状況を見つつ検討
都道府県のみ	管内市区町村への支援	<ul style="list-style-type: none"> 措置マニュアルの策定・配布に加え、複数回の説明機会（5月・7月：7月はセミナー/グループワーク）を実施。 説明会では、事前に市町村から課題を収集し、主に以下3テーマで意見交換： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 家族・保証人（身寄りのない措置者等の対応） ✓ 費用徴収・算定（高額時の算定等） ✓ 他機関との連携（医療機関等への情報提供） 困難事例が出た際に県へ相談→県が全市町村へ投げて知見を集める、というネットワーク支援を運用中。 マニュアルについて、市町村からは「非常にわかりやすい」、「マニュアルがない自治体が多い中で、持っているのが心強い」といった反応があった。 説明会・セミナーを通じ、措置に関する共通認識づくりを進める土台ができている。 マニュアルについて、更新が必要との認識があり、更新頻度・運用方法が課題と捉えている

那珂市

対象	ヒアリング調査内容	回答
市区町村 (主に養護老人ホーム)	取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の算定における算入単価に基づく改定を実施。(1.389倍) 県を通じた国からの指針、施設・団体からの要望があり実施
	自治体独自の財政的支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> 財政課との折衝では、国からの指針や県市町村課の交付税に関する説明を基に理解いただいた 建物の耐震化・改修については、施設が新しく特に要望はない状況
	自治体独自の運営面の支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> 特になし
	効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> 運営の一助になっていると施設から評価いただいている
	課題・改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 交付税の算定率なので計算は難しくない
	今後の方向性	<p>配食サービスや高齢者の居場所づくりを施設で実施している</p> <p>同一法人内に関連施設が多くあるため、様々な支援を法人内で完結できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 養護の入所率も非常に高く、現状においては、新たに何かを行うということはない 独自改定については継続して実施していく 国からの技術的助言を基に改定を行っているので、引き続き助言をお願いしたい 改定については、自治体のみならず施設や団体の動きが重要と考えている 地域での役割を果たしていくとともに持続的な運営について、自治体としっかりと協議することが必要と考えている

柏市

対象	ヒアリング調査内容	回答
都道府県 (主に軽 費老人ホ ーム)	取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の算定における算入単価に基づく改定を実施。 関連団体からの要望を基に実施
	自治体独自の財政的支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> 財政課との折衝では、国からの指針を基に理解いただいた 国の指針を基に支弁額の計算表を独自に作成している
	自治体独自の運営面の支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業所と同様に介護ロボットやICTの補助金の対象としている
	効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> 運営の一助になっていると施設から評価いただいている
	課題・改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 建替えや改修についての補助に関して要望があるが、対応が難しい 措置費等について自治体間の格差が生じている状況。全国的に統一できるとよい 措置についてもアセスメントを行い、適切な住まいの確保に努めている
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 今後も改定は粛々と対応していく 地域共生社会の取組については、現在のところ、行政としては関与していないが、養護老人ホーム単体ではないが、法人としてやっていこうという流れはある

藤沢市

対象	ヒアリング調査内容	回答
都道府県 (主に軽 費老人ホ ーム)	取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 市福祉計画に「多様な居住形態、高齢者施設があり、生活の場の選択肢が増える中、養護老人ホームとしての役割や在り方を再検討し、関係機関との連携をより強化していきます。また、施設の再整備に向け、引き続き施設と協力して調整を進めていく」との記載 2市1町で共同運営している養護老人ホームの老朽化への対応を実施 契約入所の活用

		<ul style="list-style-type: none"> 支弁額の改定を国の指針通りに実施
	自治体独自の財政的支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> 財政課との折衝では、国からの指針を基に理解いただいている
	自治体独自の運営面の支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> 社会的な理由や私的な理由による一時入所を、市と養護老人ホームとの間で契約して実施
	課題・改善提案	<ul style="list-style-type: none"> 長期入所が多い状況。自立に向けた施設の機能を考えていく必要がある。生活保護世帯が多く、生活保護課との連携は密に実施。常に情報連携している。 遺留金品の取り扱いなどをまとめた県の指針が古いままである。マイナンバー連携なども含めて事務に関して判断に迷うこともある
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 県が作成している老人福祉措置事務手引書は平成5年3月以降改定しておらず、現状に合わせたマニュアルなど標準的のものと良い指針やマニュアルなど標準的なものがあるとよい

5. ヒアリング調査まとめ

(1) 都道府県の取組

①管内市区町村への支援

熊本県は、養護老人ホームの措置費改定にあたり、市町村説明会・情報交換会、改定事例共有、個別支援を実施した。市町村からの問合せ増加や関係団体からの要望を受け、当該取組の実施を決定した。養護担当名簿の作成・共有等により市町村間の横のつながりが形成され、管内市町村の改定対応は進捗している状況である。個別支援は2自治体に留まるが、個別の質問には随時回答している。一方、措置マニュアルはマンパワー不足により整備できていない。全国的に標準的なマニュアルがあれば着手しやすいとの意見が得られた。

奈良県は、養護老人ホームの入所措置に関する共通マニュアル（令和6年4月）を策定し、市町村・施設と連携して周知・運用支援を進めている。併せて、市町村向けに説明会・セミナー（グループワークを含む）を複数回実施した。説明会では、市町村から事前に課題を収集した上で意見交換を実施している。困難事例が発生した際には、県が全市町村へ照会して知見を集め、回答を還流するネットワーク型支援を運用している。市町村からは「分かりやすい」「マニュアルがない自治体が多い中で心強い」との評価が得られた。他方、マニュアル更新（頻度・運用方法）と体制面（マンパワー確保）が課題である。

②財政的な支援

京都府は、軽費老人ホーム事務費助成について、人件費については京都府人事委員会勧告を、事務費助成分については消費者物価指数の変動率を勘案した割合を乗じることで、物価高騰等社会情勢を反映した支援を実施している。

運営面の支援としては、年1回の意見交換会を実施している。一方、物価高騰をふまえた生活費の引上げ、入所者の重度化、施設職員の他産業との賃金格差や、施設老朽化への支援も課題である。

神奈川県は、第9期かながわ高齢者保健福祉計画において、軽費老人ホーム及び養護老人ホームの整備に関する項目を設け、地域の実情や圏域バランスを勘案して必要な入所定員数の確保及び老朽化施設の建て替え等を検討する旨を明記している。加えて、建替え・大規模修繕に関する県独自補助金を整備している。この補助金は県内の軽費老人ホームを有する法人との協議の中で整備した。また、軽費老人ホームに関してはサービス提供補助金を整備し、補助金の中で生活費・居住費・老朽化対応等にも活用可能としている。支弁額改定は国指針通りに実施している。入所率は低くなく、底上げにつながっているとの認識である。課題としては、軽費老人ホームの認知度が低く、市町村担当職員でも知らないケースがあるため周知が必要である。また、改定に関して全国的に足並みが揃うことが望ましいとの意見が得られた。市町村への支援は必要と認識しているが、検討に至っていない。

(2) 市町村の取組

那珂市は、地方交付税の算定における算入単価に基づく改定（約1.389倍）を実施している。県を通じた国からの指針、施設・団体からの要望を踏まえて実施した。財政課との折衝では国の指針や県の説明を根拠に理解を得た。施設からは運営の一助になっているとの評価が得られている。課題として、交付税算定率に基づくため計算は難しくないとの認識である。今後も独自改定を継続する方針であり、国からの技術的助言の継続を要望している。

柏市は、地方交付税の算定における算入単価に基づく改定を実施している。関連団体からの要望を踏まえ、国の指針を基に支弁額の計算表を独自に作成している。運営面の支援として、介護事業所と同様に介護ロボットやICTの補助金対象としている。施設からは運営の一助になっているとの評価が得られた。一方、建替え・改修に関する補助要望への対応が難しいこと、措置費等に自治体間格差が生じていることが課題である。全国的に統一できることが望ましいとの意見が得られた。今後も改定は粛々と対応していく方針である。

藤沢市は、市計画において、養護老人ホームの役割・在り方の再検討、関係機関連携の強化、施設再整備に向けた調整の継続を明記している。2市1町で共同運営する養護老人ホームの老朽化対応を進めるとともに、契約入所の活用を行っている。支弁額の改定は国

の指針通りに実施している。運営面の支援として、市と養護老人ホームの契約により、社会的理由・私的理由による一時入所を実施している。課題としては、長期入所が多い状況を踏まえ、自立に向けた施設機能の再整理が必要である点が挙げられる。また、生活保護世帯が多く、生活保護課との連携を密に行い常時情報連携している。加えて、遺留金品の取扱い等をまとめた県の指針が古く、マイナンバー連携等を含め事務判断に迷う場面がある。県の指針やマニュアル等の標準的なものがあることが望ましいとの意見が得られた。

(3) まとめ

ヒアリング結果を横断的に整理すると、財政的支援の実施パターンは大きく二つに分かれていることが明らかとなった。一つは、地方交付税の算入単価等に基づく改定であり、国の指針や算定根拠が明確であることから、財政課等への説明が比較的行きやすく、算定作業も相対的に容易であるという特徴を有する。他方で、建替えや大規模改修といった施設整備に関する支援については、施設側からの要望が存在するものの、財政制約が大きく、実施には慎重な判断を要する状況が多くみられた。

運営面の支援については、措置マニュアルの整備や説明会・意見交換会の開催などを通じた標準化および人材育成の取組が中心となっている。特にマニュアルは、市町村職員の事務処理に対する安心感の醸成や、管内自治体間の共通認識の形成に寄与していることが確認された。一方で、制度改正や運用変更に応じた更新作業や、継続的な維持管理には相応の負担が伴い、担当職員が限られる中でマンパワー不足が顕在化している点も共通の課題として挙げられた。

また、養護老人ホームおよび軽費老人ホームの認知度の低さは、多くの自治体で共通して指摘された課題である。特に軽費老人ホームについては、市町村担当職員であっても制度や役割を十分に把握していない場合があるとの意見があり、施設の機能や意義に関する周知の必要性が改めて認識された。

さらに、措置費等の改定対応に関しては、自治体ごとに対処状況や改定幅に差が生じているとの指摘があり、自治体間格差に対する問題意識が示された。国の指針に基づき改定を行っている自治体がある一方で、独自改定を実施していない自治体も存在しており、全国的に一定の足並みを揃えることが望ましいとの期待が確認された。

加えて、国や都道府県による標準的なツールや支援体制への期待も共通してみられた。具体的には、標準的なマニュアルの整備や、更新可能な仕組みの構築、技術的助言の充実などに対する要望が挙げられており、制度運用の安定化と自治体間のばらつき縮減に向けた広域的な支援の必要性が示唆された。

V. 調査検討委員会

1 調査検討委員会における検討について

(1) 第1回調査検討委員会での主な意見

【地方自治体ブロック会議に関する意見】

- ・ <自治体の認識の差>
自治体ごとに担当者の知識や地域の特性に差があり、会議の内容が十分に理解されていないケースも見受けられた。
- ・ <介護支援専門員等の理解不足と連携の課題>
介護支援専門員等の養護・軽費老人ホームに対する認知度が低く、選択肢に入っていない現状が指摘された。また、施設が地域ケア会議に呼ばれないことも多く、自治体が施設の役割をしっかりと把握し、つなぐ意識を持つことが重要だという意見が出た。

【自治体向けアンケート調査に関する意見】

- ・ <「独自の改定」の定義の明確化>
厚労労働省の通知等に基づく改定と、自治体「独自の改定」を混同しないよう、明確に区別して回答できる仕組み（図表での例示など）が必要だと指摘された。

【自治体向けヒアリング調査に関する意見】

- ・ <対象地域の選定基準>
ヒアリング対象は、改定ができた自治体とできていない自治体、また都市部と地方とで条件が異なるため、分けて選定すべきとの意見が出た。一方で改定ができない理由を聞くのはネガティブなことを聞くことになるため難しいといった意見が出た。
- ・ <先進的・独自の取り組みの深掘り>
独自の改定を行っている自治体（茨城県など）や、地方交付税の単価改定率によらずに改定を実施している自治体を対象に含めてほしいとの要望があった。

(2) 第2回調査検討委員会での主な意見

【自治体向けアンケート調査に関する意見】

- ・ <特定施設（介護保険指定）の有無による影響の把握>
特定施設入居者生活介護の指定を受けているかどうかは施設の収支や自治体との関わり方に大きく影響するため、その実態や割合を把握できる設問にすべきとの意見が出た。
- ・ <措置先の選定基準の確認>

自分の自治体に施設がない場合や他地域の施設を利用する場合、自治体がどのような基準（近隣を優先する、単価の影響など）で措置先を選定しているか、活用状況を問う設問を追加すべきとの意見が出た。

【自治体向けヒアリング調査に関する意見】

- <「背景」の共通項目化と深掘り>
自治体独自の取組に至った背景について、単なる自由回答ではなく「首長の意向」「地域福祉計画への記載」「関連団体からの要望」などの共通項目を設け、漏れなく深掘りして聞くべきとの提案があった。
- <財政当局への効果的な説得材料の確認>
独自の支援を引き出すプロセスにおいて、財政課に対してどのような資料（法令や総務省の資料など）を提出したことが説得材料として効果的だったのかを聞き取るべきといった意見が出た。
- <取組を「行っていない」自治体への深掘り>
独自の支援を行っていない自治体についても、その理由や背景を調査し、そもそも行政が現場の経営実態（赤字状況など）を把握しているかどうかを確認すべきと指摘された。
- <自治体と施設の関係性・プロセスの把握>
日頃からどのような頻度で会議をしているかなど、自治体と施設の関係性や政策決定のプロセスを具体的に聞くべきとの意見があった一方で、内部の意思決定プロセスや外部（政治等）の関わりについては、市町村の立場で答えられる範囲に限界があるため配慮してほしいとの要望も出された。
- <調査先候補の追加提案>
今年度事務費を大幅に改定した茨城県、県単独補助金を出している千葉県、単価改定を行った柏市などをヒアリング対象に加えるべきとの具体的な提案があった。

(3) 第3回調査検討委員会での主な意見

【自治体向けアンケート調査に関する意見】

- <「最後の砦（セーフティネット）」という表現への懸念>
アンケートの自由記述にある「最後の砦」「セーフティネット」という言葉が、本来の施設の機能としてではなく、「他の制度（介護保険など）を優先した結果、優先順位が一番最後になる（受け皿）」という意味で使われているのではないかと懸念が示された。そのため、「最後のセーフティネット」という印象が独り歩きしないよう、「地域のセーフティネット」といった表現に調整すべきであると意見が出た。

- <自改定のための「指標（物差し）」と国のスタンス>

自治体から、自治体の財政課と交渉する際、厚生労働省からの具体的な「指標」がないと改定を進めるのが難しいという現場の状況が伺えた。一方で「予算は既に税源移譲されているため、国が指標を作るべきという論調にはできない」として、都道府県が広域的な観点から域内の標準的な基準を設定することが望ましいとの見解が示された。

また、指標がないことだけが改定できない理由ではなく、自治体によって対応にばらつきがあることや、通知は既に出ているため自治体の裁量次第であるとの意見も出た。
- <施設の老朽化と建て替え支援について>

施設整備への補助を用意していない自治体が多数ある現状に対し、施設整備の起債（地方債）活用などの情報を周知できないかとの意見が出た。議論の中で施設整備費は一般財源化されており、地方債の手続き等は総務省の管轄であるため厚生労働省から口出しすることはできないとし、各都道府県が主体的に考えるべき問題であると説明された。

一方で自治体の委員からは、建て替え予算は単年度の枠が限られており、自治体の裁量やルールがあるため一律の対応は難しいとの声があった。

- ・ <地域ケア会議への参画と連携基盤について>
 都道府県は日常生活圏域（市町村単位）の会議であるため基本的に参画状況を把握していないこと、市町村は重要と考えれば施設に声をかけるはずであるとの実態が指摘された。
 また、「地域連携やバックアップ体制が脆弱のため」という表現について、参画以前に参画状況の把握や地域団体との接続といった基盤整備自体が脆弱であることが課題ではないかとの意見があげられた。
 現場からは、市から呼ばれるのを待つのではなく、施設側から積極的に参加し、見守り機能などで役立つことを伝えているとの実例も紹介された。
- ・ <困難事例への対応と法令の範囲について>
 多様な困難事例を受け入れている実態について、委員から、地域共生社会における役割としてどう位置づけるかが問われるとの意見があげられた。
- ・ <行政による財務のモニタリング>
 自治体が法人の財務健全性を見極めをどこまでやるべきか疑問であり、見極めた結果「運営が大丈夫」と判断された施設には支援しなくてよいという受け止め方になる懸念があるとの指摘があった。

【自治体向けヒアリング調査に関する意見】

- ・ <施設からの「要望がない」という認識のギャップ>
 現場の委員からは、「団体を通して意見を上げないと『言ってこなかった』とされてしまうため、要望を上げていく必要がある」との意見や、実際には要望を出して折衝している実態があることが共有された。
- ・ <他施設との競合による「埋没」（京都府の事例）>
 「サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）などが増え、軽費老人ホームが埋没しているように感じる」という意見について、自治体側が手っ取り早く有料老人ホームやサ高住を利用している実態があるのではないかと指摘があった。一方で、サ高住などの選択肢が増える中で措置は最終手段となっており、「埋没している」という感覚はなく、地域差もあるため全国的な傾向としてまとめるかは慎重になるべきだとの意見もあげられた。また、議論の中で、生活保護受給者の入居先の選択肢として経費老人ホームが上がってきていないという意味で理解できるとし、有料老人ホームが多い地域と少ない地域での差に触れつつ記述することは問題ないとの見解を示された。
- ・ <「赤字が出にくい構造」という認識のズレ>
 単独施設が少なく複合でやっているからといって「赤字が出にくい」わけではなく、単価が上がらず対応しにくくなっているのが現状であり、行政側との認識の差があるとの指摘があった。

(4) 第4回調査検討委員会での主な意見

【アンケート調査の結果に対する意見】

- ・ <施設の老朽化・建て替え支援の重要性について>
自治体が財政制約から慎重な判断を要する状況であるという事実に加え、これが施設側にとって非常に大きな課題であることを、まとめや考察部分で強く強調して記載してほしいとの意見があった。
- ・ <地域ケア会議等への参画に向けた提言について>
養護老人ホーム、軽費老人ホームが、地域ケア会議への参画状況が低いことについて、過去の調査から変化がない現状を踏まえ、考察部分で踏み込んだ記述（国や県からの通知等での明記など、強い対応の必要性）をする必要があるとの指摘があった。

【ヒアリング調査の結果に対する意見】

- ・ <事例の背景や要因の追記について>
大規模修繕の県独自補助金を整備している事例について、単なる事実だけでなく「なぜそれが可能になったのか」が重要になる。背景等を聞いていれば追記し、他自治体が成功事例として参照できるように前向きな提案として記載してはどうかとの意見があった。

【全体、まとめに対する意見】

- ・ <養護と軽費の書き分けと用語の整理について>
制度（養護老人ホームでは「支弁額」、軽費老人ホーム等では「事務費」など）や所管が異なるため、養護老人ホームと軽費老人ホームが混在しないよう配慮して書き分ける必要がある。また、「都道府県」「市区町村」「自治体」などの用語の定義を整理する必要があるとの意見があった。
- ・ <客観的データに基づく施設からの発信と相互理解>
認知度向上のため、DV 被害者や精神障害者の受け入れ実態など、現場が抱える困難事例を「科学的・客観的なデータ」として自治体と共有すべきであること。施設側からの積極的な情報提供と、自治体側の関心向上の両輪が必要であると深掘りして提言する必要があるとの指摘があった。

- ・ <都道府県の広域調整機能と事務のルーチン化の必要性について>:
 市町村の事務負担軽減や、施設が所在しない自治体への理解促進において、都道府県の広域的な介入や情報提供の役割が大きいことを示す必要がある。また、措置費等の改定作業はマンパワー不足を考慮し、機械的に行える標準的なルーチン（仕組み）として整備する方向性を示す必要があるとの意見があった。
- ・ <社会保障審議会の資料を根拠とした計画への位置づけられたことについて>
 厚生労働省が示す「地域包括ケアシステム」の概念図に、養護・軽費老人ホームが「施設・居住系サービス」「住まい」として明記されている事実を根拠として示し、各自治体の計画に盛り込んでもらうための説得材料として活用できるといった意見があった。

VI. まとめ

（用語の整理）

本章では、「市区町村」を市・特別区・町・村の総称として用い、「都道府県」は都道府県を指す。「自治体」は都道府県及び市区町村の総称として用いる。

1 本調査研究のまとめ

本調査研究では、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについて、養護老人ホームに係る老人保護措置費（支弁額等）の改定状況、軽費老人ホームに係る事務費（補助）等の取扱い・対応状況、自治体独自の取組の実態、都道府県による管内市区町村への支援（主として養護老人ホームに係る措置事務を想定）の状況等について、アンケート調査及びヒアリング調査を通じて整理・分析を行った。

(1) 養護老人ホームに係る老人保護措置費（支弁額等）について

まず、養護老人ホームに係る老人保護措置費（支弁額等）については、国の通知や地方交付税算入単価の改定を踏まえた対応を行っている市区町村が一定数存在する一方で、独自改定を実施していない市区町村もみられ、対応状況には差が生じていることが明らかとなった。特に、地方交付税の算定単価が1.4倍以上に引き上げられているにもかかわらず、市区町村における積極的な予算化や支弁額改定に必ずしも結びついていない実態が確認された。

(2) 軽費老人ホームに係る事務費（補助）等について

次に、軽費老人ホームに係る事務費（補助）等については、養護老人ホームとは制度・所管が異なる中で、自治体による関与の在り方や、施設との関係性・情報把握の状況に差がみられた。特に、施設の経営状況や運営実態（稼働状況、入居者像、課題等）について、自治体側で継続的に把握する枠組みが十分でない場合、必要な支援の検討や説明が難しくなり得る点が示唆された。また、施設の老朽化に伴う大規模修繕等の課題は軽費においても顕在化し得ることから、事務費等の枠組みと整合させつつ、施設整備・修繕を含む支援の在り方を検討する必要性がうかがえた。

自治体独自の取組としては、養護・軽費それぞれの制度枠組みに応じ、物価変動や人件費動向を踏まえた対応、施設整備（建替え・大規模修繕等）に関する支援検討、施設との協議や情報共有の場の設定、事務の標準化（マニュアル整備等）といった取組が確認された。一方で、財政制約の影響は大きく、施設整備・老朽化対応に係る支援は慎重に検討されているケースが多いことも明らかとなった。

(3) 都道府県による管内市町村への支援について

また、都道府県による管内市町村への支援（主として養護老人ホームに係る措置事務）については、措置費改定に関する説明会や事例共有、個別相談対応、担当者名簿の共有など、横の連携を促進する取組が実施されている事例がみられた。特に、措置事務に関するマニュアル策定や意見交換会の実施は、市町村職員の事務処理に対する安心感の醸成や共通認識の形成に寄与している。しかしながら、こうした支援も担当職員に限られる中で実施されており、継続性の確保や形骸化の防止が課題となっている。また、施設のない市町村においては、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの機能や役割に対する理解が十分でない傾向もみられ、広域的な観点からの理解促進が課題として挙げられる。

(4) 養護老人ホームの役割認識と自治体連携の課題

さらに、アンケート結果からは、養護老人ホームについて、自治体が期待する役割として、制度上想定される利用者状態像への対応を挙げた割合が6割未満にとどまっており、自治体が重視する役割（期待の優先順位）が制度上の位置づけと必ずしも一致していない可能性が示唆された。また、生活保護部局との連携が担当者個人の判断や関係性に依存しており、組織的・制度的な連携体制としては限定的である実態が確認された。こうした状況は、措置そのものが限定的な対応となり、市区町村の事務手続きとして十分に定着していないこととも関連していると考えられる。

(5) 改定が進みにくい構造的要因と施設運営課題の示唆

以上を踏まえると、養護老人ホームに係る支弁額等の改定が進みにくい背景として、制度の位置づけや施設の役割に関する自治体内共有の不足（または共有機会の限定）、改定の必要性・根拠（算定の見直しを含む）を整理するための情報・参照資源の不足、措置事務が自治体により限定的な運用となり、日常的な業務として定着しにくい状況、関係部局連携が担当者依存となりやすいこと、等が複合的に影響している可能性がある。また軽費

老人ホームについても、制度・所管の枠組みは異なるものの、施設の経営状況・運営実態の把握や、施設整備・老朽化対応を含む課題整理が十分でない場合には、適切な支援の検討や説明が難しくなり得る点が示唆された。

2 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けて

今後、養護老人ホームに係る老人保護措置費（支弁額等）の適切な改定を進めていくためには、市区町村が主体的に制度運用を担い、都道府県が広域的視点から支援を行い、国が制度運用を下支えする形で取組を進めていくことが重要である。

市区町村においては、養護老人ホームが地域のセーフティネットとして果たす役割を改めて整理し、施設の経営状況や地域の実情を踏まえながら、支弁額等改定の必要性を検討することが求められる。その際、施設や関係団体との継続的な協議の場を設け、運営実態や課題を共有することで、改定の必要性・根拠について共通理解を形成していくことが重要である。

都道府県には、管内市区町村への支援として、措置事務に関する標準的マニュアルの整備・更新、改定事例の共有、意見交換の場の設定等を通じ、情報共有及び事務の標準化を促進する役割が期待される。また、市区町村間で困難事例を共有し、担当者ネットワークを形成することで、個々の市区町村では対応が難しい課題への対応力を高めることも重要である。

国においては、自治体の主体的取組を後押しする観点から、制度運用に関する技術的助言、参考事例の提示、改定の考え方や算定方法に関する分かりやすい資料提供等を通じ、都道府県及び市区町村の取組をフォローすることが期待される。

一方、軽費老人ホームについては、養護老人ホームとは制度・所管が異なることを前提に、所管に応じて自治体が施設の運営実態や経営状況を把握し、事務費（補助）等の枠組みと整合した支援の在り方を検討していくことが重要である。特に、老朽化に伴う大規模修繕等の課題は軽費においても顕在化し得るため、施設整備・修繕に係る支援の論点を整理し、施設の経営や運営に係る実態等の必要な情報を共有する仕組みを整えることが求められる。また、自治体が軽費に期待する役割（将来ニーズを見据えた期待を含む）と、現状の機能・運営実態との間に乖離が生じ得る点に留意し、役割整理・可視化を進めることが重要である。

3 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組について

(1) 現状の課題と構造的要因

本調査研究の結果を踏まえると、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営を確保していくためには、養護老人ホームに係る老人保護措置費（支弁額等）の改定や、軽

費老人ホームに係る事務費（補助）等の対応の検討にとどまらず、地域における役割の再整理と、それを踏まえた自治体の主体的な関与の強化が重要である。

調査を通じて、両施設が有する「セーフティネット機能」や、困難事例への対応を含む「ソーシャルワーク機能」が、自治体に十分認識されていない可能性が示唆された。背景としては、主に以下の構造的要因が考えられる。

第一に、認知・可視化の不足である。DV被害、精神障害、経済的困窮等、多様で困難な背景を有する入所者の実態や、施設が担う支援内容が、データとして自治体に十分共有されていない場合、施設が「介護施設の一類型」としてのみ理解され、役割が過小評価されるおそれがある。

第二に、連携の継続性の弱さである。地域ケア会議等への参画が限定的な場合や、行政側の担当者交代により関係性が断続的になりやすい場合、継続的な協力体制が構築されにくい。

第三に、広域性に伴うジレンマである。施設は広域的な社会資源として機能する一方、措置主体である市区町村（特に施設を有しない市区町村）との接点が薄い場合、理解の浸透や共通認識の形成が進みにくい構造がある。

(2) 養護老人ホーム（支弁額等）に関する示唆

特に養護老人ホームについては、本来、環境上又は経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者を受け入れるセーフティネットとしての役割を担っている。しかし、今回の調査では、自治体が「期待する役割」として当該利用者状態像への対応を挙げた割合が6割未満にとどまっていることが明らかとなった。これは、自治体における期待の置き方（役割の優先順位）が制度上の位置づけと必ずしも一致していない可能性を示唆するものであり、制度の位置づけや機能について改めて整理・共有していく必要がある。

また、生活保護部局との連携についても、担当者個人の判断や関係性に依存している実態が確認されており、組織的・制度的な連携体制の構築が十分とは言い難い状況にある。こうした状況は、措置の活用が限定的となり、市区町村の事務手続きとして必ずしも定着していないこととも関連していると考えられる。

(3) 軽費老人ホーム（事務費等）に関する示唆

他方、軽費老人ホームについても、施設の老朽化に伴う大規模修繕等の課題が顕在化し得る点は養護老人ホームと共通するものの、制度・所管及び財政枠組みが異なる。このため、事務費（補助）等の枠組みと整合させながら、施設整備・修繕を含む支援の在り方を検討する必要がある。

また、自治体側の関与が相対的に薄くなりやすい場合には、施設と自治体との関係性や、経営状態・運営実態（利用者像、稼働状況、支援ニーズ等）の把握が十分でないまま課題が顕在化する可能性がある。さらに、自治体が軽費老人ホームに期待する役割（将来ニーズを見据えた期待を含む）と、現状の機能・運営実態との間に認識のずれが生じ得る点も、適切な運営支援を検討する上で留意が必要である。

(4) 自治体における「適切な運営支援」の方向性

以上を踏まえると、養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、単なる入所施設にとどまらず、地域における居住支援機能・生活支援機能、さらには複合的な課題を抱える高齢者への支援拠点としての役割が期待される重要な社会資源である。したがって自治体には、単なる法令遵守の確認に留まらない、主体的な関与が求められる。

具体的には、以下の方向性が重要と考えられる。

1) 養護老人ホームの支弁額等改定に係る標準化・ルーチン化

財政制約やマンパワー不足を理由として改定検討が停滞しないよう、自治体が一定の手順に沿って検討を進められる「標準的な仕組み」の整備が重要である。国及び都道府県においては、自治体の判断・説明に資する形で、改定の考え方や算定例、検討手順等を整理した資料の提示を進めることが有用である。

2) 都道府県による広域調整機能の強化

施設所在市区町村とそれ以外の市区町村との間で温度差が生じ得ることを踏まえ、都道府県が広域的な調整主体としてリーダーシップを発揮することが求められる。例えば、入所者像や支援実態に関する情報（匿名化・集計等、取扱いに留意した上で）の集約と市区町村へのフィードバック、市区町村間の連絡調整会の開催支援、好事例の横展開等が考えられる。

3) 計画への明確な位置づけ（「住まい」「居住支援」の観点）

「高齢者の住まい」や「居住支援」という切り口から、介護保険事業計画や地域福祉計画等において、養護・軽費老人ホームを地域の基盤的資源として位置づけ、地域の支援体系の中での役割を明確化することが重要である。

4) 地域ケア会議等への参画の仕組み化と役割の明確化

養護・軽費老人ホームを「単なる入所施設」ではなく、困難事例に対応し得るソーシャルワーク機能を有する資源として捉え、地域ケア会議等への参画を仕組みとして担保することが重要である。具体的には、地域ケア会議の設置要綱・運営マニュアル等に参画の位置づけを明記すること、地域包括支援センターや福祉事務所等と施設をつなぐ協議の「場」を市区町村が主導的に設定すること、個別ケース検討において施設の専門性を活用する運用を整えること等が考えられる。

5) 長期的な施設維持に向けた支援（大規模修繕等）

建替えや大規模修繕は、施設の経営努力のみで対応しきれない場合があり、地域の受け皿機能の維持という観点から、自治体としての支援姿勢が問われる課題である。単年度の財政事情にとどまらず、施設側と中長期の修繕計画を共有し、財政部局を含めた共通認識を早期に形成することが重要である。あわせて、所在市区町村のみに負担が集中しないよう、都道府県が関与しつつ広域的な支援スキーム（周辺市区町村を含む費用分担の考え方、補助の枠組み等）を検討することも論点となる。

(5) 施設側に求められる取組（発信・参画の強化）

こうした状況を改善していくためには、施設側においても、受動的な関与にとどまらず、自らの機能・役割を積極的に可視化し、自治体・関係機関との共通理解の形成に資する発信を行うことが重要である。具体的には、受け入れている困難事例の類型や支援内容（ソーシャルワーク機能の発揮状況等）を、可能な範囲で客観的データとして整理し共有すること、地域ケア会議等への参画を通じて地域課題への貢献可能性を具体的に提示すること、居住支援・参加支援の実践を社会資源として発信すること等が考えられる。

(6) まとめ：実務面と政策面の両輪による推進と広域対応

今後は、実務面でのアプローチ（養護老人ホームの支弁額等改定や、大規模修繕等を含む施設事務に係る事務の標準化・ルールの明確化）と、政策面でのアプローチ（地域ケア会議や重層的支援体制整備事業等を通じた多機関連携の中で、養護老人ホーム及び軽費老人ホームが機能発揮できる体制づくり）を両輪として推進していくことが重要である。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、単なる「入所施設」にとどまらず、2040年を見据えた地域包括ケアシステムの進化の中で、「住まい」と「ソーシャルワーク」を統合する中核的資源となり得る。今回の調査研究を契機として、国・都道府県・市区町村・施設が、地域のウェルビーイングを支える「協働のパートナー」として連携を強化し、広域施設としての機能をもつ養護老人ホーム・軽費老人ホームの適切な運営に向けた自治体の広域的な取組の充実が一層求められる。

参考資料

(1) 都道府県向け調査票

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組に関する調査

※ご回答が必要な質問には、回答されるまで「未回答です」と黄色い表示が出ます。灰色で塗りつぶされている時は、ご回答が不要な質問です。

田舎入力後、黄色のエラーメッセージが出ていないかご確認ください。

基本情報

問1 都道府県名をプルダウンより選択してください

都道府県	選択して下さい	未回答です
------	---------	-------

調査にご回答いただく担当者様情報をご記入ください。

問2	氏名		未回答です
問3	部署名		未回答です
問4	役職		未回答です
問5	電話番号（※半角数字、ハイフン有りで入力してください。）		未回答です
問6	E-mail（※半角英数字で入力してください。）		未回答です

養護老人ホーム 経営状況の把握

問7-1 貴自治体内の養護老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。

選択肢 1. 収支計算書等を提出してもらっている
 2. 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している
 3. 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している
 4. 自治体では特に把握していない
 5. その他

回答	選択して下さい	未回答です
----	---------	-------

問7-1にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）	
-------------	--

養護老人ホーム 経営状況の把握 情報の活用方法

問7-2 把握した情報の活かし方についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. 業界団体と意見交換をし、検討している		
2. 課内で情報共有し、施策の参考になっている		
3. 自治体内の他部署と情報共有し、施策の参考になっている		
4. 施設から問い合わせや要望があった際の参考になっている		
5. 現時点で十分に活かしきれていないと感じる		

養護老人ホーム 経営状況の把握 収支計画書等の確認点

問7-1で「2.収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」または「3.収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した方

問7-3 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 資金収支計算書・事業活動計算書	<input type="checkbox"/>
2. 貸借対照表	<input type="checkbox"/>
3. 毎月の稼働率・空床期間	<input type="checkbox"/>
4. 常勤職員比率	<input type="checkbox"/>
5. その他	<input type="checkbox"/>

問7-3にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

養護老人ホーム 管轄市町村への支援について 連携・関与の考え

問8 養護老人ホームに関して管轄市町村への支援があれば教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1. 運営マニュアルの作成と共有	<input type="checkbox"/>
2. 運営に関する説明会の実施	<input type="checkbox"/>
3. 市町村への個別相談会・支援	<input type="checkbox"/>
4. その他	<input type="checkbox"/>
5. 特になし	<input type="checkbox"/>

未回答です

問8で「5.特になし」以外を選択した方

問9 上記の詳細について、共有方法、マニュアルの内容、説明会の内容、個別相談会の内容、その他の内容について具体的に教えてください。

内容（具体的に入力）

軽費老人ホーム・ケアハウス 基本情報 施設数・定員数等

問10-1 貴自治体内の軽費老人ホームA型の施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

選択肢 1. あり
2. なし

回答 選択して下さい

未回答です

「1.あり」を選択した場合のみ、施設数・定員数等を記入

施設数	<input type="text"/>
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	<input type="text"/>
定員数	<input type="text"/>

問10-2 貴自治体内の軽費老人ホームB型の施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

選択肢 1. あり
2. なし

回答 選択して下さい

未回答です

「1.あり」を選択した場合のみ、施設数・定員数等を記入

施設数	<input type="text"/>
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	<input type="text"/>
定員数	<input type="text"/>

問10-3 貴自治体内のケアハウスの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

選択肢 1. あり
2. なし

回答	選択して下さい	未回答です
「1.あり」を選択した場合のみ、施設数・定員数等を記入		
施設数		
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数		
定員数		

問10-4 貴自治体内の都市型老人ホームの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

選択肢 1. あり
2. なし

回答	選択して下さい	未回答です
「1.あり」を選択した場合のみ、施設数・定員数等を記入		
施設数		
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数		
定員数		

軽費老人ホーム・ケアハウス 軽費老人ホーム・ケアハウスの現状について 生活保護受給者の入居

問11 生活保護受給者の軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居についてお答えください。

選択肢 1. 入居できる
2. 入居できない

回答	選択して下さい
----	---------

軽費老人ホーム・ケアハウス 軽費老人ホーム・ケアハウスの現状について 生活保護受給者の非入居理由

問11で「2.入居できない」と回答した方

問12 その理由をお答えください。

理由	
----	--

問13 貴自治体において、軽費老人ホーム・ケアハウスの入居に際し、生活保護受給者（または受給予定者）に関する情報が、介護保険担当部局（または高齢者福祉担当部局）と生活保護担当部局間で適切に共有されていますか。

選択肢 1. 定期的に共有されている
2. ケースバイケースで共有されている
3. 原則、共有されていない

回答	選択して下さい
----	---------

軽費老人ホーム・ケアハウス 軽費老人ホーム・ケアハウスの現状について 身元保証等がない方への支援

問14 身元保証等がない方に対して、貴自治体ではどのような支援を行っているかお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. 成年後見人の手続きを行う	<input type="checkbox"/>
2. 身元保証人がいなくても入居できる施設を紹介する	<input type="checkbox"/>
3. その他	<input type="checkbox"/>
4. 特にしていない	<input type="checkbox"/>

問14にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）	
-------------	--

軽費老人ホーム・ケアハウス 経営状況の把握

問15 貴自治体内の軽費老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。

- 選択肢
1. 収支計算書等を提出してもらっている
 2. 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している
 3. 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している
 4. 自治体では特に把握していない
 5. その他

回答 選択して下さい

問15にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

その他 (具体的に入力)

軽費老人ホーム・ケアハウス 経営状況の把握 情報の活用方法

問15で「1.収支計算書等を提出してもらっている」、「2.収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」、「3.収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した方

問16 把握した情報の活かし方についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1. 業界団体と意見交換をし、検討している	<input type="checkbox"/>
2. 課内で情報共有し、施策の参考にしている	<input type="checkbox"/>
3. 自治体内の他部署と情報共有し、施策の参考にしている	<input type="checkbox"/>
4. 施設から問い合わせや要望があった際の参考にしている	<input type="checkbox"/>
5. 現時点で十分に活かされていないと感じる	<input type="checkbox"/>

軽費老人ホーム・ケアハウス 経営状況の把握 収支計画書等の確認点

問15で「2.収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」または「3.収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した方

問17 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 資金収支計算書・事業活動計算書	<input type="checkbox"/>
2. 貸借対照表	<input type="checkbox"/>
3. 毎月の稼働率・空床期間	<input type="checkbox"/>
4. 常勤職員比率	<input type="checkbox"/>
5. その他	<input type="checkbox"/>

問17にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

その他 (具体的に入力)

軽費老人ホーム・ケアハウス 各年度ごとの決算額 令和4～6年度決算額

問18 令和6年度決算額についてお答えください。(百円未満は四捨五入して記入)

	未回答です	未回答です	未回答です
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事務費計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事務費補助金 (自治体負担分)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事務費本人負担分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
把握していない場合は右欄に○	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

軽費老人ホーム・ケアハウス 貴自治体における軽費老人ホーム・ケアハウスの加算等について

問19-1 貴自治体で軽費老人ホーム・ケアハウスに対して設定のある加算をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1.入所者処遇特別加算	
2.施設機能強化推進費	
3.民間施設給与等改善費（人件費分）	
4.民間施設給与等改善費（管理費分）	
5.寒冷地加算	
6.事務用冬期採暖費	
7.ボイラー技士雇上費	
8.単身赴任手当加算	
9.障灰除去費	
10.除雪費	
11.その他自治体独自の補助・加算	
12.特になし	

問19-1にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

軽費老人ホーム・ケアハウス 補助・加算の実績 補助実績

問20-1 貴自治体で軽費老人ホーム・ケアハウスに対して昨年度補助実績のある加算をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1.入所者処遇特別加算	
2.施設機能強化推進費	
3.民間施設給与等改善費（人件費分）	
4.民間施設給与等改善費（管理費分）	
5.寒冷地加算	
6.事務用冬期採暖費	
7.ボイラー技士雇上費	
8.単身赴任手当加算	
9.障灰除去費	
10.除雪費	
11.その他自治体独自の補助・加算	
12.特になし	

問20-1にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

軽費老人ホーム・ケアハウス 軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等について 加算の国の基準との比較

問20-1で「11.その他自治体独自の補助・加算」、「12.特になし」以外を選択した方

問20-2 支給された加算が国の基準額と比較してどうかについてお答えください。

- 選択肢 1.基準額と同じ
2.基準額より高い
3.基準額より低い
4.わからない

1.入所者処遇特別加算	選択して下さい
2.施設機能強化推進費	選択して下さい
3.民間施設給与等改善費	選択して下さい
4.寒冷地加算	選択して下さい
5.事務用冬期采暖費	選択して下さい
6.ボイラー技工士雇上費	選択して下さい
7.単身赴任手当加算	選択して下さい
8.障灰除去費	選択して下さい
9.除雪費	選択して下さい

軽費老人ホーム・ケアハウス 補助・加算の実績 施設機能強化推進費の補助対象事業

問20-1で「2.施設機能強化推進費」を選択した方

問20-3 どのような事業に対して補助を行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1施設入所者社会復帰促進事業	
2心身機能低下防止事業	
3処遇困難事例研究事業	
4介護機能強化事業	
5機能回復訓練機能強化事業	
6技術訓練機能強化事業	
7総合防災対策強化事業	

軽費老人ホーム・ケアハウス 補助・加算の実績 重点事業

問20-1で「2.施設機能強化推進費」を選択した方

問20-4 補助実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。

- 選択肢 1施設入所者社会復帰促進事業
2心身機能低下防止事業
3処遇困難事例研究事業
4介護機能強化事業
5機能回復訓練機能強化事業
6技術訓練機能強化事業
7総合防災対策強化事業

回答	選択して下さい
----	---------

軽費老人ホーム・ケアハウス 補助・加算の実績 独自の補助・加算

問20-1で「11.その他自治体独自の補助・加算」を選択した方

問20-5 貴自治体独自で軽費老人ホームに対して行っている（前項目以外の）補助・加算等がありましたら、名称、概要をお答えください。

名称、概要

軽費老人ホーム・ケアハウス I. 職員の処遇改善等に向けた対応（処遇改善対応）

令和3年度補正予算（令和4年度改定）を踏まえた対応

問21-1 令和4年度介護報酬改定（収入月額9,000円相当引上げ）を踏まえ、養護老人ホームおよび軽費老人ホームの職員処遇改善について、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和6年度末までに反映しましたか。

- 選択肢
- 1.既に改定を反映済みである
 - 2.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 4.反映を検討中であるが、時期は未定である
 - 5.現時点では反映の予定はない

回答	選択して下さい
----	---------

問21-1で「3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問21-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答	選択して下さい
----	---------

介護職員処遇改善支援事業等（令和5年度補正予算）を踏まえた対応

問22-1 令和5年度補正予算による月額平均6,000円相当（2%程度）の賃上げ措置を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和6年度末までに反映しましたか。

- 選択肢
- 1.令和6年2月から改定を反映済みである
 - 2.令和6年度中に4ヶ月分に相当する改定（上乗せまたは2ヶ月延長）を実施済みである
 - 3.令和6年度介護報酬改定と合わせて反映済みである
 - 4.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 5.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 6.現時点では反映の予定はない

回答	選択して下さい
----	---------

問22-1で「5.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問22-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答	選択して下さい
----	---------

令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応（処遇改善分 1.16%）

問23-1 令和6年度介護報酬改定の処遇改善分（介護老人ホームの事務費等の合計1.16%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みで

- 選択肢 1.既に改定を反映済みである
 2.令和7年度中に反映を完了する予定である
 3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 4.反映を検討中であるが、時期は未定である
 5.現時点では反映の予定はない

回答	選択して下さい
----	---------

問23-1で「3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問23-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢 1.令和8年度
 2.令和9年度
 3.令和10年度以降

回答	選択して下さい
----	---------

令和7年度の介護人材確保・職場環境改善等加算（職員1人当たり年間54,000円相当）への対応

問24 令和6年度補正予算による「介護人材確保・職場環境改善等加算」の創設（職員1人当たり年間54,000円相当）を踏まえ、令和7年度の老人保護措置費に係る支弁額等に同様の加算を設ける（または設けることが決定している）予定ですか。

- 選択肢 1.令和7年度から加算を設けることが決定済みである
 2.創設を検討中である。
 3.現時点では創設の予定はない。

回答	選択して下さい
----	---------

対応した内容

問21-1、問22-1、問23-1、問24について、改定を反映済みを選択した場合

問25 処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1厚生労働省からの通知があったため	
2関係団体からの要望があったため	
3所在地の施設より個別に要望があったため	
4処遇改善費は地方交付税における措置がされることから総務省からの事務連絡で通知されたため	
5具体的な改善金額がある程度示されていたため	
6介護保険施設・事業所の介護職員に対する処遇改善措置が先行して実施されていたため	
7予算要求時期のタイミングに合致したため	
8厚生労働省通知に関わらず自治体独自に処遇改善の必要性が認められると判断するため	
9その他	

問25にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）	
-------------	--

問26

問21-1、問22-1、問23-1、問24について、改定を反映済みを選択した場合

貴自治体で実際に採用した計算方法（あてはまるものすべてに○）

<厚生労働省の事務連絡に基づき、対象入所者数の年間の延べ入所日数を特定施設入所者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ入所日数を除いた分を求め、それを365で除して求めた。>	1.事務連絡に基づき、「対象入所者数（年平均）」を入所者数の年間の延べ入所日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ入所日数を除いた分を求め、それを365で除して求めた。
<厚生労働省事務連絡に基づかないもの>	2.事務連絡に基づき、対象入所者数（年平均）については毎年変動があるため、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整を行った。
<対象入所者の算定に依らないもの>	3.対象入所者数の算定について、変動があるため、事業所の定員数をもって対象入所者数とした。
	4.対象入所者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った。
	5.処遇改善費について、厚生労働省の通知以外の自治体の独自の計算方法で算定を行った。
	6.処遇改善費について、他自治体の事例を参考に算定を行った。

問26にて「4.対象入所者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。

自治体独自の算定内容（具体的に入力）

問26にて「6.処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った」とお答えの場合は、参考にした自治体名をお答えください。

参考にした自治体名

職員の処遇改善等に向けた対応方法

問27

問21-1、問22-1、問23-1、問24について、改定を反映済みを選択した場合

どうすれば 職員の処遇改善等に向けた対応ができるとお考えかお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1.国の基準・指針：国が標準的な指針を示す、または国の基準額を引上げる	
2.市町村の基準設定と負担：市町村が独自の明確な基準を設け、運営費負担を明確化する	
3.施設との協議と予算反映：施設との協議に基づき、増税分を予算に反映・補正する	
4.全体・広域での統一基準：個別の施設ではなく、養護老人ホーム・経費老人ホーム全体で公平な統一基準を定める	
5.施設要望の聴取：増税対応について施設からの要望を聴く	
6.現行予算措置の継続：現行の算定方法で増税分は反映済みとし、継続する	
7.その他	

問27にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

軽費老人ホーム・ケアハウス II. 施設運営の適切な維持に向けた対応（運営費対応）

令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応（その他分 0.61%）

問28-1 令和6年度介護報酬改定のその他分（物価高騰等対応の0.61%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みですか。

- 選択肢
- 1.既に改定を反映済みである
 - 2.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 4.反映を検討中であるが、時期は未定である
 - 5.現時点では反映の予定はない

回答 選択して下さい

問28-1で「3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問28-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答 選択して下さい

過去の消費税率引上げ（8%時）に伴う未改定分の対応

問29-1 平成26年の消費税率5%から8%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。

- 選択肢
- 1.未実施または一部未実施の部分があり、令和7年度中に対応を完了する予定である
 - 2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である
 - 3.未実施または一部未実施の部分があるが、対応時期は未定である
 - 4.現時点では反映の予定はない
 - 5.すべての8%引上げに伴う改定は既に完了済みである

回答 選択して下さい

問29-1で「2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である」を選択した場合

問29-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答 選択して下さい

過去の消費税率引上げ（10%時）に伴う未改定分の対応

問30-1 令和元年の消費税率8%から10%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。

- 選択肢
- 1.未実施または一部未実施の部分があり、令和7年度中に対応を完了する予定である
 - 2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である
 - 3.未実施または一部未実施の部分があるが、対応時期は未定である
 - 4.現時点では反映の予定はない
 - 5.すべての10%引上げに伴う改定は既に完了済みである

回答 選択して下さい

問30-1で「2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である」を選択した場合

問30-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答 選択して下さい

消費税増税時の対応方法

問29-1、問30-1について、「3.未実施または一部未実施の部分があるが、対応時期は未定である」、

「4.現時点では反映の予定はない」を選択した場合

問31 どうすれば消費税増税の対応ができるかお考えください。（あてはまるものすべてに○）

1.国の基準・指針：国が標準的な指針を示す、または国の基準額を引き上げる	
2.都道府県が標準的な指針を示す、または基準額を提示する	
3.市町村の基準設定と負担：市町村が独自の明確な基準を設け、運営費負担を明確化する	
4.施設との協議と予算反映：施設との協議に基づき、増税分を予算に反映・補正する	
5.全体・広域での統一基準：個別の施設ではなく、養護老人ホーム・軽費老人ホーム全体で公平な統一基準を定める	
6.施設要望の聴取：増税対応について施設からの要望を聴く	
7.現行予算措置の継続：現行の算定方法で増税分は反映済みとし、継続する	
8.その他	

問31にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

養老老人ホーム・ケアハウス Ⅲ.地方自治体独自の改定の促進（独自改定の状況）

独自改定の実施状況

問32-1 国からの通知に運動しない独自の判断に基づき、老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定を実施しましたか。

- 選択肢
- 1.事務費と生活費の両方について独自改定を実施した
 - 2.事務費のみ独自改定を実施した
 - 3.生活費のみ独自改定を実施した
 - 4.独自改定を実施していないが、現在検討中である
 - 5.独自改定を実施していない

回答 選択して下さい

問32-1で「1.事務費と生活費の両方について独自改定を実施した」、「2.事務費のみ独自改定を実施した」、「3.生活費のみ独自改定を実施した」を選択した場合

問32-2 国からの通知に運動しない独自の判断に基づき、老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定を実施した場合、

その主な根拠として参照したものを教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1.普通交付税の算定における単価の増加率	
2.消費者物価指数の増加率	
3.人事院勧告等による人件費の増加率	
4.過去の介護報酬改定の改定率	
5.その他	

問32-2にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

独自改定の検討・実施にあたっての主な課題

問32-1で「4.独自改定を実施していないが、現在検討中である」、「5.独自改定を実施していない」を選択した場合

問32-3 独自改定を実施しない、または検討中である場合、主な課題は何ですか。（複数回答可）

1.財源の確保が困難である	<input type="checkbox"/>
2.施設の経営状況の把握・分析が困難である	<input type="checkbox"/>
3.改定の根拠となる適切な指標（物価指数、人件費率など）の設定が困難である	<input type="checkbox"/>
4.担当部署におけるマンパワーが不足している	<input type="checkbox"/>
5.施設の運営に大きな問題がないと判断している	<input type="checkbox"/>
6.その他	<input type="checkbox"/>

問32-3にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

軽費老人ホーム・ケアハウス 情報共有とツール活用 厚生労働省からの情報やツールの活用状況

問33 厚生労働省が実施した説明会や配布した簡易計算シート等のツールについて、貴自治体での活用状況を教えてください。

- 選択肢
- 1.説明会に参加し、簡易計算シート等のツールも活用した
 - 2.説明会には参加していないが、簡易計算シート等のツールは活用した
 - 3.説明会にも参加せず、ツールも活用していない

回答 選択して下さい

軽費老人ホーム・ケアハウス 軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等について 建替え・大規模修繕や耐震化に向けた補助費

問34 軽費老人ホームの老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた貴自治体独自の補助費についてお答えください。

(地域医療介護総合確保基金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用分を含まない)

- 選択肢
- 1.両方を出している
 - 2.建替え・大規模修繕のみ補助費を出している
 - 3.耐震化のみ補助費を出している
 - 4.独自の補助費は用意していない

回答 選択して下さい

軽費老人ホーム・ケアハウス 軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等について 建替え時の利用者への減免措置

問35 軽費老人ホーム建替えの際に、費用負担増となる利用者への減免措置についてお答えください。

- 選択肢
- 1.減免措置がある
 - 2.減免措置はない

回答 選択して下さい

軽費老人ホーム・ケアハウス 地域共生社会の実現における施設への期待・取組

問36

貴自治体では、軽費老人ホーム・ケアハウスに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。また、どの事業が実施されていますか。
 (期待する役割の上位3つに○をつけてください。実施の有無については期待の有無にかかわらず、全項目について回答してください。)

		未回答です 未回答です	
		期待する 役割	実施の有 無
住 ま い の 提 供 に 関 す る 取 組	1低所得高齢者への居住の提供		
	2在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供		
	3病院や施設から退所した高齢者への居住の提供		
	4刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供		
	5一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入所支援		
	6特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入所支援		
	7DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）		
「 生 活 等 の 支 援 に 関 す る 取 組	8在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用		
	9共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援		
	10介護や在宅生活に不安を抱える経度妻介護者の入所等の支援		
	11困難な生活課題（精神疾患やこみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等の支援		
	12在宅生活を希望する高齢者・高齢者等が地域で生活を続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）		
	13社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークへの参画		
	14在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動		
	15配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援		
	16高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援		
	17その他		
	18特になし		

問36にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

期待する役割	その他（具体的に入力）
実施の有無	その他（具体的に入力）

軽費老人ホーム・ケアハウス 地域共生社会の実現における施設への期待・取組

問37 軽費老人ホーム・ケアハウスが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1地域の要支援者に対する相談支援	
2地域の要支援者に対する配慮、見守り、移動等の生活支援	
3地域の要支援者に対する権利擁護支援	
4地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	
5既存事業の利用料の減額・免除	
6地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	
7地域住民に対する福祉教育	
8地域関係者とのネットワークづくり	
9自治体内の他部署と連携し、企画の立案・実施等	
10その他	
11特になし	

未回答です

問37にて「その他」お答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）	
-------------	--

問38 自治体として把握している、管内施設で現在行われている取組があればお答えください。（あてはまるものすべてに○）

	未回答で 未回答で す	
	期待する 取組	実施の有 無
1地域に期待される役割（ニーズ）に係る施設の機能の充実		
2地域における公益的な取組		
3職員の人材育成		
4職員の評価や昇進の制度の整備		
5職場の業務改善や生産性向上の取組		
6その他		
7特になし		

問38にて「その他」お答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

期待する取組 その他（具体的に入力）	
実施の有無 その他（具体的に入力）	

問39 貴自治体がこれまで軽費老人ホーム・ケアハウスとの関わりや支援の中で上記について今後支援を考えている具体的な内容を教えてください。

回答	
----	--

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの担当者について 担当者交代時の取り組み

問40 担当者の交代時に、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるため、行っていることについてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1.パンフレットやHP等を見ている	<input type="checkbox"/>
2.施設見学に行っている	<input type="checkbox"/>
3.関係者と意見交換会を行っている	<input type="checkbox"/>
4.自治体内で研修を行っている	<input type="checkbox"/>
5.外部研修等に参加してもらっている	<input type="checkbox"/>
6.その他	<input type="checkbox"/>
7.特になし	<input type="checkbox"/>

問40にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

地域との連携状況

問41 貴自治体において、ケアマネジャー等が参加する地域ケア会議に、軽費老人ホームは参画していますか。

1.養護老人ホームが参画している	<input type="checkbox"/>
2.軽費老人ホームが参画している	<input type="checkbox"/>
3.両方参画している	<input type="checkbox"/>
4.参画していない	<input type="checkbox"/>
5.養護老人ホームについては把握していない	<input type="checkbox"/>
6.把握していない	<input type="checkbox"/>

問42 地域の施設の適切な運営に関して、地域の関係団体等と連携していますか。

選択肢 1.連携している
2.連携していない

回答 選択して下さい

問42で「1.連携している」に回答した方

問43 連携している場合、どこと連携していますか。

連携先（具体的に入力）

問42で「1.連携している」に回答した方

問44 具体的にどのような連携を実施していますか。

例：定期的に意見交換の会を設定している、説明会を実施し施設同士で情報交換ができる場を設定している 等

回答

(2) 市町村向け調査票

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組に関する調査		<small>回答入力後、黄色のエラーメッセージが出ていないかご確認ください。</small>
<small>※ご回答が必要な質問には、回答されるまで「未回答です」と黄色い表示が出ます。灰色で塗りつぶされている時は、ご回答が不要な質問です。</small>		
貴自治体およびご回答者様について		
<small>自治体の区分・都道府県についてはプルダウンより選択して下さい。自治体名(市区町村)についてはご記入ください。</small>		
問1	自治体の区分(あてはまるもの1つ選択)	選択して下さい
問2	都道府県	選択して下さい
問3	自治体名(市区町村)	
		未回答です
		未回答です
		未回答です
<small>調査にご回答いただく担当者様情報をご記入ください。</small>		
問4	氏名	
問5	部署名	
問6	役職	
問7	電話番号 (※半角数字、ハイフン有りで入力してください。)	
問8	E-mail (※半角英数字で入力してください。)	
		未回答です
		未回答です
		未回答です
		未回答です
		未回答です
養護老人ホーム 貴自治体における養護老人ホームの現状について 施設数・定員数等		
問9-1	<small>貴自治体内の養護老人ホームの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。</small>	
	選択肢 1.あり 2.なし	
	回答	
		未回答です
	<small>「1.あり」を選択した場合のみ、施設数・定員数等を記入</small>	
	施設数	
	うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	
	定員数	
問9-2	<small>貴自治体内の看護老人ホームの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。</small>	
	選択肢 1.あり 2.なし	
	回答	
		未回答です
	<small>「1.あり」を選択した場合のみ、施設数・定員数等を記入</small>	
	施設数	
	うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	
	定員数	
問9-3	<small>貴自治体内の聴覚障害者養護老人ホームの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。</small>	
	選択肢 1.あり 2.なし	
	回答	
		未回答です
	<small>「1.あり」を選択した場合のみ、施設数・定員数等を記入</small>	
	施設数	
	うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	
	定員数	

問9-1、問9-2、問9-3でいずれも「2. 否」を選択した方

問9-4 貴自治体内に養護老人ホームがない自治体にお伺いします。養護老人ホームへの措置について、
貴自治体が措置する際の選定理由として挙げられるものを全てお答えください。

1. 貴自治体と施設との距離	
2. 施設の設定等の状況	
3. 措置実績	
4. その他	

問9-4にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

養護老人ホーム 貴自治体における養護老人ホームの措置について 被措置者数

問10 貴自治体の被措置者数(各年度4月1日現在)について、可能な範囲でお答えください。

令和5年度被措置者数	
令和6年度被措置者数	
令和7年度被措置者数	

養護老人ホーム 貴自治体における養護老人ホームの措置について 入所判定委員会

問11-1 入所判定委員会の設置状況についてお答えください。

選択肢 1. 設置している
2. 設置していない

回答 選択して下さい

養護老人ホーム 貴自治体における養護老人ホームの措置について 入所判定委員会設置の予算

問11-2 問11-1で「1. 設置している」と回答した方

入所判定委員会設置の予算の確保状況についてお答えください。

選択肢 1. 設置のための予算を確保している
2. 設置のための予算を確保していない

回答 選択して下さい

養護老人ホーム 貴自治体における養護老人ホームの措置について 入所判定委員会の開催頻度

問11-3 問11-1で「1. 設置している」と回答した方

入所判定委員会の開催(決裁)の頻度についてお答えください。

選択肢 1. 必要に応じて随時開催している
2. 定期的な開催のみ
3. 定期的な開催に加え、必要に応じて随時開催している

回答 選択して下さい

養護老人ホーム 貴自治体における養護老人ホームの措置について 入所判定委員会の開催回数

問11-4 問11-1で「1. 設置している」と回答した方

令和6年度の入所判定委員会の開催(決裁)回数をお答えください。

回答

介護老人ホーム 貴自治体における介護老人ホームの措置について 入所判定委員会メンバー

問11-5 問11-1で「1.設置している」と回答した方

入所判定委員会メンバーに、介護老人ホームの関係者が入っているかお答えください。

- 選択肢 1.入っている
2.入っていない

回答	選択して下さい
----	---------

介護老人ホーム 貴自治体における介護老人ホームの措置について 入所措置要件で重視している事項

問11-6 問11-1で「1.設置している」と回答した方

入所措置要件で重視している事項について最大3つ、順番にお答えください。

- 選択肢 1.経済的理由
2.自立した生活の可否や要介護度等の身体的・心理的要件
3.住居・行き場がない
4.身寄りがいない
5.他サービスの活用の可能性
6.本人の意思
7.その他

最も重視	選択して下さい
2番目に重視	選択して下さい
3番目に重視	選択して下さい

問11-6にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）	
-------------	--

介護老人ホーム 貴自治体における介護老人ホームの措置について 措置の活用状況

問12 介護老人ホームへの措置について、貴自治体の活用状況をお答えください。

- 選択肢 1.積極的に活用している
2.必要に応じて活用している
3.あまり活用していない
4.ほとんど活用していない
5.その他

回答	選択して下さい
----	---------

問12にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）	
-------------	--

問13 問12の回答した理由をお答えください。

理由	
----	--

介護老人ホーム 貴自治体における介護老人ホームの措置について 地方交付税額の増減把握状況

問14 被措置者数による地方交付税額の増減把握状況についてお答えください。

- 選択肢 1.状況を把握している
2.状況を把握していない

回答	選択して下さい
----	---------

介護老人ホーム 貴自治体における介護老人ホームの措置について 契約入所の実施状況

問15 貴自治体における、介護老人ホームの契約入所の実施状況についてお答えください。

- 選択肢 1.実施施設がある
2.実施施設はない
3.わからない

回答

介護老人ホーム 貴自治体における介護老人ホームの措置について 契約入所に関する施設からの相談・問い合わせ

問16 介護老人ホームの契約入所に関して、施設からの相談・問い合わせの有無についてお答えください。

- 選択肢 1.ある
2.ない
3.わからない

回答

介護老人ホーム 貴自治体における介護老人ホームの措置について 施設からの相談・問い合わせ内容

問16で「1.ある」と回答した方

問17 施設からの相談・問い合わせの内容についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1.契約書や重要事項説明等の内容について	<input type="checkbox"/>
2.利用料金について	<input type="checkbox"/>
3.介護保険の利用の可否について	<input type="checkbox"/>
4.身元引受人がない場合について	<input type="checkbox"/>
5.課税について	<input type="checkbox"/>
6.会計処理について	<input type="checkbox"/>
7.対象者(入所者)について	<input type="checkbox"/>
8.措置制度(措置者)との関連について	<input type="checkbox"/>
9.その他	<input type="checkbox"/>

問17で「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

介護老人ホーム 貴自治体における介護老人ホームの措置について 措置費等

問18 自治体の措置費についてお答えください。（令和6年度実績）

措置費市町村負担額	<input type="text"/>
本人徴収額	<input type="text"/>
扶養義務者徴収額	<input type="text"/>
措置費計（回答不要）	<input type="text"/>
措置人数	<input type="text"/>
1人あたり単価（回答不要）	<input type="text"/>

介護老人ホーム モニタリング等の実施状況

問19 介護老人ホームへの措置の状況に関するモニタリングの実施状況を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1.施設に訪問し、状況等を把握している	<input type="checkbox"/>
2.施設から提出される報告書等をベースに確認している	<input type="checkbox"/>
3.その他、自治体が指定する方法等でモニタリングを実施している	<input type="checkbox"/>
4.モニタリングしていない	<input type="checkbox"/>

介護老人ホーム 経営状況の把握

問20-1 貴自治体内の介護老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。

- 選択肢
1. 収支計算書等を提出してもらっている
 2. 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している
 3. 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している
 4. 自治体では特に把握していない
 5. その他

回答

問20-1にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

介護老人ホーム 経営状況の把握 情報の活用方法

問20-1で「1. 収支計算書等を提出してもらっている」、「2. 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」、「3. 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した方

問20-2 把握した情報の活かし方についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. 業界団体と意見交換をし、検討している	<input type="checkbox"/>
2. 課内で情報共有し、施策の参考にしている	<input type="checkbox"/>
3. 自治体内の他部署と情報共有し、施策の参考にしている	<input type="checkbox"/>
4. 施設から問い合わせや要望があった際の参考にしている	<input type="checkbox"/>
5. 現時点で十分に活かされていないと感じる	<input type="checkbox"/>

介護老人ホーム 経営状況の把握 収支計画書等の確認点

問20-1で「1. 収支計算書等を提出してもらっている」、「2. 収支計画書等を分析し、全体の傾向を把握している」、「3. 収支計画書等を分析し、個別の経営状況を把握している」を選択した方

問20-3 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 資金収支計算書・事業活動計算書	<input type="checkbox"/>
2. 貸借対照表	<input type="checkbox"/>
3. 毎月の稼働率・空床期間	<input type="checkbox"/>
4. 常勤職員比率	<input type="checkbox"/>
5. その他	<input type="checkbox"/>

問20-3にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

介護老人ホーム 貴自治体における介護老人ホームの加算等について

問21-1 貴自治体で介護老人ホームに対して設定のある加算をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1.寒冷地加算	
2.障害者等加算	
3.夜勤体制加算	
4.入所者処遇特別加算	
5.施設機能強化推進費	
6.民間施設給与等改善費	
7.介護保険料加算	
8.老人短期入所加算	
9.介護サービス利用者負担加算	
10.その他自治体独自の補助・加算	
11.加算の設定はない	

問21-1にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

その他 (具体的に入力)	
--------------	--

問21-2 貴自治体で介護老人ホームに対して昨年度支給実績のある加算をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1.寒冷地加算	
2.障害者等加算	
3.夜勤体制加算	
4.入所者処遇特別加算	
5.施設機能強化推進費	
6.民間施設給与等改善費	
7.介護保険料加算	
8.老人短期入所加算	
9.介護サービス利用者負担加算	
10.その他自治体独自の補助・加算	
11.実績なし	

問21-2にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

その他 (具体的に入力)	
--------------	--

介護老人ホーム 介護老人ホームの事務費等について 加算の国の基準との比較

問21-3 問21-2で「10.その他自治体独自の補助・加算」、「11.実績なし」以外を選択した方

支給された加算が国の基準額と比較してどうかについてお答えください。

- 選択肢
- 1.基準額と同じ
 - 2.基準額より高い
 - 3.基準額より低い
 - 4.わからない

1.寒冷地加算	選択して下さい
2.障害者等加算	選択して下さい
3.夜勤体制加算	選択して下さい
4.入所者処遇特別加算	選択して下さい
5.施設機能強化推進費	選択して下さい
6.民間施設給与等改善費	選択して下さい
7.介護保険料加算	選択して下さい
8.老人短期入所加算	選択して下さい
9.介護サービス利用者負担加算	選択して下さい

養護老人ホーム 貴自治体における養護老人ホームの加算等について

問21-1で「5.施設機能強化推進費」を選択した方

問21-4 「5 施設機能強化推進費」の支給を行っている場合、どのような事業に対して支給を行っていますか。（あてはまるものすべてに○）

1.施設入所者社会復帰促進事業	<input type="checkbox"/>
2.心身機能低下防止事業	<input type="checkbox"/>
3.処遇困難事例研究事業	<input type="checkbox"/>
4.介護機能強化事業	<input type="checkbox"/>
5.機能回復訓練機能強化事業	<input type="checkbox"/>
6.技術訓練機能強化事業	<input type="checkbox"/>
7.総合防災対策強化事業	<input type="checkbox"/>

問21-1で「5.施設機能強化推進費」を選択した方

問21-5 問20-1で支給実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。

- 選択肢
- 1.施設入所者社会復帰促進事業
 - 2.心身機能低下防止事業
 - 3.処遇困難事例研究事業
 - 4.介護機能強化事業
 - 5.機能回復訓練機能強化事業
 - 6.技術訓練機能強化事業
 - 7.総合防災対策強化事業

回答

問21-1で「10. その他自治体独自の補助・加算」を選択した場合

問21-6 貴自治体独自で養護老人ホーム（他の社会福祉施設を含む）に対して行っている（前項目以外の）補助・加算等ありましたら、名称、概要をお答えください。

名称、概要

問22～のシートへお進み下さい。

介護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組に関する調査

回答入力後、黄色のエラーメッセージが出ていないかご確認下さい。

※ご回答が必要な質問には、回答されるまで「未回答です」と黄色い表示が出ます。灰色で塗りつぶされている時は、ご回答が不要な質問です。

介護老人ホーム I. 職員の処遇改善等に向けた対応（処遇改善対応）

令和3年度補正予算（令和4年度改定）を踏まえた対応

問22-1 令和4年度介護報酬改定（収入月額9,000円相当引上げ）を踏まえ、介護老人ホームおよび軽費老人ホームの職員処遇改善について、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和6年度末までに反映しましたか。

- 選択肢
- 1.既に改定を反映済みである
 - 2.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 4.反映を検討中であるが、時期は未定である
 - 5.現時点では反映の予定はない

回答	選択して下さい
----	---------

問22-1で「3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問22-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答	選択して下さい
----	---------

介護職員処遇改善支援事業等（令和5年度補正予算）を踏まえた対応

問23-1 令和5年度補正予算による月額平均6,000円相当（2%程度）の賃上げ措置を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和6年度末までに反映しましたか。

- 選択肢
- 1.令和6年2月から改定を反映済みである
 - 2.令和6年度中に物月分に相当する改定（上乗せまたは2ヶ月延長）を実施済みである
 - 3.令和6年度介護報酬改定と合わせて反映済みである
 - 4.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 5.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 6.現時点では反映の予定はない

回答	選択して下さい
----	---------

問23-1で「5.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問23-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答	選択して下さい
----	---------

令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応（処遇改善分 1.16%）

問24-1 令和6年度介護報酬改定の処遇改善分（養護老人ホームの事務費等の合計1.16%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みですか。

- 選択肢
- 1.既に改定を反映済みである
 - 2.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 4.反映を検討中であるが、時期は未定である
 - 5.現時点では反映の予定はない

回答	選択して下さい
----	---------

問24-1で「3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である。」を選択した場合

問24-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答	選択して下さい
----	---------

令和7年度の介護人材確保・職場環境改善等加算（職員1人当たり年間54,000円相当）への対応

問25-1 令和6年度補正予算による「介護人材確保・職場環境改善等加算」の創設（職員1人当たり年間54,000円相当）を踏まえ、令和7年度の老人保護措置費に係る支弁額等に同様の加算を設ける（または設けることが決定している）予定ですか。

- 選択肢
- 1.令和7年度から加算を設けることが決定済みである
 - 2.創設を検討中である
 - 3.現時点では創設の予定はない

回答	1.令和7年度から加算を設けることが決定済みである
----	---------------------------

対応した内容

問22-1、問23-1、問24-1、問25-1について、改定を反映済みを選択した場合

問25-2 処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1厚生労働省からの通知があったため	
2関係団体からの要望があったため	
3所在地の施設より個別に要望があったため	
4処遇改善費は地方交付税における措置がされることが総務省からの事務連絡で通知されたため	
5具体的な改善金額がある程度示されていたため	
6介護保険施設・事業所の介護職員に対する処遇改善措置が先行して実施されていたため	
7予算要求時期のタイムリに合致したため	
8厚生労働省通知に関わらず自治体独自に処遇改善の必要性が認められると判断するため	
9その他	

未回答です

問25-2にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）	
-------------	--

問22-1、問23-1、問24-1、問25-1について、改定を反映済みを選択した場合

問25-3 自治体で実際に採用した計算方法（あてはまるものすべてに○）

＜学生労働者の事務連絡に基づくもの＞	1. 事務連絡に基づき、「対象入所者数（年平均）」を入所者数の年間の延べ入所日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ入所日数を除いた分を求め、それを365で除いて求めた	
	2. 事務連絡に基づき、対象入所者数（年平均）については毎年変動があるため、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整を行った	
＜学生労働事務連絡に基づかないもの＞	3. 対象入所者数の算定について、変動があるため、事業所の定員数をもって対象入所者数とした	
	4. 対象入所者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った	
＜対象入所者の算定に関するもの＞	5. 処遇改善費について、学生労働者の通知以外の自治体の独自の計算方法で算定を行った	○
	6. 処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った	

問25-3にて「4. 対象入所者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。

自治体独自の算定の内容（具体的に入力）

問25-3にて「6. 処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った」とお答えの場合は、参考にした自治体名をお答えください。

参考にした、もしくは助言を受けた自治体名

職員の処遇改善等に向けた対応方法

問22-1、問23-1、問24-1、問25-1について、改定を反映済みを選択した場合

問26 どうすれば 職員の処遇改善等に向けた対応ができるとお考えがお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. 国の基準・指針：国が標準的な指針を示す、または国の基準額を引き上げる	
2. 都道府県が標準的な指針を示す、または基準額を提示する	
3. 市町村の基準設定と負担：市町村が独自の明確な基準を設け、運営費負担を明確化する	
4. 施設との協議と予算反映：市町村が施設との協議に基づき、増税分を予算に反映・増正する	
5. 全県・広域での統一基準：市町村が個別の施設ではなく、養護老人ホーム・障害老人ホーム全体で公平な統一基準を定める	
6. 施設要量の聴取：市町村が増税対応について施設からの要望を聴く	
7. 現行予算措置の継続：市町村が現行の算定方法で増税分は反映済みとし、継続する	
8. その他	

未回答です

問26にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

介護老人ホーム II、施設建物の適切な維持に向けた対応（運営費対応）

令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応（その他分 0.61%）

問27-1 令和6年度介護報酬改定のその他分（物価高騰等対応の0.61%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みですか。

- 選択肢
- 1.既に改定を反映済みである
 - 2.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 4.反映を検討中であるが、時期は未定である
 - 5.現時点では反映の予定はない

回答	選択して下さい
----	---------

問27-1で「3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問27-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答	選択して下さい
----	---------

基準費用額（居住費）の見直しを踏まえた対応

問28-1 介護保険サービスの基準費用額（居住費）の見直し（光熱・水費の増加、日額60円相当の引上げ）を踏まえ、老人保護措置費に係る生活費の改定を反映済みですか。

- 選択肢
- 1.既に改定を反映済みである
 - 2.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 4.反映を検討中であるが、時期は未定である
 - 5.現時点では反映の予定はない

回答	選択して下さい
----	---------

問28-1で「3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問28-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答	選択して下さい
----	---------

問29 昨今の消費者物価指数や最低賃金の上昇や、地域における施設の経営状況、地域共生社会や地域包括ケアシステムの確立などを総合的に勘案したうえで、介護保険サービスの基準費用額（居住費）の見直し（光熱・水費の増加、日額60円相当の引上げ）をするために必要と考えている要素をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1.県からの支弁額等の算定根拠や標準的な金額の指針、計算方法等の提示、技術的助言	
2.都道府県からの標準的な指針や基準額の提示	
3.施設側からの要望	
4.市長の理解	
5.議会の理解	
6.その他	
7.改定する必要性を感じていない	

問29にて「その他」にお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）	
-------------	--

問29にて「改定する必要性を感じていない」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

6改定する必要性を感じていない（具体的に入力）	
-------------------------	--

過去の消費税率引上げ（8%時）に伴う未改定分の対応

問30-1 平成26年の消費税率5%から8%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。

- 選択肢 1.未実施または一部未実施の部分があり、令和7年度中に対応を完了する予定である
 2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である
 3.未実施または一部未実施の部分があるが、対応時期は未定である
 4.現時点では反映の予定はない
 5.すべての8%引上げに伴う改定は既に完了済みである

回答 選択して下さい

問30-1で「2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である」を選択した場合

問30-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢 1.令和8年度
 2.令和9年度
 3.令和10年度以降

回答 選択して下さい

過去の消費税率引上げ（10%時）に伴う未改定分の対応

問31-1 令和元年の消費税率8%から10%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。

- 選択肢 1.未実施または一部未実施の部分があり、令和7年度中に対応を完了する予定である
 2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である
 3.未実施または一部未実施の部分があるが、対応時期は未定である
 4.現時点では反映の予定はない
 5.すべての10%引上げに伴う改定は既に完了済みである

回答 選択して下さい

問31-1で「2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である」を選択した場合

問31-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢 1.令和8年度
 2.令和9年度
 3.令和10年度以降

回答 選択して下さい

消費税増税時の対応方法

問30-1、問31-1について、「3.未実施または一部未実施の部分があるが、対応時期は未定である」、
 「4.現時点では反映の予定はない」を選択した場合

問32 どうすれば消費税増税の対応ができますとお考えをお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1.国の基準・指針：国が標準的な指針を示す、または国の基準額を引き上げる	<input type="checkbox"/>
2.都道府県が標準的な指針を示す、または基準額を提示する	<input type="checkbox"/>
3.市町村の基準設定と負担：市町村が独自の明確な基準を設け、運営費負担を明確化する	<input type="checkbox"/>
4.施設との協議と予算反映：市町村が施設との協議に基づき、増税分を予算に反映・補正する	<input type="checkbox"/>
5.全市・広域での統一基準：市町村が個別の施設ではなく、介護老人ホーム・経費老人ホーム全体で公平な統一基準を定める	<input type="checkbox"/>
6.施設要量の聴取：市町村が増税対応について施設からの要量を聴く	<input type="checkbox"/>
7.現行予算措置の継続：市町村が現行の算定方法で増税分は反映済みとし、継続する	<input type="checkbox"/>
8.その他	<input type="checkbox"/>

問32にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

介護老人ホーム Ⅲ.地方自治体独自の改定の促進（独自改定の状況）

独自改定の実施状況

問33-1 国からの通知に準拠し、独自の判断に基づき、若し経費増額等に仮定する台帳等の増額改定を実施し、利用料

自らの意思に基づき、独自改定を実施しているか、老人保健費に係る支弁額等が削減されたか。

- 選択肢
- 1.事務費と生活費の両方について独自改定を実施した
 - 2.事務費のみ独自改定を実施した
 - 3.生活費のみ独自改定を実施した
 - 4.独自改定を実施していないが、現在検討中である
 - 5.独自改定を実施していない

回答 選択して下さい

問33-2 問33-1で「1.事務費と生活費の両方について独自改定を実施した」「2.事務費のみ独自改定を実施した」「3.生活費のみ独自改定を実施した」を選択した場合

国からの通知に運動しない独自の判断に基づき、老人保健措置費に係る支弁額等の増額改定を実施した場合、その主な根拠として参照したものを教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1.普通交付税の算定における単価の増加率	<input type="checkbox"/>
2.消費者物価指数の増加率	<input type="checkbox"/>
3.人事院勧告等による人件費の増加率	<input type="checkbox"/>
4.過去の介護報酬改定の改定率	<input type="checkbox"/>
5.その他	<input type="checkbox"/>

問33-2にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

独自改定の実施状況

問33-3 問33-1で「4.独自改定を実施していないが、現在検討中である。」「5.独自改定を実施していない。」を選択した場合

問33-3 独自改定を実施しない、または検討中である場合、主な課題は何ですか。（複数回答可）

1.財源の確保が困難である	<input type="checkbox"/>
2.施設の経営状況の把握・分析が困難である	<input type="checkbox"/>
3.改定の根拠となる適切な指標（物価指数、人件費率など）の設定が困難である	<input type="checkbox"/>
4.担当部署におけるマンパワーが不足している	<input type="checkbox"/>
5.施設の運営に大きな問題がないと判断している	<input type="checkbox"/>
6.その他	<input type="checkbox"/>

問33-3にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

養護老人ホーム 情報共有とツール活用 厚生労働省からの情報やツールの活用状況

問34 厚生労働省が実施した説明会や配布した簡易計算シート等のツールについて、貴自治体での活用状況を教えてください。

- 選択肢
- 1.説明会に参加し、簡易計算シート等のツールも活用した
 - 2.説明会には参加していないが、簡易計算シート等のツールは活用した
 - 3.説明会にも参加せず、ツールも活用していない

回答 選択して下さい

養護老人ホーム 貴自治体における養護老人ホームの措置費について 建替えや耐震化に向けた補助費

問35 養護老人ホームの老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた貴自治体独自の補助費についてお答えください。

（地域医療介護総合確保基金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用分を含まない）

- 選択肢
- 1.両方を出している
 - 2.建替え・大規模修繕のみ補助費を出している
 - 3.耐震化のみ補助費を出している
 - 4.現在補助費は用意していない

回答 選択して下さい

介護老人ホーム 各年度ごとの決算額

令和4～6年度決算額

問36 令和6年度決算額についてお答えください。（百円未満は四捨五入して記入）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※并計（回答不要）			
本人費用徴収額			
扶養義務者費用徴収額			
自治体負担額（費用徴収額を除く）			

介護老人ホーム

問37-1 費用徴収額の状況（本人分）について、国の基準と異なる独自の費用徴収基準を設定していますか。（1つ選択）

- 選択肢 1.設定している
2.設定していない

回答

問37-1で「1.設定している」を選択した方

問37-2 独自の費用徴収基準を設けている場合、内容をお答えください。

内容（具体的に入力）

問38-1 費用徴収額の状況（扶養義務者分）について、国の基準と異なる独自の費用徴収基準を設定していますか。（1つ選択）

- 選択肢 1.設定している
2.設定していない

回答

問38-1で「1.設定している」を選択した方

問38-2 独自の費用徴収基準を設けている場合、内容をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1.費用徴収額の上乗せ設定：費用徴収額に上乗せを設定している	<input type="checkbox"/>
2.高額資産・高収入者への特別徴収：資産や収入が高額な者に対し、増徴費支給額を基準に特別に徴収している	<input type="checkbox"/>
3.特定の入所者・状況への特別措置：特養入所申込者や一時的収入増加に対し、徴収額に特別を設けている	<input type="checkbox"/>
4.消費税10%分の上乗せ：徴収基準に消費税10%の引上げ分を加算している	<input type="checkbox"/>
5.費用徴収の免除・減免要件：被災や生活保護を要する状態など、やむを得ない場合に徴収を免除している	<input type="checkbox"/>
6.高額貯金者への対応：貯金等が350万円を超える者に対し、毎居区分を上げて応益額を負担させている	<input type="checkbox"/>
7.その他	<input type="checkbox"/>

問38-2にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

養護老人ホーム 地域共生社会の実現における施設への期待・取組

問39

貴自治体では、養護老人ホームに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。また、どの事業が実施されていますか。

(期待する役割の上位3つに○をつけてください。実施の有無については期待の有無にかかわらず、全項目について回答してください。)

		未回答です 未回答です	
		期待する 役割	実施の有 無
住 ま い の 提 供 に 関 する 取 組	1低所得高齢者への居住の提供		
	2在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供		
	3病院や施設から退所した高齢者への居住の提供		
	4刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供		
	5一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入所支 援		
	6特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一 時入所支援		
	7DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）		
「 生 活 等 の 支 援 に 関 する 取 組 」	8在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用		
	9共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援		
	10介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等 の支援		
	11困難な生活課題（精神疾患やこみ屋敷等の日常生活管 理が困難等）を抱える高齢者への入所等の支援		
	12在宅生活を希望する高齢者・高齢者等が地域で生活をし 続けるための生活支援（居住支援法人との連携等）		
	13社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援 ネットワークの構築		
	14在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動		
	15配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支 援		
	16高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援		
	17その他		
	18特になし		

問39にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

期待する役割 その他（具体的に入力）	
実施の有無 その他（具体的に入力）	

養護老人ホーム 地域共生社会の実現における施設への期待・取組

問40

養護老人ホームが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1地域の要支援者に対する相談支援	
2地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援	
3地域の要支援者に対する権利擁護支援	
4地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	
5既存事業の利用料の高額・免除	
6地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	
7地域住民に対する福祉教育	
8地域関係者とのネットワークづくり	
9自治体内の他部署と連携し、企画の立案・施策等	
10その他	
11特になし	

未回答です

問40にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）	
-------------	--

問41 自治体として今後管内施設で実施を期待している取組があればお答えください。また、現在行われている取組があればお答えください。（あてはまるものすべてに○）

	未回答で	
	期待する 取組	未回答で 実施の有 無
1地域に期待される役割（ニーズ）に係る施設の機能の充実		
2地域における公営的な取組		
3職員の人材育成		
4職員の評価や賃金の制度の整備		
5職場の業務改善や生産性向上の取組		
6その他		
7特になし		

問41にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

期待する取組 その他（具体的に入力）	
実施の有無 その他（具体的に入力）	

問42 貴自治体がこれまで養護老人ホームとの関わりや支援の中で「地域共生社会の実現における施設への期待・取組」について今後支援を考えている具体的な内容があれば教えてください。

地域共生社会の実現に向けて支援を考えている具体的な取組	
-----------------------------	--

全問指定都市・中核市・区のみ、問43～のシートへお進み下さい。
指定都市・中核市以外の市、町、村は問68、問71へお進みください。

介護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組に関する調査

回答入力後、黄色のエラーメッセージが出ていないかご確認下さい。

※ご回答が必要な質問には、回答されるまで「未回答です」と黄色い表示が出ます。灰色で塗りつぶされている時は、ご回答が不要な質問です。

全問指定都市・中核市・区が対象。
指定都市・中核市以外の市、町、村は本シートは回答不要です。次のシートの間68、問71へお進みください。

軽費老人ホーム・ケアハウス 貴自治体における軽費老人ホーム・ケアハウスの現状について 施設数・定員数等

指定都市・中核市・区のみ

問43-1 貴自治体内の軽費老人ホームA型の施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

選択肢 1.あり
2.なし

回答 選択して下さい

「1.あり」を選択した場合のみ、施設数・定員数等を記入

施設数	
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	
定員数	

指定都市・中核市・区のみ

問43-2 貴自治体内の軽費老人ホームB型の施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

選択肢 1.あり
2.なし

回答 選択して下さい

「1.あり」を選択した場合のみ、施設数・定員数等を記入

施設数	
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	
定員数	

指定都市・中核市・区のみ

問43-3 貴自治体内のケアハウスの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

選択肢 1.あり
2.なし

回答 選択して下さい

「1.あり」を選択した場合のみ、施設数・定員数等を記入

施設数	
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	
定員数	

指定都市・中核市・区のみ

問43-4 貴自治体内の都市型老人ホームの施設有無についてお答えください。また、ある場合は、施設数・定員数等についてお答えください。

選択肢 1.あり
2.なし

回答 選択して下さい

「1.あり」を選択した場合のみ、施設数・定員数等を記入

施設数	
うち、特定施設入居者介護の指定を受けている施設の数	
定員数	

軽費老人ホーム・ケアハウス 貴自治体における軽費老人ホーム・ケアハウスの現状について 補助額等

指定都市・中核市・区のみ

問44 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する補助等についてお答えください。(令和6年度実績)

市(指定都市・中核市)補助額(A)	
本人徴収額(B)	
事務費計(X)=(A)+(B) (回答不要)	
利用者人数(Y)	
1人あたり事務費単価(X)/(Y) (回答不要)	

軽費老人ホーム・ケアハウス 経営状況の把握

指定都市・中核市・区のみ

問45 貴自治体内の軽費老人ホームの経営状況について、どのように把握していますか。

- 選択肢
1. 収支計算書等を提出してもらっている
 2. 収支計算書等を分析し全体の傾向を把握している
 3. 収支計算書等を分析し個別の経営状況を把握している
 4. 自治体では特に把握していない
 5. その他

回答	選択して下さい
----	---------

問45にて「その他」にお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

その他(具体的に入力)	
-------------	--

軽費老人ホーム・ケアハウス 経営状況の把握 情報の活用方法

問45で「1. 収支計算書等を提出してもらっている」、「2. 収支計算書等を分析し全体の傾向を把握している」

「3. 収支計算書等を分析し個別の経営状況を把握している」を選択した方

問46 把握した情報の活かし方についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1. 業界団体と意見交換をし、検討している	
2. 課内で情報共有し、施策の参考になっている	
3. 自治体内の他部署と情報共有し、施策の参考になっている	
4. 施設から問い合わせや要望があった際の参考になっている	
5. 現時点で十分に活かしきれていないと感じる	

軽費老人ホーム・ケアハウス 経営状況の把握 収支計画書等の確認点

問45で「2. 収支計算書等を分析し全体の傾向を把握している」または「3. 収支計算書等を分析し個別の経営状況を把握している」を選択した方

問47 収支計画書等を分析し経営状況の把握を行っている場合、どのような点を確認していますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 資金収支計算書・事業活動計算書	
2. 貸借対照表	
3. 毎月の稼働率・空床期間	
4. 常勤職員比率	
5. その他	

問47にて「その他」にお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

その他(具体的に入力)	
-------------	--

軽費老人ホーム・ケアハウス 貴自治体における養護老人ホームの加算等について

指定都市・中核市・区のみ

問48-1 貴自治体で軽費老人ホーム・ケアハウスに対して設定のある加算をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1.入所処遇特別加算	
2.施設機能強化推進費	
3.民間施設給与等改善費（人件費分）	
4.民間施設給与等改善費（管理費分）	
5.寒冷地加算	
6.事務用冬期採暖費	
7.ボイラー技工士雇上費	
8.単身赴任手当加算	
9.障灰除去費	
10.除雪費	
11.その他自治体独自の補助・加算	
12.特になし	

問48-1にて「その他」お答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

その他(具体的に入力)

軽費老人ホーム・ケアハウス 補助・加算の実績 補助実績

指定都市・中核市・区のみ

問48-2 貴自治体で軽費老人ホーム・ケアハウスに対して昨年度補助実績のある加算をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1.入所処遇特別加算	
2.施設機能強化推進費	
3.民間施設給与等改善費（人件費分）	
4.民間施設給与等改善費（管理費分）	
5.寒冷地加算	
6.事務用冬期採暖費	
7.ボイラー技工士雇上費	
8.単身赴任手当加算	
9.障灰除去費	
10.除雪費	
11.その他自治体独自の補助・加算	
12.特になし	

問48-2にて「その他」お答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。(具体的に入力)

その他(具体的に入力)

軽費老人ホーム・ケアハウス 軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等について 加算の国の基準との比較

問48-2で「11.その他自治体独自の補助・加算」、「12.特になし」以外を選択した方

問48-3 支給された加算が国の基準額と比較してどうかについてお答えください。

- 選択肢 1.基準額と同じ
2.基準額より高い
3.基準額より低い
4.わからない

1.入所者処遇特別加算	選択して下さい
2.施設機能強化推進費	選択して下さい
3.民間施設給与等改善費	選択して下さい
4.寒冷地加算	選択して下さい
5.事務用冬期採暖費	選択して下さい
6.ポイラー技工士雇上費	選択して下さい
7.単身赴任手当加算	選択して下さい
8.障灰除去費	選択して下さい
9.除雪費	選択して下さい

軽費老人ホーム・ケアハウス 補助・加算の実績 施設機能強化推進費の補助対象事業

問48-2で「2.施設機能強化推進費」を選択した方

問48-4 どのような事業に対して補助を行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1施設入所者社会復帰促進事業	<input type="checkbox"/>
2心身機能低下防止事業	<input type="checkbox"/>
3処遇困難事例研究事業	<input type="checkbox"/>
4介護機能強化事業	<input type="checkbox"/>
5機能回復訓練機能強化事業	<input type="checkbox"/>
6技術訓練機能強化事業	<input type="checkbox"/>
7総合防災対策強化事業	<input type="checkbox"/>

軽費老人ホーム・ケアハウス 補助・加算の実績 重点事業

問48-2で「2.施設機能強化推進費」を選択した方

問48-5 補助実績のある事業の中で、特に重点としている事業をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- 選択肢 1.施設入所者社会復帰促進事業
2.心身機能低下防止事業
3.処遇困難事例研究事業
4.介護機能強化事業
5.機能回復訓練機能強化事業
6.技術訓練機能強化事業
7.総合防災対策強化事業

回答	選択して下さい
----	---------

軽費老人ホーム・ケアハウス 補助・加算の実績 独自の補助・加算

問48-2で「11.その他自治体独自の補助・加算」を選択した方

問48-6 貴自治体独自で軽費老人ホームに対して行っている(前項目以外の)補助・加算等がありましたら、名称、概要をお答えください。

名称、概要	<input type="text"/>
-------	----------------------

問49へのシートへお進みください

介護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組に関する調査

回答入力後、黄色のエラーメッセージが出ていないかご確認下さい。

※ご回答が必要な質問には、回答されるまで「未回答です」と黄色い表示が出ます。灰色で塗りつぶされている時は、ご回答が不要な質問です。

指定都市・中核市以外の市、町、村は問68、問71へお進みください。

軽費老人ホーム・ケアハウス I. 職員の処遇改善等に向けた対応 (処遇改善対応)

令和3年度補正予算 (令和4年度改定) を踏まえた対応

指定都市・中核市・区のみ

問49-1 令和4年度介護報酬改定 (収入月額9,000円相当引上げ) を踏まえ、介護老人ホームおよび軽費老人ホームの職員処遇改善について、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和6年度末までに反映しましたか。

- 選択肢
- 1.既に改定を反映済みである
 - 2.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 4.反映を検討中であるが、時期は未定である
 - 5.現時点では反映の予定はない

回答

問49-1で「3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問49-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答

介護職員処遇改善支援事業等 (令和5年度補正予算) を踏まえた対応

指定都市・中核市・区のみ

問50-1 令和5年度補正予算による月額平均6,000円相当 (2%程度) の賃上げ措置を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を令和6年度末までに反映しましたか。

- 選択肢
- 1.令和6年2月から改定を反映済みである
 - 2.令和6年度中に4ヶ月分に相当する改定 (上乗せまたは2ヶ月延長) を実施済みである
 - 3.令和6年度介護報酬改定と合わせて反映済みである
 - 4.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 5.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 6.現時点では反映の予定はない

回答

問50-1で「5.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問50-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答

令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応（処遇改善分 1.16%）

指定都市・中核市・区のみ

問51-1 令和6年度介護報酬改定の処遇改善分（介護老人ホームの事務費等の合計1.16%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等と同様の改定を反映済みで

- 選択肢
- 1.既に改定を反映済みである
 - 2.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 4.反映を検討中であるが、時期は未定である
 - 5.現時点では反映の予定はない

回答

問51-1で「3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問51-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答

令和7年度の介護人材確保・職場環境改善等加算（職員1人当たり年間54,000円相当）への対応

指定都市・中核市・区のみ

問52 令和6年度補正予算による「介護人材確保・職場環境改善等加算」の創設（職員1人当たり年間54,000円相当）を踏まえ、

令和7年度の老人保護措置費に係る支弁額等と同様の加算を設ける（または設けることが決定している）予定ですか。

- 選択肢
- 1.令和7年度から加算を設けることが決定済みである
 - 2.創設を検討中である
 - 3.現時点では創設の予定はない

回答

対応した内容

問49-1、問50-1、問51-1、問52について、改定を反映済みを選択した場合

問53 処遇改善分の支弁額の改善を実施した要因についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1厚生労働省からの通知があったため	<input type="checkbox"/>
2関係団体からの要望があったため	<input type="checkbox"/>
3所在地の施設より個別に要望があったため	<input type="checkbox"/>
4処遇改善費は地方交付税における措置がされることが総務省からの事務連絡で通知されたため	<input type="checkbox"/>
5具体的な改善金額がある程度示されていたため	<input type="checkbox"/>
6介護保険施設・事業所の介護職員に対する処遇改善措置が先行して実施されていたため	<input type="checkbox"/>
7予算要求時期のタイミングに合致したため	<input type="checkbox"/>
8厚生労働省通知に関わらず自治体独自に処遇改善の必要性が認められると判断するため	<input type="checkbox"/>
9その他	<input type="checkbox"/>

問53にて「その他」お答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

問49-1、問50-1、問51-1、問52について、改定を反映済みを選択した場合

問54 貴自治体で実際に採用した計算方法（あてはまるものすべてに○）

＜学生労働者の事務連絡に基づくもの＞	1. 事務連絡に基づき、「対象入所者数（年平均）」を入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入所者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを365で除いて求めた	
＞	2. 事務連絡に基づき、対象入所者数（年平均）については毎年変動があるため、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整を行った	
＜学生労働者事務連絡に基づかないもの＞	3. 対象入所者数の算定について、変動があるため、事業所の定員数をもって対象入所者数とした	
＞	4. 対象入所者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った	
＜対象入所者の算定に依るもの＞	5. 処遇改善費について、学生労働者の通知以外の自治体の独自の計算方法で算定を行った	
＞	6. 処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った	

問54にて「4. 対象入所者数の算定について、1～3以外の自治体独自の算定を行った」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。

自治体独自の算定の内容（具体的に入力）

問54にて「6. 処遇改善費について、都道府県の助言や他自治体の事例を参考に算定を行った」とお答えの場合は、参考にした自治体名をお答えください。

参考にした、もしくは助言を受けた自治体名

職員の処遇改善等に向けた対応方法

問49-1、問50-1、問51-1、問52について、改定を反映済みを選択した場合

問55 どうすれば 職員の処遇改善等に向けた対応ができるとお考えかお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. 国の基準・指針：国が標準的な指針を示す、または国の基準額を引き上げる	
2. 都道府県が標準的な指針を示す、または基準額を提示する	
3. 市町村の基準設定と負担：市町村が独自の明確な基準を設け、運営費負担を明確化する	
4. 施設との協議と予算反映：市町村が施設との協議に基づき、増税分を予算に反映・増正する	
5. 全県・広域での統一基準：市町村が個別の施設ではなく、養護老人ホーム・障害老人ホーム全体で公平な統一基準を定める	
6. 施設要量の聴取：市町村が増税対応について施設からの要望を聴く	
7. 現行予算措置の継続：市町村が現行の算定方法で増税分は反映済みとし、継続する	
8. その他	

問55にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

軽費老人ホーム・ケアハウス II. 施設運営の適切な維持に向けた対応（運営費対応）

令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応（その他分 0.61%）

指定都市・中核市・区のみ

問56-1 令和6年度介護報酬改定その他分（物価高騰等対応の0.61%相当の増額等）を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等に同様の改定を反映済みですか。

- 選択肢
- 1.既に改定を反映済みである
 - 2.令和7年度中に反映を完了する予定である
 - 3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である
 - 4.反映を検討中であるが、時期は未定である
 - 5.現時点では反映の予定はない

回答 選択して下さい

問56-1で「3.反映を検討しており、令和8年度以降反映予定である」を選択した場合

問56-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答 選択して下さい

過去の消費税率引上げ（8%時）に伴う未改定分の対応

指定都市・中核市・区のみ

問57-1 平成26年の消費税率5%から8%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。

- 選択肢
- 1.未実施または一部未実施の部分があり、令和7年度中に対応を完了する予定である
 - 2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である
 - 3.未実施または一部未実施の部分があるが、対応時期は未定である
 - 4.現時点では反映の予定はない
 - 5.すべての8%引上げに伴う改定は既に完了済みである

回答 選択して下さい

問57-1で「2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である」を選択した場合

問57-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答 選択して下さい

過去の消費税率引上げ（10%時）に伴う未改定分の対応

指定都市・中核市・区のみ

問58-1 令和元年の消費税率8%から10%への引上げに伴う支弁額等の改定について、現時点で未実施または一部未実施の部分がありますか。

- 選択肢
- 1.未実施または一部未実施の部分があり、令和7年度中に対応を完了する予定である
 - 2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である
 - 3.未実施または一部未実施の部分があるが、対応時期は未定である
 - 4.現時点では反映の予定はない
 - 5.すべての10%引上げに伴う改定は既に完了済みである

回答 選択して下さい

問58-1で「2.未実施または一部未実施の部分があり、令和8年度以降に対応を完了する予定である」を選択した場合

問58-2 対応の反映予定時期をお答えください。

- 選択肢
- 1.令和8年度
 - 2.令和9年度
 - 3.令和10年度以降

回答 選択して下さい

消費税増税時の対応方法

問57-1、問58-1について、「3.未実施または一部未実施の部分があるが、対応時期は未定である」、

「4.現時点では反映の予定はない」を選択した場合

問59

どうすれば消費税増税の対応ができるとお考えをお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1.国の基準・指針：国が標準的な指針を示す、または国の基準額を引き上げる	<input type="checkbox"/>
2.都道府県が標準的な指針を示す、または基準額を示す	<input type="checkbox"/>
3.市町村の基準設定と負担：市町村が独自の明確な基準を設け、運営費負担を明確化する	<input type="checkbox"/>
4.施設との協議と予算反映：市町村が施設との協議に基づき、増税分を予算に反映・補正する	<input type="checkbox"/>
5.全体・広域での統一基準：市町村が個別の施設ではなく、養護老人ホーム・経費老人ホーム全体で公平な統一基準を定める	<input type="checkbox"/>
6.施設要望の聴取：市町村が増税対応について施設からの要望を聴く	<input type="checkbox"/>
7.現行予算措置の継続：市町村が現行の算定方法で増税分は反映済みとし、継続する	<input type="checkbox"/>
8.その他	<input type="checkbox"/>

問59にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

軽費老人ホーム・ケアハウス Ⅲ.地方自治体独自の改定の促進（独自改定の状況） 独自改定の実施状況

独自改定の実施状況

指定都市・中核市・区のみ

問60-1

国からの通知に連動しない独自の判断に基づき、老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定を実施しましたか。

- 選択肢
- 1.事務費と生活費の両方について独自改定を実施した
 - 2.事務費のみ独自改訂を実施した
 - 3.生活費のみ独自改訂を実施した
 - 4.独自改定を実施していないが、現在検討中である
 - 5.独自改定を実施していない

回答 選択して下さい

問60-1にて「1.事務費と生活費の両方について独自改定を実施した」「2.事務費のみ独自改訂を実施した」「3.生活費のみ独自改訂を実施した」を選択した場合

問60-2

国からの通知に連動しない独自の判断に基づき、老人保護措置費に係る支弁額等の増額改定を実施した場合、

その主な根拠として参照したものを教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1.普通交付税の算定における単価の増加率	<input type="checkbox"/>
2.消費者物価指数の増加率	<input type="checkbox"/>
3.人事院勧告等による人件費の増加率	<input type="checkbox"/>
4.過去の介護報酬改定の改定率	<input type="checkbox"/>
5.その他	<input type="checkbox"/>

問60-2にて「その他」とお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

独自改定の検討・実施にあたっての主な課題

問60-1で「4.独自改定を実施していないが、現在検討中である」「5.独自改定を実施していない」を選択した場合

問60-3 独自改定を実施しない、または検討中である場合、主な課題は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1.財源の確保が困難である	<input type="checkbox"/>
2.施設の経営状況の把握・分析が困難である	<input type="checkbox"/>
3.改定の根拠となる適切な指標（物価指数、人件費率など）の設定が困難である	<input type="checkbox"/>
4.担当部署におけるマンパワーが不足している	<input type="checkbox"/>
5.施設の運営に大きな問題がないと判断している	<input type="checkbox"/>
6.その他	<input type="checkbox"/>

問60-3にて「その他」にお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

軽費老人ホーム・ケアハウス 軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等について 建替え・大規模修繕や耐震化に向けた補助費

指定都市・中核市・区のみ

問61 軽費老人ホームの老朽化した建物の建替え・大規模修繕や耐震化に向けた貴自治体独自の補助費についてお答えください。

（地域医療介護総合確保基金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用分を含まない）

- 選択肢
- 1.両方を出している
 - 2.建替え・大規模修繕のみ補助費を出している
 - 3.耐震化のみ補助費を出している
 - 4.独自の補助費は用意していない

回答 選択して下さい

軽費老人ホーム・ケアハウス 軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費等について 建替え時の利用者への減免措置

指定都市・中核市・区のみ

問62 軽費老人ホーム建替えの際の、費用負担増となる利用者への減免措置についてお答えください。

- 選択肢
- 1.減免措置がある
 - 2.減免措置はない

回答 選択して下さい

軽費老人ホーム・ケアハウス 各年度ごとの決算額

令和4年度～6年度決算額

指定都市・中核市・区のみ

問63 軽費老人ホーム・ケアハウスの令和6年度決算額についてお答えください。（百円未満は四捨五入して記入）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事務費計			
事務費補助金（自治体負担分）			
事務費本人負担分			
把握していない場合は右欄に○			

軽費老人ホーム・ケアハウス 地域共生社会の実現における施設への期待・取組

指定都市・中核市・区のみ

問64

貴自治体では、軽費老人ホーム・ケアハウスに対して、現在行っていない取組も含めどのような役割を期待しますか。また、どの事業が実施されていますか。

(期待する役割の上位3つに○をつけてください。実施の有無については期待の有無にかかわらず、全項目について回答してください。)

	期待する役割	実施の有無
住まいの提供に関する取組	1 低所得高齢者への居住の提供	
	2 在宅生活が困難な高齢障害者への居住の提供	
	3 病院や施設から退所した高齢者への居住の提供	
	4 刑務所や矯正施設から退所した高齢者への居住の提供	
	5 一時的に在宅生活が困難になった高齢者への一時入所支援	
	6 特別養護老人ホーム入所までの待機・代替施設としての一時入所支援	
	7 DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）	
「生活等の支援に関する取組」	8 在宅生活を前提とした上での一時的・短期的な利用	
	9 共生型福祉サービス等による高齢障害者の支援	
	10 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の入所等の支援	
	11 困難な生活課題（精神疾患やこみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等の支援	
	12 在宅生活を希望する高齢者・障害者等が地域で生活し続けるための生活支援（居住支援などとの連携等）	
	13 社会福祉法人等の他機関との連携・協働による相談支援ネットワークの整備	
	14 在宅高齢者に対する相談支援・アウトリーチ活動	
	15 配食や見守り等の生活支援が必要な在宅高齢者への支援	
	16 高齢者の居場所づくり、生きがいづくりに関する支援	
	17 その他	
	18 特になし	

問64にて「その他」にお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

期待する役割 その他（具体的に入力）	
実施の有無 その他（具体的に入力）	

指定都市・中核市・区のみ

問65

軽費老人ホーム・ケアハウスが地域の中で役割を担うため、自治体として行っている関わりや支援についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1 地域の要支援者に対する相談支援	
2 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援	
3 地域の要支援者に対する権利擁護支援	
4 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	
5 既存事業の利用料の減額・免除	
6 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	
7 地域住民に対する福祉教育	
8 地域関係者とのネットワークづくり	
9 自治体内の他部署と連携し、企画の立案・施策等	
10 その他	
11 特になし	

問65にて「その他」にお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）	
-------------	--

指定都市・中核市・区のみ

問66 自治体として把握している、管内施設で現在行われている取組があればお答えください。また、今後実施を期待している取組があればお答えください。（あてはまるものすべてに○）

	実施の有 無	期待する 取組
1地域に期待される役割（ニーズ）に係る施設の機能の充実		
2地域における公益的な取組		
3職員の人材育成		
4職員の評価や賃金の制度の整備		
5職場の業務改善や生産性向上の取組		
6その他		
7判じなし		

問66にて「その他」にお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

実施の有無 その他（具体的に入力）	
期待する役割 その他（具体的に入力）	

指定都市・中核市・区のみ

問67 貴自治体ではこれまで軽費老人ホーム・ケアハウスとの関わりや支援の中で「地域共生社会の実現における施設への期待・取組」について今後支援を考えている具体的な内容があれば教えてください。

地域共生社会の実現に向けて支援を考えている具体的な取組	
-----------------------------	--

介護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの担当者について 業務マニュアル

問68 貴自治体では、介護老人ホームや軽費老人ホームなどへの入居にあたり、生活保護受給者（または受給予定者）に関する情報が、関係部署間で適切に共有されていますか。

- 選択肢
- 1.介護保険担当部署（または高齢者福祉担当部署）と生活保護担当部署との間で定期的に共有されている
 - 2.介護保険担当部署（または高齢者福祉担当部署）と担当ケースワーカーとの間で直接、定期的に共有されている
 - 3.介護保険担当部署（または高齢者福祉担当部署）と生活保護担当部署との間でケースバイケースで共有されている
 - 4.介護保険担当部署（または高齢者福祉担当部署）と担当ケースワーカーの間で直接、ケースバイケースで共有されている
 - 5.上記1～4に該当せず、情報共有していない
- ※1.自治体内に福祉事務所がない場合は、都道府県の福祉事務所との連携状況に基づいて選択してください。
 ※2.ケースワーカーが都道府県の職員である場合を含みます。

回答	選択して下さい
----	---------

指定都市・中核市・区のみ

問69 介護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの業務マニュアルの作成主体についてお答えください。

- 選択肢
- 1.都道府県
 - 2.市町村
 - 3.その他
 - 4.作成していない

回答	選択して下さい
----	---------

問69にて「その他」にお答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）	
-------------	--

介護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの担当者について 担当者の交代時の取り組み

指定都市・中核市・区のみ

問70 担当者の交代時に、介護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの理解を深めるため、行っていることについてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1.パンフレットやHP等を見せている	<input type="checkbox"/>
2.施設見学に行っている	<input type="checkbox"/>
3.関係者と意見交換会を行っている	<input type="checkbox"/>
4.自治体内で研修を行っている	<input type="checkbox"/>
5.外部研修等に参加してもらっている	<input type="checkbox"/>
6.その他	<input type="checkbox"/>
7.特になし	<input type="checkbox"/>

問70にて「その他」お答えの場合は、その具体的な内容をお答えください。（具体的に入力）

その他（具体的に入力）

地域の連携について 地域との連携状況

問71 貴自治体において、ケアマネジャー等が参加する地域ケア会議に、介護老人ホーム、軽費老人ホームが参画していますか。

1.介護老人ホームが参画している	<input type="checkbox"/>
2.軽費老人ホームが参画している	<input type="checkbox"/>
3.両方参画している	<input type="checkbox"/>
4.参画していない	<input type="checkbox"/>
5.軽費老人ホームについては把握していない	<input type="checkbox"/>
6.把握していない	<input type="checkbox"/>

指定都市・中核市・区のみ

問72 地域の施設の適切な運営に関して、地域の関係団体等と連携していますか。

選択肢 1.連携している
2.連携していない

回答 選択して下さい

問72で「1.連携している」と回答した方

問73 連携している場合、どこと連携していますか。

連携先（具体的に入力）

問72で「1.連携している」と回答した方

問74 具体的にどのような連携を実施していますか。

例：定期的な意見交換の会を設定している、説明会を実施し施設同士で情報交換ができる場を設定している 等

連携の具体的な内容

(3) 事務連絡等

<令和3年12月24日 通知>

老高発1224第1号
令和3年12月24日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、軽費老人ホーム事務費補助金は平成16年度に、また、養護老人ホーム等保護費負担金は平成17年度に、それぞれ一般財源化され、現在は地方交付税措置が講じられています。

一般財源化されて以降、各自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところです。

こうした中、本年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、別紙のとおり、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が盛り込まれ、今般の令和3年度補正予算において、介護職員を対象として処遇改善を行うこととされたところです。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員については、この処遇改善の対象となっておりますが、その業務内容は介護職員の業務内容に類似していることなどから、必要な処遇改善を図ることが重要であると考えており、老人保護措置費に係る支弁額等について、適切に改定いただくようお願いします。

なお、この改定に伴い生じる経費については、令和4年度から地方交付税措置を講じることとされております。

また、都道府県におかれましては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市区町村に対して、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添えます。

(別紙)

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

(2) 公的部門における分配機能の強化等

①看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒して実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置⁴⁹を、来年2月から前倒して実施した上で、来年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

また、医療、介護・障害福祉、保育の人材育成・確保の更なる支援に取り組む。

政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。

⁴⁸ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

⁴⁹ 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

<令和4年2月10日 事務連絡>

事 務 連 絡
令和4年2月10日

各都道府県・指定都市・中核市
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号）において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、必要な処遇改善を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いしております。

今般、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について、別添のとおりまとめましたので、改定に当たってのご参考としていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について、管内市区町村に対して、周知をお願いいたします。

(別添)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例

I. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方

○ 令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が盛り込まれ、令和3年度補正予算において、介護職員を対象として処遇改善を行うこととされたところである。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員については、この処遇改善の対象となっていないが、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴い生じる経費について、地方交付税措置を講じることとされている。

介護職員の処遇改善については、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を講じることとされ、また、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることとされていることなども踏まえ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、適切な対応をお願いする。

II. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の例

○ 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料の改定方法を以下のとおり示すが、これらに限らず、各自治体において適切な改定をお願いする。

1. 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定について

(1) 基本的な考え方

養護老人ホームについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)の別紙1「老人保護措置費支弁基準」により、支弁額を示しており、一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、上記の「I. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方」を踏まえつつ、養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額を増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

(2) 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額を増額する費目

ア 老人保護措置費支弁基準では、支弁額は次のような費目に区分されている。

- 1 事務費
 - (1) 施設(月額)
 - ア 一般事務費(人件費及び管理費)
 - イ 特別事務費(寒冷地加算、夜勤体制加算、単身赴任手当加算、民間施設給与等改善費、その他各種加算等)
 - 2 生活費
 - 3 移送費
 - 4 葬祭費

イ 今回の養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定は、職員の処遇改善(賃金改善)に係るものであるため、「一般事務費」を増額することが基本であると考えられる。

ウ ただし、自治体によっては、今回の処遇改善に係る増額分を措置するために新たな費目を設けることも考えられる。例えば、「特別事務費」については、職員個人の勤務に着目した加算もあることから、自治体の判断で「処遇改善加算」などの加算の細目を新設し、その細目において増額分を盛り込むことも考えられる。

(3) 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の増額幅

ア 老人保護措置費支弁基準における支弁額の「一般事務費」は、入所者1人当たりの基準額が定められている。基本的には、各養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額が、職員1人当たり月額9,000円分増額されるようにすることが必要であり、それを入所者1人当たりの支弁額(措置費)でみたときに、どの程度増額すべきかを考える必要がある。

イ このため、具体的には、次のような考え方によって求めた額を入所者1人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

① 対象職員数(月平均)

- ・ 各月の支援員数(常勤換算)から、特定施設入居者生活介護を担当する支援員数(常勤換算)を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数(月平均)」を求める。

② 処遇改善総額(月額)

- ・ 「対象職員数(月平均)」×9,000円により、「処遇改善総額(月額)」を求める。

③ 対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)

- ・ 「処遇改善総額(月額)」を「対象入所者数(一般入所者数)」で除することによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)」を求める。

ウ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

- a) 基本的には入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを365で除して、「対象入所者数(年平均)」を求める。
- b) 対象入所者数(年平均)に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見

込み数によって調整する。

- c) 各自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、イの計算によって職員1人当たり月額9,000円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

2 軽費老人ホームの利用料の改定について

(1) 基本的な考え方

軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により、利用料等を示しており、一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、上記の「I. 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の基本的な考え方」を踏まえつつ、軽費老人ホームの利用料を増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

(2) 軽費老人ホームの利用料を増額する費目

ア 軽費老人ホーム利用料等取扱基準では、利用料は次のような費目に区分されている。

※ ケアハウスの場合

(1) サービスの提供に要する費用（事務費）

※サービスの提供に要する費用は、「入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額」を上限とする

※サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用から、「本人からの徴収額」を差し引いた額とする。

ア サービスの提供に要する基本額

イ 各種加算額等（寒冷地加算、単身赴任手当、民間施設給与等改善費、その他各種加算等）

(2) 生活費

(3) 居住に要する費用

イ 今回の軽費老人ホームの利用料の改定は、職員の処遇改善（賃金改善）に係るものであるため、「サービスの提供に要する基本額」を増額することが基本であると考えられる。

ウ ただし、自治体によっては、今回の処遇改善に係る増額分を措置するために新たな費目を設けることも考えられる。例えば、「各種加算額等」については、職員個人の勤務に着目した加算もあることから、自治体の判断で「処遇改善加算」などの加算の細目を新設し、その細目において増額分を盛り込むことも考えられる。

(3) 軽費老人ホームの利用料の増額幅

ア 軽費老人ホーム利用料等取扱基準における事務費の「サービスの提供に要する基本額」は、入所者1人当たりの基準額が定められている。基本的には、各軽費老人ホームにおける事務費が、職員1人当たり月額9,000円分増額されるようにすることが必要であり、それを入所者1人当たりの事務費でみたときにどの程度増額されるべきかを考える必要がある。

イ このため、具体的には、次のような考え方によって求めた額を入所者1人当たりの事務費（サービスの提供に要する基本額等）に加算することが考えられる。

① 対象職員数（月平均）

- ・ 各月の介護職員数（常勤換算）から、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

② 処遇改善総額（月額）

- ・ 「対象職員数（月平均）」×9,000円により、「処遇改善総額（月額）」を求める。

③ 対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）

- ・ 「処遇改善総額（月額）」を「対象入所者数（一般入所者数）」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）」を求める。

ウ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

- a) 基本的には入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを365で除して、「対象入所者数（年平均）」を求める。
- b) 対象入所者数（年平均）に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。
- c) 各自治体の軽費老人ホーム利用料等取扱基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、イの計算によって職員1人当たり月額9,000円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

(参考資料 1)

老高発 1 2 2 4 第 1 号
令和 3 年 1 2 月 2 4 日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、軽費老人ホーム事務費補助金は平成 16 年度に、また、養護老人ホーム等保護費負担金は平成 17 年度に、それぞれ一般財源化され、現在は地方交付税措置が講じられています。

一般財源化されて以降、各自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところです。

こうした中、本年 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、別紙のとおり、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が盛り込まれ、今般の令和 3 年度補正予算において、介護職員を対象として処遇改善を行うこととされたところです。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員については、この処遇改善の対象となっておりませんが、その業務内容は介護職員の業務内容に類似していることなどから、必要な処遇改善を図ることが重要であると考えており、老人保護措置費に係る支弁額等について、適切に改定いただくようお願いします。

なお、この改定に伴い生じる経費については、令和 4 年度から地方交付税措置を講じることとされております。

また、都道府県におかれましては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市区町村に対して、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添えます。

(別紙)

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

(2) 公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒して実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置⁴⁹を、来年2月から前倒して実施した上で、来年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

また、医療、介護・障害福祉、保育の人材育成・確保の更なる支援に取り組む。

政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。

⁴⁸ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

⁴⁹ 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(参考資料2)

令和4年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について<抄>
(令和4年1月24日総務省自治財政局財政課事務連絡)

(別紙)

第3 予算編成上の留意事項

- 25 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴い生じる経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

<令和6年1月11日通知>

老高発0111第1号

令和6年1月11日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について

各地方自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところであるが、今般、令和6年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえ、支弁額等の改定並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について、以下のとおり通知する。都道府県においては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市区町村に対して、周知をお願いする。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定状況については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和5年4月7日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により実施したところであるが、その結果は別紙1のとおりである。

については、「実施する見込み」と回答された自治体におかれては、着実に実施いただくとともに、「実施の予定がない」と回答された自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違い等の状況を十分考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

また、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定について、消費税率5%から8%引

上げ分のみ実施（８％から１０％は未実施）、消費税率８％から１０％引上げ分のみ実施（５％から８％は未実施）と回答された自治体も一定数あることから、このような自治体におかれては、支弁額等の更なる改定について、早急にご対応いただくことをお願いする。

２ 養護老人ホーム等に勤務する職員の処遇改善等に向けた対応について

（１） 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について

昨年 11 月 2 日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、介護分野について、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を講ずるとされており、11 月 29 日に成立した令和 5 年度補正予算では、介護職員処遇改善支援事業等により、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 2％程度（月額平均 6,000 円相当）引き上げるための措置を行うこととしている。（対象期間：令和 6 年 2 月～5 月の賃金引上げ分）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に処遇改善を図ることが必要であるため、各地方自治体において老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いする。

また、介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について、各地方自治体の判断で令和 6 年 2 月より支弁額等の改定を行う、または 4 ヶ月分に相当する支弁額等の改定を令和 6 年度中に行うことも可能である。

（２） 令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応について

令和 6 年度介護報酬改定については、物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、利用者負担・保険料負担への影響も踏まえ、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行ってきたところであるが、今般、改定率については、予算編成過程において別紙 2 のとおりとなったところである。

サービス種別毎の単位数の改定については今後検討していくこととしているが、老人保護措置費に係る支弁額等についても、今般の介護報酬改定や管内の施設の経営状況、職員の処遇改善の状況等も勘案しつつ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資するよう、支弁額等の改定をお願いする。

特に、近年、支弁額等の改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、支弁額等の改定に向けた積極的な対応をお願いする。

また、基準費用額についても増額となり、基準費用額（居住費）を 1 日あたり 60 円引き上げること（施行時期：令和 6 年 8 月）としていることから、老人保護措置費に係る支弁額のうち、生活費についても改定をお願いする。

3 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いする。

また、養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、入所措置すべき者の適切な把握を行い、管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用をお願いする。

4 その他

なお、上記で依頼している補正予算や介護報酬改定に伴い必要となる経費については、令和6年度の地方交付税で措置することとされている。

養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、これまでも養護老人ホームの当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じているところである。

また、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、地方交付税措置されているので、各地方自治体においては福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いする。

別紙1

養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態調査の結果について

1 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善

養護老人ホーム

	令和5年度調査	参考：令和4年度調査
支弁額等の改定実施済み	569 市町村 (75.8%)	256 市町村 (36.0%)
支弁額等の改定を実施する見込み	30 市町村 (4.0%)	348 市町村 (48.9%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	54 市町村 (7.2%)	60 市町村 (8.4%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	75 市町村 (10.0%)	39 市町村 (5.5%)
未回答	23 市町村 (3.1%)	8 市町村 (1.1%)

軽費老人ホーム

	令和5年度調査	参考：令和4年度調査
支弁額等の改定実施済み	123 自治体 (96.1%)	64 自治体 (50.0%)
支弁額等の改定を実施する見込み	0 自治体 (0.0%)	60 自治体 (46.9%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	2 自治体 (1.6%)	1 自治体 (0.8%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2 自治体 (1.6%)	3 自治体 (2.3%)
未回答	1 自治体 (0.8%)	—

2 消費税率の引上げに伴う改定

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	589 市町村 (78.4%)	116 自治体 (90.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	18 市町村 (2.4%)	1 自治体 (0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	21 市町村 (2.8%)	3 自治体 (2.3%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	92 市町村 (12.3%)	7 自治体 (5.5%)
未回答	31 市町村 (4.1%)	1 自治体 (0.8%)

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
消費税率 5 → 8% 引上げ分のみ実施 (8 → 10% は未実施)	15 市町村 (2.5%)	1 自治体 (0.9%)
消費税率 8 → 10% 引上げ分のみ実施 (5 → 8% は未実施)	191 市町村 (32.4%)	53 自治体 (45.7%)
消費税率 5 → 10% (5 → 8 → 10%) 引上げ分を実施	379 市町村 (64.3%)	61 自治体 (52.6%)
未回答	4 市町村 (0.7%)	1 自治体 (0.9%)

別紙2

介護報酬改定について

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 +1.59%

(内訳)

介護職員の処遇改善分 +0.98% (令和6年6月施行)

その他の改定率 (※) +0.61%

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる。

<令和6年3月26日事務連絡>

(参考3-4)

事務連絡
令和6年3月26日

各都道府県・指定都市・中核市
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」（令和6年1月11日老高発0111第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、「通知」という。）において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、勤務する職員の処遇改善を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いしております。

今般、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例並びに改定に向けてのQ&Aについて、別添のとおりまとめましたので、改定に当たってのご参考としていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、本事務連絡について、管内市区町村に対して、周知をお願いいたします。

(別添1)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例

1 各種改定に向けた基本的な考え方

養護老人ホームについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)の別紙1「老人保護措置費支弁基準」により、また、軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日老発第0530003号)の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により、支弁額や利用料等を示している。

一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、支弁額等について、増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

2 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応

(1) 基本的な考え方等について

昨年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、介護分野について、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を講ずるとされており、11月29日に成立した令和5年度補正予算では、介護職員処遇改善支援事業等により、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を行うこととしている。(対象期間:令和6年2月～5月の賃金引上げ分)

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に処遇改善を図ることが必要である。

そのため、令和3年度補正予算(令和4年度介護報酬改定)による処遇改善と同じく、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額、あるいは既に設定されている処遇改善加算等を「(2)支弁額等の増額幅について」で示した計算方法のとおり増額することが考えられる。

(2) 支弁額等の増額幅について

基本的には、養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額や軽費老人ホームにおける事務費が、職員1人当たり月額6,000円分増額されるようにすることが必要であり、それを入所者1人当たりの支弁額(措置費)等でみたときに、どの程度増額するべきかを考える必要がある。

このため、具体的には、次のような考え方によって求めたウの額を入所者1人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

ア 対象職員数(月平均)

各月の職員数(養護老人ホームにおいては支援員、軽費老人ホームにおいては介護職

員の数。いずれも常勤換算した数とする。) から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算)を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数(月平均)」を求める。

イ 処遇改善総額(月額)

「対象職員数(月平均)」×6,000円により、「処遇改善総額(月額)」を求める。

ウ 対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)

「処遇改善総額(月額)」を「対象入所者数(一般入所者数)」で除すことによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)」を求める。

エ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

(ア) 入所者数の年間の延べ実入所日数から特定施設入居者生活介護の対象となる入所者数の年間の延べ実入所日数を除いた分を求め、それを365で除して、「対象入所者数(年平均)」を求める。

(イ) 対象入所者数(年平均)に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。

(ウ) 各自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、職員1人当たり月額6,000円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

3 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応

(1) 基本的な考え方等について

令和6年度介護報酬改定については、物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、利用者負担・保険料負担への影響も踏まえ、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行ってきたところであるが、改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に進めつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%となり、そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%(施行時期:令和6年6月)、その他分の改定率として+0.61%(施行時期:令和6年4月又は6月)になったところである。

また、基準費用額については、令和4年の家計調査において、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を1日あたり60円引き上げること(施行時期:令和6年8月)としている

今後、生産年齢人口の減少や高齢単身世帯の増加などの人口構造の変化に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が一層増加することが見込まれる。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者の受け皿として、措置施設である養護老人ホームや無料又は低額な料金で入所が可能な軽費老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになるが、独立行政法人福祉医療機構の調査(※)によると、養護老人ホーム・軽費老人ホームの経営状況は悪化しているとされている。

そのため、老人保護措置費に係る支弁額等についても、今般の介護報酬改定や管内の施設の経営状況、職員の処遇改善の状況等も勘案しつつ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資するよう改定を図ることが必要である。

(※) 2021 年度 サービス活動増減差額比率 (()) については前年度の数値。)

養護老人ホーム (一般型養護) $\Delta 0.9\%$ (0.2%)

ケアハウス (一般型) 0.2% (3.1%)

なお、調査結果の全体については、以下の独立行政法人福祉医療機構のホームページに掲載されている。

<https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r5/>

(2) 支弁額等の増額幅について

① 処遇改善分について (令和 6 年 6 月以降実施)

処遇改善分については、「2 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応」と同じく、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額、あるいは既に設定されている処遇改善加算等を増額することが考えられる。

具体的には、次のような考え方によって求めた額を入所者 1 人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

- ・ 処遇改善総額 (月額) については、養護老人ホームの老人保護措置費に係る事務費や、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用のうち、一般入所者の利用分に係る費用の 1.16% (※) に相当するものとする。具体的な計算方法等については、以下のア及びイのとおりとする。
- ・ 2 (2) ウと同様の方法によって、対象入所者 1 人当たりの処遇改善額 (月額) を求める。また、対象入所者数の留意点についても、2 (2) エと同様である。

なお、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成 20 年厚生労働省令第 107 号) の第 11 条第 8 項等を踏まえ、軽費老人ホームの介護職員等の配置がされていない場合は、一般事務費等に加算をしない。

(※) 介護報酬改定と同じく、老人保護措置費に係る事務費等の処遇改善分の改定率も 0.98% とした場合、加算の対象とはならない特定施設入居者生活介護の利用者の事務費等も考慮し、乗じる割合を 1.16% としている。

ア 養護老人ホーム

毎月の支弁額のうち、以下の事務費の合計 $\times 1.16\%$ (0.0116) によって「処遇改善総額」(月額) を求める。

- ・ 一般事務費
- ・ 特別事務費 (民間施設給与等改善費、降灰除去費、除雪費、介護保険料加算、介護サービス利用者負担加算を除く。)

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの場合、特定施設

入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する。その場合、一般事務費の基本分の単価については、従前の入所者数区分のものを継続する。

(例) 特定施設入居者生活介護の指定を受けており、入所者数が一般 30 人、特定 20 人、合計 50 人の場合、基本分については 41 人～50 人の単価で、30 人を乗じたもので処遇改善額を計算する。

- ・基本分 75,800 円×30 人=2,274,000 円
- ・支援員分 31,800 円×30 人=954,000 円
- ・処遇改善額 (2,274,000+954,000) ×1.16% (0.0116) =37,445 円

※ 一般事務費の金額として、老人保護措置費支弁基準の数値を例示しているが、実際の計算は各自自治体が定めている単価に、「②その他分について(令和 6 年 4 月以降実施)」で示している改定を反映させたものに基づいて実施するほか、特別事務費を加えること。

イ 軽費老人ホーム

施設に対する補助(年間)のうち、以下のサービスの提供に要する費用の合計×1.16% (0.0116) ÷12 によって「処遇改善総額」(月額)を求める。

- ・ サービスの提供に要する基本額
- ・ 各種加算額等(民間施設給与等改善費、降灰除去費、除雪費を除く)

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームの場合、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する。その場合、基本額の共通職員分の単価については従前の入所者数区分のものを継続する。

(例) 特定施設入居者生活介護の指定を受けており、入所者数が一般 30 人、特定 20 人、合計 50 人の場合、共通職員分については 41 人～50 人の単価で、30 人を乗じたもので処遇改善額を計算する。

- ・共通職員分 46,100 円×30 人=1,383,000 円
- ・一般入所者に対する介護職員 21,100 円×30 人=633,000 円
- ・処遇改善額 (1,383,000+633,000) ×1.16% (0.0116) =23,386 円

※ サービスの提供に要する基本額として、軽費老人ホーム利用料等取扱基準の数値を例示しているが、実際の計算は各自自治体が定めている単価に、「②その他分について(令和 6 年 4 月以降実施)」で示している改定を反映させたものに基づいて実施するほか、各種加算額等を加えること。

②その他分について(令和 6 年 4 月以降実施)

令和 6 年度介護報酬改定においては、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、+0.61% の改定財源について、基本報酬に配分することとしていることから、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額についても、同様に増額することが考えられる。

具体的には、養護老人ホーム一般事務費基準額(月額)や軽費老人ホームのサービスの

提供に要する費用（月額）の単価について、それぞれ一律に0.61%分引き上げる（単価＋単価×0.0061）。また、各種加算等のうち、単価を定めているものについても、同様に0.61%分引き上げる。なお、一般事務費等の単価については、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合、特別養護老人ホームに併設されている場合等、様々な種別が設定されているが、いずれの場合においても、0.61%分の引上げを想定している。

③ 基準費用額（居住費）の見直しを踏まえた対応(令和6年8月以降実施)

光熱・水費の増加等に伴う基準費用額の1日あたり60円の引上げを踏まえた対応については、老人保護措置費に係る支弁額のうち、生活費について改定をすることが考えられる。

具体的には、生活費のうち一般生活費について月額にて示していることから、一月あたりの金額として一律に1,824円を引き上げる。

(別添2)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けたQ&Aについて

Q1 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について、いつから実施することが考えられるか。

A 通知に記載のとおり、各自治体のご判断で、令和6年2月から実施することは可能である。また、令和6年度介護報酬改定の処遇改善分による対応を6月から実施する場合でも、通知に記載のとおり、令和6年度中に4カ月分に相当する改定を行う（上乗せを行う、2カ月延長する）ことについては、各自治体の判断で可能である。

Q2 軽費老人ホームにおける生活費についても、養護老人ホームと同額程度の改定を実施すべきか。

A 軽費老人ホームにおける生活費については、食材料費及び共用部分の光熱水費に限るとされている。一方、養護老人ホームの老人保護措置費の生活費や、介護保険サービスの基準費用額では、このような限定を設けてはいないことを踏まえる必要がある。

ただし、軽費老人ホームにおける生活費についても、これまでと同様に、施設の経営状況や社会情勢や利用者の負担状況等を勘案して、見直しの必要性について検討をお願いする。

Q3 処遇改善について、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応を実施した場合、令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）を踏まえた対応は終了してもよいのか。

A 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）を踏まえた対応については、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応を実施した場合でも、引き続き実施をしていただきたい。

Q4 養護老人ホームの生活費のうち、地区別冬季加算、入院患者日用品費、期末加算などの各種加算についても、引上げを行うべきか。

A 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応としては、生活費のうち一般生活費の引上げをお願いしているところであるが、その他の項目、加算についても、施設の経営状況や地域の実情を踏まえ、見直しの必要性について検討をしていただきたい。

Q5 管内施設の経営状況の把握について、どのような方法が考えられるか。

A 収支計算書やその他の資料（人件費や光熱費の推移等が分かるもの）等を施設より提出させた上で、経営状況の分析や評価等を行うことが考えられる。具体的には、提出された収支計算書等に基づき、施設や関係団体等と意見交換を行い、入居者等に対する支援の状況や地域における課題・ニーズ等を確認した上で、施設の経営の安定化に向けて検討すること等が考えられる。

Q6 過去の消費税率改定への対応や令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善が未実施な場合、どのように対応すべきか。

A 消費税率引き上げや処遇改善に伴う所要の経費については、従前より地方交付税措置されていることから、未対応の自治体におかれては併せて対応していただきたい。

Q7 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応について、通知では「特に、近年、支弁額等の改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、支弁額等の改定に向けた積極的な対応をお願いします」とあるが、どのように考えるべきか。

A 本事務連絡では、介護職員処遇改善支援事業等や令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応等を行う際に、地方自治体における改定作業が円滑に行われるよう、改定の例を示したものであるが、これまでもお願いしているとおり、地方自治体における改定については、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資することが必要と考える。

そのため、近年改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等の変化を十分に勘案し、Q5で示している、収支計算書等の提出、施設や関係団体等との意見交換等を通じた経営状況の把握などをより丁寧に行った上で、更なる対応も含めて、適切な運営に資する改定の検討をお願いします。

なお、地方交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価については、近年、以下のような推移となっているので、検討に際しては参考にされたい。

（参考）地方交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,633 千円	2,657 千円	2,723 千円	2,831 千円	2,898 千円

<令和6年11月22日通知>

老高発1122第1号
令和6年11月22日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和6年4月22日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により、各地方自治体における改定状況を調査（以下「実態把握調査」という。）したところであり、現時点の集計結果（速報値）は別紙1のとおりである。

このうち、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応について、1割程度が「対応予定なし」と回答しているほか、消費税率の引上げ、令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応等、厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定ではない、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定（以下「地方自治体独自の改定」という。）については、7割以上の自治体で実施されていないとの回答があったところである。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を果たすためには、施設に対する財政支援、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用に加え、各地方自治体で定めている老人保護措置費に係る支弁額等についても、必要な改定を実施していただくことが重要であることから、以下のとおり通知するとともに、各都道府県におかれは、管内市町村への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応の着実な実施について

令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応については、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」（令和6年1月11日老高発0111第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）によって、老人保護措置費に係る支弁額等の改定を依頼するとともに、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定

の考え方及び改定の例等について」(令和6年3月26日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)にて、増額する費目や増額幅の計算方法等の改定例を示したところである。

しかし、実態把握調査においては、施設より要望がない、必要な予算を確保していないといった理由により、改定の予定がないと回答した地方自治体が1割程度であるほか、具体的な方法を検討中、財政部(局)と調整中、管内施設と協議中など、改定の実施について検討中と回答した地方自治体が3割から4割程度である。

については、改定の予定なしと回答した地方自治体におかれては、管内施設及び財政部(局)等との改定に向けた協議を開始いただくとともに、検討中と回答した地方自治体におかれては、現在行っている調整や検討等を進めていただき、着実な改定の実施をお願いする。

2 地方自治体独自の改定について

老人保護措置費に係る支弁額等については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日老発第0530003号)において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、地方自治体独自の改定を行っていただいているところである。

しかしながら、地方自治体独自の改定については、実態把握調査において実施していないと回答した地方自治体が7割以上である。

一方、独立行政法人福祉医療機構によると、全体的に養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営状況は悪化しており、個々の施設の経営状況を注視する必要がある。

(※) 2022年度 サービス活動増減差額比率(括弧内は前年度の数値)

養護老人ホーム(一般型) $\Delta 2.9\%$ ($\Delta 0.9\%$)

軽費老人ホーム(ケアハウス・一般型) $\Delta 2.4\%$ (0.2%)

については、以下の(1)及び(2)の取組の実施・検討をお願いする。

特に、これまで地方自治体独自の改定を実施していない場合、積極的な対応をお願いする。

(1) 所在施設における収支差や、特別養護老人ホーム等の介護保険サービスに従事する職員との給与額等の差といった経営状況を確認する。

(2) 既に改定を行った地方自治体の例にならい、次の①から③までに掲げる方法等により、所在施設における収支の改善や職員の更なる処遇改善がなされるような水準まで、老人保護措置費に係る支弁額等の改定を行う。

ただし、地方自治体によっては短期的に実施することが困難な場合もあることから、複数年にかけて実施するなど、計画的に実施することも考えられる。

なお、改定を行っている地方自治体の取組の概要については、別紙2を参照さ

りたい。

① 養護老人ホームに係る経費の普通交付税の算定に際しては、従来から当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じていることから、普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価について、平成18年時のものから改定を実施していない年時のものまでの増加率を踏まえて、事務費や生活費の引き上げを行う。

その際、検討の参考として、普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価をもとに計算した普通交付税上の措置額を財政部(局)とも連携して算出した上で、当該措置額及び利用者負担分として見込まれる歳入額と、実際の支弁額や予算額と比較を行うこと。

② 消費者物価指数の増加率や人事院勧告等による人件費の増加率を参照して、事務費(人件費等)や生活費の引き上げを行う。

③ 過去の介護報酬改定(平成21年～令和3年度)の改定率等を参照して、事務費等の引き上げを行う。

3 その他

(1) 都道府県による管内市町村の改定に向けた支援

一部の都道府県においては、管内市町村の適切な支弁額等の改定を促すとともに、養護老人ホームの利用者は複数市町村にまたがるところ、措置費の水準について市町村間で大きな差を生じさせないようにするため、財政部(局)とも連携の上、市町村担当者に対する説明会等を開催して、改定に向けた検討状況の聴取、質疑応答・意見交換等を実施しているところである。

については、このような取組を実施していない都道府県におかれても、管内市町村の老人保護措置費支弁基準の改定の促進のため、開催に向けた検討を進めた上で、必要な調整・助言を図られたい。特に、担当者の体制が限られている小規模な市町村等に対しては、より丁寧な対応をお願いする。

(2) 簡易計算シートの配布

各種改定を円滑に行えるようにするため、厚生労働省において改定後の単価を簡易的に計算できる計算シートを作成することとしている。

当該シートにおいては、介護報酬改定、人事院勧告、消費者物価指数など、改定率を決定する際に参考となる情報を活用し、また、各地方自治体の実際の基準や検討内容に応じて適宜修正等をした上で、改定後の計算等を円滑に行っていただくことを目指しており、改めて配布する予定であるので、御了知願いたい。

(3) 地方自治体向け説明会の実施

今後、令和6年度介護報酬改定等を踏まえた対応、地方自治体独自の改定、更に

は、地域における公益的な取組の促進に関する事例紹介などを行う、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの担当者向け説明会の開催（WEB形式）を予定しているところである。

詳細等については、別途連絡することから、各地方自治体におかれては積極的に参加されたい。

別紙 1

令和 6 年度 養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査（速報値）

※ 未回答となっている自治体を除く。

介護報酬改定 処遇改善分

	対応済み	他方法で実施	予定あり	検討中	予定なし
養護	43 (6.2%)	30 (4.3%)	296 (42.9%)	271 (39.3%)	50 (7.2%)
軽費	21 (16.8%)	3 (2.4%)	62 (49.6%)	33 (26.4%)	7 (5.6%)

介護報酬改定 その他分

	対応済み	他方法で実施	予定あり	検討中	予定なし
養護	60 (8.7%)	33 (4.8%)	238 (34.7%)	283 (41.0%)	73 (10.6%)
軽費	10 (8.0%)	3 (2.4%)	52 (41.6%)	50 (40.0%)	11 (8.8%)

介護報酬改定 基準費用額引き上げ（60 円／1 日）

	対応済み	他方法で実施	予定あり	検討中	予定なし
養護	26 (3.8%)	14 (2.0%)	316 (45.9%)	266 (38.8%)	67 (9.7%)

地方自治体独自の改定（事務費）

	実施なし	実施済み	当初から独自	不明
養護	445 (73.1%)	70 (11.4%)	20 (3.3%)	74 (10.8%)
軽費	86 (70.5%)	21 (17.2%)	5 (4.1%)	10 (8.2%)

地方自治体独自の改定（生活費）

	実施なし	実施済み	当初から独自	不明
養護	275 (74.4%)	48 (12.9%)	9 (2.4%)	40 (10.8%)
軽費	90 (74.4%)	14 (11.6%)	6 (5.0%)	11 (9.1%)

別紙2

地方自治体独自の改定例

※ 実態把握調査で地方自治体独自の改定ありと回答した一部の自治体に対して、個別に調査を実施し、回答内容を基に作成。

※ いずれの自治体においても、各種調査や他制度の取組等も参考にしつつ、管内施設の経営状況や要望等を踏まえた上で、改定率を決定。

○ 高知市（養護老人ホーム）

- ・ 令和6年度に一般事務費や特別事務費（夜勤体制加算、施設機能強化推進費加算）、一般生活費について、1.9%（令和4年11月時点の前年同月比消費者物価指数上昇率3.8%の1/2）を加算。

○ 八戸市（養護老人ホーム）

- ・ 令和4年度に、平成18年以降の人事院勧告率の積上げ0.91%分として、人件費単価を1,012円加算。
- ・ 令和5年度に、令和4年度人事院勧告率0.23%分として、人件費単価に256円増するとともに、夜勤体制加算100円増額
- ・ 令和6年度に八戸市新採用職員の初任給の増加率（平成18年からの増加率約20%）を考慮し、人件費は7%増するとともに、消費者物価指数の増加率11%（平成18年比）を考慮し、生活費を4%増。

○ 奈良県御所市（養護老人ホーム）

- ・ 厚生労働省が令和6年3月に発出した事務連絡や、県庁が開催した説明会を踏まえ、説明会で提示された単価の改定手順（普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価の推移（平成18年度→令和5年度））に基づき所要額の計算を実施、一般事務費及び特別事務費については1.38倍とした。
- ・ また、一般生活費についても、事務連絡や説明会で提示された近年の光熱費等の状況、過去の改定状況等を踏まえ、今回の介護報酬改定を踏まえた対応として、1.2倍の改定とした。

<令和6年12月18日事務連絡>

事務連絡
令和6年12月18日

各都道府県・指定都市・中核市
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）
各都道府県・指定都市 財政担当課
各都道府県 市区町村担当課

御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
総務省自治財政局調整課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けた簡易計算シートの配布
及び地方自治体に対する説明会の開催について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について」（令和6年11月22日老高発1122第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、「通知」という。）において、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応の着実な実施や、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定の改定の実施を改めてお願いしたところです。

今般、通知にて示していた、簡易計算シートの配布や、地方自治体向け説明会について、以下のとおり記しますので、都道府県におかれましては、本事務連絡について、管内市区町村に対して、周知をお願いいたします。

記

1 簡易計算シートの配布について

通知3（2）に記載のとおり、支弁額等の各種改定を円滑に行えるようにするため、厚生労働省において改定後の単価を簡易的に計算できるシートを作成したところです。

計算シートについては以下の3種類となっておりますので、使用方法や留意事項を御確認いただいた上で、活用いただきますようお願いいたします。なお、計算シートについては、今後も活用状況を踏まえながら更新を検討いたしますので、改善に向けた御意見等については、問い合わせ先記載のメールアドレスまで、適宜、ご連絡ください。

- （1）養護老人ホーム 老人保護措置費支弁基準 簡易計算シート
- （2）軽費老人ホーム 利用料等 簡易計算シート
- （3）処遇改善・生活費計算シート 簡易計算シート

※（１）、（２）については、参考となる事項等を踏まえ、地方自治体で改定率を決定の上、事務費等の単価を計算する場合のシートであり、（３）については、令和６年３月２６日付事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について」で示している計算方法等に基づき処遇改善等を計算するシートです。

２ 地方自治体向け説明会の開催について

通知３（２）に記載のとおり、令和６年度介護報酬改定等を踏まえた対応、地方自治体独自の改定、地域における公益的な取組の促進に関する事例紹介などを行う説明会について、以下のとおり開催いたします。

なお、本説明会は録画の上で後日共有させて頂く予定であり、ご都合等により出席が叶わない場合でも内容をご確認頂くことが可能です。（都道府県による管内市町村への提供も可能。）

（１）開催日時 令和７年１月１５日（水）１４時～

※所要１時間程度の見込みで、開始１５分前から入室可能です。

※説明資料は事前にお送りする予定です。

※参加者数が多数の場合、１５日１６時から開催いたします。

（２）説明内容

- ・養護老人ホーム・軽費老人ホームを取り巻く状況
- ・令和６年度介護報酬改定等を踏まえた対応
- ・地方自治体独自の改定
- ・各都道府県における説明会（事例紹介）
- ・養護老人ホーム等における公益的な活動（事例紹介）等

（３）対象者 都道府県・指定都市・中核市の福祉・財政・市町村担当部局担当者

（４）開催方法 WEB（Zoom）

※ 同時参加者数に限りがあるため、各自治体の参加者数は最大２～４名でお願いします。

（５）回答提出先 Web フォーム：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/yougo_keihi

回答は１月８日（水曜日）までにお送り下さい。

（問い合わせ先）
厚生労働省 老健局 高齢者支援課
予算係 鈴木・延澤
TEL：03-5253-1111（内線 3925、3926）
e-Mail：kourei-yosan@mhlw.go.jp

<令和7年1月23日通知>

老高発0123第1号

令和7年1月23日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

各地方自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各地方自治体において改定されているところであるが、令和6年度補正予算による介護人材確保・職場環境改善等事業等を踏まえ、支弁額等の改定並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について、以下のとおり通知する。都道府県においては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市町村に対して、周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 養護老人ホーム等の人材確保・職場環境改善等に向けた対応について

今般、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、「足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援する」とされたところである。

昨年、12月17日に成立した令和6年度補正予算では、介護人材確保・職場環境改善等事業により、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助することとしている。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではない

が、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要であるため、各地方自治体においても、老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いする。

なお、この改定に伴い必要となる経費については、令和7年度の地方交付税で措置することとされている。

また、令和6年度補正予算の「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」や、令和7年度予算案の地域医療介護総合確保基金による「介護テクノロジー導入支援事業」については、新たに養護老人ホーム及び軽費老人ホームも助成対象とする予定であることから、生産性向上による働きやすい職場環境の実現の推進に向けて、積極的な活用を図られたい。

2 養護老人ホーム等の適切な運営について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いする。

また、養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、各市町村の関係部（局）や地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員等の関係機関へ措置制度の周知や連携も行った上で、入所措置すべき者の適切な把握を行うとともに、管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用をお願いする。

3 「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査」の結果について

令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定状況については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和6年4月22日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により実施したところであり、その結果は別紙のとおりであるが、昨年度に引き続き、処遇改善等について「実施の予定がない」という回答や、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定について「消費税率8%から10%引上げ分のみ実施（5%から8%は未実施）」といった回答が一定数あったところである。

については、昨年度も依頼しているところであるが、このような回答をされた自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違い等の状況を十分考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

特に、軽費老人ホームの利用料のうち、消費税率の引上げに伴う改定について未実施（消費税率5%から8%引上げ分のみ実施、消費税率8%から10%引上げ分のみ実施も含む）の都道府県等におかれては、早急にご対応いただくことをお願いする。

なお、各地方自治体の老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況については、今後、厚生労働省のホームページ等で公表することも検討しているので、予め、ご承知願いたい。

また、都道府県におかれては、管内市町村の状況を把握するとともに、市町村担当者に対する説明会等の開催や個別の助言を行うなど、管内市町村の適切な支弁額等の改定に向けた支援を図られたい。特に、担当者の体制が限られている小規模な市町村等に対しては、より丁寧な対応をお願いする。

加えて、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応、厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定ではない、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定の実施については、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について」（令和6年11月22日老高発1122第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）にて依頼を行っているが、これらについても引き続き対応をお願いする。

4 その他

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、これまでも依頼している処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、引き続き地方交付税措置されているので、各地方自治体においては福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いする。

また、養護老人ホームに係る地方交付税の算定に際しては、これまでも養護老人ホームの当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じているところである。

別紙

養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について
※令和7年1月20日時点の集計

養護老人ホーム

管内に施設が所在または広域連合等により運営している796市町村の回答を集計

軽費老人ホーム

利用料等を定める128自治体（都道府県・指定都市・中核市）の回答を集計

1 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善

養護老人ホーム

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
支弁額等の改定実施済み	636市町村（79.9%）	569市町村（75.8%）
支弁額等の改定を実施する見込み	15市町村（1.9%）	30市町村（4.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	13市町村（1.6%）	54市町村（7.2%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	122市町村（15.3%）	75市町村（10.0%）
当該項目未回答	10市町村（1.3%）	23市町村（3.1%）

軽費老人ホーム

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
利用料等の改定実施済み	121自治体（94.5%）	123自治体（96.1%）
利用料等の改定を実施する見込み	0自治体（0.0%）	0自治体（0.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	5自治体（3.9%）	2自治体（1.6%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2自治体（1.6%）	2自治体（1.6%）
当該項目未回答	0自治体（0.0%）	1自治体（0.8%）

2 消費税率の引上げに伴う改定

養護老人ホーム

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
支弁額等の改定実施済み	681 市町村 (85.6%)	589 市町村 (78.4%)
支弁額等の改定を実施する見込み	14 市町村 (1.8%)	18 市町村 (2.4%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	7 市町村 (0.9%)	21 市町村 (2.8%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	84 市町村 (10.6%)	92 市町村 (12.3%)
当該項目未回答	10 市町村 (1.3%)	31 市町村 (4.1%)

(改定実施済みと回答した自治体の対応状況)

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
消費税率5→8%引上げのみ実施（8→10%は未実施）	9 市町村 (1.3%)	15 市町村 (2.5%)
消費税率8→10%引上げのみ実施（5→8%は未実施）	140 市町村 (20.6%)	191 市町村 (32.4%)
消費税率5→10%（5→8→10%）引上げ分を実施	528 市町村 (77.5%)	379 市町村 (62.3%)
当該項目未回答	4 市町村 (0.6%)	4 市町村 (0.7%)

軽費老人ホーム

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
利用料等の改定実施済み	117 自治体 (91.4%)	116 自治体 (90.6%)
利用料等の改定を実施する見込み	1 自治体 (0.8%)	1 自治体 (0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	2 自治体 (1.6%)	3 自治体 (2.3%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	8 自治体 (6.3%)	7 自治体 (5.5%)
当該項目未回答	0 自治体 (0.0%)	1 自治体 (0.8%)

(改定実施済みと回答した自治体の対応状況)

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
消費税率5→8%引上げのみ実施（8→10%は未実施）	2 自治体 (1.7%)	1 自治体 (0.9%)
消費税率8→10%引上げのみ実施（5→8%は未実施）	24 自治体 (20.5%)	53 自治体 (45.7%)
消費税率5→10%（5→8→10%）引上げ分を実施	91 自治体 (77.8%)	61 自治体 (52.6%)
当該項目未回答	0 自治体 (0.0%)	1 自治体 (0.9%)

3 令和6年度介護報酬改定等を踏まえた対応

処遇改善分

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	47 市町村 (5.9%)	22 自治体 (17.2%)
支弁額等の改定を実施する見込み	314 市町村 (39.4%)	63 自治体 (49.2%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	47 市町村 (5.9%)	4 自治体 (3.1%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	319 市町村 (40.1%)	34 自治体 (26.6%)
支弁額等の改定予定なし	58 市町村 (7.3%)	5 自治体 (3.9%)
当該項目未回答	11 市町村 (1.4%)	0 自治体 (0.0%)

その他分

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	65 市町村 (8.2%)	11 自治体 (8.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	253 市町村 (31.8%)	52 自治体 (40.6%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	50 市町村 (6.3%)	3 自治体 (2.3%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	336 市町村 (42.2%)	50 自治体 (39.1%)
支弁額等の改定予定なし	81 市町村 (10.2%)	11 自治体 (8.6%)
当該項目未回答	11 市町村 (1.4%)	0 自治体 (0.0%)

基準費用額引き上げ（60円／1日）

	養護老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	26 市町村（3.3%）
支弁額等の改定を実施する見込み	342 市町村（43.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	15 市町村（1.9%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	320 市町村（40.2%）
支弁額等の改定予定なし	80 市町村（10.1%）
当該項目未回答	13 市町村（1.6%）

4 地方自治体独自の改定

事務費

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
改定を実施していない	500 市町村（62.8%）	87 自治体（68.0%）
改定を実施している	83 市町村（10.4%）	22 自治体（17.2%）
厚生労働省が示した基準は用いず、当時より独自の基準にて実施	25 市町村（3.1%）	5 自治体（3.9%）
不明	88 市町村（11.1%）	11 自治体（8.6%）
当該項目未回答	100 市町村（12.6%）	3 自治体（2.3%）

生活費

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
改定を実施していない	299 市町村 (37.6%)	91 自治体 (71.1%)
改定を実施している	51 市町村 (6.4%)	15 自治体 (11.7%)
厚生労働省が示した基準は用いず、当時より独自の基準にて実施	9 市町村 (1.1%)	6 自治体 (4.7%)
不明	42 市町村 (5.3%)	12 自治体 (9.4%)
当該項目未回答	395 市町村 (49.6%)	4 自治体 (3.1%)

<令和7年3月14日事務連絡>

事 務 連 絡
令和7年3月14日

各都道府県・指定都市・中核市
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和7年1月23日老高発0123第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下「通知」という。）において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の離職の防止・職場定着の推進を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いしております。

今般、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例並びに改定に向けてのQ&Aについて、別添のとおりまとめました。

更に、Q&Aでは、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について」（令和6年11月22日老高発1122第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で依頼している事項等も含めておりますので、併せて改定等に当たってのご参考としていただきますようお願いいたします。

なお、通知でも周知したとおり、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた改定に伴い必要となる経費については、令和7年度の地方交付税で措置することとされていることを申し添えます。

また、都道府県におかれましては、本事務連絡について、管内市区町村に対して周知をお願いいたします。

(別添1)

令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の
改定の考え方及び改定の例

1 改定に向けた基本的な考え方

養護老人ホームについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)の別紙1「老人保護措置費支弁基準」により、また、軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日老発第0530003号)の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により、支弁額や利用料等を示している。

一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた改定の参考となるよう、支弁額等について増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

2 令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた対応

(1) 基本的な考え方等について

昨年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」では、「足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援する」とされたところである。

12月17日に成立した令和6年度補正予算では、介護人材確保・職場環境改善等事業により、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助することとしている。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に職員の離職の防止・職場定着の推進を図る必要がある。

そのため、養護老人ホームの特別事務費や軽費老人ホームの各種加算額等に、新たに「介護人材確保・職場環境改善等加算」(仮称)を設けた上で、「(2)支弁額等の増額幅について」で示した計算方法のとおり増額することが考えられる。

(2) 支弁額等の増額幅について

基本的には、養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額や軽費老人ホームにおける事務費が、令和7年度において職員1人当たり54,000円分増額されるようにすることが必要である。このため、具体的には、次のような考え方によって求めた額の特別事務費等に加算することが考えられる。

ア 対象職員数（月平均）

各月の職員数（養護老人ホームにおいては支援員、軽費老人ホームにおいては介護職員の数。いずれも常勤換算した数とする。）から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した上で12で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

イ 加算総額（年間）

「対象職員数（月平均）」×54,000円により、「加算総額」を求める。

(3) 加算の設定に際する留意事項

介護人材確保・職場環境改善等加算（仮称）を設定する際には、職員の離職の防止・職場定着の推進をより効果的・効率的に実施するため、以下のような要件・対象経費・認定方法を定めることが考えられる。

ア 加算要件

養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していることを、加算の要件とする。

- (ア) 職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (イ) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- (ウ) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

イ 対象経費

この加算の使途範囲は、職場環境改善経費又は人件費に要する費用とする。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。ただし、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできない。

ウ 加算の認定方法等

- (ア) 地方自治体の長は、加算の認定を受けようとする施設から、計画書を提出させること。
- (イ) 地方自治体の長は、実績報告書を翌年4月末日までに提出させること。更に、地方自治体の長は、加算を設定した施設に対して、必要に応じて実施状況の確認を行うこと。

(4) その他（養護老人ホーム等における生産性向上・職場環境改善等について）

高齢者の増加や生産性人口の減少により、介護人材の確保が重要な課題となっている中、介護保険サービスにおいては、令和6年度介護報酬改定における「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の設置の義務付けや生産性向上推進体制加算の設定、介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣

総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰の実施等、各種施策を通じて、施設や事業所における生産性向上・職場環境改善等に関する取組を促しているところである。

前述のとおり、介護保険サービスと養護老人ホーム及び軽費老人ホームの業務内容は類似しており、人材の確保も共通の課題である。そのため、養護老人ホーム等においても、介護保険サービスにおける取組を参考に各施設が生産性向上・職場環境改善等に関する取組を進めていただくよう、自治体におかれては周知をお願いする。

なお、通知でも周知したとおり、令和6年度補正予算の「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」や、令和7年度予算案の地域医療介護総合確保基金による「介護テクノロジー導入支援事業」については、新たに養護老人ホーム等も助成対象とする予定であることから、これらの事業を活用し、ICT機器等の介護テクノロジーの導入の促進を図られたい。

(別添2)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けたQ&Aについて

【令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた対応】

Q1 増額幅が示されているが、月ごとに支弁する場合はどのように考えるべきか。

A 職員1人当たり54,000円という額は令和7年度において増額するものであり、12ヶ月分として一月あたりの金額に換算すると4,500円、6ヶ月分として一月当たりの金額に換算すると9,000円になる。一方、各施設における速やかな取組を促すため、年額・複数月分をまとめるなど、可能な限り早期の支弁が望ましい。

Q2 加算の要件について、地域の実情や管内施設の経営状況等を勘案して、他の内容に変更することは可能か。

A 2(3)アに記載されている3種類の要件については、介護人材確保・職場環境改善等事業と同一の内容にすることを示したものであり、基本的にはこれらの要件が踏襲されることを想定している。

ただし、地域の実情や管内施設の経営状況等を勘案し、介護報酬の介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件の具体的な内容として示されている①～④なども参考にして、各自自治体で代わりの要件を設定することも可能である。

Q3 加算の認定等に際して提出を求める計画書や実績報告書等について、どのような内容にすればよいか。

A 別紙様式のような内容が考えられることから、各自自治体において適宜加工の上、活用いただきたい。

また、計画書及び実績報告書の内容を証明する資料については、施設において適切に保管されることを確認し、都道府県からの求めがあった場合に事業者等が速やかに提出することを要件とした上で、認定時に全施設から一律の添付を求めなくても差し支えない。

Q4 令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業では、介護職員等処遇改善加算の取得を要件としているが、本事業においても同様に処遇改善に取り組むことを要件とすべきか。

A 老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況に関する自治体の取組状況が異なることも考慮して、各施設における処遇改善の取組状況については、本事務連絡における加算要件と

しては示していないところである。

なお、これまでも各種通知や全国会議等を通じて、養護老人ホームや軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の推進を求めていることから、経営状況等を勘案して、引き続き必要な支弁額の改定等をお願いする。

Q5 対象経費である職場環境改善経費又は人件費について、具体的にはどのような内容が考えられるか。

A 「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和7年2月7日老発0207第3号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱」及び当該事業に関するQ&Aと同等にすることが考えられる。ただし、加算要件を別の内容にした場合、職場環境改善経費における対象についても、それに合わせることを望ましい。

Q6 令和8年度以降も介護人材確保・職場環境改善等加算（仮称）の実施が必要か。

A 令和6年度介護報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討することとされている。

このような介護保険サービスにおける取組状況も勘案しながら、今後、養護老人ホームや軽費老人ホームにおける令和8年度以降の取組についても検討することとしている。

【地方自治体独自の改定、都道府県による管内市町村の改定に向けた支援等】

Q7 改定率について、厚生労働省が一律に示すことはあるのか。

A 厚生労働省としては、改定率を検討するにあたり参考になる事例を提供するが、社会経済情勢や地域の実情等を勘案して、所在施設における収支の改善や職員の更なる処遇改善がなされるような水準になるよう、地方自治体で改定率を検討・決定していただきたい。

Q8 養護老人ホーム等に対する経営実態の把握について、どのような方法があるか。

A 令和6年3月26日付け事務連絡でも示したとおり、収支計算書やその他の資料（人件費や光熱費の推移等が分かるもの）等を施設より提出させた上で、施設や関係団体等と意見交換を行い、入居者等に対する支援の状況や地域における課題・ニーズ等を確認した上で、経営状況の分析や評価等、経営の安定化に向けて検討すること等が考えられる。

なお、独立行政法人福祉医療機構が作成している経営分析参考指標においては、全国ベースの養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営状況等についても示されていることから、参考にされたい。

Q9 特別養護老人ホーム等の介護保険サービスに従事する職員との給与額等の差を確認するにあたり、新規で調査を行う必要があるか。

A 自治体によっては新規で管内の介護施設に対して調査を行うことが困難な場合も考えられることから、厚生労働省や他の自治体が行っている既存の調査を活用することも考えられる。

Q10 地方自治体独自の改定について、いつまでに実施しなければいけないのか。

A 早期に実施することが望ましいが、地方自治体によっては短期的に実施することが困難な場合もあるため、複数年にかけて実施するなど、計画的に実施することも考えられる。

Q11 改定率について、計算シートで示されている参考となる事項の伸び率に合わせる必要があるのか。

A 改定率について、社会経済情勢や地域の実情等を勘案して、所在施設における収支の改善や職員の更なる処遇改善がなされるような水準になるよう、地方自治体において検討・決定いただくものであり、令和6年12月18日付け事務連絡で配布した簡易計算シートで示されている参考となる事項の伸び率に合わせる必要はない。

なお、地方自治体が独自の改定を実施する際には、各種調査や他制度の取組等も参考に

しつつ、管内施設の経営状況や要望等を踏まえた上で、改定率を決定していると認識している。

Q12 都道府県における市町村担当者説明会について、どのような内容が考えられるか。

A 先駆的に開催している事例等も踏まえると、厚生労働省等から発出された通知や事務連絡等の説明等に加え、支弁額の改定状況、老人福祉法に基づく措置入所の実施状況や個別事例、養護老人ホームにおける公益的な取組や契約入所の状況について、市町村間による共有や意見交換、都道府県として助言を行うことが考えられる。更には、これらの事項に関する関係者や有識者等による説明や先駆的な取組の紹介等も考えられる。

Q13 都道府県による市町村の改定等に向けた支援について、政令指定都市、中核市や管内に養護老人ホームがない市町村に対しても行うべきか。

A 指定都市・中核市については、都道府県より権限等が移譲されているところではあるが、措置費の水準の差という観点からは、一般的な市町村と同一であることから、指定都市・中核市も含めて調整等をお願いする。

また、管内に養護老人ホームがない市町村においても、管外の施設に対して入所を委託していることから、老人福祉法に基づく措置入所の適切な実施に関する事項等については、同様の支援等をお願いする。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組に関する
調査研究事業

令和8年（2026年）3月発行

発行 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9階
TEL 03-3221-7011（代表） FAX 03-3221-7022

不許複製